

第二章 警察制度の變遷（本縣）

- 六、勞働者募集ニ關スル事項
- 七、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工業勞働者最低年令法施行ニ關スル事項
- 八、汽罐汽機取締ニ關スル事項
- 九、勞働爭議調停ニ關スル事項

- 分課改廢ノ要領  
右ノ内新舊改廢ノ要點左ノ如シ
- 一、知事官房（略）
  - 二、内務部（略）
  - 三、學務部（略）
  - 四、警察部

- 一、保健ニ關スル事項
- 二、防疫ニ關スル事項
- 三、醫務及藥品ニ關スル事項
- 四、公立病院ニ關スル事項
- 五、狂犬病ニ關スル事項
- 六、精神病者監護ニ關スル事項
- 七、醫師會齒科醫師會及藥劑會其ノ他衛生ニ關スル諸會ニ關スル事項
- 八、豫防ニ關スル事項

- |       |       |              |   |   |
|-------|-------|--------------|---|---|
| 高等警察課 | 高等警察課 | 變更ナシ         | 備 | 考 |
| 警務課   | 警務課   | 同            |   |   |
| 保安課   | 保安課   | 從來ノ工場課ノ事務ヲ加フ |   |   |
| 衛生課   | 衛生課   | 變更ナシ         |   |   |
| 工場課   | 工場課   | 廢止           |   |   |
- 以下各課（警察部）ノ置廢分合ノ狀況并事務分掌は第四章警官取締ノ變遷ノ部各課ノ節は詳記せるを以つて省略す

官吏制度の改革（昭和十三年）

官吏制度の改革は官界と云はず國民各層の間において久しく要望せられ論議せられたところであるが近衛内閣はその革新政策具現の一環としてこれを今議會に於て言明し既に法制局案が發表された。行政の全面的刷新への第一着手として誠に結構と云はねばならぬ。改革原案を要約すると

- 一、官界の開戸放と人材の登用
- イ、法律萬能の試験制度を改正して人物試験的性質を加味すること
- ロ、特別任用、並稱任用の範圍を擴大して經濟、財政、金融、技術方面から有能の士を登用すること
- ハ、身分保障制度を緩和して官界の沈滞を防ぎ清新の空氣を注入すること

（下略）

訓令秘第百五號 昭和十四年二月一日  
大正十五年六月訓令秘第三六四號大分縣處務細則中左ノ通改正

第四條 警察部ニ左ノ課ヲ置ク

- 警務課
- 保安課
- 刑事課
- 衛生課
- 工場課
- 健康保險課

第六條ノ二 削除  
第十條 警察部各課ノ分掌左ノ如シ

特別高等警察課

- 一、御肖像及御紋章ニ關スル事項
- 二、宗教警察ニ關スル事項
- 三、集會結社多衆運動ニ關スル事項
- 四、思想上ノ各種運動ニ關スル事項
- 五、治安上注意スヘキ經濟政治其ノ他ノ運動及情勢ニ關スル事項
- 六、各種要視察人（刑事課所管ノモノヲ除ク）ニ關スル事項

第二節 職制、定員及警察官の待遇

- 七、内鮮係ニ關スル事項
- 八、外事警察ニ關スル事項
- 九、海外渡航者及海外旅券ニ關スル事項

- 一〇、出版警察ニ關スル事項
- 一一、一般社會情勢ニ關スル事項
- 一二、主管課不分明ナル諸願、陳情、投書等ニ關スル事項
- 一三、其ノ他特別警察ニ關スル事項

警務課

- 一、警察區劃及職員ノ配置ニ關スル事項
- 二、警察勤務方法及戸口調査ニ關スル事項
- 三、巡查以下ノ進退、賞罰、服務其ノ他身分ニ關スル事項
- 四、警部以下ノ恩給、加俸其ノ他諸給與ニ關スル事項
- 五、警察賞與及弔祭、扶助、療治料ニ關スル事項
- 六、給與貸與ニ關スル事項
- 七、警備警備召集ニ關スル事項
- 八、防空、水災消防其ノ他ノ警防事務ニ關スル事項
- 九、警防團ニ關スル事項
- 一〇、機密ニ關スル事項
- 一一、巡查ノ採用並訓練（警察練習所各科生ヲ除ク）ニ關スル事項
- 一二、警察練習所ニ關スル事項

- 一三、請願巡查ニ關スル事項
- 一四、警察巡閱ニ關スル事項
- 一五、警察電話ニ關スル事項
- 一六、警察統計ニ關スル事項
- 一七、部ニ屬スル文書ノ收受發送及編纂保存ニ關スル事項
- 一八、部ニ屬スル官印ノ管守ニ關スル事項
- 一九、警察船車ノ管理ニ關スル事項
- 二〇、警察共濟組合ニ關スル事項
- 二一、警察署長會議ニ關スル事項
- 二二、警察部ノ宿直ニ關スル事項
- 二三、類典編纂ニ關スル事項
- 二四、警察公報發行ニ關スル事項
- 二五、部中他課ノ主管ニ屬セサル事項

保安課

- 一、行政警察ニ關スル事項
- 二、野生鳥獸ノ保護調査研究ニ關スル事項
- 三、石油消費規正ニ關スル事項
- 四、經濟保安ニ關スル事項

刑事課

- 一、犯罪豫防ニ關スル事項
- 二、司法警察ニ關スル事項
- 三、各種議員選舉法令施行ニ關スル事項
- 四、選舉犯罪及公務員犯罪ニ關スル事項
- 五、贓札ニ關スル事項

- 六、移動警察ニ關スル事項
- 七、受刑釋放者ニ關スル事項
- 八、刑事要視察人及留置人ニ關スル事項
- 九、囚人及刑事被疑者ノ看守及護送ニ關スル事項
- 一〇、變死傷及檢視ニ關スル事項
- 一一、藏物及遺留品ニ關スル事項
- 一二、保護少年ニ關スル事項
- 一三、犯罪手口ニ關スル事項
- 一四、警察指紋及犯罪寫眞其ノ他犯罪鑑識ニ關スル事項
- 一五、拘留、科料處分ニ關スル事項

衛生課

- 一、豫防ニ關スル事項
- 二、防疫ニ關スル事項
- 三、醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商及製藥者等ニ關スル事項
- 四、産婆、看護婦、鍼灸按摩術其ノ他療醫屬ノ取締ニ關スル事項
- 五、醫師會、齒科醫師會、藥劑師會、其ノ他衛生ニ關スル諸事項
- 六、醫療施設ニ關スル事項
- 七、診療所ノ取締ニ關スル事項
- 八、藥品及賣藥ニ關スル事項
- 九、毒物、劇物其ノ他有害物ニ關スル事項
- 一〇、賣藥部外品ニ關スル事項

スル事項

- 六、勞働爭議調停ニ關スル事項
- 七、商店法施行ニ關スル事項
- 八、勞働者募集規則施行ニ關スル事項
- 九、勞務供給事業規則施行ニ關スル事項
- 一〇、營利職業紹介事業規則施行ニ關スル事項
- 一一、市街地建築物法並建設物取締規則施行ニ關スル事項

健康保險課

- 一、飲料水及水道ニ關スル事項
- 二、飲食物其ノ他ニ關スル事項
- 三、榮養ニ關スル事項
- 四、屠宰及屠場ニ關スル事項
- 五、墓地火葬場ニ關スル事項
- 六、鑛泉ニ關スル事項
- 七、汚物掃除ニ關スル事項
- 八、狂犬病ニ關スル事項
- 九、監置精神病者ニ關スル事項
- 一〇、縣立病院、同治療院、保健所、健康相談所、縣營診療所、及結核療養所ニ關スル事項
- 一一、産婆、看護婦、藥種商、毒物劇物製藥者、鍼灸術、按摩、マツサージ術、理容術試験ニ關スル事項
- 一二、市町村衛生費及醫師會等ノ補助ニ關スル事項
- 一三、其ノ他保健衛生ニ關スル事項

工場課

- 一、工場法施行ニ關スル事項
- 二、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工業勞働者最低年令法施行ニ關スル事項
- 三、工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケル退職積立金及退職手当法施行ニ關スル事項
- 四、砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル勞働者災害扶助法施行ニ關スル事項
- 五、砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル勞働者災害扶助責任保險ニ關スル事項

第二節 職制、定員及警察官の待遇

- 九、健康保險ニ關スル訴願及行政訴訟ニ關スル事項
- 一〇、健康保險ノ統計ニ關スル事項
- 一一、任意包括被保險者ノ資格ニ關スル事項
- 一二、健康保險組合ノ監督ニ關スル事項
- 一三、健康保險特別會計經費ノ支出ニ關スル事項

第二章 警察制度の變遷(本縣)

- 一四、健康保險特別會計豫算及決算ニ關スル事項
  - 一五、健康保險特別會計所屬物品ノ出納保管ニ關スル事項
  - 一六、支拂元受高差引簿ノ記帳整理及支拂元受高轉換ニ關スル事項
  - 一七、健康保險特別會計所屬物品ノ購買貸借及修繕並處分ニ關スル事項
  - 一八、健康保險特別會計所屬電話ニ關スル事項
  - 一九、健康保險特別會計所屬職員ニ關スル事項
  - 二〇、健康保險相談所ニ關スル事項
- 第十五條第四項「部長書記室」ヲ削ル  
 訓令秘第六七號 昭和十四年七月十五日改正

職制 其二 (警官關係)

- ◎明治二年四月二十日行政官第三七二ヲ以テ諸官規則ヲ定ム
- ◎同八年十月廿四日布告第一五八號ヲ以テ府縣官(中警部)ヲ置ク
- ◎明治八年十月廿四日太政官達第一八一號警部職制
- ◎明治八年十月廿四日太政官達第一八三號行政警察規則中警察掛官員及巡卒等改正セラル
- ◎同年十二月七日警部職制章程ヲ定メ内務卿へ報告
- ◎明治九年九月十四日太政官第九二號ヲ以テ府縣職制中第四課事務ハ渾テ警部ヲ以テ取扱ハシム
- ◎明治九年九月十八日警保課警部巡查章程并事務取扱規則ヲ定

- 大分縣處務細則  
 第四條中工場課ノ次ニ「警防課」ヲ加フ  
 第十條 警務課事務分掌事項中「八防空水火災消防其ノ他ノ警防事務ニ關スル事項」九警防團ニ關スル事項」ヲ削リ第十條ヲ第八條トシ下順次繰上ゲ  
 同條中工場課事務分掌事項ノ次ニ左ノ事項ヲ加フ
- 警防課
- 一、防空水火災消防其ノ他ノ警防事務ニ關スル事項
  - 二、警防團ニ關スル事項
  - 三、防空信通施設ニ關スル事項
  - 四、防空委員會ニ關スル事項

- ◎明治十三年五月十日勅第五七七號警察課ヲ警察本署ト改稱
- ◎同年六月一日警察署及分署ハ自今警察分署トシテ警察本署ノ監督ヲ受クベキ旨布達
- ◎同年同月同日ヲ以テ警察本分署職制事務章程及事務調理規程ヲ定ム
- ◎明治十四年九月十四日日本諸第三一號ヲ以テ警察本署及警察署職制ヲ定ム
- ◎明治十四年十一月廿六日太政官達第九八號ヲ以テ府縣官中警部長ヲ置ク附修級雜給支給方ヲ達ス(待遇參照)
- ◎同十四年十一月廿六日太政官達第九九號ヲ以テ府縣官職制中

- 増補ヲナス
- ◎明治十七年六月三十日日本課第五四號ヲ以テ警察職務規程中追加ヲナス
  - ◎同十七年四月四日日本課第五六號以下進達ノ儀警部長ニ委任
  - ◎同十八年十月八日日本課第四五號判任官管内派遣ノ節人名報告方達ス
  - ◎同十九年六月一日日本課第三一號藝娼妓貨座敷頭許可ノ儀警部長ニ委任
  - ◎同十九年六月十二日日本課第四一號ヲ以テ警察署長分署長委任件條中ノ追加ヲナス
  - ◎同年七月二十日勅令第五四號地方警察官々制(地方官々制中)ヲ定メラル
  - ◎同十九年十月十三日訓令文第一五號大分縣警察職務規程ヲ定ム
  - ×同年十二月七日日本課第一〇五號警察部員ノ職務ノ規程ヲ定ム
  - ×同二十一年內務省訓令第六四〇號ヲ以テ警察官吏配置及勤務概則ヲ定ム
  - ◎明治二十一年七月九日訓令文第二八號ヲ以テ大分縣警察官吏配置及勤務規程制定
  - ×明治二十三年十月二十日訓令文第四六號ヲ以テ本規程中改正

- ◎明治二十五年八月十五日訓令官第五二號監獄署、監獄支署處務規程ヲ定ム
- ◎明治二十六年六月廿三日訓令官第七〇號ヲ以テ警察官吏勤務規程中改正
- ◎明治二十六年十二月一日訓令官第一〇九號ヲ以テ明治二十三年訓令文第四六號ヲ廢シ更ニ大分縣警察部署處務規程ヲ定ム
- ◎明治二十八年十月五日訓令官第五五號ヲ以テ警部長、收稅部長、監獄署長事故アル時代代理ノ件ヲ達ス
- ◎明治三十年七月七日內務省訓令第一六號ヲ以テ巡查配置及勤務概則ヲ定ム
- ◎明治四十三年十一月勅令第四二七號警察官吏職務應援ニ關スル件ヲ定ム
- ×明治四十四年十月一日訓令秘第五〇〇號警察部警保課勤務ノ者ハ警務ト心得(處務細則改正ニ依リ)ベシ
- ◎大正七年五月內務省告示第四八號警視ヲ以テ警察署長ニ充ツベキ警察署指定
- ◎大正十年四月勅令第一五一號ヲ以テ府縣警察醫設置制ヲ定ム
- ×昭和十二年五月內務省訓令第四號ヲ以テ巡查配置及勤務概則ヲ改正ス

行政官第三百七十二 明治二年四月二十日

諸官規則

第二節 職制、定員及警察官の待遇

第二章 警察制度の變遷（本縣）

三七〇

一、從前之規則ヲ改正シ又ハ新ニ法制ヲ造爲スル等總テ重大之事件ハ其官ニ於テ決議ノ上更ニ輔相ニ達シ天裁ヲ受ヘシ  
一、前條之外府藩縣ヨリ伺ヒ出候所ノ小事件ハ裁判之上速ニ下知スヘシ追テ月括リ兩度朔日ヨリ十五日ヲ一括リ十六日ヨリ晦日一括トス其大旨趣ヲ輔相ニ達スヘシ但重キ事件ハ速ニ達スルコト勿論タルヘシ  
一、諸届ハ其官限リ開置ヘシ重キ事件ハ前條ニ準ス  
右之通諸官規則大綱被仰出候間細目之分ハ其官々ニ於テ取極メ可何出事

（註）本規則ハ同年七月八日第六百二十二職員令ノ發布ニ依リ消滅

吟 味 發

これは大給近説が天保十四年に置いたものである。尤も安永九年六代近濤の時代に此職を置いたが其後屢々置廢されたのを天保年間に復活したもので、人才を拔擢し庶政を總攬し且つ訴訟の曲直、風俗の良否等關與せざるなく非常に治績を擧げた、參考として附記するに止む（編者）

布告第百五十八號 明治八年十月廿四日

府縣東京府ヲ除ク官中左ノ官ヲ被置候條此旨布告候事

但人員ハ各地方ノ適宜ニ任スヘキ事

- 一 等 警 部 官 等 九 等
- 二 等 警 部 官 等 十 等
- 三 等 警 部 官 等 十 一 等
- 四 等 警 部 官 等 十 二 等
- 五 等 警 部 官 等 十 三 等
- 六 等 警 部 官 等 十 四 等

太政官選第百八十一號（明治八年十月廿四日） 府縣（東京府ヲ除ク）

警部職制左ノ通被定候條此旨相違候事

警 部 職 制

- 一 等 警 部
- 二 等 警 部
- 三 等 警 部
- 四 等 警 部
- 五 等 警 部
- 六 等 警 部

（註）九年第十號布告ヲ以テ七等警部ヲ置ク

（行政警察規則中警察掛官員及選卒等改正）

太政官選第百八十三號（明治八年十月二十四日）

今般府縣官中ニ警部ヲ被置并選卒ヲ巡査ト被稱候ニ付テハ本年三月第二十九號連行政警察規則中警察掛官員又ハ掛リ官員ト有之候ハ總テ警部ト改正選卒ト有之候ハ總テ巡査ト改正候條此旨相違候事

警部課名稱之儘ニ付内務省ニ伺（明治八年十二月三日）

當縣警察官吏ハ從來庶務中ニ一專務ヲ設置候處今般太政官百五十八號ヲ以テ府縣官中ニ警部ヲ被置候旨御布告相成猶章程制服等迄被仰出候處ニテハ更ニ警部課ヲ設候義ト存候得共設課ノ御達無御座名稱判然致兼候條此段相同候至急御指揮被成下度候也  
右指令（明治八年十二月廿三日）

書面之趣本年第二百三號公達ノ通可相心得候事

（註）第二〇三號公達とは府縣職制并ニ事務章程にして、前項「一般關係」ノ部ニ輯録セリ

警部職制章程相定候ニ付御届（明治八年十二月七日）

先般縣官中ニ警部ヲ被置候旨御達ニ依リ別冊之通職制章程相定候ニ付此段及御届置候也

追伸警察費豫算ハ不日進達可仕候條此段添テ申上置候也

書面届出之趣昨八年第百六號御達并ニ同千乙第百六拾八號當省達ニ照準可取調事

内務卿 大 久 保 利 通

明治九年一月廿三日

（註）八年第二〇六號御達とは「行政警察規則」中一部の改正で、又乙第一六八號とは巡査懲罰例、警察出張所設置方、巡査召募規則、月報送致手續、警部巡査給與規則等を指すものである。何れも參照條文として次に輯録す。

達第二〇六號 明治八年十二月四日 太政官

本年第二十九號連ノ行政警察規則中左ノ通改正候條此旨相違候事

行 政 警 察 規 則

第二節 職制、定員及警察官の待遇

三七一

第二章 警察制度の變遷（本縣）

第一章

第二條 各府東京府縣長官其事務ヲ提掌シ警部ヲシテ之ヲ分掌セシメ便宜各所ニ出張シ巡查ヲシテ各部ニ分派シ巡邏査察センム

（改正前ノ規程ハ「大屬以下ヲ分ツテ警察掛トシ之レヲ專掌セシメ便宜各所ニ出張シ巡邏査察ヲシテ」トアリ）

第五條

第六條 勸除

第七條

（改正前ノ五條、六條、七條ノ規程警察掛員ノ事ヲ規程セリ）

第八條 ヲ改メテ五條トス

第二章 増補 警部勤務ノ事

第一條 各出張所へ派出セル警部ハ時々本廳へ參會シ事務ヲ商議シ處分異同ナキヲ要スベシ

第二條 凡布告布達ハ其旨趣ヲ巡查へ教示シ誤解スルモノナキヲ要スベシ

第三條 時々區内ヲ巡視シ其景況並巡查ノ勤怠正否ヲ察スベシ區内ノ人員戶數職業等ハ成丈詳知スルヲ要ス（下略）

內務省乙第六十八號（明治八年十二月二十二日）

今般巡查懲罰例、警察出張所設置方、巡查召集規則並検査表名簿式、月報送致手續、警部巡查給與規則等別冊之通被相定候條此旨相達候事

（註）懲罰例ハ「賞罰」ノ部ニ 出張所設置方ハ「出張所屯所ノ部」ニ 巡查召集規則ハ「任採用」ノ部ニ

月報送致手續ハ「出張所屯所時代」ニ 警部巡查給與規則ハ「待遇」ノ部ニ

夫れノ分類セリ

警部之備伺

先般府縣章程御頒布以降ハ警保課ニテ警部ヲ統括爲致來候處本年御省日誌第四號條條何ヲ閱スルニ警保事務ハ警察上ノ事ニ付云々又警部ハ一派特立ノ官故該課ニ屬スル者ニ無之哉云々ノ伺ニ「何ノ通」トアリ然レハ警部ト警保課トハ判然別種タルコト明白ニシテ右警部ハ警察實務上ニ從事シ警保課ハ警部ヲシテ警察セシムルノ本務ヲ掌ル權限ノ本色ニテ警保課ト警視廳ノ分界アル所以ニ可有之候得共地方ニテハ其官ノ備ハラサレバ警察施行上ノ實際ニ至テハ警保課ノ統括ニ屬セサレハ難被行然ルヲ強テ際離セハ警部ノ本局ヲ廳内ニ設ケサルヲ得ス不然ハ出張警部ノ勤怠ヲ監スルモ自ラ監シ黜陟スルモ具狀ニヨラサレハ其詳明ヲ盡ス能ハス又警部ノ參案スルヤ主課ニ就キ商議ヲ盡シ決ヲ令參事ニ取ニ非ラサレバ廳務百般是レ日モ亦不足ナリ且検査表ノ如キ警保課ヲ經スシテ具申スル文書ハ何レニ管守スベキカ若本局ヲモ取設ケス又警保課ニモ其事務ヲ關セサレバ無檢事ノ地方ハ其事務警察吏ニテ兼行スル御規則ニ付法官ニ原告スベキモ其上告及教典ヲ乞等ノコトハ有名無實ニ放過スルニアラサレハ又如何トモ爲スベカラス夫是相考候處ニテハ本局ヲ設ケントスレハ臨時ノ人員ヲ置カサルヲ得ス之ヲ置カントスレハ有限人員ニテ別設ニモ至リカタク依テ地方適宜ヲ以テ警保課ニテ警部ヲ管攝シ警部ノ務モ兼行爲致候方實際差間無之ニ付警保課へ管理爲致不苦哉方今章程編製中ニモ有之旁々至急御指揮被成下度此段奉候也（明治九年四月十日）

（右指令）

書面之趣警保課ハ屬吏生警察ニ關スル雜務ヲ調理シ警部ハ警察實務ニ從事スルモノニ付其區域格別トス故ニ警保課ニテ警部ヲ管攝候儀者難聞届尤實際ノ便宜ニ依リ該課屬吏生ヲ警部ニ兼任シ警部ヲ屬吏生ニ兼任候儀ハ不苦候事

明治九年五月五日

內務卿 大 久 保 利 通

太政官連第九十二號 明治九年九月十四日（註）十一年第三二號連ニ依リ消滅

府縣職制中第四課事務ハ渾テ警部ヲ以テ可爲取扱此旨相達候事

第二節 職制、定員及警察官の待遇

第二章 警察制度の變遷(本縣)

警保課警部運査章程並事務取置概則

今般別紙之通告正候條此段相違候事

明治九年九月十八日

大分縣權參事 小 原 正 朝

第一章 警保課章程

第一條 縣内ノ警邏規則ヲ定メ及更正スル事  
第二條 人民ノ適度ヲ測リ違警條目ヲ増減スル事  
第三條 巡査賞與並死傷者弔祭扶助療治料等ノ例規ニ照シ處分スル事

第四條 賣淫女罰則ヲ創立及改正スル事  
第五條 監獄舍懲役場ノ吏員ヲ管攝シ其勤務ヲ督責スル事  
第六條 懲役場内外役法ヲ改正シ臨時方法ヲ創立スル事  
第七條 警察上ニ付官省へ上牒及府縣往復ノ文案ヲ草シ各出張所警部屯所巡査ノ伺察ニ指立案ヲ草スル事  
第八條 警察上ニ關スル出納計費ヲ調理スル事  
第九條 諸規則諸表類ヲ整頓シ布告布達ヲ警部各出張所へ頒布スル事

第二章 警部章程

第十條 各出張所ニ派駐シ區内警保ノ事ヲ提掌スル事  
第十一條 警察ノ事ニ付事急劇ニ出ルハ直ニ他府縣ノ警察官ニ報知照會スル事  
第十二條 違警犯人賣淫犯人等ノ者ハ直ニ其犯狀ヲ案シ成規ニヨイ處分スル事

第十三條 巡査ノ規則ニ違犯シ及怠慢スル者ハ懲罰例ニ照ラシ處分スル事

第十四條 司法警察ノ事ニ於テハ直ニ檢事ノ務ヲ攝行スル事

第十五條 兇徒乘衆及國事犯等ノ重罪犯ノ報ヲ得バ速ニ拿捕セシメ一面之ヲ令參事ニ報シ一面之ヲ内務省ニ報告スル事

第十六條 罪犯ノ告訴告發ヲ受ケ及自ラ現行犯ヲ檢視シ其事證ヲトリ本廳へ送致スル事

第十七條 巡査以下ノ能否勤惰ヲ監視シ黜陟スルハ審案具狀シ處分ヲ乞フ事

第十八條 勅奏官華族有位士族へ達又ハ訊問ノコトアラバ家令

家扶ヲ呼出シ判任以下士族平民ハ本人直ニ呼出スヲ得ヘキ事

第十九條 本廳詰警部ハ檢事務ヲ主任トシ各出張所ヨリ送致スル犯人ヲ覆審シ法ニヨリ無罪ト決スルハ放免シ有罪ト見認ムルハ裁判官ニ求刑スル事

第二十條 裁判官ノ初席口書讀開刑名宣告ニハ必ス連班スヘキ事

第二十一條 聞見ヲ廣クシ機先ヲ察シ罪犯ノ遺漏冤枉ナラヲ要スル事

第三章 巡査章程

第二十二條 一等巡査ハ出張所警部ニ附屬シ諸文書及其他ノ雜事ヲ分掌スル事  
但警部事務アルカ巡査中ハ一時代理セシムルコトアルベシ

ニ依リ下付スヘシ  
第六條 官省へ伺察及府縣往復文書等ハ初メ取扱シ主任ニテ其局ヲ結ブヘシ

第七條 各出張所及屯所ノ消耗品置付品ノ額ヲ定メ囚人護送費巡査巡回旅費等適宜見込ヲ以テ増減シ完費ヲ除クニ注意スヘシ

第八條 凡文書ハ其類ヲ分テ編纂整頓シ探索參考ニ便ニスヘシ簿書編輯例照會スヘシ

第九條 課印ハ平素課長ノ机上ニ備置有用ノ節其場ニ就テ調印スヘシ

第十條 日々取扱フ事件ハ無遺漏其目ヲ日誌ニ記載スヘシ

第十一條 用紙並其他諸器械等ハ諸品受取帳ニ記シ出納課ニ回送シ現品ヲ授受スヘシ

但本課ト警部ノ區分ヲ爲シ別帳ヲ設ケ置ヘシ  
第十二條 警察費金官縣費ノ不足スルハ人民ノ増減及出張所屯所ノ廢置ニ隨ヒ豫算以テ課出金額ヲ豫定シ庶務課ニ協議シ置ヘシ

第十三條 各出張所ノ月報表ヲ合セ縣ノ月報表ヲ製シ翌月十日迄内務省へ送致スヘシ

第十四條 罪犯表示未決囚勾留表處決表ヲ製シ前月ノ分翌月長崎上等裁判所へ送致スヘシ

但都合ニヨリ當分裁判所ヨリ送致スル事

第十五條 各出張所ヨリ送致スル違刑犯人贖金並賍物賣拂代金ハ翌月五日迄ニ贖金上納明細書ヲ製シ裁判所ニ附シ同所贖金

第廿三條 各出張所屯所ニ在テ區内取締ハ勿論查察事務ヲ擔任スル事  
但各屯所詰ノ者ハ一月一次集會ヲナシ事務異同ナラサルヲ要ス

第廿四條 二等巡査以下ヲ管督シ勤務ヲ獎勵シ諸規則ヲ講究セシムル事

第廿五條 月次巡査ノ制服及ビ諸器械ヲ檢査スル事

第廿六條 出張所屯所ニ在ル巡査ノ日報ヲ受ケ週間表ヲ制シ警部ニ申白スル事

第廿七條 二等以下巡査ハ各出張所屯所ニ在テ警部及ビ一等巡査ノ指揮ヲ受ケ當非ヲ立テ巡査查察スル事

第廿八條 日々見聞ノ事件ハ手帖ニ記シ置キ一等巡査ニ一々報告スル事

第四章 警保事務概則  
第一條 課中ノ事務ハ諸規則及章程ニ據リ權限規程ヲ愆ルヘカラス

第二條 凡百ノ事必ス先ツ課長ニ具陳シ其指揮ヲ受ケ主任之者擔當シ決ヲ令參事ニトリ處分スヘシ縱令項末ノ事件タリトモ專斷スルヲ得ス

第三條 凡ソ奉受スル事務難儀ニ涉ルモノハ處分ノ見込ヲ立課中回議案ヲ作り裁下ヲ乞フヘシ

第四條 諸公布達ハ速ニ回稟シ各自閱覽捺印之上收纂シ散逸ナキヲ要ス

第五條 警部巡査及ヒ總テノ願稟等ニ指令ヲ要スヘキハ成規

第二節 職制、定員及警察官の待遇

上納部中ニ區分シ司法省ニ申呈スヘシ

第十六條 巡查懲罰贖金並賣淫女罰金ハ領證シ警察費又ハ巡查職務上臨時給與或ハ徵毒検査費及貧民教育所ノ費用ニ支辨シ毎三月内務省ヘ届出ツヘシ

第十七條 總テ他課ヘ送致スル文書等ハ逕付録ニ其文書ノ綱領番號等ヲ記載シ受付印ヲ徴シ置クヘシ

第十八條 諸規則並布告布達及司法省並各府縣ヨリ相回タル體相記ハ直ニ警部出張所ヘ頒付スヘシ

但所管ノ已未決罪囚反獄越獄逃走ノ報アラハ直ニ體相記ヲ以テ第一出張所ヘ通知追捕セシメテ後各出張所及隣縣ヘ通知シ司法内務兩省ヘモ申呈スヘシ

第五章 警部事務概則

第十九條 懲役罪囚滿期放免ノ者ハ役場ヨリ前月末ニ翌月分ノ名簿ヲ申來ラシメ其管理ノ出張所屯所ニ豫メ報知シ其者歸村シタル後ハ其舉動ヲ查察セシムヘシ

但他縣下ノ者ハ傳遞スルヲ以テ放免前日添書ヲ役場ヘ下付スヘシ獄事計表ハ七月一月ノ兩度廿五日限取調内務省ニ申呈スヘシ

第二十條 行政警察事務ハ時ニ本廳ヘ參會商議シ畫一ノ施設アルヲ要ス

第二十一條 時々各屯所ヲ巡視シ巡查ノ勤惰良否ヲ監察スルハ勿論諸規則ヲ誤解ナカラシメ職務ヲ勉勵セシムルヲ要ス

但一月一次屯所詰巡查ヲ出張所ニ參案シ查察事務ヲ講究セシムルハ其適宜ニ任ス

作ルヲ云フ九年四月司法省達尤遠隔ノ地及ヒ疾病事故アル時四十八號警察規則照會スヘシシムルヲ得ヘシ

但一應ノ變死等ニテ可疑モノナキハ兼テ巡查ニ委任シ置キ檢視書ニヨリ不審ノ見込無之ハ埋葬差許スヘシ

第廿二條 非現行犯人及告訴告發等ノ吟味願ハ檢事務掛事務概則條中掲ル處ノ條目ニ隨ヒ取扱フヘシ

第廿三條 孝子貞婦義僕其他篤行之者アラハ其事情ヲ詳悉シテ後具申スヘシ

第四十條 他管下ノ者一時寄留ニテ微罪ヲ犯シ拘留ニ不及ハ寄留ノ家主ニ責付スヘシ

第四十一條 盜難及遺失物訴中證據トナルヘキ物品アルトキハ一通ヲ品觸トシ持區其渡世筋ノ者並管轄屯所各出張所ヘ回達スヘシ各出張所ハ又其管轄屯所ヘ回達スヘシ

第四十二條 賭博ハ現行ニ非サレハ捕縛セスト雖モ巨奸猾巧ニ規避シテ人ヲ誑誘スル等ノ如キハ證據アラハ逮捕セシムヘシ

第四十三條 門毆及姦罪ハ吟味中雖モ私和解訟ヲ爲サハ許スヘシ

第四十四條 怪敷者ト見認メ拘引問糾シ罪蹟全クナシト雖モ脫籍ノ事由判然タルハ直ニ調書ヲ添ヘ本廳ヘ送ルヘシ又無籍人ナレハ本人望ノ地ヘ入籍スヘキ旨ヲ開説シ猶留留スル地ノ區戶長ヘモ其旨通知スヘシ

第六節 檢事務掛事務概則

第四十五條 各出張所其他ヨリ罪犯人ヲ送致セハ掛リ調所ニ送ミ一應罪犯ヲ問糾シ犯由書ニ證據物及所持品ヲ照會點檢シ等外吏ニ付シ賍物預リ帳ニ登記セシメ押印ヲ爲シ官守セシムヘシ

第四十六條 凡送致スル罪犯人ハ探索掛ニ受取ラシメ問糾ヲ遂ケ拘留スヘキハ着衣ヲ脱却シ包藏物ヲ検査セシムヘシ若賍物其他所持品アラハ前條ノ手續ニ從フヘシ

第四十七條 凡送致スル罪犯人及告訴告發ハ探索掛ヨリ警部ニ出シ警部等外吏ニ指揮シ掛ヲ定メ取調帳一件袋ハ番號並掛ノ官姓名又ハ捕縛ノ年月日罪名本籍姓名等ヲ記載シ掛ニ付スヘシ

第四十八條 糾問畢テ取調書ヲ法官ニ付スルカ法ニヨリテ無罪ト見認放免スルトキハ取調帳一件袋ハ月日送致カ放免セシカヲ記入シ朱抹ヲナスヘシ尤法ニヨリ無罪免罪トノ區分ヲ誤ラサルヲ要ス

第四十九條 現行又ハ非現行犯罪トモ一應問糾シ該犯ノ口供ト兼テ事主ヨリ訴ヘタル失票ト符合セサルカ未タ訴ヘ出サル等ハ探索掛ニ事主ハ勿論典賣先等取調サセ其始末書ヲトリテ後調書ヲ作り證印ヲトリ贓物一同裁判官ニ付スヘシ

第五十條 掛リハ別ニ取調帳ヲ作り各自取調タル犯罪人ノ情狀ノ願末ヲ記シ刑名ノ見込ヲ付ケ置求刑書ヲ作ルヘシ

第五十一條 犯罪人ノ輕重ニヨリ探索掛ニ命シ繩ノ區別ヲ正シメテ後入檻スヘシ入監出監證ハ等外吏ニテ司ルヘシ

第五十二條 犯罪人關係ノモノ等區戸長並親類等ハ保管責付又ハ遠足留申渡セシトキハ必ス請書ヲ徵スヘシ請書ハ本犯調書ト合セテ裁判官ニ付シ若一時見込アリテ保管セシメタル者ハ探索事件帳ニ其事由ノ要領並本籍姓名年令等ヲ記載シ事實取調ノ上全ク無罪トナルトキハ再ヒ呼出放免シ其事由ヲ帳簿ヘ朱書スヘシ

第五十三條 人民交際上ニ於テ紛議ヲ生問糾ヲ願フ者アレハ願書正副二通ヲ出サシメ民事刑事ノ區別及其受理スヘキヤ否ヤヲ思量シ情狀全ク民法裁判ニ涉ルカ勸解ヲ乞フヘキモノハ之ヲ裁判所ヘ出訴スヘキ順序ヲ開説シ受理スヘカラサルモノハ同様直ニ願書副本ヲ下却スヘシ尤書下スルヲ要セス

サレ等ノ罪犯ハ成規ニヨリ下調ヲ糾問判事ニ請求シ下調濟ノ後證憑文書ヲ受取り裁判官ニ求刑スヘシ糾問判事ニテ告ヲ受ケタル後其書類ヲ送致スルモ同斷タルヘシ

但糾問判事ノ下調ヲ不服トキハ再ヒ他ノ糾問判事ヘ下調ヲ求メ或ハ直ニ裁判ヲ求ムヘシ

第六十二條 既ニ裁判官ニ求刑スレハ判事ノ初席審問ノ節ハ必ス連班ス初審ニテ罪囚首服スレハ再問ノ節ハ連班セス其難件疑獄ニ涉ルハ此限ニアラス

但判事初席ノ節ハ通報スヘキ旨ヲ協議シ置ヘシ

第六十三條 初席連班スル事件疑獄ニ涉ルモノハ退テ必ス其所持スル手帖ニ其趣旨ヲ記シ置ヘシ

第六十四條 罪案讀聞ノ節モ連班ス其教典ヲ乞フヘキアレハ退テ其文案ヲ草シ司法省ニ申呈スヘシ

第六十五條 判事刑名宣告ノトキモ連班シ其上告スヘキアレハ言渡ヨリ廿四時ノ内ニ上告スヘキ旨ヲ囚人及監倉掛ヘモ通知シ五日內必ス上告趣意明細書ヲ草シ成規ニヨリ司法省ニ陳具スヘシ

第六十六條 判事刑名宣告ノ場合ニ前日其罪案擬律ヲ一閱セシムヘキ旨協議ニ及ヒ置ヘシ

第六十七條 二十四時間ヲ過レハ上告ノ權ヲ失フト雖モ裁判官ノ裁判不當ナリトスル事アルトキハ期限ニ拘ラハ隨時見込ヲ具シ直ニ上等裁判所檢事ヘ具申スヘシ

第七章 巡查事務概則

第六十八條 平素諸規則ヲ講究シ行政警察ノ御旨趣ヲ愷ルヘカ

第二節 職制、定員及警察官の待遇

第五十四條 民事ノ訴狀無證據ニシテ勸解不調ヨリ吟味ヲ願出ルハ之ヲ受理スルモ到底其證據ヲ得セシムルニ止ム其刑事ニ涉ルハ問糾ノ順序ヲ盡シテ裁判官ニ付スヘシ

第五十五條 犯罪者ノ告訴アルモ其證據明白ナラサルハ直ニ着手スルヲ得ス必ス探偵セシメ其證據ヲ得テ後逮捕ノ手續ニ及フヘシ

第五十六條 盜難ニ罹ル者其被盜物品ヲ見出シ訴タルトキハ該品ハ事主ニ預置買主ヲ問糾スヘシ

但公商公買ヨリ買得スル者ナレハ其買主ニ預ケ置問糾ノ順序ヲ爲スヘシ

第五十七條 訴狀調査中原被告座ニテ解訴ヲ乞フカ又ハ原告其不條理ヲ省悟シ願下ヲ乞フトキハ双方連署狀ヲ出サシメ各副本ヲ却下スヘシ

第五十八條 投歸自首スル者アレハ掛之ヲ糾治シ首出ノ趣旨ヲ書記シ一應讀聞ケ相違ナキヲ表セハ證印セシメ其情狀ニヨリ拘留或ハ村町預ケ申付請書ヲ徵スヘシ若シ關係ノ者アレハ逐次召喚シ推問ヲ遂ケ證據符合ノ上書册取揃ヘ裁判官ニ付ス

第五十九條 喚問人ハ速ニ訊問スヘシ若シ關連人數名アルトキハ出頭願ヲ以テ尋問スヘシ尤郷村遠隔ノ者ハ前後ニ不拘斟酌シ總テ時間ヲ費サシメル様注意スヘシ

第六十條 拘留人又ハ村町預ケ遠足留ノ者ノ住所姓名年月日等ハ等外吏ニ命シ掲板ニ登記セシメ其頭ニ朱ニテ掛リノ姓名ヲ書シ港灣ナカラシムルヲ要ス

第六十一條 重犯罪及犯狀繁雜ナル者及證據アリテ初席ニ取調ラス

第六十九條 現行ノ重犯罪強盜強奪アレハ急飛ヲ以テ警部ニ報シ犯人ヲ追拿シ屍體若クハ兇器物具一切之證據ヲ看護シ原態ヲ保存シ他人ノ擾動ヲ防キ其場立會人ヲ離散セシメスシテ警部ノ來着ヲ待ツヘシ

但警部遠隔ナル者ハ巡查ニテ檢屍處分ヲ行フテ後警部ニ報スルコトヲ得ヘシ兼テ九年四月司法省達四十八號警部司法警察職務ヲ講究スヘシ

第七十條 徒黨ヲ結ヒ強訴強願セントシ及論争ノ事等ニテ多人數聚會スルアラハ説諭ヲ加ヘ其旨出張所ニ申告スヘシ

但シ説諭ヲ不用節ハ巨魁タル者ヲ拘引スヘシ自然衆不敵トキハ頭立タル者ノ姓名ヲ聞糾シ出張所並隣區屯所ニ急報スヘシ

第七十一條 賊難及遺失物届揭示スルハ成規ノ通りタルヘシアラハ三通ヲ出サレハ證憑トナルヘキ物品アラハ二通ヲ出張所ヘ送り一通ハ品觸トシ衣類ナラハ質屋古着屋其他モ右ニ準シ持區內其渡世筋ノ者ヘ回達シ若シ似寄ノ品アリ訴出ハ事主ヘ見得サセ相違ナキヲ證セハ其先探索スヘシ他ヨリ品觸アルトキモ亦此例ニヨルヘシ

第七十二條 失火アラハ直ニ驅付規則之通取計ヒ鎮火ノ上發火ノ原因篤ト取糾シ始末書ヲ出サセ失火力怪火放火ナルカノ見込ヲ添出張所ヘ送ルヘシ

第七十三條 拾物届アラハ遺失届及品觸ト照會シ無相違ハ規則

三七九



ニ依リ報勞金ヲ徴シ拾主ヘ下給シ請書ヲトルヘシ尤揭示ニヨリ訴出ルモ同斷タルヘシト雖モ友誼ヲ以テ悉皆遺主ヘ還付スルハ附置クヘシ

第七十四條 拾物届アリテ遺失主無之トキハ成規ノ通揭示取計ヒ置一年間遺失主無之ハ拾主ヘ全ク給シ請書ヲ徴ス尤巡查拾揚タル節モ同上ノ手續ヲ爲シ遺失主之アラハ全給シ無之トキハ出張所ニ指出スヘシ

但拾物預リ簿ヲ制シ初メ拾主ヨリ差出品ハ領置シ何月日領置ト記入シ遺失主ノ訴アリテ下附スレハ朱點ヲ抹シ月日某ヘ給付ト記載スヘシ尤應禁ノ物ハ遺失埋藏物ヲ得ルニ論ナク官沒スヘクニ付テハ疑敷義モアラハ出張所ヘ伺フヘシ

第七十五條 逸牛馬繫留ノ訴ハ本主ヨリ訴出ハ直ニ引渡サセ共飼料手数料ハ規則之通取計フヘシ  
但八日以内本主知レサレハ公賣シテ得者ニ費用ヲ償ヒ剩金ハ領置シ揭示スルハ前條ノ通タルヘシ尤投票並請取證ハ取置ヘシ

第七十六條 若巡查ニテ繫留タル節ハ最寄ノ空廐ニ預ケ置本主アレハ手数料飼料ヲ預リ主ヘ償ワセ八日間本主不相知ハ前條但書之通取計フヘシ

但野飼ノ牛馬ノ散逸スルハ此限ニアラス  
第七十七條 隠シアル兇器其他物品ヲ見出し訴出賊ノ所爲ト見認ルカ又ハ盜賊ノ遺失物ト見認ル物品ハ賊難届ニ照シ相違ナクト見認ハ事主ニ見付サセ盜レタル品ナルヲ證スレハ下給シ其費用ヲ償ハシムヘシ

書ヲトリ出張所ヘ送ルヘシト雖モ違式註違犯罪ハ當分懲ニ教戒ヲ加フルニ止ムヘシ若シ妨害ヲ受ケタル者ヨリ告訴セハ始末書ヲトリ出張所ヘ申白スヘシ

第八十五條 河水暴漲等ノ節ハ堤防橋梁ノ破損セサル様區戸長ニ協議手當ヲナシ民家ノ災ニ罹ラサル様注意スヘシ

第八十六條 夜中荷物ヲ運搬スルアラハ住所姓名ヲ問糺シ其品不審ノ見込アラハ検査スヘシ

第八十七條 巡邏中遠地ニテ歸屯難相成節ハ止宿所ノ受取證ヲ取リ月末出張所ヘ送附スヘシ

第八十八條 公用狀送付ハ印紙買上帳ヲ製シ置其地ノ郵便局ニテ書狀ノ量目ニ隨ヒ印紙買上送送セシメ月末郵便局ノ届書ニ檢印シ本廳ニ送ラシムヘシ

但郵便局無之地方ハ用務所ニ托スヘシ  
第八十九條 賭博ハ現行ニ非ラサレハ差押フヘカラサル者ト雖モ風俗ヲ紊リ良民ヲ兇區ニ誘ク此ヨリ甚シキ者ナシ依テ注意探偵スヘシ

第九十條 密賣女ヲ嚴ニ探索拘引セサレハ梅毒蔓延シ人ノ健康ヲ害スルノミナラス往々人ヲシテ不具ニ至ラシム能々查察ヲ加フヘシ

第九十一條 懲役罪囚滿期放免ノ者持區内ナレハ住所姓名等前月末翌月ノ分ヲ警保課ヨリ報知スヘキニ付其者歸村ノ日ヲ計リ時々舉動ヲ察知シ惡念ヲ再生モシメサルニ注意スヘシ

第二節 職制、定員及警察官の待遇

但十年間被盜主分明セサレハ官沒帳ニ記入シ置年尾明細帳ヲ添へ出張所ヘ送付スヘシ

第七十八條 變死ノ訴 變死溺死縊死アラハ直ニ立越區戸長並關係ノ者ノ始末書ヲトリ出張所遠隔ノ地ニテ不審ノ見込無之ハ假埋爲致其書類出張所ヘ送ルヘシ

第七十九條 迷兒アラハ居所並父母ノ姓名ヲ尋ネ居所分明ナルハ最寄ノ家人ニ預ケ置其戸長ニ掛合フヘシ若シ住所不知ハ用務所ニ連行揭示養育方等取計ラハセ共旨出張所ヘ報知スヘシ

第八十條 棄兒ヲ見認レハ該家ニ一應拾ヒ揚サセ乳ノ手當等致シ遺シ家主養育方難澁申出ハ區戸長ニ告ケ養育方ヲ依托スヘシ  
但拾上届ハ本人ヨリ其筋ヘ指出マシムヘシ

第八十一條 行旅病人行倒難破船等アリテ訴出スルカ見當ラハ其困難ヲ救ヒ自箇ノ力ニ及ハサルハ村民ヘモ助力サセ醫師ノ手當等懇ニ致シ置區戸長ヘ始末方成規之通致スヘシ

但死タル節ハ檢視ノ上書類ヲ管理ノ出張所ヘ送致スヘシ  
第八十二條 外國人持區内ニ止宿セハ宿所ニ就キ免許證札ヲ携帶スルヤ否ヤヲ取糺シ無經札ナラハ其宿所ニ止置出張所ノ指揮ヲ乞フヘシ

第八十三條 外國人遊獵スルヲ見認メハ懇ニ取扱録獲セシメサルニ止ムヘシ自然彼レ暴舉ヲ爲スカ人民ハ疵傷ヲ負セハ其國名姓氏ノ名刺ヲトリ且其證憑ヲ成ヘク備へ出張所ノ指揮ヲ受ヘシ委シクハ外務省ヨリ御渡ノ取扱手續書ヲ照會スヘシ

第八十四條 禁令及諸罰則ヲ犯ス者ハ差押ヘ一應取糺之上始末スヘカラス

第九十四條 金錢出入田畑差違レ等ノ事ニテ吟味等願出候共一切關係致問敷自然願人モアラハ出張所ヘ願出候様開説スヘシ但平生心得方不宜者ヘ説諭ヲ乞ハ巡邏之節教示ヲ加フルハ妨ケナシト雖モ喚問スル等ノコトアルヘカラス

第九十五條 屯所ニ屬スル費用勘定仕上ハ消耗品 蠟燭炭油置付 器機燈硯 宿料小使給ノ區分ヲ爲シ月々廿五日迄ノ分取纏メ請取證ヲ添へ出張所ヘ出スヘシ尤請取ハ全紙ヘ爲認ヘシ

第八章 探索着手概則  
（本章は第一條より第十八條までの十八ヶ條文は本節第五款探索捕人制度の部に於てを以て本項省略）

第十章 囚人護送心得  
（以下第六節司法警察の部囚人押送の項にあるを以て参照のこと）

○追々相違置候趣モ有之候處今般左之通更ニ相違候條心得違之者無之様可心掛候事  
明治九年九月十八日 大分縣權參事 小原 正 朝

第一條 當非番ノ論ナク制服着用外出之節ハ必名刺ヲ所持可致

第二章 警察制度の變遷(本縣)

事

第二條 制服之鈕ヲ不掛或ハツボンノ上ニ腰巻服帶等致間敷事  
第三條 制服着用之節ハ必副メテ上衣ノ上ニメ捕繩ハ腰ノ内ニ  
入レ表面ニ不露様可致事  
但他人ノ服具ヲ亂用スルヲ禁ス

第四條 制服ニテ當直所ニ相詰候節ハ靴ヲ脱スヘカラス  
但當番之節室内ニ偶々休憩スルモ制服ヲ脱スヲ得ス  
第五條 當直所ニ於テ食事ヲ爲スヘカラス  
但湯茶吸煙ハ此限ニ非ラス  
第六條 當直所ニ於テ布告布達及職務關係ノ書類ヲ除ク外音讀  
スヘカラス  
但雜談スルコトヲ禁止トス

第七條 非番之節他出ヲ許スト雖モ 從五月午後十一時 從九月  
至八月午後十一時 至四月午

勸第五七七號 明治十三年五月十日 警察課

其課自今警察本署ト改稱候條此旨相達候事

但事務章程ハ當分是迄ノ通可相心得候事

○明治十三年六月一日

警察署及分署ハ自今警察分署ト唱ヘ警察本署ノ監督ヲ可受此旨相達候事

後十時タルヘシ

但時限ニ違フ者ハ罰例ニ依リ處分スヘシ

第八條 公務ニ非ラスシテ他所ヘ宿泊スヘカラス若不得止節ハ  
前以テ屯所長ヘ斷ヘシ

第九條 當番中代番不差出シテ外出スヘカラス萬一無據事故有  
ラハ屯所長ヘ相届代番差出交代之上他出スヘシ

第十條 巡邏スルハ白晝ハ一人夜中ハ二人宛ニテ查察スヘシ  
第十一條 病氣ニテ醫師ノ診察ヲ乞ントスル者ハ屯所長ノ許可  
ヲ受ヘシ

第十二條 下宿治療ヲ乞者ハ醫案ヲ添ヘ管理ノ警部ノ指揮ヲ乞  
ヘシ  
但下宿治療スル者ハ一週間毎ニ容體書ヲ屯所長ヘ出スヘシ  
尤歩行願ヲ爲スモ同斷タルヘシ

警察本署  
警察分署

警察本分署職制事務章程 明治十三年六月一日定

職制

警察本署

警察本署ハ行政司法警察及檢察事務ヲ執行シ管内各警察分署  
及監獄署ヲ統轄スル所トス

本署長 一員

第一 事務章程ニ依リ本署一切ノ事務ヲ統轄シ各警察及監  
獄事務ヲ監督スル事ヲ掌ル

第二 各警察分署長及警部並監獄署長進退ニ意見アレハ之  
ヲ具申スルヲ得其巡查及等外丁長守卒等ノ褒貶黜陟ハ該  
署長ノ意見ヲ取り具申スルヲ要ス

第三 署務ヲ各員ニ分付シ豫テ分掌ヲ設クル等ヲ便宜料理  
スルヲ得

第四 管掌ノ事務ニ付便否得失ヲ具申スルヲ得  
第五 管掌ノ事務舉ラサレハ其責ニ任ス

警部 定員ナシ

第一 本署長ヲ輔ケ署務ヲ分掌ス

第二 署長不在又ハ事故アルトキハ高等ノ警部其職務ヲ代  
理ス同等數人アレハ上席ノ者之ニ任ス

第三 各警察分署ニ交代在勤シ及ヒ各署ヲ巡視ス

第四 警察事務ノ便否得失ニ意見アレハ署長ヲ經テ具申ス  
ルヲ得

警察分署

警察分署ハ本署ノ節度ヲ受ケ部内行政司法警察ノ事務ヲ執行

第二節 職制、定員及警察官の待遇

署長 一員

第一 事務章程ニ據リ署中一切ノ事務ヲ統轄スル事ヲ掌ル

第二 在勤巡查ヲ監督シ及進退黜陟ノ事ヲ本署長ニ具狀ス  
第三 擔任ノ事務ヲ執行スル爲直ニ院府縣警察本分署ヘ移  
牒スルヲ得事繁難ニ涉ルモノハ同時ニ本署長ニ報告スル  
ヲ要ス

第四 管掌ノ事務ニ付便否得失ニ意見アレハ本署長ヲ經テ  
具申スルヲ得

第五 擔任ノ事務舉ラサレハ其責ニ任ス

第六 署長及警部ノ指揮ヲ受ケ部内ヲ巡視監査スル事ヲ掌  
ル

第七 署長及警部不在又ハ事故アルトキハ高等ノ巡查其職  
務ヲ代理ス同等數人アレハ上席ノ者之ニ任ス

事務章程

第一 行政司法警察實施ノ規程順序ヲ設ルコト

第二 監獄署ノコト

第三 違註罪目ヲ増減スルコト

第四 檢察事務ノコト

第五 巡查服役方法ヲ設クルコト

第六 巡查賞罰ノコト

第七 各警察分署ヲ巡視監督スルコト

第二章 警察制度の變遷(本縣)

- 第八 各警察分署ノ位置區畫ヲ變換スルコト
- 第九 巡查定員ヲ増減スルコト
- 第十 人畜傳染病豫防ノコト
- 第十一 警察ニ關スル褒賞及弔祭扶助療治料等ヲ給與スルコト
- 第十二 儀仗ニ關スル事件ノ警備及其規則ヲ設クルコト
- 第十三 戸口ノ加除増減ヲ檢査シ及其規則ヲ設クルコト
- 第十四 警察ニ關スル諸營業取締規則ヲ設クルコト
- 第十五 水火消防規則ヲ設クルコト
- 第十六 諸輿行等ノ取締規則ヲ設クルコト
- 第十七 人力車及牛馬車等ノ取締規則ヲ設クルコト
- 第十八 銃炮彈藥取締法ヲ定メ賣買願等ヲ處分スルコト
- 第十九 賣淫罰則並取締方法ヲ定ムルコト
- 第二十 藝娼妓貨席取締方法ヲ設ケ其願事ヲ許否スルコト
- 第二十一 道路取締規則ヲ設クルコト
- 第二十二 屠牛及斃牛馬ノ捨場等ヲ定メ其取締規則ヲ設クルコト
- 第二十三 荷揚卸場取締規則ヲ定ムルコト
- 第二十四 犯罪人ノ救養ヲ乞フコト
- 第二十五 刑事上告及檢事ヘ具申ノコト
- 第二十六 探偵捕拿ノ規則ヲ定ムルコト
- 第二十七 代官人試驗ノコト
- 第二十八 所管ノ事務ニ付官省院使府縣諸裁判所及區郡長ヘ往復スルコト
- 第二十九 署費出納ノコト

- 第一 部内巡視監督ノコト
  - 第二 人畜傳染病豫防ノコト
  - 第三 警察ニ關スル諸營業及諸興行取締ノコト
  - 第四 儀仗ニ關スル警備ノコト
  - 第五 戸口調査ノコト
  - 第六 道路取締ノコト
  - 第七 求刑ノコト
  - 第八 刑事上告ノコト
  - 第九 擔任ノ事務ニ付警視各方面府縣ノ警察署及裁判所郡區役所ヘ往復ノコト
  - 第十 署費出納ノコト
- 事務調理規則 明治十三年六月一日定 各課警察本署
- 第一條 凡ソ官省院使ヘノ稟申書並諸達書辭令書等ハ渾テ本局ヨリ發スヘシ
  - 第二條 凡ソ各課署管理ノ事務ニ付人民ノ應接ハ渾テ等内外官吏ニ於テスヘシ
  - 第三條 諸公用書(官省院使ヲ除ク)ハ總テ庶務課ニ受付シ同課ヨリ主務ノ課署ヘ回附スヘシ主務ニ於テハ該件相當ノ調理ヲナシ速ニ回議ノ手續ヲナスヘシ
  - 第四條 總テ指令ハ其願同書ニ朱書シ長官名ヲ以テ下附スヘシ假令鎖事ト雖モ口述ヲ以テ指令ス可ラス
  - 第五條 願意錯雜シ事理難シ難キカ或ハ成規ニ違反スル願何等ノ如キハ指令書ニ及ハスト雖モ必ス其指令シ難キ次第及ヒ受

理ス可ラサル主意或ハ其事ニ付説諭ヲ要スル事件ナラハ其趣ヲ起草シ回議ニ附シ決ヲ長官ニ執ルヘシ課中或ハ主任者ノ專斷ヲ以テ擯斥スルヲ許サス

- 第六條 主管ノ事務館ノ課署ニ關涉スルモノハ必ス關涉ノ課ニ合議シテ決ヲ長官ニ執ルヘシ
- 第七條 凡テ記録ハ過去ノ事務ヲ生シ理事上尤緊要ノモノトス故ニ書類ハ渾テ添削塗抹ノ儘關ク等ノコトナク必ス楷行兩書ノ内ヲ以テ叮嚀ニ記シ其種類ヲ分部シ年月ヲ刻シ鄭重ニ之ヲ編冊シ順次番號ヲ付シ錯雜紛亂ノ憂ナキ様處置スヘシ人民願伺届等ノ編冊モ亦之ニ準スヘシ
- 第八條 諸儀式及公書受付或ハ傳達等左ノ項ニ從フヘシ
  - 第一 勅令御沙汰書其餘太政官ノ辭令書
  - 第二 縣廳ノ文書重大ニ屬スルモノ
  - 第三 三大節拜賀
  - 第四 政治式
  - 第五 右正廳ニ於テ長官之ヲ受ケ
  - 第六 判任官并准判任等外吏并准等外任免
  - 第七 賞罰
  - 第八 右重キハ正廳ニ於テ長次官ノ内之ヲ達ス輕キハ課長又ハ部長ヲ經テ之ヲ達ス
- 第九 一時雇寫字生給仕等ヲ云フ

右應接所ニ於テ課署長之ヲ達ス

- 第九條 回議體裁及ヒ部長戶長照會書式等ハ別ニ定ムル所ニ據ルヘシ
- 職制 本諸第三十一號 明治十四年九月十四日
- 警察本署
- 本署長 一員
- 第一 事務章程ニ依リ本署一切ノ事務ヲ統理シ各警察署事務ヲ監督スル事ヲ掌ル
- 第二 各警察署長及警部ノ褒貶黜陟ヲ意見アレハ之ヲ具申スルヲ得巡查等ノ褒貶黜陟ハ該署長ノ意見ヲ取り具狀スルヲ要ス
- 第三 署務ヲ各員ニ分付シ豫テ分掌ヲ設クル等便宜料理スルヲ得
- 第四 管掌ノ事務ニ付テハ其使否得失ヲ具申スルヲ得
- 第五 管掌事務舉ラサレハ其責ニ任ス
- 第六 警部 定員ナシ
- 第七 本署長ヲ輔ケ署務ヲ分掌ス
- 第八 本署長不在又ハ事故アルトキハ高等ノ警部其職務ヲ代理ス同等數人アレハ上席ノ者之ニ任ス
- 第九 警察事務ノ勉否得失ニ意見アレハ本署長ヲ經テ具申スルヲ得
- 第十 巡查
  - 第一 警部ノ指揮ヲ受ケ部内ヲ巡視監査シ署務ニ從事ス
  - 第二 警部不在又ハ事故アルトキハ高等ノ巡查其指揮ニ依リ職務ヲ代理ス同等數人アレハ上席ノ者之ニ任ス

警察署

署長一員

- 第一 事務章程ニ依リ署内一切ノ事務ヲ統理スル事ヲ掌ル
- 第二 在勤巡查ヲ監シ及褒貶黜陟ノ事ヲ本署長ニ申告ス
- 第三 擔任ノ事務ヲ執行スル爲直ニ他府縣警察本分署へ移牒スルヲ得繁雜ニ涉ルモノハ同時ニ本署ニ報告スルヲ要ス
- 第四 管掌ノ事務ニ付便否得失ニ意見アレハ本署長ヲ經テ具申スルヲ得

警部 便宜之ヲ置

- 第一 署長ヲ輔ケ署務ヲ分掌ス
  - 第二 署長不在又ハ事故アルトキハ高等ノ警部其職務ヲ代理ス同等數人アレハ上席ノ者之ニ任ス
  - 第三 警察事務ノ便否得失ニ意見アレハ署長并ニ本署長ヲ經テ具申スルヲ得
- 巡查
- 第一 署長及警部ノ指揮ヲ受ケ部内ヲ巡視監査シ職務ニ従事ス
  - 第二 署長及警部不在又ハ事故アルトキハ高等ノ巡查職務ヲ代理ス同等數人アレハ上席ノ者之ニ任ス

事務章程

警察本署

- 行政司法警察事務ヲ執行シ管内各警察署ヲ統轄スル所トス
- 一、行政司法警察實施ノ規程ヲ設クル事
- 一、違警犯及罪日増減ノ事
- 一、檢察事務ノ事

- 一、巡查服役方法ヲ設クル事
- 一、巡查進退賞罰ノ事
- 一、各警察署ヲ巡視監督スル事
- 一、各警察署ノ位置區畫ヲ變換スル事
- 一、巡查定員ヲ増減シ及在勤交代ヲ命スル事
- 一、巡查以下諸類何届及除服出仕ノ事
- 一、警察ニ關スル褒賞及弔祭扶助療治料等ヲ給與スル事
- 一、儀仗ニ關スル事件ノ警備及其規則ヲ設クル事
- 一、戸口ノ加除増減ヲ検査シ及其規則ヲ設クル事
- 一、警察ニ關スル諸營業取締ノ事
- 一、水火消防ノ事
- 一、諸興行取締ノ事
- 一、人力車及牛馬車等取締ノ事
- 一、銃砲彈藥取締法ヲ定メ賣買願等處分ノ事
- 一、旅客汽船取締ニ關スル事
- 一、政談及演說會等ノ集會ニ關スル事
- 一、賣淫罰則並取締方法ノ事
- 一、藝娼妓貸席取締ニ關スル事
- 一、道路取締ノ事
- 一、人畜傳染病豫防ノ事
- 一、屠牛及斃牛馬ノ捨場等ヲ定メ其取締ノ事
- 一、荷揚卸場取締ノ事
- 一、檢視ノ事
- 一、犯罪人ノ放與ヲセフ事

- 一、刑事上告及檢事(具申ノ事)
- 一、遺失物及帶刀犯ノ事
- 一、警部巡查會議ノ事
- 一、巡查以下ヲ管内へ派遣ノ事
- 一、代言人試驗ノ事
- 一、警官日報月報表並犯罪未決件數等調製ノ事
- 一、書費ノ豫算及出納ノ事
- 一、無罪解放人及證人旅費日當ノ事
- 一、署中諸記録保存ノ事
- 一、官省院使府縣諸裁判所及郡區町村役場へ往復ノ事

警察署

- 警察署ハ本署ノ節度ヲ受ケ郡内行政司法警察事務ヲ掌ル所トス
- 一、部内巡視監査ノ事
- 一、違警犯、遺失物、帶刀犯及賣淫犯則者ノ事
- 一、警察ニ關スル諸營業及諸興行取締ノ事
- 一、人畜傳染病豫防ノ事
- 一、儀仗ニ關スル警備ノ事
- 一、戸口調査ノ事
- 一、求刑及求糺問ノ事

第九十八號 府縣(東京府ヲ除ク)

府縣中警部長ヲ置キ官等俸給左ノ通相定候條此旨相達候事

明治十四年十一月二十六日

警部長

奏任

八等相當

第二節 職制、定員及警察官の待遇

太政大臣

三、條

賞

美

第二章 警察制度の變遷(本縣)

但月俸八拾圓七拾圓六拾圓ニ區別ス

內務省乙號六十一號 明治十四年十二月十二日

本年十一月第九十八號公達警部長ニ屬スル俸給及雜給ハ從前警部給與ノ内ヲ以テ支辨スル儀ト可心得事

太政官通第九十九號 明治十四年十一月廿六日

府縣官職制中左ノ通増補候條此旨相達候事

大少書記官ノ下第二項ノ次

警部長 一人

第一 警部長ハ事ヲ府知事縣令ニ承ケ其府縣警察上ノ一切ノ事務ヲ調理ス

第二 警部長ハ國事警察ニ付テハ直ニ内務卿ノ命令ヲ奉シ又ハ直ニ其事情ヲ具狀スルコトアルヘシ

本課第五十四號 明治十七年六月卅日

明治十六年本課第四十六號達警察職務規程中へ左ノ通追加候

警察本署職務條件中

第二十二條 一年以上ノ懲罰ニ該ル賭博犯及疑義ニ涉ル賭博犯ヲ處分スル事

第三十五條 一年以下ノ懲罰ニ該ル賭博犯ヲ處分スル事

第三十二條 賭博犯ヲ取調ル事

註 明治十六年本課第四十六號ハ缺

一、明治十八年三月廿七日日本課第十二號ヲ以テ本規程中警察署長委任條件第二十三項ヲ左ノ通り改正

第二十三 密賣淫ヲ取調及其初犯ヲ處分スル事

○本縣本課第五十六號 十七年四月四日

其署以下進退之義自今委任候條此旨相達候事(註明治二十年十二月三日 訓令文第五七號ヲ以テ本號廢止)

○本縣本課第四十五號 十八年十月八日 警察本署

其署判任官(准判任共)ヲ管内ニ派遣セシメ候トキハ其人名可届出此旨豫テ相達置也

○本縣本課第三十一號 十九年六月一日 警察本署

藝娼妓並ニ貸席營業願許可之義自今委任ス尤指令署名ハ縣令ノ名ヲ用フヘシ

右相達候也

本課第四十一號 明治十九年六月十二日

警察署長委任條件第三十一分署長委任條件第七消耗品ノ上ニ備付品ノ三字ヲ加フ

勅令第五十四號 (明治十九年七月二十日)

地方官令制裁奉

警察官

第二十七條 各府縣ニ左ノ警察官ヲ置ク

警部長 警部 警部補

第二十八條 警部長ハ一人奏任四等以下トス知事ノ指揮監督ヲ承ケ左ノ職務ヲ掌ル

一 管内高等警察ノ事

二 管内ノ警察ニ關スル一切ノ事務及警察ノ會計ニ關スル事務ヲ整理スル事

三 管内各部ノ警察官ヲ指揮監督シ非常急變ノ場合ニ於テ管内ノ警察官ヲ統一指揮スル事

四 管内各警察署及各警察分署ニ必要ノ警察官ヲ分配スル事

第二十九條 警部ハ判任一等乃至七等警部補ハ判任八等以下トス警部長ノ指揮監督ヲ承ケ各其主任ニ屬スル警察事務ヲ掌リ部下ノ

巡查ヲ指揮監督ス

第三十條 各府縣ニ警察本部ヲ置キ前第二十四條ニ指定スルノ外府縣廳中ノ一部トシ警部長ヲシテ其長ニ充テ部中課ヲ設ケ前第二

第二章 警察制度の變遷（本縣）

十八條ノ事務ヲ掌理セシム

三九〇

第三十一條 府縣内各郡區ニ警察署一箇所ヲ置キ警察ノ下其部内ニ於テ警察分署ヲ配置シ警察署ハ警部ヲ以テ其長ニ充テ警察分署

ハ便宜警部又ハ警部補ヲ以テ之ニ充テ部内高等警察行政警察及司法警察ヲ掌リ法律命令ノ勵行ヲ監督ス其項目左ノ如シ

一 諸營業市場會社製造所度量衡教會講社說教及拜禮ニ關スル事項

二 演藝遊藝場遊藝場遊藝場徽章章祭典葬儀賭博富籤其他風俗ニ關スル事項

三 船舶堤防河岸地道路橋梁渡船場鐵道電信公園車馬諸建築田野漁獵採藻ニ關スル事項

四 人命傷群衆喧嘩銃砲火藥爆發物發火物刀劍水災火災難破船遺失物理遺物ニ關スル事項

五 傳染病豫防消毒檢疫種痘飲食物飲料水醫藥藥品家畜屠畜場墓地火葬場其他衛生ニ關スル事項

六 諸般ノ犯罪人ヲ搜索拿捕シ證據物件ヲ拾集シ之ヲ檢察官ニ交付スル等ニ關スル事項

七 失踪者瘋癲者棄兒迷兒被監視者ニ關スル事項

八 政治ニ關スル結社集會新聞雜誌圖書及其他ノ出版ニ關スル事項

第三十二條 各警察官ハ其職權ニ依リ又ハ上官ノ命ニ依若クハ部長收稅長郡區長戶長及其他行政官ノ請求ニ應シ又司法警察ニ關シ

テハ檢察官ノ命ヲ承ケ其職務ヲ執行スベシ

第三十三條 警察官ハ總テノ場合ニ於テ行政官又ハ司法官ノ自ラ其責任ニ當リテ警察官ニ請求ヲ爲ストキハ警察官ハ其請求ニ應ス

ルノ義務アルモノトス

第三十四條 他府縣ヨリ警察ノ事務ニ關スル照會ハ必ス知事ヲ經ヘシ但急施ヲ要スル場合ニ於テハ警部長又ハ其事ノ執行ヲ要スル

地ノ警察官ニ宛直ニ照會スルコトヲ得

第三十五條 巡查ニ關スル規程ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第三十六條 東京府下ノ警察及監獄ニ關スル事務ハ勅令第四十二號警視廳官制ニ依リ本令中ノ條項ニ指定スル限ニアラス

訓令又第十五號 明治十九年十月十三日

大分縣警察職務規程

（註）明治廿一年七月九日訓令文第廿八號ヲ以テ

大分縣警察官吏配置及勤務規程制定ニ依リ廢止

警察本部

諸務課 保安課 主計課

本部長

本部長ハ警部以下ノ進退賞罰ヲ知事ニ具狀ス

本部長ハ其職權又ハ特別ノ委任ニ依リ所部ノ官吏ニ命令訓示ヲ

下スコトヲ得

本部長ハ所部ノ官吏ニ任所及ヒ分課ヲ命ス

但各課長各警察署長ハ此限ニアラス

本部長ハ各課ノ職務細則ヲ規定スルコトヲ得

本部長專行ノ事件ハ月報一覽表ヲ製シ翌月十日迄ニ知事ニ呈ス

管掌ノ事務ニ付テハ本部長其責ニ任ス

左ニ掲クル諸件ハ知事ニ稟申シ其他ハ本部長專行スルコトヲ得

但事重大ニ涉リ若クハ例規外ニ係ルモノハ處分方案ヲ具シ指揮

ヲ請ヒ其他部ニ關係アル事件ハ其部ノ合議ヲ經テ知事ニ呈ス

一 警察上ニ係ル縣令又ハ告諭ニ關スルコト

一 警察ノ區畫及警察官衙ノ位置ニ關スルコト

一 警察官吏ノ定員増減ニ關スルコト

一 新開條例及出版條例ニ依リ取扱ヲ爲スコト

一 古代ノ沿革ヲ徵スヘキ埋藏物ヲ處分スルコト

一 政治ニ關スル結社ヲ處分シ又ハ演說禁止ニ關スルコト

一 賭博犯一年以上ノ懲罰及減免假免ニ關スルコト

第二節 職制、定員及警察官の待遇

三九一

一 諸營業ヲ禁止若クハ停止スルコト

一 警察上ノ賞與恩給弔祭扶助療治料賜給ニ關スルコト

一 警察費及廳舎建築修繕費ノ豫算ニ關スルコト

一 警察廳舎建築及修繕ヲ爲スコト

一 警察費細科目流用ノコト

一 警察ニ關スル土地建物ヲ購求及賣却スルコト

一 賦金賣淫罰金ヲ豫算及支出スルコト

課長ハ本部長ノ命ヲ承ケ課僚ヲ督勵シ課務ヲ整理ス

課長ハ主務ノ事件ニ付警察署長以下ニ對シ官名若クハ課名ヲ以

テ文書ヲ往復スルコトヲ得

課長事故アルトキハ首席課僚ヲシテ其事務ヲ代理セシムルコト

ヲ得

各課主管事項

庶務課

一 演藝遊藝場遊藝場遊藝場徽章章祭典葬儀賭博富籤其他風俗ニ關スル

コト

一 諸營業市場會社製造所度量衡ニ關スルコト

一 傳染病豫防消毒檢疫種痘飲食物飲料水醫藥藥品家畜屠畜場墓

地火葬場其他衛生ニ關スルコト

一 瘋癲者及迷兒ニ關スルコト

一 司法警察ニ關スルコト

一 賭博犯密賣淫貨座敷娼妓違犯ニ關スルコト

一 失踪者棄兒被監視者ニ關スルコト

第二章 警察制度の變遷(本縣)

- 一 警察分署派出所存廢及區畫ニ關スルコト
- 一 巡查以下勤務方法及身分ニ關スルコト
- 一 巡查召集ニ關スルコト
- 一 警察上ニ係ル賞與ニ關スルコト
- 一 統計報告及製圖ニ關スルコト
- 一 警察會議及巡查調授ニ關スルコト
- 一 官印管守ノコト
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル事項

保安課

- 一 高等警察ノコト
- 一 警察上機密ニ關スルコト
- 一 政治ニ關スル結社集會新聞雜誌圖書及其他ノ出版ニ關スルコト
- 一 教會講社説教及禮拜ニ關スルコト
- 一 船舶堤防河岸地道路橋梁鐵道電信公園諸建築田野漁獵採藻ニ關スルコト
- 一 人命損傷群集喧嘩銃砲火藥爆發物發火物刀劍水災火災難破船遺失物理埋藏物ニ關スルコト
- 一 帶刀犯處分ノコト
- 一 警察上外國人ニ關スルコト
- 一 偽造變造ノ貨幣ニ關スルコト

主計課

- 一 本部並各署經費ノ豫算及金銭出納ニ關スルコト
- 一 官沒並不用品處分ニ關スルコト
- 一 他ハ本部長專行スル事ヲ得
- 一 警察上ニ係ル縣令又ハ告示ニ關スル事
- 一 警察ノ區畫及警察官衙ノ位置ニ關スル事
- 一 警察官吏ノ定員増減ニ關スル事
- 一 新聞條例及出版條例ニ依リ取扱ヲナス事
- 一 古代ノ沿革ヲ徵スヘキ埋藏物ヲ處分スル事
- 一 政治ニ關スル結社ヲ處分シ又ハ演説禁止ニ關スル事
- 一 賭博犯一年以上ノ懲罰及減免假免ニ關スル事
- 一 諸營業ヲ禁止若クハ停止スル事
- 一 警察上ノ賞與恩給弔祭扶助療治料賜給ニ關スル事
- 一 警察費及廳舎建築修繕費ノ豫算ニ關スル事
- 一 警察廳舎建築及修繕ヲナス事
- 一 警察費細科目流用ノ事
- 一 警察上寄附ニ關スル事
- 一 警察ニ關スル土地建物ヲ購求及賣却スル事
- 一 賦金賣淫罰金ヲ豫算及支出スル事

第五條 課長ハ本部長ノ指揮監督ヲ承ケ事務ヲ處理シ課員ハ課長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第六條 各課主管事項左ノ如シ

警務課

- 一 警察署分署等廢設ニ關スル事
- 一 本部以下事務規程ニ關スル事
- 一 文書受付發送及淨書ニ關スル事

第二節 職制、定員及警察官の待遇

- 一 警察ニ屬スル敷地及建物被服需用品ニ關スルコト
- 一 警察廳舎建築修繕ニ關スルコト
- 一 賦金、積金、過料金、懲罰金等收支ニ關スルコト
- 一 寄附ノ金品ニ關スルコト
- 一 給仕小使ノ進退ニ關スルコト
- 一 金錢出納ニ關スル簿冊ヲ管理スルコト
- 一 (以下警署、警察分署ノ二項アルモ俱ニ警察署ノ款ニ移ス)
- 一 本縣訓令文第二十八號 明治廿一年七月九日
- 一 大分縣警署官吏配置及勤務規程左ノ通定ム但明治十九年十月訓令文第十五號警察職務規程明治二十年四月訓令文第廿一號外勤係長及監督勤務規程明治二十年四月訓令文第廿三號巡查勤務規程並心得及明治二十年六月訓令文第三十四號巡查教習規則ヲ廢ス

大分縣警察官吏配置及勤務規程

(警察官吏ノ配置表ハ別ニ定員ノ項ニ掲ク)

第一章 警察本部

第一條 警察本部ニ左ノ三課ヲ置ク

警務課

保安課

主計課

課長ハ判任官三等以上ノ警部ヲ以テ之ニ充テ各課長ヲ兼ネルコトヲ得

第二條 本部長ハ警部以下ノ進退賞罰ヲ知事ニ具狀シ所部ノ官吏ニ任所及分課ヲ命ス

第三條 本部長ハ各課所ノ處務細則ヲ規定スルコトヲ得

第四條 左ニ掲ケル諸件及例規外ニ係ルモノハ知事ニ申請シ其

- 一 部印ノ管守及部署印ノ調製ニ關スル事
- 一 職員ノ配置及任免進退賞罰ニ關スル事
- 一 職員ノ名簿履歷ニ關スル事
- 一 請願巡查ノ勤務監督ニ關スル事
- 一 職員ノ職務及身上例規ニ關スル事
- 一 禮式及服裝ニ關スル事
- 一 巡查教習所ニ關スル事
- 一 巡查召集ニ關スル事
- 一 警察上賞與及給助ニ關スル事
- 一 警察會議ニ關スル事
- 一 當直ニ關スル事
- 一 文書編纂ニ關スル事
- 一 圖書簿冊ノ整理及保存ニ關スル事
- 一 警察上ノ報告及統計印刷ニ關スル事
- 一 警察區畫ニ關スル事
- 一 警邏方法及線路受持區ニ關スル事
- 一 戸口調査ニ關スル事
- 一 其他各課ノ事務ニ屬セザル事項

保安課

- 一 結社集會ニ關スル事
- 一 新聞紙雜誌雜報ニ關スル事
- 一 外國人ニ關スル事
- 一 贋造變造貨紙幣ニ關スル事

第二章 警察制度の變遷(本縣)

- 一 諸營業取締ニ關スル事
- 一 教會講社及禮拜取締ニ關スル事
- 一 風俗取締ニ關スル事
- 一 街路道路山林田野河川取締ニ關スル事
- 一 墓地火葬場取締ニ關スル事
- 一 銃砲火藥爆發物其他危險物取締ニ關スル事
- 一 水消防防烟火銃馬獵漁獵銃威銃取締ニ關スル事
- 一 賭博犯處分ニ關スル事
- 一 變死人及殺傷人ニ關スル事
- 一 失踪人棄兒迷兒ニ關スル事
- 一 被監視人假免及執行ニ關スル事
- 一 囚人護送ニ關スル事
- 一 盜難贓物遺失物理埋藏物ニ關スル事
- 一 難破船漂流物ニ關スル事
- 一 違警罪ニ關スル事
- 一 衛生警察ニ關スル事
- 一 司法警察ニ關スル事

(註) 明治二十三年十月二十九日訓令文第四六號ヲ以テ新ニ主計課ヲ設ケラレタルモ各主管事項省略

第二章 巡査教育所

- (第七條ヨリ 五ヶ條)
- 第三章 警察署
- (第十二條ヨリ 五ヶ條)
- 第四章 警察分署
- (第十七條ヨリ 四ヶ條)
- (第二十條マテ)
- 第五章 巡査勤務並心得
- 第一節 受持及巡回
- (第二十一條ヨリ 十一ヶ條)
- 第二節 警邏査察心得
- (第三十二條ヨリ 二ヶ條)
- 第三節 出火警防心得
- (第五十四條ヨリ 十六ヶ條)
- (第六十九條マテ)
- 第四節 水災警防心得
- (第七十條ヨリ 七ヶ條)
- (第七十六條マテ)
- 第五節 戸口調査心得
- (第七十七條ヨリ 十一ヶ條)
- (第八十七條マテ)
- 第六節 勤務例及時間
- (第八十八條ヨリ 十一ヶ條)
- (第九十八條マテ)

第七節 行狀容儀及心得

(第九十九條ヨリ 三十六ヶ條)  
(百三十四條マテ)

本縣諸課第一〇五號 十九年十二月七日 課務保安主計課

警察處務細則 (全文略之)

第一章 通規 第二章 警察本部ニ分ケ更ニ之ヲ二十六箇條ニ規程シテ警察部員ノ職務ヲ定メタリ

訓令官第五二號 明治二十五年八月十五日

監獄署監獄支署處務規程

第一章 監獄署

第一條 監獄署ニ庶務課、警守課、作業課、經理課、醫務所及教務所ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌セシム

庶務課

- 一、文書ノ往復及ヒ保存ニ關スル事務
- 一、名籍ノ調理ニ關スル事務
- 一、監獄ノ統計ニ關スル事務
- 一、刑期計算ニ關スル事務
- 一、在監人ノ願訴ニ關スル事務
- 一、給與品ニ關スル事務
- 一、領置貨物ニ關スル事務
- 一、差入品ニ關スル事務
- 一、署印ノ管守
- 一、監獄ノ戒護ニ關スル事務

第二節 職制、定員及警察官の待遇

第六章 警察監督規程

(百三十五條ヨリ 十二ヶ條)  
(百四十六條マテ)

一、在監人ノ行狀ニ關スル事務

一、在監人ノ賞罰ニ關スル事務

一、書信接見ニ關スル事務

作業課

一、工錢ニ關スル事務

一、作業諸器具ニ關スル事務

一、作業素品及製品ニ關スル事務

一、作業ニ關スル事務

經理課

一、地所建物購入販賣ニ關スル事務

一、物品ノ需用ニ關スル事務

醫務所

一、在監人ノ疾病ニ關スル事務

一、在監人ノ死亡ニ關スル事務

一、調劑ニ關スル事務

一、監獄ノ衛生ニ關スル事務

教務所



- 一、教養ニ關スル事務
- 一、教育ニ關スル事務
- 第二條 各課所ニ課、所長ヲ置ケ警守課ハ看守長、醫務所ハ監獄醫、教務所ハ教諭師其他ノ各課ハ監獄書記ヲ以テ之ニ充ツ
- 第三條 監獄署ニ署長專屬書記ヲ置キ各課所ニ屬セサル事務ヲ取扱ハシム
- 第四條 課所長ハ上司ノ指揮ヲ受ケ事務ヲ處理シ其舉否ノ責ニ任ス
- 第五條 課所長事故アルトキハ課所中上席ノ者其職務ヲ代理ス
- 第六條 署長ハ各課所及支署ノ事務細則ヲ規定スルコトヲ得
- 第七條 署長ハ左ノ事項ニ對シ意見ヲ知事ニ具狀スヘシ
  - 一、判任官并ニ判任同一待遇者ノ黜陟賞罰、勤怠、能否ニ關スルコト
  - 一、恩給、弔祭、扶助料給助ニ關スルコト
  - 一、各課長支署長ヲ命スルコト
  - 一、縣令告示訓令訓示ヲ發スルコト
  - 一、條規例則ノ制定改廢ニ關スルコト
  - 一、監獄ノ位置變更及構造方法ニ關スルコト
- 第八條 署長ハ左ノ事項ヲ處理スルハ知事ノ決裁ヲ經タル後施行スヘシ
  - 一、特赦假出獄上申ニ關スル事
  - 一、作業ノ興廢ニ關スルコト
  - 一、關省申謀其他知事ノ名ヲ以テ官廳公署ヘ文書ヲ發遣スルコト

- 一、看守雇員ノ進退賞罰ニ關スルコト
- 一、縣會及縣參事會ヘ議案若クハ諮問案ヲ發スルコト
- 一、例規ナキ事件ヲ處理スルコト
- 一、前各項ノ外重要ノ事件
- 第九條 第七條第八條ニ掲タル條項ノ外惣テ之ヲ署長ニ委任ス
- 第二章 監獄支署
- 第十條 監獄支署ニ長ヲ置キ監獄書記ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十一條 監獄支署ニ庶務係、警守係、及ヒ醫務所ヲ置キ左ノ事項ヲ分掌セシム
  - 庶務係
    - 一、文書ノ往復及保存ニ關スル事務
    - 一、名籍調理ニ關スル事務
    - 一、監獄統計下調ニ關スル事務
    - 一、刑期計算ニ關スル事務
    - 一、在監人ノ願訴ニ關スル事務
    - 一、差入品ニ關スル事務
    - 一、署中他ノ主管ニ屬セサル事務及署印ヲ管主スルコト
  - 警守係
    - 一、監獄ノ戒護ニ關スル事務
    - 一、在監人ノ行狀ニ關スル事務
    - 一、在監人ノ賞罰ニ關スル事務
    - 一、書信接見ニ關スル事務
    - 一、在監人ノ疾病ニ關スル事務
    - 一、在監人ノ死傷ニ關スル事務

- 一、在監人ノ死亡ニ關スル事務
- 一、調劑ニ關スル事務
- 一、監獄ノ衛生ニ關スル事務
- 第十二條 支署長ハ上司ノ指揮ヲ受ケ署務ヲ整理シ其舉否ノ責ニ任ス
- 第十三條 支署長ハ左ノ事項ニ對シテハ典獄ニ申稟シ其他ハ處分スルコトヲ得
  - 一、特赦假出獄及賞與ニ關スルコト
  - 一、例規アルモノ、外署員ノ出張ニ關スルコト
  - 一、作業及工錢ニ關スルコト
  - 一、例規ナキ事件ヲ處分スルコト
  - 一、前各項ノ外重要ノ事件ヲ處分スルコト
- 訓令官第七十號 明治二十六年六月二十三日
- 明治二十三年十月訓令文第四十六號大分縣警察官吏勤務規程中左ノ改正ス
  - 第二十五條 第二項中「受持區ヲ」ノ下「巡回スベシ」トアルヲ(巡回シ又所在地巡回線路ナキ受持巡查ハ週間四回以上受持區ヲ巡回スベシ)ト改ム
  - 第七十八條 氏名下ニ(變名緯號)ノ四字ヲ挿入ス
  - 第九十八條 第二項ヲ左ノ改正ス
    - 警察署ヲ距ルコト壹里以内ニ在ル受持巡查ハ五日毎ニ其他ノ受持巡查ハ各聯合區ヲ甲乙部ニ分チ毎月兩度(甲乙部各一回宛)所屬警察署長ノ指定シタル日時ニ所屬署ニ出頭シ點檢及調授ヲ受ケベシ

- 訓令官第九十九號 明治二十六年十二月一日
- 明治二十三年訓令文第四十六號大分縣警察官吏配置及勤務規程相廢シ更ニ大分縣警察署處務規程左ノ通り相定ム
  - 大分縣警察署處務規程
  - 第一條 警察部ニ左ノ二課一所ヲ置ケ
    - 課 警務課 保安課 巡查教習所
  - 課所長ハ警部ヲ以テ之レニ充ツ
  - 第二條 警察部長ハ警部以下ノ進退賞罰ヲ知事ニ具狀シ所部ノ官吏ニ任所及分課ヲ命ス
  - 第三條 警察部長ハ各所署ノ勤務規程ヲ規定スル事ヲ得
  - 第四條 左ニ掲タル諸件及例規外ニ係ルモノハ知事ニ申稟シ其他ハ警察部長專行スルコトヲ得
    - 一 警察上ニ係ル縣令又ハ告諭ニ關スル事
    - 一 警察ノ區畫及警察官衙ノ位置ニ關スル事
    - 一 警察官吏ノ定員増減ニ關スル事
    - 一 新聞紙條例及出版條例ニ依リ取扱ヲ爲ス事
    - 一 古代ノ沿革ヲ徵スヘキ埋藏物ヲ處分スル事
    - 一 集會及政社法ニ關スル事
    - 一 諸營業ヲ禁止若クハ停止スル事
  - 第五條 課所長ハ賞與恩給弔祭扶助療治料賜給ニ關スル事
  - 第六條 課所長ハ警察部長ノ指揮監督ヲ承ケ事務ヲ處理シ課所員ハ課所長ノ指示ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 第六條 各課所主管ノ事項左ノ如シ
  - 警務課

- 警察署ノ位置變更ニ關スル事
- 警備ニ關スル事
- 警察部以下事務規程ニ關スル事
- 文書受付發送及淨書ニ關スル事
- 官印部印ノ管守ニ關スル事
- 職員ノ配置及任免進退賞罰並給助例ニ關スル事
- 職員ノ名簿履歷ニ關スル事
- 請願巡查ノ勤務監督ニ關スル事
- 職員ノ職務及身上例規ニ關スル事
- 禮式及服裝ニ關スル事
- 巡查召募ニ關スル事
- 警察上賞與弔祭扶助療治料ニ關スル事
- 警察會議ニ關スル事
- 當直ニ關スル事
- 文書編纂ニ關スル事
- 圖書簿冊ノ整理及保存ニ關スル事
- 警察上ノ報告及統計印刷ニ關スル事
- 警察區畫ニ關スル事
- 警邏方法及線路受持區ニ關スル事
- 戶口調査ニ關スル事
- 職員ノ除服出仕及休暇歸省其他類同屑ニ關スル事
- 巡查給與貨與品ニ關スル事
- 警察費ニ關スル物品保管並不用物品賣却ニ關スル事
- 下調ヲ爲ス事

- 警察費ニ保ル豫算下調ニ關スル事
- 給仕小使ノ雇解ニ關スル事
- 部中他課ノ事務ニ屬セサル事項
- 保安課
- 政治ニ關スル結社集會新聞紙雜誌雜報脚本樂譜圖畫及其出版取締ニ關スル事
- 警察上外國人ニ關スル事
- 贋造變造貨紙幣ニ關スル事
- 諸營業市場會社度量衡等取締ニ關スル事
- 教會講社及禮拜說教碑表演藝遊藝遊觀遊藝場徽章祭典其他風俗取締ニ關スル事
- 街路道路橋梁山林田野河港堤防河岸地渡船場鐵道電信公團船舶車馬諸建築等取締ニ關スル事
- 墓地火葬場ニ關スル事及葬儀取締ニ關スル事
- 銃砲刀劍火藥爆發物其他危險物取締ニ關スル事
- 水火消防烟火競馬獵魚獵銃威銃取締ニ關スル事
- 變死人殺傷人及群衆喧嘩ニ關スル事
- 失踪人棄兒迷兒乞食無賴者等ニ關スル事
- 監視被人假免及執行ニ關スル事
- 囚人護送ニ關スル事
- 盜難贓物遺失物埋藏物ニ關スル事
- 難破船漁流物ニ關スル事
- 聯合ニ關スル罰則及違警罪其他司法警察ニ關スル事
- 汽運汽機電氣及不登簿船ノ検査ニ關スル事

- 屠獸場獸類化學所獸乳搾取所其他危險又ハ健康ニ關スル諸製造場及興行場等設置取締ニ關スル事
- 水上警察ニ關スル事
- 船燈及信號器ニ關スル事
- 守獵及威銃ニ關スル事
- 傳染病豫防消毒檢疫種痘地方病及家畜傳染病其他衛生警察ニ關スル事
- 病院ニ關スル事
- 地方衛生會及衛生諸會ニ關スル事
- 醫師、藥劑師、藥種商、製藥者、產婆、口中科整骨針灸治等ニ關スル事
- 賣藥及賣藥部外品ニ關スル事
- 飲料水並鑛泉ニ關スル事
- 病體解剖ニ關スル事
- 檢微ニ關スル事
- 衛生費ニ保ル豫算下調ニ關スル事
- 巡查教習所
- 巡查志願人試驗ニ關スル事
- 生徒ノ教習ニ關スル事
- 生徒ノ名簿及試驗成績調査ニ關スル事
- 卒業證書並ニ褒狀授與ニ關スル事
- 書籍簿冊ノ保存ニ關スル事
- 第二章 警察署
- 警察署長ハ署員ヲ指揮監督シ署務ヲ總理シ所屬巡查以

- 下ノ進退賞罰警察部長ニ具狀ス
- 第八條 署長事故アルトキハ上席ノ署員其事務ヲ代理ス
- 第九條 警部ハ監督官トシ署長ノ指揮ヲ受ケ執行警察ノ事ヲ監督シ又署長ノ事務ヲ補助ス
- 巡查部長ハ其職務監督ニ亞ク
- 第十條 巡查及雇ハ上官ノ指揮監督ヲ承ケ左ノ勤務ニ服ス
  - 一 內勤巡查及雇 署務ニ從事ス但內勤巡查ハ外勤ニ使用スルコトヲ得
  - 一 外勤巡查 外勤巡查ノ勤務並心得ハ第三章各節ニ依ル
  - 一 豫備巡查 犯罪捜査囚人護送出張臨時監其他臨時ノ勤務ニ從事ス
- 第十一條 左ニ掲ケル諸件及定例ナキ事件ハ警察部長ニ申稟シ其他ハ專行スル事ヲ得
  - 一 例規アルモノ、外所轄外へ出張ノ事
  - 一 但急施ヲ要スル場合ハ專行ノ後具狀スルヲ得
  - 一 例規アルモノ、外諸官衙ニ文書ヲ往復スル事
  - 一 例規アルモノ、外禁止ノ命令ヲ爲ス事
- 前各項ノ外警察部長稟議項目ニ掲ケタルモノハ專行スル事ヲ得ス
- 第三章 巡查勤務並心得
  - 第一節 受持及巡回
- 第十二條 警察署長ハ左ノ區別ニ從ヒ其全管轄町村ヲ數區ニ分チ各巡查ノ受持ヲ定メ區内執行警察ノ責ニ任セシムヘシ

第二章 警察制度の變遷(本縣)

一、大分市街及中津市街ハ人口一千乃至二千ヲ以テ一區トス  
二、大分市街及中津市街ヲ除クノ外ハ人口二千乃至三千ヲ以テ一區トス

三、地形又ハ警邏ノ便宜ニ依リ已ムコトヲ得サル場所ニ限リ警察部長ノ認可ヲ經テ前各項ノ人口ヲ増減スルコトヲ得

第十三條 受持巡査ハ區内ニ常住セシメ其住所ヲ以テ在勤所トシ町村役場アレハ其所在地ニ在勤セシメ其在勤所ハ所在地名ヲ冠シ何々巡査駐在所ト名稱スヘシ但警察署所在地受持巡査ハ其區内ニ常住スル場合ノ外本條ヲ適用セス

第十四條 受持區ハ人口ノ數ニ於テ大差ナキトキハ町村ノ所轄區域ト均一ナラシムルコトヲ要ス

第十五條 受持區ハ二區乃至五區ヲ以テ聯合區ヲ定メ第何聯合區第何區ト名稱シ聯合區内ノ巡査缺員若クハ事故アル時豫備員差支アレハ署長ノ命令ニ依リ聯合區員互ニ補助スヘシ

警察署所在地ハ二區乃至三區ヲ以テ一聯合區トシ受持巡査ヲシテ共同巡回セシムヘシ

第十六條 警察署所在地受持巡査ハ一晝夜八回以上聯合區ヲ巡回スヘシ

警察署所在地外ニ在ル受持巡査ハ其在勤所ニ在ル時晝夜四回以上所在地ヲ巡回シ一周間二回以上受持區ヲ巡回シ又所在地巡回線路ナキ受持巡査ハ一週間四回以上受持區ヲ巡回スヘシ

各受持區巡回線路ハ警察署長ニ於テ警察部長ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ但線路ハ往復七里ヲ超フヘカラス若シ地形ニ依リ此程度ヲ超フルトキハ一區内數線路ヲ設ケ尙留泊ヲ要スル巡回

三、水災警防  
四、戸口調査  
第十九條 警邏巡察ハ警邏察心得ニ依リ安寧ヲ護シ非違ヲ警メ行政豫防ノ周到ナルヲ目的トス

第二十條 出火警防ハ出火警防心得ニ依リ烈風ニ際シテハ火ヲ戒メ失火ニ於テハ撲滅ヲ主トシ又煙焔中ニ生命財産ヲ救護スルヲ務ムヘシ

第二十一條 水災警防ハ水災警防心得ニ依リ出水ノ徵候アル時ハ其沿岸ノ住民ニ警告シテ危殆損害ヲ避シムルノ用意ヲ爲サシメ又堤防橋梁ノ全キヲ謀ルニ盡力スヘシ

第二十二條 戸口調査ハ戸口調査心得ニ依リ郡内住民ノ性行出入及生計ノ方法ヲ詳記シ警察上緩急變通ノ便ヲ圖ルモノトス

第二節 警邏巡察心得  
第二十三條 安寧ヲ護リ非違ヲ警ムルハ警察ノ本務ニシテ其目的ヲ達スルハ警邏巡察ヲ周密ニスルニアリ

第二十四條 市街巡邏ノ者ハ可成家屋ニ沿フテ巡行スヘシ

第二十五條 巡査ハ其姿勢ヲ正フシ動作ヲ慎ミ苟モ他ノ侮慢ヲ招カサル様注意スヘシ

第二十六條 故ナク巡行線路外ニ出テ若クハ定路ノ巡行ヲ缺キ又ハ見張場等ヲ離ルヘカラス若シ正當ノ事故ニヨリ其持場ヲ離レ其事故ヲ了タルトキハ速ニ舊位ニ復スヘシ

第二十七條 人民ヨリ救護又ハ其他ノ事故ニ依リ出張處分ヲ請求スルトキハ速ニ之ニ應スルハ當然ナリト雖モ決シテ輕舉ノ取計ヲ爲スヘカラス

第二節 職制、定員及警察官の待遇

線路ハ特ニ警察部長ノ認可ヲ經ヘシ

第十七條 駐在所及巡回中ノ巡査ハ其受持區内ニ生スル左ノ事件ヲ取扱フコトヲ得

一、盜難訴火災届ヲ受附シ又ハ其現場ヲ檢査シ其調書ヲ作り所屬署長ニ送附スル事

二、行政處分ニ屬スル變死檢視ノ事

三、諸祭典届ヲ受理スル事

四、道路使用願ヲ受附シ實地檢査ノ上意見書ヲ附シ直ニ所屬署ニ送附スヘシ

五、火葬埋葬場取締ノ事

六、諸興行監臨ノ事

七、棄子届ヲ受附シ現場取調ノ上意見書ヲ署長ニ申出ツヘシ

八、諸營業檢査ノ事

九、旅舎檢ノ事

十、被監視人ノ行狀視察ノ事

十一、逸牛馬届ヲ受附スル事

十二、逸牛馬繫留届ヲ受附シ假預ノ手續ヲ爲ス事

十三、難破船届ヲ受附スル事

駐在巡査ハ警察部長定ムル所ノ規程ニ依リ其取扱タル事故ヲ所屬警察署長ニ報告スヘシ但至急ヲ要スル重大ノ者ハ一面警察部長ニ報告スヘシ

第十八條 受持區ノ執行事務ヲ別テ左ノ四項トス

一、警邏巡察

二、出火警防

第二十八條 巡邏及見張中ハ他人ニ對シテハ勿論同僚ト雖モ私談戲言ヲ爲シ又ハ飲食吹煙買物等ヲ爲スヘカラス

第二十九條 巡邏中故ナク人家ニ立入り又ハ佇立シテ店頭ノ列品ヲ眺メ若クハ家宅構内等ヲ覗ク等ノ所爲アルヘカラス

第三十條 巡邏中ハ勿論見張所ニ於テハ一切書見筆寫ヲ爲スヘカラス

第三十一條 持區内ハ勿論町名番地及其他地理方角等ヲ開合スル者アルトキハ叮嚀指示スヘシ

第三十二條 異常ノ煙氣焦臭又ハ家内ニ於テ非常ノ喧噪等アルヲ認メタルトキハ其場ニ臨ミ原因ヲ開糺シ相當ノ取扱ヲ爲スヘシ

第三十三條 夜間門戸及雨戸等ノ不締或ハ干物其他物品ノ取收メ方等ヲ遺忘セシ者アルヲ認メタルトキハ其家人ニ就テ注意ヲ加フ

第三十四條 通行人ノ携帶品ヲ取落シ又ハ車馬ノ積荷墮落セントスルヲ認メタルトキハ其本人ニ注意スヘシ

第三十五條 行商者ニシテ成規ノ鑑札ヲ表出セス又ハ他人ノ鑑札ヲ使用スルコトナキヤニ注意スヘシ

第三十六條 路上ニ於テ發病又ハ負傷セシ者アルヲ認メ又ハ聞知シタルトキハ懇切ニ介抱シ行倒等ノ死者アルトキハ相當ノ取扱ヲ爲シ速ニ上官ニ申報スヘシ

第三十七條 爭鬭又ハ喧嘩口論ヲ爲ス者アルヲ認メタルトキハ穩ニ之ヲ制止シ而テ雙方ニ於テ示談ニ及フ者ハ後來ヲ戒メ其情狀重クシテ不問ニ附シ難キ者ハ所屬署ニ連行クヘシ

四〇一

第二章 警察制度の變遷(本縣)

第三十八條 皇族大臣外國公使其他貴顯ノ通行アルトキハ不敬ノ所爲ナキ様取締ヲ爲スハ勿論道筋等妨害ナキ様殊ニ注意ヲ加フヘシ

第三十九條 火藥危害品其他犯罪人等護送ノ際ハ其主管者アリト雖モ巡邏ノ者ニ於テモ共ニ注意ヲ加フヘシ

第四十條 道路橋梁及溝渠等ノ破損其他制札毀損又ハ樹木顛倒シタル等ヲ認メタルトキハ速ニ上官ニ申報スヘシ(警察署ノ遠隔ナル地ハ其地ノ町村長ニ報告スヘシ)尤崩壞凹凸等ノ危険ニ係ル者ハ假ニ適宜ノ目標ヲ施シ又ハ地先人民ヲシテ一時危險豫防ノ手當ヲ爲サシムルヲ要ス

第四十一條 巡邏ハ通常獨行スヘキ者ナリト雖モ若シ二名連行スルトキハ兩側ニ別レ或ハ前後凡二十歩ヲ隔テ、進行スヘシ故ナク連行シ又ハ談話ヲ爲スヘカラス

第四十二條 巡邏中事故アリテ巡回線路外ニ出タルトキハ歸署ノ後直ニ之ヲ上官ニ届出ツヘシ

第四十三條 警邏査察上注意ヲ要スヘキ事項概ネ左ノ如シ

- 一、盜倫及拘摸
- 二、浮浪及乞食
- 三、瘋癲及亂醉者
- 四、棄兒迷子
- 五、群集雜沓
- 六、逸走獸畜
- 七、狂犬猛獸
- 八、車馬船舶ノ交通及其危險

- 九、路傍ノ厠間
- 十、崩壞墮落ノ虞アル建物及物件
- 十一、路標街燈ノ毀損
- 十二、防圍ナキ井窖
- 十三、道路ノ凹凸及塵埃
- 十四、橋梁ノ危險溝渠ノ毀損不潔及淤塞
- 十五、通行妨害ノ物件
- 十六、浮説流言
- 十七、張札樂書
- 十八、門戸ノ取締
- 十九、夜間運搬ノ物件及携帶品
- 二十、通行人ノ舉動
- 廿一、腐敗飲食物及不熟菓物
- 廿二、異狀ノ形相者

第四十四條 前條ノ事項ハ總テ相當ノ處分ヲ爲シ手帳ニ筆記シ必ス署長ニ申告スヘシ但其成規アリテ別ニ書面ヲ出スモノハ此限ニアラス

第三節 出火警防心得

第四十五條 出火警防上ニ付平素注意スヘキ場所概ネ左ノ如シ

- 一、湯屋鍛冶職及鑄物場
- 二、火藥煙火マツチノ製造及貯藏場
- 三、石油生石灰ノ貯藏及賣捌所
- 四、薪炭林其他燃質物貯藏場
- 五、工作場普請場空屋地等乾草糞糞芥油等

第四十六條 出火ハ其初ニ於テ之ヲ撲滅セハ力ヲ勞セスシテ其功ハ大ナリトス故ニ平素巡回ノ際前條ニ掲ケル場所ニ注意ス

第四十七條 烈風又ハ冬季ノ如キハ放火失火ノ虞最多キヲ以テ殊ニ第四十五條ニ記載シタル場所ニ専ラ注意ヲ加フヘシ

第四十八條 空屋芥油其他ノ場所ニ於テ燃料トナルヘキ物件ヲ發見シタルトキハ家主差配人等ヲシテ取除カシメ且ツ警戒ヲ加フヘシ

第四十九條 出火アルヲ認メ若クハ他ノ告知ヲ受ケタルトキハ迅速現場ニ駆付ケ一面消防ニ從事シ一面近隣ニ警報スベシ第五十條出火場ニ駆付ケタルトキハ第一消防ニ盡力スルハ勿論ナリト雖モ一部局ニ偏倚シテ全體ノ保護ヲ誤ルヘカラス又生命ト財産ト兩カラ全カラシムルコト能ハサル場合ハ生命ヲ先ニスル無論タルヘシ

第五十一條 救護或ハ防護上萬止ムル得サル場合ニ於テハ塙塙ヲ破毀シ家屋ヲ崩壞スル等其目的ヲ達シ得ルノ手段ハ適宜之ヲ執行スルコトヲ得

第五十二條 變災ノ場所ニ於テ危難ノ虞アルトキハ人民ノ往來交通ヲ制止スヘシ然レトモ已ムヲ得サル事情アル者ハ現況ニヨリ斟酌スヘシ但前條本條共上官出張シタルトキハ其指揮ヲ受クヘシ

第五十三條 諸官衙出火ノ時ハ殊ニ書類ノ撤出ニ注意シ且紛亂散逸セサル様保護スヘシ

第五十四條 家財ヲ撤出スルニ安全ナル場所ヲ撰ハス或ハ取出

第二節 職制、定員及警察官の待遇

シタル家財ニ看守人ヲ附セサル等ノコトアレハ宜ク警戒保護スヘシ

第五十五條 出火場雜沓ニ乗シ不良ノ徒財物ヲ攘奪スル等ノコト極メテ多シ宜ク警戒ヲ加フヘシ

第五十六條 出火ニ際シテハ便宜人民ニ要求シテ助力セシムルコトヲ得

第五十七條 出火場近傍雜沓ヲ制シ消防器具及家財運搬等ニ自由ヲ與フヘシ

第五十八條 出火場ニ駆付ケタル者ハ其町村名ヲ所屬署長ニ報スヘシ但遠隔ノ地ニ在テハ郵便ヲ以テ報告スルヲ得ルト雖モ拾戶以上延燒シタルトキハ急使ヲ以テ報告スヘシ

第五十九條 消防夫又ハ一般人民ニシテ消防ニ格別盡力セシ者アルトキハ住所氏名ヲ聽置キ署長ヘ具申スベシ

第六十條 鎮火ニ至ルモ上官ノ命令アラサレハ退場スヘカラス但上官出張セサルトキハ此限ニアラス

第四節 水災警防心得  
第六十一條 出水ノ徵候アルトキハ迅速現場ニ出張シ沿岸ノ住民等關係ノ重ナル所ニ警報シテ危殆ヲ避ケ損害ヲ防クノ用意ヲ爲サシムヘシ  
第六十二條 出水ニ際シ堤防橋梁ノ危難アレハ之ヲ防禦スル勿論ナリト雖モ主務者ノ出場スルニ至テハ専ラ生命財産ノ保護ニ從事スヘシ  
第六十三條 水災場雜沓ニ乗シ不良ノ徒貨物ヲ攘奪スル等ノ事極メテ多シ宜ク警戒スヘシ

第二章 警察制度の變遷(本縣)

第六十四條 家財ヲ搬出スルニ安全ノ場所ヲ撰ハス或ハ取出シタル家財ニ看守人ヲ附セサル等ノ事アレハ宜ク警戒保護スヘシ

第六十五條 現場ニ出張シタル者ハ其川名水量等ヲ警察部長及所屬署ニ急報スヘシ但遠隔ノ地ニ在テハ郵便ヲ以テ報告スルヲ得ト雖モ人畜ニ死傷アルカ如キ大事ニ至テハ急使ヲ以テ報告スヘシ

第六十六條 防禦上格別盡力セシ者アルトキハ住所氏名ヲ聽置キ署長ニ具申スヘシ

第六十七條 防禦上ニ於テ其地ノ人民ヲ使役シ或ハ杭繩等ノ材料ヲ徵取シタルトキハ他日人名員數等ノ調査ニ差支ヘサル様注意スヘシ

第五節 戸口調査心得

第六十八條 戸口調査ノ要旨ハ豫テ管内住民ノ性行出入及生計ノ方法等ヲ詳知シ警察上緩急變通ノ便ヲ圖ルニ在リ

第六十九條 戸口調査上登録スヘキ件ハ本住ト寄留ト分明ナラシメ其現住所ノ町村名番地一家ノ人口及各人ノ族籍住所氏名年齢身分職業ニ止ルト雖モ處刑若クハ犯則ノ處分ヲ受ケタル者ハ其罪ノ種類又ハ監視若クハ特別取締中ニ在ルヤヲ附記スヘシ

第七十條 戸口ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ調査スヘシ但其種別ハ所屬警察署長ノ認可ヲ經テ戸口調査簿各氏名ノ頭ニ貼紙ヲ爲シ之ニ朱記スヘシ  
第一、身元分明ニシテ財産ヲ有シ警察上常ニ注意ヲ要セス

ツコト能ハサル者之ヲ丙種トシ毎月二回以上調査スヘシ其種類概ネ左ノ如シ

- 一、監視中ノ者
- 二、刑ニ處セラレ未ダ改心サザルベシト認ムル者
- 三、無賴ノ徒聚合スル家屋
- 四、強窃盜其他惡行ノ虞アリト認ムル者
- 五、賭博ニ依リ處分ヲ受ケ未ダ改心セザルベシト認ムル者及賭博ヲ常業ト爲スノ開アル者
- 六、密賣淫ニ依リ處分ヲ受ケ未ダ改心セザルベシト認ムル者及密賣淫ヲ常業ト爲スノ開アル者
- 七、貸座舖及娼妓

第七十一條 性行貧富ノ如キハ戸口調査上直接ニ聞糺スヘカラサル者ナレハ活計ノ模様近隣ノ交際並其風評及往來スル人物ノ種類等ニ依テ知得スルヲ要ス

第七十二條 戸口調査ノ際同居人寄留人アルトキハ其關係豫故ノ如何ヲ知ルヲ要ス

第七十三條 調査ノ際ハ貴賤貧富ニ拘ハラズ叮嚀ヲ旨トシ人民ノ迷惑セサル様注意スヘキハ勿論老幼及婦女等其應答ニ堪ヘサル者ハ強テ尋問シ又ハ吹煙喫茶シ若クハ室内ニ立入り家人ニ狎昵スル等ノコトアルヘカラズ

第七十四條 一戸内ニ同居寄留スル者及雇人等ハ時々出入アルヲ以ツ渾テ其戸主ノ末籍ニ登録スル者トス

第七十五條 學齡ニ至リ入學セサル者又ハ一年以上ノ幼者ニシテ種痘セサル者ハ就學接種痘ノ事ヲ懇篤説諭スヘシ但未痘者

第二節 職制、定員及警察官の待遇

認ムル者之ヲ甲種トシ毎三ヶ月ニ一回調査スヘシ其種類概ネ左ノ如シ

- 一、官員
- 二、華族
- 三、資産常職アリテ疑ナキ者
- 第二、徒手無産業其他疑ハシキ舉動アリテ警察上注意ヲ要スヘシト認ムル者之ヲ乙種トシ毎月一回調査スヘシ其種類概ネ左ノ如シ
- 一、徒手無産業ノ者
- 二、訴訟ノ弊風ヲ煽起スル虞アル者
- 三、常ニ抗官ノ言行アル者
- 四、保安條例ニ依リ退去ヲ命セラレタル者
- 五、身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辦償ヲ終ヘサル者
- 六、公賣處分ヲ受ケタル者
- 七、暴ニ富裕トナリ又ハ頓ニ貧困ニ陥リタル者
- 八、私學舎
- 九、貧民ノ住居スル家屋
- 十、多人數集會出席スル諸會社ニシテ不正ノ行爲アル虞アル者
- 十一、教會所講社等ニシテ不正ノ所爲アル虞アル者
- 十二、他ヨリ移住シ未ダ身元分明ナラサル者
- 十三、車夫馬丁ニシテ不正ノ行爲アル虞アル者
- 十四、袴ラニ衣食住ノ美ヲ飾リ又ハ故ラニ貧相ヲ裝フ者
- 第三、警察上最注意ヲ要スヘシト認ムル者及社會ノ正面ニ立

- ハ戸口簿ニ附記スヘシ
- 第七十六條 官舎並神社佛閣學校病院其他公立家屋銀行各會社及空屋等ハ調査ノ順次ニ從テ之ヲ記載スヘシ
- 第七十七條 調査簿ハ別紙書式ニ依リ字畫ヲ明瞭ニ記載シ濫リニ添削スヘカラス若シ錯誤脱漏ニヨリ添削スルトキハ之ニ認印ヲ捺シ且ツ文字ノ刪ルヘキ者ハ朱線ヲ畫シ原文ヲ存スヘシ
- 第七十八條 戸口調査ノ際左ノ事項ヲ見聞シタルトキハ特ニ上官ニ申報スヘシ
- 一、孝子貞婦又ハ義僕等ノ事
- 二、無賴無産ノ徒ヲ同居セシムル事
- 三、頓死負傷者其他家内ニ異狀アル事
- 四、頓ニ貧困ニ陥リ又ハ暴ニ富裕ニ至リタル者アル事
- 五、傳染病者等アル事

第六節 勤務例及時間

第七十九條 凡調査ハ甲部乙部ニ別テ晝夜ノ勤務ニ服シ三時間毎ニ一時間ノ休憩ヲ與ヘ其當直翌日ヲ非直トス但甲部乙部ノ區別ナキ者及警察署所在地外ニ在ル受持巡查ハ此限ニアラス警察署長ハ前項ノ勤務時間内ニ於テ勤務ノ方法細則ヲ定メ警察部長ノ認可ヲ經テ之ヲ施行スヘシ

第八十條 勤務ハ警邏巡察送與行監臨旅舎檢警衛其他執行事務ニ關スル一切ノ事ヲ爲ス者トス

第八十一條 凡服務區内外及他管ハ順點法ヲ以テ之ヲ定ムヘシ但特ニ署長ノ命令アル者ハ此限ニアラス

第二章 警察制度の變遷(本縣)

第八十二條 非直ノ時臨時勤務ニ服スト雖モ他日別ニ非直スルコトヲ得ス但其勞働ヲ計リ署長特ニ二十四時間以内ノ休憩ヲ與フルコトアルヘシ

第八十三條 內勤巡查ハ日勤トシ宿直ヲ要スルト否トハ其署ノ適宜タルヘシ

第八十四條 遞傳護送諸興行引致拘引出張等ハ受持巡查ヲシテ執行セシムヘシ但宿泊ヲ要セサル地ハ便宜當直員ヲ以テ之ニ充ルモ妨ケナシ

第八十五條 巡回ハ各町村役場或ハ町村長區長ノ私宅其他巡查休憩所ニ備アル巡回表ニ押印ヲ爲スヘシ其遠村ノ如キハ豫テ設ケアル宿泊所ニ就キ止宿スルモノトス

第八十六條 立番ヲ設ケタルトキハ其位置ノ中央ヨリ四方五十歩以内ヲ運動スルモノトス但雨雪ノ時ハ其位置ノ人家軒下等便宜ノ地ニ立番スルモ妨ケナシ

第八十七條 立番中ハ其位置ヨリ形迹ヲ失フ如キ曲路ニ至ルヘカラス

第八十八條 交代時間ハ四月一日ヨリ九月三十日マテ午前八時十月一日ヨリ三月三十一日午前九時トス

第八十九條 警署所在地受持巡查非直ヲハ每朝交代時限十分前所屬警察署ニ至リ第一勤怠簿ニ押印シ第二點檢第三訓授ヲ受ケ各勤務ニ就クヘシ

警察署分署ヲ距ルコト一里以内ニ在ル受持巡查ハ五日毎ニ其他ノ受持巡查ハ各聯合區ヲ甲乙部ニ分テ毎月兩度一甲乙部各所屬警察署長ノ指定シタル日時ニ所屬署ニ出頭シ點檢及訓授ヲ受クヘシ

第九十條 警察官吏タル者ハ人民ニ直接シ職務ヲ執ルモノナレハ平素品行ヲ正シク一般ノ信賴ヲ得威嚴ヲ保ツヲ緊要ナリトス

第七節 行狀容儀及心得

第九十一條 一度職ヲ奉セシ以上ハ專心之ニ從事シ苟モ私論黨議ニ干與シ猥リニ方向ヲ轉シ若クハ事ニ臨ンテ難ヲ避ケ或ハ浮說流言ニ動カサレ又ハ輕忽ニ人ヲ毀譽スル等ノコトナク能ク節操ヲ守リ以テ威信ヲ保テ愛敬ヲ受ル様心掛ヘシ

第九十二條 同僚一身同體ト心得專ラ協力補翼シ苟モ他ヲ排擠シテ自己ノ名譽ヲ得ントスルカ如キ所爲アルヘカラス

第九十三條 上官ノ命令ハ之ニ服從シ能ク其勞ニ堪ユルヲ以テ本分トスヘシ假令上官ノ命令不當ナルコトアルモ成規ニ觸レサルモノハ一旦ハ服從シテ然ル後順序ヲ經テ其旨ヲ上申スベシ又職務上ニ意見アリテ其意見ヲ陳述スルトキト雖モ口論爭議ニ涉ルヲ得ス

第九十四條 凡テ本分ノ職務ニ勉勵スヘキハ勿論職務ノ餘暇ヲ以テ文武ノ學業ヲ修メ智識ヲ弘メ體力ヲ養フ等ノ心掛ナカルヘカラス

第九十五條 常ニ身體衣服及ヒ携帶品等ヲ清潔ニシ專ラ攝生ニ注意ヲ加フヘシ

第九十六條 平素專ラ節儉ヲ守リ決シテ奢侈ニ流レ華美ヲ競フ等ノ所爲アルヘカラス

第九十七條 平素交際ヲ慎ミ苟モ汚名不品行ノ輩ト往復スヘカラス

ラヌ又遊歩等ノ際ト雖モ環裏ナル場所ニ立入ヘカラス

第九十八條 職務上見聞シタル事故ハ上官ニ申報スルノ外他ニ漏洩スヘカラス

第九十九條 失誤ハ人ノ免レ難キモノナレハ職務執行上其失誤タルヲ悟リタルトキハ速ニ上官ニ具申シ苟モ之ヲ隱蔽スル等ノコトアルヘカラス

第一百條 素行ヲ敗リ及過失ヲ生スルハ多ク飲酒ノ過度ナルニ原因スルモノナレハ最モ戒慎ヲ加ヘ濫ニ宴飲ヲ爲スヘカラス

第一百一條 人ヲ警ムルノ職ニ在ルモノハ先ツ躬カラ其身ヲ修メサルヘカラス故ニ法律規則其他上官ノ命令訓示等ヲ謹守スルハ勿論私事ト雖モ盡スヘキノ義務ハ宜シク之ヲ盡シ又一家ハ輯睦シ苟モ他ノ指目ヲ受クル等ノコトアルヘカラス

第一百二條 職務上ニ付キ私ニ金錢物品ノ贈與ヲ受クヘカラスハ勿論同僚中タリトモ濫リニ金錢物品ヲ贈答スヘカラス

第一百三條 身分不相當ノ負債ヲ爲シ又ハ部内人民ヨリ金錢ヲ借り若クハ濫リニ物品代價ヲ借ル等ノコトアルヘカラス

第一百四條 容儀ハ官職ノ威嚴ニ關シ信用上ニ影響ヲ及ホスモノナレハ最モ之ヲ嚴肅ニセサルヘカラス

第一百五條 人民ヲ待遇スルニハ叮嚀懇切ナルヲ要スヘシト雖モ亦狎昵セサルヲ要ス若シ相狎ル、トキハ自然輕侮ヲ來タシ職權ヲ汚スニ至ル故ニ狎レシ侮ラレサル様注意スヘシ

第一百六條 起立スルニ當テハ身體ヲ直伸シ兩手ヲ垂レ兩足ヲ揃ヘ直立スヘシ苟モ體格ヲ屈曲シ怠慢ノ容體ヲ顯ハスヘカラス

第二節 職制、定員及警察官の待遇

第一百七條 運動ヲ爲スニハ舉動ヲ嚴肅ニシ一見人ヲシテ容儀端

其任地ニ着シタルトキハ直ニ所屬所ニ届出ヘシ  
 第一百七條 凡テ宿所ニハ堅八寸横三寸厚サ五歩ノ木札ニ官氏名ヲ記載シ門頭ニ掲クヘシ  
 第一百八條 疾病ニヨリ缺勤セントスル者ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ出勤時間前ニ届出ヘシ但診案ヲ求メ得サル場合ハ届書ニ其旨ヲ記載シ後ヨリ診案ヲ差出スヘシ  
 第一百九條 出勤中疾病ニ係リシトキハ其狀ヲ具シ許可ヲ得テ退署シ後届書ニ診案ヲ添ヘ差出スヘシ  
 第二十條 轉地療養セントスル者ハ其事由書ニ主治醫診斷書ヲ添ヘ願出許可ヲ請フヘシ  
 第二十一條 病氣引籠數日ニ及フトキハ十五日間毎ニ診案ヲ添ヘ届出ヘシ但任地外ニ在テ病氣届ヲ爲ストキハ診案ノ外其地警察官又ハ町村長ノ證明書ヲ添ユヘシ  
 第二十二條 父母疾病ニ罹リ他ニ侍養者ナク看護ヲ願ヒ出ルモノハ主治醫ノ診斷書並其地警察官又ハ町村長ノ證明書ヲ添ヘ許可ヲ請フヘシ  
 第二十三條 忌引及遠慮届ハ養家實家ハ勿論其續縁ヲ詳記シ忌若クハ遠慮ノ日數ヲ記載シテ届出ヘシ  
 第二十四條 引籠中ノモノハ治療等ニテ止ヲ得サル事故アルノ外一切外出ヲ許サス但病氣ニヨリ散步運動ヲ要スルトキハ醫案ヲ添ヘ許可ヲ受クヘシ  
 第二十五條 結婚セントスルモノハ其前配偶者及ヒ媒酌人ノ族籍住所職業氏名ヲ詳記シ届出署長ノ承認ヲ受クヘシ  
 第四章 警察監督條規

第一百廿六條 警察署長ハ一面内勤ノ事ヲ處理シ一面執行警察官吏ヲ指揮シ執行警察ノ事ヲ監督スヘシ  
 第一百廿七條 警察署詰警部ハ皆監督タルヘシ  
 第一百廿八條 監督ハ所屬警察署長ノ指揮ヲ請ケ巡查ヲ指揮シ執行警察ノ事ヲ監督スベシ但署長ノ指揮ニ依リ臨時署長ヲ補助シ内勤ノ事ヲ兼務スルフトアルヘシ  
 第一百廿九條 監督二名以上アルトキハ甲部乙部ニ分置シ晝夜ノ勤務ニ服シ其一名アル時 監督二名以上アルモ事故アリハ日勤タルヘシ  
 第三十條 警察署長ハ監督日勤ナル時巡查ニ命シ監督勤務ニ服セサル時間其事務ヲ代理セシムルコトヲ得監督不在ナル時亦同シ  
 第三十一條 警察署長ハ毎日一回 晝間夜間 以上警察署所在地ヲ巡視シ執行警察ノ怠行ヲ監督スヘシ  
 第三十二條 警察署長ハ毎月一回以上所轄内ノ駐在所ニ巡視シ其勤務ヲ監督シ尙部内ノ狀況ヲ視察スヘシ  
 警察署長ハ毎年一回以上所轄全町村ヲ巡視シ各町村ノ狀況ヲ視察シ分署及駐在所ノ勤務ヲ監督スヘシ  
 警察署長毎年ノ巡回ハ毎月ノ巡回ヲ兼スルコトヲ得  
 第三十三條 監督ハ巡查巡回及見張ノ順次ヲ指定スヘシ  
 第三十四條 監督ハ一晝夜一回以上 一時間以上 警察署所在地ヲ巡視シ執行警察ノ怠行ヲ監督スヘシ但監督日勤ナル時ハ二回以上タルヘシ  
 監督ハ署長ノ命ニ依リ毎月二回以上部内ノ駐在所ニ巡視シ執

行警察ノ事ヲ監督スヘシ  
 第三十五條 監督ノ方法ハ文書檢閲又ハ應問等ノ手段ニ頼ラス務テ實地視察又ハ立會監督スルコトヲ要ス其方法概ネ左ノ如シ

- 一、警察官吏ノ服裝姿容禮式及官給品等臨時點檢スル事
- 二、留署場ニ至リ場内ノ清潔寢具賄差入等ノ狀況ヲ監督スル事
- 三、駐在所等ニ出頭シタル人民ニ對シ警察官吏ノ言語接待及其停待時間ノ迅速ヲ監督スル事
- 四、人民喚出及説教ノ狀況ヲ監督スル事
- 五、巡回線路ニ同行シ諸規則殊ニ街路取締規則及清潔法執行ノ狀況ヲ實見スル事
- 六、諸興行監臨ニ立會フ事
- 七、諸營業檢査ニ立會フ事
- 八、旅舎檢査ニ立會フ事
- 九、戸口調査ニ立會フ事
- 十、變死人檢視處分ニ立會フ事
- 十一、檢証處分及家宅搜索ニ立會フ事
- 十二、水火災消防ノ狀況ヲ實見スル事
- 十三、質屋古物商等警察取締ニ屬スル諸營業者ノ店ニ臨檢監察スル事
- 十四、佛教演説等集會監臨ノ狀況ヲ監督スル事
- 第三十六條 前條各項ノ外左ニ掲ケタル類ハ總テ其書類ヲ檢閱監察スヘシ

一、文書ノ整理  
 二、人民諸願届及公文等ノ處置  
 三、諸報告ノ整理  
 四、諸表ノ整理  
 五、巡回ノ度數  
 六、會計ノ經理  
 七、監視ノ執行  
 八、得遺失物理藏物置贓物遺留品漂流物ノ處分  
 第三十七條 巡視中見聞シタル事故ニシテ必要ト認ムル者ハ警察署長ニ申報スヘシ但時宜ニヨリ監督ハ一面直ニ警察部長ニ申報スルコトヲ得

警察官更職務應援ニ關スル件  
 明治四十三年十一月勅令第四二七號  
 第一條 府縣長官ハ災害警防又ハ取締上必要アル場合ニ於テ應援ノ爲他ノ廳府縣長官ニ協議シテ警察官吏ノ派遣ヲ求ムルコトヲ得内務大臣ハ警防又ハ取締上緊急ノ必要アル場合ニ於テ府縣長官ニ對シ他ノ廳府縣ノ警察事務應援ノ爲所屬警察官吏ノ派遣ヲ命スルコトヲ得  
 第二條 前條ノ規定ニ依リ派遣セラレタル警察官吏ハ其地ノ警察官吏トシテ職務ニ從事スルモノトス  
 第三條 廳府縣長官ハ警察上特ニ保護又ハ注意ヲ要スルモノニ對シ同行ヲ必要トスル場合ニ於テ所屬警察官吏ヲシテ他ノ廳府縣ノ區域ニ亘リ職務ヲ行ハシムルコトヲ得  
 第四條 第一條ノ規定ニ依リ派遣セラレタル警察官吏ノ旅

第二章 警察制度の變遷（本縣）

費其他臨時必要ナル費用ハ應援ヲ受ケタル廳府縣ニ於テ警察費ヨリ之ヲ支辨スヘシ

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

逓査配置及勤務概則改正に就て（昭和十二年五月内務省訓令第四號關係）

現行逓査配置及勤務概則ノ前身をなすものは明治二十一年内務省訓令第六四〇號「警察官吏配置及勤務概則」である、此概則を見らると警察（本）部、警察署及分署、外勤逓査、受持區及巡回、勤務時間及召集、逓査勤務上の監督、逓査教習所等七章三十八條の詳細を極めたものであり廳府縣逓査の定員や逓査教習所の組織も此概則中に一括規定されてゐたのである、これが明治三十三年七月内務省訓令第十六號を以て現行の「逓査配置及勤務概則」に改正され、其の後時代の變遷と社會の進運に伴ひ、前後數回に亘り部分的改正があつて今日に至つたのである。然るに近時庶政一新、行政機構改革等の聲が朝野に漲り各廳府縣警察當局に於ても警察精神の具體的實踐として方法等に關しても之れが調査研究を遂げ著々實行に移されつゝあるので内務省に於ても之れに呼應し、去る五月一日内務省訓令第四號を以て逓査配置及勤務概則の一部を改正されたのである。

一、三部勤務實施を可能ならしめたこと（説明省略）  
一、非常召集の規定を本則より削除したこと

警察官吏の非常召集の規定は本則第十一條に定められてゐたのであるが、昭和七年九月非常警備規程の制定を見たので兩者必ずしも並存の必要がないので、今回この十一條が削除された（下略）昭和十二年六月警察協會雜誌

（其他の關係）

本縣甲第一號（明治十九年八月二十五日）

本縣布達自今縣令ト改メ右施行期限左ノ通相定ム

第一條 縣令ハ各部役所ヘ到達ノ後七日ヲ以テ施行ノ期限トナス

第二條 縣令ノ急施ヲ要シ即日ヨリ施行セシムルモノ及ヒ特ニ施行ノ日ヲ掲ケタルモノハ前條ノ例ニ依ラス

警第一二八七號 明治廿一年八月三十一日

自今警察月報ヲ廢シ警察公報例規左ノ通り相定メ來ル九月十五日ヨリ施行ス

警察公報例規

第一條 本報ハ警察ニ關スル諸令達何指令其他參考トナルヘキ事項ヲ毎日警察本部ニ於テ發刊スルモノトス

第二條 警察本部ノ諸達訓示等ハ本報ニ登載スルヲ以テ公式トス

第三條 本報ハ令達何指令任免賞與懲罰雜件ノ各部門ニ分テ登載ス

第四條 何指令任免賞與懲罰等ハ其要旨掲載スヘキヲ以テ原文ノ繁雜ナルモノハ省略スルコトアルヘシ

第五條 本報分達方ハ事ノ緩急ニヨリ毎日或ハ數日分ヲ纏メ送

大分縣令第二七號 大正九年三月三十日

本縣諸公文ハ大正九年四月一日ヨリ新聞紙ニ掲載スルヲ以テ公布式トシ其ノ新聞紙ハ前ニ告示ス明治二十七年三月十日府縣令第二二號ハ本年三月三十一日限り之ヲ廢止ス

大分縣告示百四九號 大正九年三月三十日

大正九年三月三十日大分縣令第二七號ニヨリ大正九年度縣諸公文ハ大分市内ニ發刊スル左記三新聞紙ニ之ヲ掲載ス

新聞紙名

掲載場所

發行所

大分新聞

第八面

大分新聞社

豐州新聞

第五面

豐州新聞社

大分日日新聞

第四面

大分日日新聞社

第二節 職制、定員及警察官の待遇



### 第一款 警察制度の統一

本款警察制度の事に就ては既に第一章の各節款並本章の冒頭等に於て點々其狀況を記したる如く明治初年にありては只警察行爲ありて其制度の如き舊藩政時代の情勢に従ひ時に個々必要の改革を行ひ來りしに過ぎざりしが明治八年三月七日行政警察規則の制定を見るに到り茲に劃期的大改革は行はれた即ち

同年十月廿四日には府縣官中警部を置き又其の職制を定め（以上何れも原文は職制中にあり）之に依り本縣亦同年十二月より出張所（警部を派應し巡查數十名を附屬す）屯所（出張所の下に數屯所を設け巡查をして持場を分つて警選せしむ）を設置して同月十日を始として翌年二月二十日迄に全部開廳して整然其の事務を處理することとなり又

八年十二月廿二日には内務省乙第六十八號を以て出張所設置方。月報送致手續其他を制定して（何れも第一節出張所屯所時代の款にあり）出張所、屯所の設置標準並同所事務の基準を示し同九年一月には本縣亦右出張所、屯所へ派應警部巡查取扱事務の條款を定むる等

即ち明治八年より同九年に亘り略警察制度の統一を見、爾來十年間警察區劃或は其機構等に關し漸次改革統一の跡が見へるが、明治二十二年に至り、獨逸の警察大尉ウキルヘルム、ヘーン氏の視察に基き警察機構の上に一大改革の行はれたことは有名な話である。以下關係記録を採録することとした。

警第五三五號 明治廿二年四月六日（警部長ヨリ各署長へ）

御雇教師ヘイン氏巡回ニ付取扱方ノ儀ニ付左接ノ通各署長ヘ御訓示相成可然ヤ伺候也

（訓示文）

内務省御雇教師ヘイン氏今般九州地方巡回ヲ命セラレ本月三日長崎縣ヲ向ケ出發シタル旨警保局長ヨリ通知有之候ニ付不日來縣可致候條接對向等各署區々ニナラサル様左ノ例ニ依り取扱ヒ尙署員ニ於テ禮遇等不都合ナキ様注意セララルヘシ

一、ヘイン氏部内着發ノ節警察署長分署長（署長差支アルトキハ代理官）ハ所轄境迄迎送スヘキコト

一、來署ノ節署長ハ支關迄出迎シ退署ノ節又同シ

一、同氏着席ノ上署員一員挨拶スヘキコト

一、甲署部内ヨリ乙署部内へ巡回ノ節ハ夫々互ニ通知スルコト

一、宿泊所ハ相當ノ個所ヲ撰ミ豫メ取極メ置クヘキコト其支度ヲ爲スヘキ箇所又同シ

「註」ヘイン氏の來縣につき警保局長より知事宛の電文あり四月二日東京局發のものである、左に採録して見る。

「フヤトヒキヨウシ」ヘインシ キユウ シユウチホホウ ジュンクワイヲメイゼラレ ミヨウニチ ナガサキヘムケ シツ  
「パンス」

ウイルヘルムヘーン氏來縣地付き之に關係ある書類

警部長ヨリ各署署長分署長（明治二十二年六月五日警第八四八號）

ヘーン氏質問ノ事項ハ即日筆記ヲ以テ本部長ニ報告セララルヘシ

右に對する警察署長分署長よりの報告書は發見せざるも更に左記に依りヘーン氏が駐在所に直接臨まれたるは明なり

遠見郡警察署長宛（明治二十二年六月二十日 警第九四〇號）

第二節 職制、定員及警察官の待遇

其署所屬立石村駐在所へ明治廿二年六月十日内務省御雇獨逸人ウキルヘルムヘーン氏巡回ノ節所在地巡回法ノ設立無之且ツ本月十八日警部沖本忠三郎該所へ立寄タル節巡查不在ナルヨリ留守居ノ者ヲシテ日誌ヲ搜索セシメタルニ之ヲ發見スル能ハサリシ趣旁々不都合ニ付直ニ規程ノ通り執行シ尙右ノ理由速ニ開申スヘシ

### ウキルヘルム・ヘーン氏の視察

ウキルヘルム・ヘーン氏ハ李國警察大尉ニシテ明治十七年二月時ノ内務卿山縣有朋公カ内務政改善ノ第一歩トシテ中央ニ有力ナル警察教育機關ヲ設立スルノ緊要ナルヲ上書シ警官練習所ノ設立ヲ見ルヤ聘ニ應ジ明治十八年三月警察曹長エミール・フキガセウスキー氏ト共ニ來朝シ明治二十二年三月同所ノ廢止ニ至ルノ間地方長官ノ選拔ニ係ル警察官吏ニ對シ精勵恪勤銳意熱心以テ教養ニ當リ其我國警察界ニ貢獻シタル功勞ハ實ニ偉大ナルモノトス（大正十四年三月内務省警保局發行警察研究資料序文の一節）ヘーン氏の功績については、前記の外昭和四年四月警察協會發行の「清浦圭吾伯の警察回顧録」或は松井茂博士の書かれたもの、或は警官練習所に於て、直接其薫陶を受けた門下生（當時福岡縣警部）松井茂久氏の「警官陶治篇」等に詳細を盡され、編者また昭和十五年六月五日發行の本縣警察機關紙「警憲」に其消息を紹介して置いたが、全部を掲げることが出来ないで左にヘーン氏の視察報告の中から本縣に關する部分を摘録することにす。

長崎、熊本、鹿兒島、宮崎、大分、福岡、佐賀、山形、秋田、青森、岩手、宮城十二縣巡回復命書（抜抄）

一千八百八十九年（明治二十二年）四月ヨリ十月マデノ間大日本帝國内務省ノ命ヲ奉シ前記十二縣下ノ巡回ニ關シ謹シテ復命スルコト左ノ如シ

李國警察大尉

ウキルヘルム・ヘーン

#### 旅 程 概 略

（甲）九州地方即チ一千八百八十九年四月二日ヨリ七月五日ニ涉ル巡回ノ旅程

七日 長崎ニ着ス

（中略）

六月三日 細島ヲ發シ大分縣下白杵ニ至ル

六月四日 白杵警察署ヲ視察シ佐賀關ニ至リ佐賀關分署ヲ視

察

六月五日 佐賀關ヲ發シ大分ニ至ル途中小崎石井兩巡查駐在所及縣屬分署ヲ巡視ス（小崎は神崎ことならん）

六月六日 大分縣警察本部及巡查教習所ヲ巡視ス

六月七日 大分警察署ヲ視察シ竹田ニ至ル送中梨小村（現西大野村）駐在所ヲ視ル

六月八日 竹田警察署ヲ視察シ大分ニ着シ又々別府ニ至ル

六月九日 縣府署ヲ視察シ杵築ニ至ル途中日出分署ヲ視察ス

六月十日 杵築警察署ヲ視察シ高田ニ至ル高田警察署ヲ視察ス途中立石巡查駐在所ヲ視ル

六月十一日 高田ヲ發シ中津ニ至ル中津警察署ヲ視察ス途中宇佐巡查駐在所及四日市警察署并ニ上野（現今津町）駐在所ヲ巡視ス

六月十二日 中津ヲ發シ豆田ニ至リ豆田警察署ヲ視察ス

六月十三日 豆田ヲ發シ福岡縣下甘木至ル途中石井巡查駐在所及吉井警察署ヲ巡視ス

（註）四月二日長崎に着し熊本、鹿兒島、宮崎を経て本縣に入り

#### 第二節 職制、定員及警察官の待遇

福岡より佐賀に至り七月廿九日有田を最後に再び長崎に入り同縣女神消毒所を巡察の上七月三日長崎港を發し歸京してゐる。當時本縣は警察署一二、分署七、駐在所二九で警察本部警部六名警部補三巡查五、雇一五計三〇、警察官吏の總數は警部二十一、警部補二二、巡查四三〇、雇五〇、小使三九となつて居り面積四〇九方里人口七十七萬一千九百六十一人と報告してゐる。其他被服の使用期限、貸給與品の狀況其他縣の一般事務について其長短を他縣に比較し縷々と述べてゐるか一例を示せば

#### 警察本部

警察本部ノ官吏ニ關シテハ今回巡回シタル十二縣下ニ於テモ著シキ差アルヲ見ル此點ニ關シテハ人口及面積ニ就テ稍同一ナル縣モ其大ナル差アルヲ以テ其原因ヲ探究スルノ已ムヲ得サルモノアルナリ例ヘバ山形縣ト大分縣ヲ比較セバ次ノ如キ比例ヲ生ス

大分縣ハ其面積四百〇九方里ナリ
山形縣ハ其面積五百七十七方里ナリ
大分縣ハ其人口七十七萬九百六十一人ナリ
山形縣ハ其人口七十三萬四千三百四十五人ナリ
大分縣ノ警察官吏ノ數ハ警部二十一、警部補二十二名、巡查四百三十名、雇五十名ナリ
山形縣ハ警部二十一、警部補二十八名、巡查四百三十二名、雇十二名ナリ
大分縣警察本部ニハ警部六名、警部補三名、巡查五名、雇十五名ヲ置キ

山形縣ニ於テハ唯警部五名、警部補三名、巡查二名、雇九名ヲ置ク

故ニ大分縣ハ山形ニ比スレバ警部一名、巡查三名、雇六名ヲ超過セリ此ノ如キ不同ノ原因ハ余ノ思考ニ依レバ第一ニハ事務ヲ擔當スル注意ノ粗密ニ基キ事務取扱手續ノ異動ニモ依ルベシ而シテ事件ノ多少ニ依リ官吏ノ數ニ差違ヲ生スル謂フベカラス何トナレバ此二縣ハ公文書取扱數稍同一ナレバナリト述べ人員の按配に就き警部長の警察官吏能力判斷を促してゐる。

又文書の處理取扱の方法を極めて親切に教へてゐる。現在取扱ひつゝある欄外處理記入又は原書附箋の照復等を普瀋西の警察制度に依りて訓へ、當時日本に於て取扱つてゐた文書取扱振の迂遠さを指摘し居ることは事務の簡易刷新上極めて貴い記録と云はねはならぬ。

最後にヘーン氏は本縣高田署員の氏に對する應待振りが甚だ

不愉快であつた様に報告してゐる。原文に依れば永くなるので大要を記して見ると、

「本縣高田警察署では機密費に支出したる五十錢の受取書を受付簿に記入してあつたので、どうしてこんな處理をしたのか、其書類を見せて貰ひ度いと言つた處署長は、これは誤つて記入したのである、書類は機密書類に綴つてあるといふから、では其綴を見せて貰ひ度いと云ふと、署長は爲分なく自分の官舎から一冊の綴を取り寄せ其の中から特に受取書のみ外して余に示した。署長の考へでは同一級の他の書類を余に見せまいとしたのであらうが、自分としては不愉快であつた。余の國では苟くも制度の取調に來た日本の官吏に對しては決してそんなことはせぬ、それは双方の爲に決してよいことでない、而かも余は日本國最高官衛の命を受けて視察に來たものである、と日本警察官の外國人に對する嫌惡心を疑つた様なことを述べてゐるが、これはヘーン氏の一種のヒネクレかも知れん。

## 第二款 出張所の機構

出張所は前款既に述べたる如く明治八年十二月十日を始として翌年一月二十日に縣下全部の出張所を開設したるものなるが之が構成は明治八年警部職制に見るが如く「巡查を管し各出張所に分派し警察の事務を掌る」とありて

警部は各出張所に分派するを本質とすると同時に又出張所は即ち警部出張して警察事務を掌理する所たり又同年内務省乙第百六十八號出張所設置方に規定する如く「每一區出張所一所を設く警部之に出張し巡查數十名之に附屬す」とありて必要數の巡查を配屬し且つ管内に必要數の屯所を設けて巡查を派し之を指揮監督して警察取締の完璧を期するの構成となり居れり今試に本縣最初の配置状況を見るに五出張所三十五屯巡查二百人を配したり（警察方面屯所位置並巡查人員及持區一覽表。警察出張所時代の款にあり）爾來明治九年十一月下毛、宇佐の兩郡本縣編入の爲一出張所三屯所の増設を始め其機構に於ても明治十四年警部補の制を置き同二十三年之を廢して新に巡查部長の職を置き更に明治四十三年再び警部補の官を置く等其の制度の變遷に伴ひ機構亦其都度改變ありしと雖之皆警察署分署と改稱後の事に屬し本款機構の外なりとす。而して以上述べたる本款に關する現存の諸記録は本章第一節第一款出張所時代を始とし、本節の冒頭或は第二章警察制度の變遷或は本節第六款警察署並分署事務等の各章節にも詳述したれば彼我對照することに依り初めて明瞭なるべく從つて茲には機構の大要のみを述ぶることに止めたり。

## 第三款 出張所の權限

前款既に述べたる如く警部は巡查を管して各出張所に派駐し警察事務を掌るを其の本質とすると同時に出張所は亦警部の出張所であり從て警部の權限は亦出張所の權限なりと謂ふを得べく依て今茲に之等を綜合したる所謂出張所の權限に關して法制上より之を拾つて見ると、前掲警部職制中巡查を管するの外

一、明治八年十二月行政警察規則中増補の第二章に規定せる「警察ノ事ニ付テ直ニ他府縣警察官ニ報知若クハ照會スルコト」。「達又ハ訊問ノ爲人民ヲ呼出スコト」。「違警犯人を處斷スルコト」

一、同八年十二月月報送致手續に依る權限

一、明治九年一月本縣警署第四號警部巡查派駐事務條目全部(以上は前記の外出張所屯所時代の款にあり參照のこと)等にして當時は未だ其の法制上より見る時一見必ずしも其の權限廣大ならざりしが如きも其實質に至りては頗る威力を振ひ亦其の事物の比較的廣汎なりしは推察するに難からず、現に前掲明治九年警署第四號中の一項に「諸爭勸解願」とありて即ち民事々務を取扱ふの權限を有し、又明治八年一月二十二日縣甲第十三號は國事犯探索方の件を定められ(即ち權限付與)更に犯罪捜査に當つての拷問の如きも、明治十二年十月八日布告第四十二號を以て「改定律例」の改正に(刑法定)依り從來の拷問無用となりたるに依り從前の之に關する諸法例違等を廢する旨を布告し居る點より見て拷問は事實上警察上一種の權限なりしが如くも見られこれを今日に比すれば實に隔世の感を深くするものがある。

警署第四號(拔萃) 明治九年一月二十二日

(前略)

警部巡查派駐事務爲取扱候條左ノ條款ハ其持區出張所屯所へ可届出此段相違候事

(中略)

内外國難破船 吟味願 諸爭勸解願

違式註違犯則

右願届書ハ總テ出張所へ可申出事

失火届

賊難届

行旅病人

行例

首級

壓死

溺死

燒死

自刃

遺失物

拾物

逸牛馬

漂流物

迷兒

棄子

強盜盜賭博開賭其他現行犯

右者出張所持區へ出張所屯所持區へ屯所へ届出可受差同就テハ最前小區取締番人設置之區々モ有之處右ハ總テ廢止可致候事

拷問々關スル法令刪除

太政官布告第四十二號 明治十二年十月八日

明治九年六月第八十六號布告改定律例第三百十八條改正後拷問ハ無用ニ屬シ候儀ニ付右ニ關スル法令ハ總テ刪除候此旨布告候事

(參考)

布告第八十六號 明治九年六月十日

改定律例第三百十八條左ノ通改正候事此旨布告候事

凡ソ罪ヲ斷スルハ證ニ依ル若シ未ダ斷決セスシテ死亡スル者ハ其罪ヲ論セス

明治六年六月布告第二百六號改定律例第三百十八條

凡罪ヲ斷スルハ。口供結案ニ依ル。若シ甘結セスシテ。死亡スル者ハ。證佐アリト雖モ。其罪ヲ論セス。

第四款 巡回線路と屯所事務

明治八年以前即ち出張所屯所の創設前に於ても各地方に於ける捕亡、邏卒乃至は本廳よりする管内巡廻に當りては必ずや之が路線の定めありしもの、如く(現に別添明治五年捕亡吏勤方規則にも市中巡邏の規定あり)豈んや同年行政警察規則の制定せられ出張所屯所の創設後に到りては彼の行政警察規則第二條「各府(東京ヲ除ク)縣長官其事務ヲ提掌シ大屬以下ヲ分テ警察掛トシ之ヲ專掌セシメ便宜各所へ出張シ邏卒ヲシテ各部ニ分派シ巡邏查察セシム」(同年十二月太政官達第二百六號を以て大屬以下云々を警部をして分掌せしめとし邏卒を巡査と改めたり)と

の規定を始とし幾多巡邏の語あり又同九年九月本縣制定の警保課警部巡查章程並事務概則中にも其の第二十七條に「二等以下巡查ハ各出張所屯所ニ在テ警部及一等巡查ノ指揮ヲ受ケ當非ヲ立テ巡邏巡察スルコト」とありテ警察勤務中巡邏の重要にして併かも現行し來りたるは明なるも之が線路の定に至りては遺域ながら當時の記録を發見せず其後明治十四年二月十八日縣制定の本諸第六號警察本分署例規に於て巡迴線路の事を規定（添付拔萃參照）之が撰定を署長に委ねたり同二十年に至り、四月十八日訓令文第二十三號巡查勤務規程並心得（警察署並分署事務ノ款中にあり）を制定し巡查の受持區を定めて其區内に駐在せしめ更に其地勢に依り數區を合して聯合區設定の制を採り更に聯合區内監督巡迴線路を定めて警察本部長の認可を受けしめ、同年六月には警第二百五號を以て巡迴線路の調査標準を定め又二十二年二月には警第二九五號を以て巡迴押印表の制を設くる等茲に始めて巡迴線路に對する制度の整備確立を見るに至り爾來幾部の改正を重ねて今日に至つたもので、次に屯所の事務に付ては専ら區内の巡邏巡察を主務として人民保安の任に當る爲め明治八年行政警察規則を根據とし其の第三條「第一人民ノ妨害ヲ防護スル事。第二健康ヲ看護スル事。第三放蕩淫逸ヲ制止スル事。第四國法ヲ犯サントスル者ヲ隱密中ニ探索警防スル事」を以て職務の大目的となし以下第二章（同年第二百六號を以て第三章と改）の勤方第三章（同上後第四章と改）心得の各條規定を基本とし（行政警察規則の全原文は第二章警察制度の變遷の部にあり參照の事）本縣に於ても前款出張所の權限に於て述べたる如く明治九年一月警第四號を以て巡查派駐事務取扱條款を定め「失火扇。賊難扇。行旅病人、行倒。首縊。壓死。溺死。燒死。自刃。遺失物。拾物。逸牛馬。漂流物。迷兒。棄子。及強窃盜賭博開賭其他現行犯」等の受付及其處置を以て任とする等、爾來屯所は警察分署と改稱され從て其事務に就ても幾多改變ありしは勿論なるもそは各其の節款に譲ることとす。

捕亡更取締並捕亡更勤方規則 明治五年四月九日定

（拔萃、原文は當人時代の款にあり）

一、兩人宛晝夜更當市中巡邏致シ見聞ノ趣及胡亂ノ者有之候ハハ直ニ聽訟課可申出事

第六號

當廳警第四號ヲ以テ相違置候通各出張所へ警部派駐ノ上ハ追々區内巡迴行政警察ノ御趣意篤ト人民へ可及示諭管ニ候條此旨爲心得

違置候事

但人民集方及日割等ノ義ハ其都度出張警部ヨリ可相違候

明治九年一月二十八日

大分縣令 森 下 景 端

警察本分署例規（拔萃）

明治十四年二月十八日 本諸第六號

第二章 巡查勤務方法

第二款 巡迴線路

第十六條 警察本分署其區畫ノ廣狹土地ノ難易同シカラスト雖モ市街近遠町村及ヒ僻地ノ四線路ニ分割スルヲ法トス其區別左ノ如シ

- 一等線路 市街巡迴ニシテ警察本分署所在ノ町村ヲ云フ
- 二等線路 近村巡迴ニシテ其終日ニシテ巡迴シ得ル町村ヲ云フ
- 三等線路

第二節 職制、定員及警察官の待遇

四等線路

土地一方ニ突出スルカ又ハ島嶼ノ邊隅ニ隔絶シ特別ニ巡迴セサルヲ得サル地ヲ云フ

第十七條 前條四等ノ線路ヲ分別シテ又其線路ノ中ニ於テ甲乙丙丁等ノ部分ヲ分異ス警へハ一等線路ノ甲部乙部三等線路ノ甲部乙部ト云カ如シ

第十八條 交番所々在ノ地方ハ前條ノ線路中ニ組入ルト否ラサルトハ其地ノ便否ニ從ヒ交番所ノ往路又ハ歸路ニ於テ遠近村ノ巡邏ヲ爲スモ妨ケナシトス

第十九條 線路ノ數ハ固ヨリ地形ノ如何ニ應スト雖モ大概ネ遠

第二章 警察制度の變遷(本縣)

近村共成ヘク部割ノ數多カラサルヲ要ス尤モ遠村僻地ノ如キハ其止ムヲ得サルニ出ル線路ニシテ好テ用ユヘキモノニ非ス第二十條 人民輻輳ノ市街ハ立番位置ヲ定メ其往返ノ線路ヲ分別シテ市街巡邏スルモ其地位ニヨリ適宜之ヲ定ム

警第八五五號 明治二十年四月二十五日

今般訓令文第二十三號訓示中ニ掲クル聯合區巡回線路及巡查受持區ノ義ハ本部長ノ認可ヲ經テ施行スヘキモノト心得ヘシ

巡回線路調査標準 明治二十年六月二日 警第二〇五號

本年四月訓令文第二十三號訓令中巡查受持聯合區及巡回線路ハ別紙標準ニル據ヘシ

(別紙)表式略

一聯合區ヲ巡回一週スルハ二泊若クハ三泊ヲ度トス可成泊數ヲ重ネサルヲ可トス

某派出所巡回線路

派出所巡回線路ハ可成丈泊數ヲ要セサル様線路ヲ甲乙等ノ二線路ニ區別スルモ妨ナシ

某駐在所巡回線路

駐在所巡回線路ハ一日程ヲ以テ一週シ得ルヲ要ス

(註) 本年四月訓令文第二十三號トハ「巡查勤務規程並心得」ヲ指スモノニシテ第一章受持勤務、第二章巡查派出所取扱事項、第三章警邏巡查心得、第四章出火警防心得、第五章水災警防心得、第六章戸口調査心得、第七章勤務標準、第八章行狀容儀及心得ノ百二十一條ヨリ成ル(警察署並分署事務ノ款參照)

但シ監督上所屬署ヘ引上タルトキハ調査ノ後之ヲ返附スルモノトス

六、受持區巡回線路ト夜間巡回線路ト同一ナルトキハ各別ニ配置スルニ及ハス

巡回押印表

警第二九五號 明治二十二年二月二十八日

巡查駐在所々々在地巡回押印表別表ノ通定ム

巡查駐在所々々在地巡回押印表

時間	日
午前九時	一日
(以下略)	

警第一三一九號 明治二十二年十一月十五日

明治二十二年二月本部訓示警第二九五號巡查駐在所々々在地巡回押印表ノ儀自今左ノ各項ニ依リ受持區及夜間ニ通用スヘシ

但シ從來受持區巡回押印表トシテ用ヒ來リタル年中巡查巡回表ハ廢ス

一、巡回押印表第一覽ニハ左ノ例ニ依リ記スヘシ

巡查駐在所 所在地 何警察 何町 巡查駐在所 受持區 巡回押印表 又ハ分署 何村 巡查駐在所 大分縣何番地 何某方配置

二、署長ハ長印監督ハ監印 共ニ往 一 分 ヲ調製シ巡視シタルトキ押捺スヘシ

三、巡回巡查ニシテ小印署長又ハ監督ニシテ前項ノ印ヲ所持セサルトキハ自己ノ姓ヲ手記スヘシ

四、天災又ハ疾病ニ依リ受持區又ハ夜間巡回ヲ缺キタルトキハ其旨ヲ表ノ欄外適宜ノ所ニ簡明ニ記スヘシ但シ同ハ毎月一日ヨリ起算スルモノトス

五、本表ハ毎翌月ニ至リ駐在所ニ郵便保藏スヘシ

七、表ノ用紙ハ小判白紙トス但シ已ニ印刷シタル分ハ此限ニテラス

(註) 以上二ツノ訓示ハ明治三十四年六月五日指示警第九號ヲ以テ改正セラレタリ

第五款 探索人傭人制度

探索人と謂ひ傭人と謂ひ何れも犯罪人の搜索逮捕を専務とする者であつて探索掛は巡查又は雇等より之に當り現在の刑事巡查に最適し傭人は警察官吏に非らざる者をして便宜指定して其事に使用せし者で具體的の語を以てすれば警察上探索事務の補助者であつたもの、様である而して其何れも之に關する中央的の法制は見當らない只

一、探索掛に就ては別添記録明治十年十二月四日付丁第七十五號を以て本縣長官より内務卿宛「探索掛月給旅費支給方の義御届」なるものあり即ち本記録に見るに巡查又は雇以外に探索掛なる一つの職を設けんとせしもの、如くこるも之に對する翌十一年一月十日付内務卿の指令は之を認めず依然警察雇の名義を以て使用すべき旨を示され居り、依是觀此時探索掛は巡查雇等を離れて別種に獨立したる職を置く事は不能なるも事實上は別途の者(探索事務に堪能なる通常人)にても雇の名義にて採用其事務に當らしむるは支障なかりしものと解し得べく現に本縣に於ても明治九年九月十八日制定の警保課警部巡查章程並事務取扱概則中其の第八章に於て探索着手概則を又第九章に於て探索掛事務概則等の規定あり、其他點々と記録中にも見る如く事實上に於ては既に明治六七年

第二節 職制、定員及警察官の待遇

頃より探索掛の存在せし事は之を確認し得べきも之が勤務方法其他に關しては左掲矢野定吉上申書中に「探索掛の御規則」云々の文言ありて明かなるも其規則發見に至らざるを遺憾とす、其後明治十三年六月一日制定の本縣警察本分署事務章程中其の第二十六條に「探偵捕拿の規則ヲ定ム」云々とあり(職制の節參照)て此當時は或は探偵掛と改稱されしものか、又明治三十六年十月制定の警察署警察分署職務規程中其の第一條に「警察署警察分署に署長ノ外左ノ職員ヲ置ク」とありて「七、刑事巡查」とあるより見れば當時已に刑事と改稱せられ併かも巡查をして専ら之に當らしむることとして今日に及ぶものである。

二、備人に關しては添付明治二十二年六月十八日警第九三四號の如く人民を備役するは之を認め居るも只常時に指定し置くを禁し必要に應じ臨時指定の方法を定め居る點より見る時(本達文については其後即ち同年八月六日制定の警察署分署勤務細則標準中其の第五章探偵第五條に「受持巡查ニシテ探偵ニ從事セシムル能ハザル場合ハ豫備巡查ヲ用ヒテ探偵セシムベク又人民ヲ備役スルトキハ豫テ定メ置カズ臨時之ヲ指定スベシ」と規定あり)既に其以前より事實上備人を使用し居りたるものにして併かも犯罪の捜査に使用せしは窺知するに難からざるも其の起源及廢止の時並に之が指定の標準勤務の方法等に至りては更に現存せる記録なし

警保警部巡查章程並事務取扱概則

明治九年九月十八日定

(抜萃)

第八章 探索着手概則  
 第一條 殺傷又ハ強盜ノ難ニ罹ル檢視願出シ事件ヲ云フタル

件アレハ警部一名探索掛一名速ニ該家ニ至リ行兇人ノ舉動體相並黨類ノ有無等實地ノ景況ヲ詳察シ探索手掛アラハ直ニ着手スヘシ其事由ハ檢視書式ニ準シ記載シテ本廳ニ具狀スヘシ但九年四月司法省達四十八號警察規則第四章現行犯處分十三條以下見合スヘシ

圖面犯罪人出入口並踪跡等(足跡アラハ寸尺恰好ヲ記ス)詳悉書ヲトリ且戸主或ハ隣家住居ノ者或ハ親戚友人ニ就テ死者平生ノ行狀及他ノ仇怨ヲ緣由ノ有無ヲ審問シ併セテ現場ノ景況ヲ察スヘシ

第三條 前條ノ如キハ第一妻子ヲ始メ雇男女ニ至ル迄一家ノ者共舉動ヲ注意シ篤ト實地ヲ調ヘ又ハ平素該家出入セシモノ或ハ該時出入ノ有無ヲ精細問糾シ若シ體相並該家出入ノ時間符合セシ者アラハ其動靜ヲ探偵シ確證ヲ得ヲ要ス但諸府縣へ搜索捕縛方ヲ要スル者ハ委曲警保課へ報知スヘシ

第四條 犯罪人ノ踪跡ヲ得追捕セシトキハ第一人相衣類名籍年齡等ヲ詳ニシ其宿驛ニ泊スル見込アルトキハ旅店給仕女等ヲ能々取調若シ變名等ノ疑アラハ其者ノ唱フル人名親戚等ノ名ニ少シク似寄タルアラハ夫レヲ目的トスヘシ尤宿驛間道等ハ前後ノ道筋注意スヘシ

第五條 若シ宿驛發足セシ聞アラハ其旅店或ハ見知人ニ就テ出立制限ヲ調ヘ其行程ヲ計リ其宿泊スヘキト思量スル宿驛及其前後或ハ湯治場ヲ注意探索スヘシ且渡船場通運會社等ハ立寄取調ヘ若シ似寄ノ者ノ體相姓名等ノ者アラハ其者所持品ノ模樣等詳細尋問シ又走路ニ追蹤スヘシ

第六條 出張先ニテ犯人問糾ノ上連累人潜居分明シ直ニ追捕セサルヲ得ルトキハ右囚人ハ府縣廳支廳並警察出張所屯所へ看守方依頼スヘシ若右場所遠隔ノ地ナラハ其區長へ協議シ番人雇ヒ入看守セシムヘシ必ス囚人ニハ手鎖ヲ掛ケ食事並大小

第二節 職制、定員及警察官の待遇

便ノ節タリトモ決シテ外ス事ヲ禁シ(雇番人ヨリハ請書ヲ徴スヘシ)看守心得方厚ク申開ケ後追捕スヘシ  
 第七條 囚人ヲ護送スルトキハ兇器ヲ所持スルハ荷作ヲ異ニシ囚人ノ手儘ナラサ様注意スヘシ囚人疾病足痛等ノ節ハ馬又ハ車ニ乗ラシメ右費用ハ請取證ヲ取ルヘシ宿泊ノトキハ別シテ注意シ我宿所へ泊セシメ番人ヲ雇ヒ嚴敷看守セシムヘシ  
 第八條 府縣ニ於テ罪囚破牢懲役脫走等司法省ノ布達ニカカル者ハ必ス警部擔當シテ探索セシムヘシ裁判所又ハ他府縣ヨリ捕縛方掛合アルトキハ重大事件ハ警部擔當シ其事輕キハ屯所詰巡查ニ擔當セシム

第九章 探索掛事務概則  
 第九條 兼テ見聞ヲ廣クシ罪犯アルヲ聞知セハ成ヘク證據ヲ得テ管轄警部ニ申告シ指揮ヲ受ケ探索逮捕スヘシ  
 第十條 總テ公用筋ハ親戚ノ者タリトモ決シテ發言漏洩スヘカラス

第十一條 犯罪人取調ノ節ハ調所ニ見座スヘシ  
 第十二條 犯罪人ヲ送致セハ護送ノ者ヨリ調書ヲ受取り受付掛ニ差出シ指揮ヲ受ケ調所ニ引出スヘシ掛問糾ノ上拘留申付シ者ハ調所ニテ着衣ヲ脱シ包藏物ノ有無ヲ篤ト檢査スヘシ若シ贓物並所持品アラハ掛ノ點檢ヲ受ケ犯罪人ハ監倉守夫ニ渡シ入監セシムヘシ

但繩ノ區別ハ掛ノ指揮ヲ受クヘシ尤休暇並夜中護送ノ節ハ當直ノ者假證ヲ監倉掛ニ送り假リニ拘留イタシ置翌日警部ニ報シ本證ト引替フヘシ

第二章 警察制度の變遷(本縣)

四二六

第十三條 日々訴所ニ詰メ諸訴ヲ取次クヘシ縱令處用スヘカラ  
 スト認ムル訴ト雖モ決シテ自儘ニ返付スルヲ得ス總テ成規ニ  
 ヲリ警部ノ指揮ヲ受クヘシ

第十四條 強窃盜出火等ノ届訴アルトキハ書面ヲ一見シ探索手  
 掛ノ有無訴人ニ就テ尋問シ其事由ヲ申告シ指揮ヲ受クヘシ

第十五條 呼出人出頭セシトキハ必ス差紙ヲ受取り檢印シタル  
 掛リ之官員ニ出スヘシ

第十六條 探索事件ニ依リ直ニ人民ヘ尋問スヘキコトアルモ猥  
 褻捜査日給旅費支給方之儀御届 丁第七十五號

ニ呼出スコトヲ得ス若シ不得止事情アルトキハ必ス申告許可  
 フ受ケテ取計フヘシ尤呼出スト雖モ時間ヲ費サシメ速ニ便  
 用スルヲ要ス

第十七條 質屋古物屋等ノ人員名簿ヲ管主シ開業休業等ノ届ア  
 ル毎ニ之ヲ改正シ遺漏ナキヲ要ス

第十八條 休暇及夜中當直ノ節人殺強盜及脱監越獄等ノ訴アラ  
 ハ丁使ヲ以テ各警部下宿ヘ急報ヲナスヘシ

是迄探索掛ノ義ハ巡查ノ内ヨリ撰任或ハ雇ヲ以テ申付來リ候處今較更ニ探索掛ヲ置キ月給ハ前表之通旅費ハ巡查同様(巡查旅費表  
 ハ本年二月二日十一月十二日ノ兩日ヲ以テ兼テ御届ニ及ヒ置候)支給候條此段及御届候也(明治一〇、一二、四長官ヨリ内務卿宛  
 紙別

職名	給	探	索	掛
月給	拾圓	九圓	八圓	七圓
右指令(朱書)	(明治十一年一月十日内務卿)			
書面探索掛之職名ヲ設候義ハ難聽届候條警察雇ノ名義ヲ以使用候義ト可相心得事 但日給旅費支給方ハ申出ノ通開置候事				
明治十一年一月十日				
内務卿	大	久	保	利
				通

上 申 (上申書中ノ一項ヲ拔萃)

一、久保田兵平儀ハ頃日本艦ヨリ探索掛之御規則更ニ御下渡相成候節ハトモニ右等ノ規則ニ相成上ハ奉職難相成トテ其儘病氣ト相

成五日間程引籠中有田護藏ノ説諭ヲ以テ出勤スル、其他同務中へ曖昧ノ者モ有之哉ニ候へ共未ダ確證ヲ不得  
 右前顯ノ次第ニテ不都合ノ件々大略内實上申候也  
 十年六月十二日

矢野定吉

第 四 課 御 中

(註) 「本文寫ハ騷擾史中ノ十年戰役關係書ノ中ニアリ參照ノコト」

三等巡查 橋 爪 駒 一 郎

探索掛申付月給金六圓支給候事(辭令の一例)

大前縣 囀

明治十年十一月一日

捕亡探案方ノ名ヲ轉稱スル者取締方 明治七年二月十日 乙第五號布達

近來捕亡吏及探索方等ノ名ヲ冒稱シ(云云)

但捕亡吏及探索方差出候節ハ別紙印章相渡候條(何々)

尙翌八年八月八日丙第七號ヲ以テ同様ノ布達アリタリ

警第九三四號 明治二十二年六月十八日

受持巡查ヲシテ探偵ニ從事セシムル能ハサル場合ハ豫備巡查ヲ用テ探偵セシムヘク又人民ヲ傭役スルトキハ豫テ定メ置カス臨時之  
 フ指定スヘシ

第六款 警察署並分署事務

第二節 職制、定員及警察官の待遇

四二七



太古は暫く措き王朝時代の警察、鎌倉時代、時國時代の警察、徳川時代の警察、明治以後の警察と各其の時代を異にするに従つて亦種々の變遷あるを免れざるもそれ等は既に（我國警察制度の變遷）に於て述べたる所なれば本款に於ては主として明治維新前後の頃より今日の間、併かも主として本縣に於ける警察事務の變遷中其の主たるものに就き掲ぐることにしやう。

抑も明治維新前即ち徳川時代に於ては凡て武家の手に於て行はれたりし爲め従て兵警一體の風を繼承し其の維新後に於ても明治初年にありては尙民事刑事（裁判事務をも含む）は素より獄務乃至は軍務の一部をも加へて地方廳の管轄として其の警察部門に屬したり故に此の時代に於ける警察事務は専ら司法に重きを置き民事を加へて犯人の探索逮捕、諸争の勸解を事として豫防警戒たる行政警察の事務は僅かに附隨的事務として亦極めて一部分たるに過ぎざりしが如し然るに明治八年行政警察規則の制定なるや茲に警察の主眼は此の方面に移行され、一面此の年に於て警察出張所、屯所の制を創設し警部巡查を各地に派駐して民衆の願届を處理せしむると同時に一面警邏査察の制を布きて専ら民情を察し豫防警戒に努めしめ。十年には出張所、屯所を警察署、同分署と改め更に十四年には警察本分署の例規及警察本署委任條件を又十九年に至りては警察職務規程を設くる等順次警察事務の範圍を確立し爾來幾多の新設改廢を経て今日に至るものなるが其の間變遷の最も著しきものを擧ぐれば

一、民事々務 本事務は前記する如く専ら警察事務に屬せしものにして現に明治八年十二月大分出張所の開廳を始めとして順次其の他の出張所の開廳せらるゝや同九年一月出張所の取扱事務中に諸争勸解願の受理を明にせられ其後同年三月に至り、大分高田、豆田、竹田、佐伯の五ヶ所に民事勸解所を設けて四月十五日より、開廳し一見

一般警察事務とは分離せしが如きも右勸解所は依然警部出張所内に併設して警部其處理に當りたり而して同年十二月始めて裁判事務を大分縣より熊本裁判所に引繼ぐに至り民事々務は漸く警察と分離し、爾來漸次に警察官吏は絶對民事々件に干與すべからずてふ時代に進展したるものである。

一、獄務 監獄事務も亦民事事務同様専ら警察中の一事務なりしが明治十四年府縣職制中に典獄、書記、看守長、看守の官職を置かるるに及び其の機關に於ては漸く一般警察と分離せられたりしが如きも實質は依然地方廳の所管なりし關係上警察官中に於て之を兼務等の形に依り混合處理の實情にありしが其後三十六年監獄事務の總てが司法省所管となるに及びて全然關係を絶つに至り僅かに警察署所屬の留置場に於ける拘留囚及刑事被告人並に勞役留置の者に就き警察官に於て司獄事務を取扱ふに過ぎざることとなり今日に至つて居る。

一、衛生警察事務 は明治初年以來廳内庶務課又は第二部等に所屬したりしが明治二十六年十一月に至り地方官々制の改正に伴ひ本縣亦警察部中に移管一課を設けると共に警察署同分署に於ても是に伴ふ事務を處理することゝなる。

其他健康保健事務を始めとし勞政、防空、經濟保安等の各警察事務相前後して警察の所管となりたるが是等は何れも第四章警察取締の變遷の部に譲り以下本款に關する記録を列挙することゝしたり。

警部巡查派駐事務取扱條款（明治九年一月廿二日 警第四號）

右條款中一部改正

（明治九年三月十八日 警第一七號）

（右は何れも出張所屯所時代の部に於て全文を省略）

第二章 警察制度の變遷 (本縣)

警第二十號 (明治九年三月三十一日)

本年當廳警第一七號ヲ以テ出張所屯所取扱條款中内外國難破船行旅病人行倒漂流物ノ件々削除候ニ付右ニ關スル願伺届ハ直ニ本廳  
へ可差出旨相達置候處右等危難ニ罹リ候節管理ノ出張所屯所ニ報知救護ヲ受ケ候義ハ勿論行旅人死去ノ節檢視ヲ受ケ候義ハ是迄ノ  
通可相心得此旨相達候事

警第十九號 明治九年三月廿八日

今般裁第一號ヲ以テ民事勸解所設置之旨相達候ニ付本年警第四  
號ヲ以相達シ有之警部出張所取扱條款中諸事勸解之件ハ取消シ  
候儀ト可相心得此旨相達候事

(參照)

裁第一號 明治九年三月廿四日 (七等出仕兼小原正朝名)

- 第一民事勸解所 大分
  - 第二民事勸解所 高田
  - 第三民事勸解所 豆田
  - 第四民事勸解所 竹田
  - 第五民事勸解所 佐伯
- 但勸解所ハ警部出張所内ニ相設ケ持區モ同持區ニ相定メ  
候條此旨可相心得尤第一民事勸解所ハ當分本廳内ニ置キ

警布第二一號 明治十一年十一月三十日

今般高田分署へ警部派駐同署部下ハ勿論香々地字佐兩分署部下ノ吟味願ヲ受理セシメ候條此旨相達候事  
本第六百九拾二號 明治十三年十一月廿九日  
今般甲第百十一號ヲ以テ布達候ニ付テハ新舊分署事務請渡手續  
左ノ通可相心得事  
一、事務請渡ハ十二月二十日迄ヲ以テ完結スヘシ

候事  
右之通管内ニ民事勸解所ヲ置キ來ル四月十五日以後別紙假規  
則之通施行候條此旨相達候事  
(別紙)

民事勸解所假規則

- 第一條 凡ソ民事ニ係ルモノハ金額ノ多少事ノ輕重ニ拘ハラズ  
詞訴人ノ情願ニ任セ之ヲ勸解スヘシ  
但勸解ハ必シモ定規ニ拘ハラサルモノトス
- 第二條 勸解ヲ乞フ者ハ訴狀ヲ作ルニ及ハス直チニ其區勸解所  
ニ願出テ其事由ヲ陳述スルヲ得ヘシ
- 第三條 勸解ヲ乞フ者ハ必ス本人自ラ出頭ス可シ 但疾病事故  
等ニ己ヲ得サル時ハ其代人トシテ親戚ヲ出スヘシ

警察本分署例規

警察本分署例規別冊ノ通假定シ來ル三月一ヨリ施行

- 第一章 文書辦理
- 第二章 巡查勤務方法
  - 第一款 部伍編制
  - 第二款 巡迴線路
  - 第三款 勤務割
  - 第四款 巡迴及立番
  - 第五款 監督巡迴
  - 第六款 制表
  - 第七款 交番所
- 第三章 巡查編列心得
  - 第一款 部伍長心得
  - 第二款 伍員心得
- 第四章 雜例
  - 第一款 署中定例
  - 第二款 書式
- 第五章 巡查點檢式  
(以下本文略)

警察本分署例規

本縣本署第六號 十四年二月廿八日 警察本分署  
警察本分署例規別冊之通假定シ來ル三月十日ヨリ施行候條此旨

第二節 職制、定員及警察官の待遇

但出納事務ハ本月三十日限り區分スヘシ  
一、舊分署長ニシテ新分署長ニ任シタルモノハ次席ノ警部又ハ  
高等ノ巡查ヘ事務引渡シ置キ速ニ赴任スヘシ  
但引渡ヲ受ケル警部巡查ハ第一項ノ通り取計フヘシ  
一、事務請渡相濟次第速ニ其旨届出ツヘシ  
一、交番所ト改稱スル舊分署引拂ノ節其分署長タリシ者ヨリ從  
前詰合巡查ノ内二名或ハ三名ヲ交番所詰ノ心得ニテ殘置キ新  
設分署ヨリ交替ヲ待テ詰署ヘ赴任スヘシ  
一、新分署長ハ事務引受ケタル上ハ速ニ適宜巡回法ヲ設ケ前項  
殘置キタル巡查ト交替セシムヘシ  
一、曾テ相達置候定額金ヲ以本月三十日迄支拂殘餘ノ金額ハ新  
分署ヘ引渡シ(勘定帳ハ差引帳ノ部ヘ何月何日何)該金受取り  
タル新分署ニ於テハ縣廳ヨリ渡金ト見做シ十二月一日以降ノ  
假定金額ノ内ハ流用スヘシ若シ舊分署定額金不足ヲ生シ勘定  
仕上整頓難相成トキハ豫備金ヲ以テ一時繰換支拂勘定帳元受  
ニ組入仕上ヲナシ其不足スル事由ヲ具申スヘシ又豫備金償却  
方ハ新分署ノ負擔タルヘシ  
但警部巡查雇月給追々受取仕拂殘金有之候ハハ至急返納ス  
ヘシ

一、兼テ相達置候豫備金ハ悉皆返納スヘシ新分署ヘハ更ニ金三  
十圓ツツ可相達候事  
「註」甲第一一號とは「警察分署ヲ廢シ警察本分署ヲ置ク但  
本署ハ縣廳内」の布達である。  
本署第六號 明治十四年二月十八日

第二章 警察制度の變遷(本縣)

相達候

(別冊) (本達ハ警察處務細則巡査勤務規程並心得巡査點檢式等ニ依リ消滅シ獨リ部伍ノ件ノミ存ス)

第二章 巡査勤務法

第一款 部伍編制

第十一條 警察本分署詰巡査ハ五人乃至七人ヲ以テ之ヲ一伍トス一伍ニ一伍長ヲ置キ幾伍ヲ合併シテ之ヲ一部又ハ一部長ヲ置キ部長ハ一部伍長ハ一伍ヲ總轄シ部伍ノ勉否勤怠等渾テ其責ニ任ス

第十二條 凡ソ部長ハ一等巡査伍長ハ一二等巡査ノ中ヲ撰拔シテ之ニ充ツ一署一部或ハ二部トナスハ巡査ノ定員署部ノ地形線路ノ如何ニ依テ適宜之ヲ定ム但伍長二等巡査不足スルトキハ三等巡査ヲ撰用スルモ妨ナシトス

第十三條 凡ソ二部トナスモノハ甲部乙部ト稱シ伍長モ亦何部何番伍列ト稱ス伍員ノ順次ハ其等級ト拜命ノ先役ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 伍組ハ勤務ノ時ニ在テ其巡回ノ順次監督ノ方法ニ關係ナシト雖モ進テ勤務ニ就キ退テ私舍ニアルヲ論セス渾テ一伍ヨリ一部ニ至リ益一身同體ノ主旨ヲ重シ萬事協力熱和ヲ旨トスヘシ

但部長巡査ハ合宿所ニ在テハ合宿長トナリ伍長ハ合長トナリ各其取締ニ任ス

第十五條 凡ソ新任ノ巡査アルトキハ當直部長部長ナキトニ於テ其編入スヘキ伍組ヲ定メ第九十條ノ書式ニ照準シテ短冊ニ認メ巡査名簿ニ記載シ名簿ト短冊ト共ニ署長ニ呈ス署長名簿

ニ認印シ短冊ヲ新任巡査ニ授ク部長其編入スヘキ部伍長及ヒ伍列ノ姓名ヲ示シ其部伍ノ處ニ至ラシム部伍長其短冊ヲ檢シテ之ヲ伍列ニ編入シ巡査禮式服具ノ取扱官捧ノ携持法及ヒ姿勢點檢式其他一切ノ心得等ニ至ルマテ無遺漏之ヲ教示シ而シテ伍長或ハ伍員市街ノ線路ヲ嚮導シテ其詳細ヲ指示シ勤務差支ナキ旨ヲ部長ニ告ク部長ハ速ニ其部ノ勤務ニ就カシム

警察本署委任條件 本諸第三十一號 明治十四年九月十四日改定

一、告訴發覺ヲ受理シ及其被告又ハ關係人ヲ喚問スル事  
但勅奏任官華族有位勳六等以上ノ者ハ此限ニアラス

一、求刑ノ事

但懲役五年以上ノ者ハ開申スヘシ

一、刑事上告及檢事へ具申ノ事  
但其時ニ開申スヘシ

一、要證アル犯罪人ヲ探偵逮捕拘引ノ事

一、成規ニ依リ集會屆ヲ可否シ又ハ全會ヲ解散スル事  
但全會ヲ解散シタルトキハ直ニ其事由ヲ具申スヘシ

一、遺失物違警犯帶刀犯處分ノ事

一、賣淫犯則者取調ノ事

一、軍人軍屬犯罪ノ節其本隊へ通知シ及處分ノ事

一、刑事ニ係ル死傷人ヲ檢視スル事

但處分後直ニ開申スヘシ

一、變死人及水火其他ノ災異ヲ檢視スル事

但同上

一、演劇寄席其他諸興行取締ノ事

一、巡査會議及諸規則講究定日ヲ伸縮スル事

一、巡査試驗ノ事

一、屋宇垣堵瓦石土壤ノ潰崩樹木顛倒等虞アルモノヲ監査シ及道路橋梁ノ修繕ヲ戶長へ督促スル事

一、人畜傳染病豫防ノ事

但衛生課及勸業課ト協議スヘシ

一、屠牛檢査ノ事

一、例規ニ照シ無罪解放人及證人へ旅費日當ヲ支給スルコト

警察委任條件

一、告訴發覺ヲ受理シ及其被告又ハ關係人ヲ喚問スル事  
但勅奏任官華族有位勳六等以上ノモノハ此限ニアラス

一、懲役三年以下ノ犯罪人ヲ求刑スル事

但裁判所設ケナキ地方ハ此限ニアラス

一、刑事上告ノ事

但同上

一、要證アル犯罪人ヲ探偵逮捕拘引等ノ事

一、成規ニ依リ集會屆ヲ可否シ又ハ全會ヲ解散スルコト  
但全會ヲ解散シタルトキハ直ニ本署長ヲ經テ其事由ヲ具申スヘシ

一、邊失物違警犯帶刀犯處分ノ事

一、賣淫犯則者取調ノ事

一、刑事ニ係ル死傷人ヲ檢視スル事

但處分後直ニ開申スヘシ

一、演劇寄席其他諸興行取締ノ事  
一、巡査會議及諸規則講究定日ヲ伸縮スル事  
一、巡査試驗ノ事  
一、屋宇垣堵瓦石土壤ノ潰崩樹木顛倒等虞アルモノヲ監査シ及道路橋梁ノ修繕ヲ戶長へ督促スル事  
一、人畜傳染病豫防ノ事  
但衛生課及勸業課ト協議スヘシ  
一、屠牛檢査ノ事  
一、例規ニ照シ無罪解放人及證人へ旅費日當ヲ支給スルコト  
警察委任條件  
一、告訴發覺ヲ受理シ及其被告又ハ關係人ヲ喚問スル事  
但勅奏任官華族有位勳六等以上ノモノハ此限ニアラス  
一、懲役三年以下ノ犯罪人ヲ求刑スル事  
但裁判所設ケナキ地方ハ此限ニアラス  
一、刑事上告ノ事  
但同上  
一、要證アル犯罪人ヲ探偵逮捕拘引等ノ事  
一、成規ニ依リ集會屆ヲ可否シ又ハ全會ヲ解散スルコト  
但全會ヲ解散シタルトキハ直ニ本署長ヲ經テ其事由ヲ具申スヘシ  
一、邊失物違警犯帶刀犯處分ノ事  
一、賣淫犯則者取調ノ事  
一、刑事ニ係ル死傷人ヲ檢視スル事  
但處分後直ニ開申スヘシ

第二節 職制、定員及警察官の待遇

- 一、犯罪人ノ逮捕引致拘留狀ヲ發シ又ハ責付スル事  
但重罪犯ニ係ルモノハ處分ノ後開申スヘシ
- 一、逃込失踪人ヲ監査シ其尋方ヲ命スル事  
但同上
- 一、成規ニ依リ旅客汽船ヲ檢査スル事
- 一、棄兒迷兒行旅病人行斃人行戶長又ハ引受人ニ引渡ス事
- 一、外國人止宿其他定例アル諸届ヲ開置ク事
- 一、撥麻看板干物及板圍辻店及道路使用願等ノ事
- 一、巡査へ在勤交代ヲ命シ及臨時警部代理ヲ命スル事
- 一、例規アル巡査ノ諸願伺届ヲ處分シ及除服出仕ヲ達スル事
- 一、通常平易ノ事件ニ付諸裁判所府縣警察署及郡區町村役所へ往復ノ事
- 一、定規アル備付品消耗品金高十圓以下ノ物購求并小使等雇入ノ事
- 一、警部會議ヲ開ク事
- 一、水火消防夫ヲ指揮スル事
- 一、水防ハ土木課ト協議スヘシ
- 一、不就學ノ子女ヲ監査シ就學ヲ勸誘スル事  
但學務課ト協議スヘシ
- 一、未痘兒ヲ檢査シ種痘ヲ勸誘スル事  
但衛生課ト協議スヘシ
- 一、戶籍ヲ調査スル事
- 一、求問判事ニ下調ヲ求ムル事
- 一、探偵捕拿ノ爲巡査以下ヲ管内へ派遣スル事

第二章 警察制度の變遷（本縣）

四三四

- 一、變死人及水火其他ノ災異ヲ檢視スル事  
但同上
- 一、犯罪人ノ逮捕引致拘留狀ヲ發シ又ハ責付スル事  
但重罪犯ニ係ルモノハ處分ノ後開申スヘシ
- 一、逃込失踪人ヲ監査シ及其尋方ヲ命スル事  
但同上
- 一、軍人軍屬犯罪節其本隊へ通知シ及處分ノ事  
但裁判所ノ設ケナキ地方ハ此限ニアラス
- 一、棄兒迷兒行旅病人行斃人ヲ戸長又ハ引受人ニ引渡ス事
- 一、外國人止宿届其他定例アル諸届ヲ開置ク事
- 一、擔廬看板干物板圍辻店及道路使用願ノ事
- 一、例規アル巡査ノ諸願何届ヲ處分シ及限服出仕ヲ達スル事
- 一、通常尋易ノ事件ニ付諸裁判所府縣警察署及郡區町村役所へ往復ノ事
- 一、定規アル備付品消耗品金高五圓以下ノ物購求并小使雇入等ノ事
- 一、水火消防夫ヲ指揮スル事  
但水防ハ土木課ト協議スヘシ
- 一、不就學ノ子女ヲ監査シ就學ヲ勸誘スル事  
但學務課ト協議スヘシ
- 一、未痘兒ヲ檢査シ種痘ヲ勸誘スル事  
但衛生課ト協議スヘシ
- 一、戶籍ヲ調査スル事
- 一、求問判事ニ下調ヲ求ムル事

- 但裁判所設ケナキ地方ハ此限ニアラス
  - 一、探偵捕拿ノ爲巡査以下ヲ管内へ派遣スル事
  - 一、演劇寄席其他諸興行取締ノ事
  - 一、屋宇垣墻瓦石土壤ヲ潰崩樹木顛倒等ノ虞アルモノヲ監査シ及道路橋梁ノ修繕ヲ戸長へ督促スル事
  - 一、人畜傳染病豫防ノ事  
但衛生課又ハ勸業課ト協議スヘシ
  - 一、屠牛檢査ノ事
  - 一、例規ニ照シ無罪解放人及證人へ旅費日當ヲ支給スル事
- 警察署ノ事務章程ハ「職制」中ニアリ明治十四年九月十四日本諸第二十一號參照

大分縣警察職務規程 明治十九年十月十三日 訓令文第十五號

- （拔萃）
- 警察署
- 内勤係 外勤係
- 警察署長
- 署長ハ署員ヲ指揮監督シ所轄警察事務ヲ掌理シ所屬巡査以下ノ進退賞罰ヲ本部長ニ具狀ス
- 署長ハ其職權若クハ特別ノ委任ニ依リ分署ニ通達ヲ爲スコトヲ得
- 署長ハ本部長ニ稟議シ各係ノ職務規則ヲ規定スルコトヲ得
- 署長專行ノ事件ハ月報一覽表ヲ製シ翌月十日迄ニ本部長ニ呈ス

- 管掌ノ事務ニ付テハ署長其責ニ任ス
- 署長事故アルトキハ首席者ヲシテ其事務ヲ代理セシムルコトヲ得
- 左ノ諸件ハ本部長ニ具申シ其他ハ專行スル事得但事重大ニ涉リ若クハ例規外ニ係ルモノハ其處分方案ヲ具シ本部長ニ呈出ス
- 一、所管分署ノ定員増減ニ關スルコト
- 一、例規アルモノノ外所轄外へ出張ノコト  
但急遽ヲ要スル場合ハ專行ノ後具狀スルヲ得
- 一、例規アルモノノ外諸官衙ニ文書ヲ往復スルコト
- 一、例規アルモノノ外禁止停止ノ命令ヲ爲スコト
- 一、經費細科目流用ノコト
- 一、警察廳舎建築修繕ノコト
- 前各項ノ外本部長稟議項目ニ掲ケタルモノハ專行スルコトヲ得

係長

- 係長ハ事ヲ署長ニ承ケ部員ヲ督勵シ事務ヲ處辨ス
- 係長事故アルトキハ首席者ヲシテ其職務ヲ代理セシムルコトヲ得

監督

- 監督ハ事ヲ外勤係長ニ承ケ巡査ヲ監督ス
- 内勤係主管
- 一、犯罪搜查其他治罪ニ關スルコト
- 一、巡査以下勤怠及身分ニ關スルコト
- 一、警察上ニ係ル賞與ニ關スルコト

外勤係主管

- 一、巡邏巡察其他警備ニ關スルコト
- 一、巡査勤務方法其他巡査ニ關スル規律ノコト
- 一、巡査合宿所取締ノコト
- 一、巡査賜休暇其他願届ニ關スルコト

第二節 職制、定員及警察官の待遇

四三五

第二章 警察制度の變遷(本縣)

- 一、巡査教科ニ關スルコト
- 一、民事裁判執行ニ關スルコト
- 一、令狀執行囚人護送及留置場取締ノコト
- 一、戸口調査及旅舎検査ノコト
- 一、水災風災防禦及消防具管守ノコト
- 一、變死傷者行例人及出火場檢視ノコト
- 一、棄兒迷子途上發病者等救護ノコト
- 一、被監視者假免懲罰人瘋癲人乞食浮浪ノ徒取締ノコト
- 一、諸興行遊觀遊藝場遊藝場祭典其他群集ノ場所取締ノコト
- 一、諸營業市場會社製造所度量衡教會講社及禮拜等取締ノコト
- 一、銃砲刀劍火藥類發火物取締ノコト
- 一、船舶堤防河岸地橋梁渡船場漁獲採取取締ノコト
- 一、道路鐵道電信公園車馬諸建築田野鳥獸獵取締ノコト
- 一、傳染病豫防消毒検査ニ關スルコト
- 一、藥品及飲食物飲料水屠畜場其他衛生ニ關スル取締ノコト

警察分署

分署長ハ署員ヲ指揮監督シ部内警察事務ヲ執行シ署員ノ進退賞罰ヲ所屬警察署長ニ具狀ス  
 分署長專行ノ事件ハ月報一覽表ヲ製シ翌月十日迄ニ所屬警察署長ニ呈ス  
 管掌ノ事務ニ付テハ分署長其責ニ任ス  
 分署長事故アルトキハ首席ノ監督ヲシテ其事務ヲ代理セシムルコトヲ得

監督

- 監督ハ分署長ノ指揮ヲ承ケ巡査ノ勤務ヲ監督シ兼テ署内ノ事務ニ從事ス
- 左ノ諸件ハ分署長ニ於テ專行スルヲ得其他ハ法律規則ニ於テ當然行フヘキモノ又ハ特ニ例規アルモノノ外却テ所屬警察署長ノ指揮ヲ受クヘシ
- 一、例規ニ依リ所管内外へ出張ノコト
- 但急遽ヲ要スル場合ハ專行ノ後具申スルコトヲ得
- 一、休暇非番ノ巡査ニ臨時勤務ヲ命スルコト
- 一、例規ニ依リ巡査以下ノ諸願何届ヲ處分シ及除服出仕ヲ命スルコト
- 一、例規ニ依リ諸類届ヲ處分スルコト
- 一、説諭願ヲ受理スルコト
- 一、遺失物埋藏物拾置品等ヲ例規ニ依リ處分スルコト
- 一、外國人旅行免狀ヲ檢閲シ及宿泊届ヲ開置クコト
- 一、戸口調査及旅舎検査ノコト
- 一、變死傷者行例人及出火場檢視ノコト
- 一、拘留留置及傳遞囚人ノ病死ヲ處置スルコト
- 一、水災風災防禦及消防ノコト
- 一、帶刀犯處分ノコト
- 一、賭博犯密賣淫及貸座敷娼妓違犯者取調ノコト
- 一、居留検査ノコト
- 一、經費細科目内ニ於テ需用品ヲ購求スルコト
- 一、檢視其他警察上ニ付臨時警員ヲ雇入ルコト

一、定員ノ小使ヲ雇解スルコト

(註) 以上ノ外警察置分置勤務ニ關しては

- 一、明治二十一年八月本部訓示警第一一六四號巡回度數低減ノ件
- 二、明治二十二年二月本部訓示第二九一號署内見張ノ件
- 三、明治二十二年四月本部訓示第五二九號署所在地受持巡査出勤前受持区内巡回ノ件
- 四、明治二十二年四月本部訓示第五三一號駐在巡査所在地巡回時間ノ件
- 五、明治二十二年六月本部訓示警第九二三號監視認印ノ件
- 六、明治二十二年六月本部訓示警第九三三號護送巡査ノ件
- 七、明治二十二年六月本部訓示警第九三四號探偵ノ件
- 八、明治二十二年六月本部訓示警第九三九號駐在巡査補缺ノ件

及以上ノ全部を廢止して新に同二十二年八月六日警第一〇八四號を以テ「警察置分署勤務細則標準」の制定ありたるも頗る長文のものに付きその全文を省略して左に内容の細目次を記することとした。

警察置分署勤務細則標準 (明治二十二年八月六日)

- 第一章 簿書ノ受持(第一署長、第二監督、第三内勤巡査、第四計算吏雇員ニ區別)
- 第二章 事務ノ受持
- 第三章 署内見張
- 第四章 護送巡査ノ數
- 第五章 探偵
- 第六章 巡査受持區
- 第七章 巡査勤務(第一款署所在地受持巡査、第二款豫備巡査、第三款内勤巡査、第四款

第二節 職制、定員及警察官の特遇

駐在巡査) 第八章 巡回線路(第一款署所在地、第二款駐在所)  
 第九章 召集  
 第十章 留置人看守  
 第十一章 受持巡査ノ簿書  
 第十二章 監視執行  
 第十三章 附則  
 尙其後大正十年十二月六日達警第五九四六號及昭和二年十二月一日指示警第四六三〇號同三年一月十九日指示警第一八六號を以て各一部宛の改正ありたり

巡査勤務規程並心得

(本縣訓令文第二十三號) (二十年四月十八日)

- 第一章 受持勤務
- 第一條 警察署長及分署長ハ地形人口ニ依リ適宜其部内ヲ區畫シ巡査受持區ヲ定ムヘシ但受持巡査ヲシテ其区内ニ常住セシムルコト得
- 第二條 巡査受持區毎ニ各一名ツツ受持員ヲ定ムヘシ
- 第三條 地勢ニ依リ三四區若クハ數區ヲ合シテ聯合區ヲ定メ之ヲ巡査受持第一聯合區第何區ト名稱シ聯合区内ノ巡査中ノ缺員若クハ事故ニテ差支ヲ生シタルトキハ其區員之ヲ補フモノトス
- 第四條 持区内執行警察ノ事務ニ付テハ受持巡査其責ニ任ス
- 第五條 受持區常住巡査ハ少クモ一週間内ニ受持區ヲ二周以上其他ノ受持巡査ハ一周以上巡邏スヘシ
- 第六條 駐在所又ハ巡回中ノ巡査ハ其受持区内ニ生スル左ノ事件ヲ取扱フコトヲ得

- 一、盜難訴火災届ヲ受付シ又ハ其現場ヲ検査シ其調査ヲ作り所屬署長ニ送付スルコト但シ至急檢證ヲ必要トスルトキハ警部代理タルヘシ
  - 一、行政處分ニ屬スル變死檢視ノコト
  - 一、諸祭典届ヲ受理スルコト
  - 一、道路使用願ヲ受付シ實地檢査ノ上意見書ヲ付シ直ニ所屬署ニ送付スヘシ
  - 一、火葬埋葬場取締ノコト
  - 一、諸興行監督ノコト
  - 一、棄子届ヲ受付シ現場取調ノ上意見ヲ署長ニ申出ツヘシ
  - 一、諸營業檢査ノコト
  - 一、旅舎檢ノコト
  - 一、被監視人ノ業狀視察ノコト
- (註) 明治廿一年一月四日訓令文第一號ヲ以テ第六條(左ノ)を追加ス
- 一、逸牛届ヲ受付ルコト
  - 一、逸牛繫留届ヲ受付シ假預ケ手續ヲ爲スコト
  - 一、難破船届ヲ受付ルコト
- 第七條 受持區ノ執行事務ヲ別テ左ノ四種トス
- 一、警邏査察 一、出火警防 一、水災警防 一、戸口調査
- 第八條 警邏査察ハ警邏査察心得ニ依リ安寧ヲ護リ匪違ヲ警メ行政豫防ノ周到ナル目的トス
- 第九條 出火警防ハ出火警防心得ニ依リ烈風ニ際シテハ火ヲ戒メ失火ニ於テハ撲滅ヲ主トシ又船舶中ニ生命財產ヲ救護スル

- 第十條 水災警防ハ水災警防心得ニ依リ出水ノ徵候アルトキハ其沿岸ノ住民ニ警告シテ危殆損害ヲ避シムルノ用意ヲ爲サシメ又堤防橋梁ノ全キヲ謀ルニ盡力スヘシ
  - 第十一條 戸口調査ハ戸口調査心得ニ依リ區内住民ノ性行出入及生計ノ方法ヲ詳記シ警察上緩急變通ノ便ヲ圖ルモノトス
- 第二章 巡査派出所取置事項
- 第十二條 派出所ニ於テ取扱事項左ノ如シ
- 一、難破船拾得物遺失物埋藏物逸走牛馬届ヲ受理スルコト但拾得物及遺失物ニシテ三十日以内遺失者分明ナルトキハ現品ヲ所屬署ニ送付スヘシ(其他ノ各項ハ第六條各號ト同一ナルニヨリ以テ可知以下略記等)
- 第十三條 前條各項至急ヲ要セザル事件ト雖モ書類ハ五日以内所屬署ニ送付スヘシ(以下第三章警邏査察心得(自十四條至三十五條)第四章出火警防心得(自三十六條至五十一條)第五章水災警防心得(自五十二條至五十八條)第六章戸口調査心得(自五十九條至六十九條)第七章勤務標準(自第七十條至第八十四條)第八章行狀容儀及心得(自第八十五條至第一百二十一條)の規程あるも省略す)
- 本縣第八五五號 明治二十年四月二十五日
- 今般訓令文第二十三號訓示中ニ掲グル聯合區巡回線路及巡査受持區ノ義ハ本部長ノ認可ヲ經テ施行スヘキモノト心得ヘシ
- 陸軍召集事務細則 (明治二十年七月十一日訓令甲第七一號) 第四章 警察署ニ關スル事務(七ヶ條より成る本文略)

- 警邏日誌規程 (明治二十三年三月七日警第六九號)(本文省略)
- 第一章 日誌ノ種類 第二章 日誌ノ調製保藏
  - 第三章 日誌ノ様式 第四章 日誌ノ記載事項及記載例
  - 第五章 日誌ノ認印例 第六章 日誌ノ記載雛形
  - 第七章 駐在所日誌ノ記載事項及記載例
- 訓令警發第三十二號 明治三十年四月廿九日
- 警察署分署處務規程左ノ通相定メ明治三十年五月一日ヨリ施行ス

警察署分署處務規程

- 第一條 警察署長分署長ハ警部長ノ指揮ヲ受ケ部内ノ警察事務ヲ掌理シ署員ヲ指揮監督スヘシ
  - 第二條 警察署長分署長ハ管掌ノ事務ニ付テハ各其責ニ任スヘシ
  - 第三條 警察署長分署長ハ所屬署員ノ配置及事務分掌ヲ命スヘシ
  - 第四條 警察署長分署長事故アルトキハ上席署員其事務ヲ代理スヘシ
  - 第五條 警察署長分署長ハ左ニ列記シタル事項中第一項乃至第三項ハ警部長ヲ經テ知事ニ具申シ第四項乃至第十二項ハ警察部長ニ具申スヘシ
- 一、巡査以下ノ進退賞罰ニ關スル事
  - 二、警察上ノ賞與救助及療治扶助料ニ關スル事
  - 三、警察取締上ニ屬スル諸營業ノ禁停止ニ關スル事

第二節 職制、定員及警察官の待遇

- 四、巡査ノ受持區及駐在所位置變更ニ關スル事
  - 五、署中ノ諸規程創設變更ニ關スル事
  - 六、警察上外國人交渉ニ關スル事
  - 七、宗教上ノ處分ニ關スル事
  - 八、古代ノ沿革ヲ徵スヘキ埋藏物處分ニ關スル事
  - 九、請願巡査ニ關スル事
  - 十、例規外署員ノ所轄外出張ニ關スル事
  - 十一、警部除服出仕及願何ニ關スル事
  - 十二、前各項ノ外事重大ニ涉ルヘキモノ及定規慣例ナキ事件
  - 第六條 分署長ハ前條ノ事項ヲ具申スルトキハ所屬警察署長ヲ經由スヘシ但緊急ノ場合ハ一面所屬警察署長ニ通知シ直接具申スヘシ
  - 第七條 警察署又ハ分署在勤警部ハ署長ノ指揮ヲ受ケ監督及署務ヲ分掌スヘシ巡査部長ハ上官ノ指揮ヲ受ケ巡査以下ノ監督ヲ補助スヘシ
  - 第八條 警察署又ハ分署在勤ノ警部巡査部長ハ輪番ヲ以テ當宿直スヘシ
  - 但警部又ハ巡査部長不在ノトキ及巡査部長一名ノ署ハ内外勤上席巡査ヲシテ補直セシムヘシ
- (明治三十年十一月十一日訓令警發第一三七號ヲ以テ第九條以下ヲ追加ス)
- 第九條 警察署長分署長ハ一切ノ事件ヲ受ケ自ラ之ヲ處理スヘシ但シ主任ヲ定メ之ヲ調理セシムルコトヲ得

第二章 警察制度の變遷(本縣)

第十條 凡事務ノ處分ハ即決シ其繁雜ニ涉ルモノト雖モ他ト

交涉等ノ關係アルモノヲ除ク外三日ヲ超ユルヲ得ス

第十一條 凡ソ發收スル處ノ文書及口頭ニ係ル願届等ハ總テ警

察日誌ノ規程ニ依リ處理スヘシ

第十二條 高等警察及ヒ署員ノ進退賞罰其他秘密ニ屬スル文書

ハ署長自ラ處理スヘシ

第十三條 警察部ニ進達スル文書ニシテ署長意見ヲ要セサルモ

ノハ添書ヲ付セス紙端ニ進達ノ年月日ヲ記シ署長檢印ノ上送

付スヘシ

第十四條 署務ハ署長ノ決裁ヲ經テ執行スヘシ

(註) 本規程は明治三十四年十二月訓令警第八二號「警察署

警察分署職務規程」の制定に依り廢止となり、更に三十六

年十月に至り水上警察署の新設に依り訓令警第一二四號を

以て再び全部の改正を見爾來、明治四十一年九月、同四十

三年四月、同四十五年七月、大正元年十一月、同二年一月

同年十一月、同四年四月、同十年十二月、同十一年七月、

同十三年六月、同十三年十一月、昭和三年一月、同五年五

月、同十三年六月(全部)同十四年九月と各一部宛の改正

ありて今日に至る

警第一、六〇九號 昭和十三年六月二十一日

警察署職務規程改正ニ伴フ訓示

本月十三日付訓令警第一五六〇號ヲ以テ警察署職務規程改正相

成候處之ガ改正ノ要旨ハ從來ノ警察署勤務ニ關スル訓令通牒ノ

整理統合ヲ行ヒ警察署長並警部補派出所及巡查部長派出所ニ於

テ取扱フヘキ事按ノ權限ヲ擴張シ一面事務ノ刷新簡捷並外勤巡

査ノ勤務合理化ニ依リ能率ヲ増進セントスルモノニ有之候條左

記各號ニ留意ノ上之カ運用ニ遺憾ナキヲ期スヘシ

記

一、收發件名簿ニ記載スヘキ文書ハ權利義務ニ關スルモノ又ハ

重要ト認ムルモノニ限定セルヲ以テ取扱ニ際シテハ適正妥當

ナル判斷ヲ以テ之ヲ處理スルコト

二、第三十一條ニ依ル毎朝訓示等ハ署長事故アルトキハ代理者

ニ於テ努メテ之ヲ行フコト

三、自轉車ヲ使用シ得ヘキ警邏線路ハ諸般ノ事情ヲ綜合シテ慎

重ニ之ヲ定ムルコト

四、外勤巡查ノ行フヘキ視察取締ハ第三十七條ニ掲記シタルモ

ノノ外必要アルモノハ之ヲ行フコト

五、外勤巡查ニ對スル勤務命令ハ其ノ配合ニ意ヲ用ヒ事務ノ繁

閑ニ依リテハ當直ノ日ニ於テモ戸口調査營業検査等ノ命令ヲ

爲スコト

六、巡查駐在所ノ警邏線路ハ第五十三條ノ標準ニ依リ速ニ設置

スルコト

七、缺勤ノ場合ニ於ケル醫師診斷書ハ必要ニ依リ提出セシムル

モ差支ナキコト

八、從來ノ通牒ニシテ當然ト認ムルモノハ之ヲ廢止シタルヲ以

テ其ノ趣旨ヲ部下ニ徹底セシムルコト

九、警察署ノ勤務規則ハ速ニ改正シテ報告ノコト

衛生營業視察簿ノ件(明治四一、八、一五警四四〇一號)  
警察取締及衛生ニ屬スル各種營業場等ニ就テハ各受持巡查ヲシ  
テ別紙様式ニ依リ衛生營業視察簿ヲ備ヘ視察ノ要項ヲ記載セシ  
メ監督ノ便ニ供セラルヘシ  
追テ其視察ハ營業者品性ノ良否營業ノ種類、季節等ニ依リ署  
長ニ於テ其視察ノ方法、及度數ヲ指定シ遺漏ナキヲ期セラル  
ヘシ(様式)(保存永久)

旅人宿ノ部

明治 年 月	日許可高田町大字玉津何番地	士族 平民 某
視察月日	視察ノ要項	佐伯屋 何

一、本簿ハ各受持區内ヲ合總トシ營業別ニ部門ヲ分ケ見出ヲ付  
スルコト

衛生營業視察簿廢止ノ件(達警第二七六〇號 大正三年三月十二日)

明治四十一年八月十五日警第四四〇一號衛生營業視察簿ニ關スル規定ハ爾今之ヲ廢止ス

(同時ニ同日附同號ノ二ヲ以テ各署長宛左ノ示達ヲナス)

衛生營業視察ニ關スル件

今回衛生營業視察簿ニ關スル規定廢止相成候其理由ハ近時警察事務益繁雜ヲ加フルノ折柄ニ付キ主トシテ巡查ノ事務ヲ輕減スルノ  
趣旨ニ有之候然ルニ之カ爲メ却テ視察ヲ輕視スルカ如キコトアリテハ甚タ不都合ノ次第ニ付其ノ旨部下ヲ訓戒スルト同時ニ監督者  
ハ其ノ巡視ニ際シ實地ニ就キ其ノ成績ノ擧否ヲ監査シ所謂實地的監督ヲ勵行シ以テ視察ノ實行ヲ期シ其ノ效果ヲ收ムルコトニ努メラ

第二節 職制、定員及警察官の待遇

須知簿

須知簿は最初明治三十四年之を制定し十二月二十五日警發第八五號を以て各警察署分署に通牒し各受持巡査(署所在地駐在所共)に於て調製備付し來りしか其の時勢の變遷に伴ひ、大正十三年十一月十四日達警第五一一五號を以て改正したり然るに其の後更に法令の改正其他世應の變轉に依り名稱の變更等より加除の必要生したると新に各項目に付其様式を一定するの當然なる理由により更に昭和十三年七月十六日達警第一八三三號警察部長通牒を以て改正せり(内容省略)

逓査注意録廢止ニ關スル件

今般警察事務ノ刷新簡捷ヲ圖ル爲巡査注意録ヲ廢止シタルヲ以テ之カ取扱ニ就テハ特ニ左記各號ニ留意シ遺漏ナキヲ期セラレヘシ

記

- 一、廢止ノ趣旨ハ勤務ノ合理化ニ在ルヲ以テ記録ノ煩ヲ避クルコトニ依リ能率ヲ増進シ實績ヲ擧揚スルニ努ムルコト
- 二、從テ巡回警邏ニ際シ注意説諭ヲ輕ンスルカ如キ弊ニ陥ラシメサルコト
- 三、時宜ニ依リ注意説諭スヘキ事項ハ之ヲ適切ナル方法ニ依リ指示教養スルコト

應召軍人ノ家庭調査ニ關スル件

應召軍人ノ遺家族ニ對スル調査並慰問等ニ關シテハ各位ニ於テモ夫々配意中ノコトト信スルモ爾今左記ニ依リ之カ家庭調査ヲ實行シ銃後後援ノ資料ト爲シ併セテ遺家族ヲ慰問スルヤウ取計ヘルヘシ

記

- 一、本調査ハ可戸口調査、巡回等ノ際家ネテ之ヲ行フコト

- 二、本調査ノ爲警察官カ勤クトモ一ヶ月一回又ハ二回各家庭ヲ訪問スルコト
- 三、別記様式ニ依リ應召軍人家庭調査簿ヲ備ヘ異動事項アラバ隨時訂正ノコト
- 四、本調査ニ際シテハ警察官ハ必ス制服ノコト
- 五、調査ニ際シテハ懇切丁寧ヲ旨トシ慰問ヲ兼ヌルコト
- 六、本調査ニ當リテハ絶ヘス市町村當局銃後後援團體等ト緊密ナル連絡ヲ保ツコト
- 七、應召家庭ヲ繞ル紛争アルトキハ銃後後援相談所等ト協調シ之カ解決ヲ斡旋スルコト

(應召軍人家庭調査簿様式省略)

金庫の預り

金庫預りの記事は日田警察署關係の記録にもある(其項参照)處て曰梓署では其事を毎日の日誌に記し嚴重なる引繼を了してゐるやうである。左に一二の例を摘記して見やう。

- 一月三日晴天(明治二十四五年頃のもの)
- 警察部長 佐藤 兵 太
- 巡査 吉良 丑五郎
- 巡査 島崎 恒松
- 巡査 小野 道藏
- 一、午後七時ヨリ鳥崎、小野巡査、交互市中旅舎検査候處何レモ異狀ナシ
- 一、預金庫 二個
- 一、預金小箱 二十四個
- 一、預金叭入 六個

第二節 職制、定員及警察官の待遇

一、公用狀 八封  
右之通候也 一月四日 雨天

- 一、本日、日曜ナルモ御用始ニ付署長始メ各員共例刻迄執務セラレタリ
- 一、小今井内勤巡査息女死亡ニ付遠慮セリ
- 一、夏日巡査午後七時ヨリ一區片山巡査、同時ヨリ三區平賀巡査ハ八時ヨリ二區旅舎検査ヲナシタル處異狀ナシ
- 一、山口雇ハ事務多忙ニ付居續ニテ午後十二時迄夜業セリ
- 一、銀行預金庫 二個
- 一、銀行預金小箱 二十四個



一、銀行預金入

六個

一、留置人ナシ

一、天氣警報

一通

右之外餘事無之候也

日田内第五一號

大分二十三國立銀行ノ金庫預リノ義ニ付

當署ニ於テハ何時ノ頃ヨリカ大分第二十三國立銀行豆田出張所ヨリ金庫(鐵製)一個金箱(木製)一個預リアリテ銀行員ハ日々來署シ隨意ニ開閉出納ヲ爲シ居リ候ニ付右金庫預リニ關シテハ是迄如何ナル令達規定等有之儀取調候得共當署ニ於テ判明不致然ルニ銀行トハ言ヘ一私人ノ私金タルハ爭フ可カラス然ルヲ署長限リ之ヲ預リ加フルニ金庫開閉金出納上ニ關シ何等ノ規定モ設ケス一ニ行員ノ隨意ヲシムルハ甚不穩當ノ次第何カ手續ハ爲シアルナラント思量シ出張所員ニ對シ相尋候得共古キ願書案文様ノモノハ有之モ指令モ無カ手續判明セサル旨申出候右ハ前述セシ通り假令ヒ銀行トハ言ヘ一私人ノ私金ニシテ彼ノ國稅金ヲ保護スル等ノ事トハ素ヨリ同視ス可キ筋ニ非ス且之ヲ例トシテ他ノ銀行又ハ會社ノ類ヨリ要求ヲ受ケ一々預ルニ於テハ取替ノ手續モ相立兼ネ去リ述テ夫等ヲ講絶セン歟忽チ

保護備重ニ陥リ候ニ付寧ロ此際斷然金庫返却スヘキ意見ニ候處

當署ニ於テハ明治二十二年洪水ノ際棄却セシ公文モ有之趣ニテ現ニ訓令ノ存セサルモノモ有之候故萬一令達不詮議ト相成候テハ不都合ノ儀ニ付御訓令ノ有無仰御指示度若シ何等ノ御訓令無之全ク署長限リノ取計ヒニ成立致シ居リシモノトスレハ本職ニ於テ此際返却取計ヒ度此段併セテ及稟議候條至急何分ノ御指揮相成度候也

明治三十年十月四日

警部 原 田 種 澄

警部長 宮内愛亮殿

(右ニ對スル警察部長ノ訓示左ノ如シ)

警發第一三一〇號 明治三十年十月廿一日

警察署長

從來國庫金取扱所ノ依頼ニヨリ其金庫ヲ警察署内ニ預リ置ク慣

例モ有之候處右ハ警察署内ニ預リ置ク筋ニ無之ニ付取扱所ニ對シ其旨申聞ケタル處數年ノ久敷警察署内ニ保護ヲ願置キタル義ニシテ差向キ置場等ニ困難ノ趣申出事情尤ニ相聞ヘ候依テ置場設迄猶市相與ヘ置候條用意整ヒ次第受取方可申出答ニ付其心得ヲ以テ返却方取計ハルヘシ

(警部長名)

### 第七款 服制の變遷

警部巡查の服制としては明治八年十月行政警察規則の改正に伴ひ同年太政官達第百九十四號を以て定められたるものにして其以前に於ては何等服装の一定したるものなく單に木札等を下付携帯せしめて其證としたるに過ぎざりしもの、如し(本縣に於ては巡查に木札を下付し居りたるは疑ふべからざる處なるも之に付ての記録なく從而其様式形容等の詳ならざるを遺憾とす)

尙帶劍の義は單に護身用として棍棒を携帯するに過ぎざりしが明治十年三月に至り内務省乙第三十一號を以て巡查にして警部之職務を行ふ者は其節に限り帶劍を差許されたるを巡查帶劍の始めとし爾來明治十五年十二月太政官達第六十三號に依り一般巡查に帶劍せしむることを得せしめ更に同月内務省乙第七十一號を以て右帶劍の様式を定められたり。

右に依り本縣は翌十六年一月廿七日本課第八號に依り「自今巡查制服着用の節帶劍せしむべし」として一般に之を使用せしめたりと雖も尙同年十二月十八日に至り本課第五十二號を以て自今夜警並祭典其他群集の場所へ出張し又は窃盜賭博犯差押等の節は署長の見込を以て帶劍の上長短棒の内を携帯せしめ或は單に長棒のみを携帯せしむべしとし又其翌十七年三月に至りては巡查にして帶劍の使用法を研究せず又は疎略の取扱を爲したる者は署長に於て一時帶劍を差止め代ふるに長棒を携帯しむべき旨の達を爲す等極めて慎重を持したり併して其間幾多の變改を経て明治四十一年二月勅令第七號に依り警察官及消防官服制(公布の日より施行)同勅令第八號巡查服制(同年六月一日より施行)の大改正を以て大體現在服装の基礎を爲し更に數度の小改正後昭和十年六月勅令第六十七號警察官消防官服制(昭和十一年四月一日より施行)及同月勅令第六十八號巡查服制(十一年四月一日より施行)の各一

部改正(主として肩章)に依り今日に及べるものなり此間服装制度の變遷に就て特種のもの二三を擧ぐれば、巡查佩劍は免職に依る場合の外給與品たりし事(明治二十年四月本縣警七七二號)。大正十一年交通巡查にヘルメット帽使用を許したる事。大正十四年從來の「帶劍心得」を「武器使用規程」に改めたる事等であるが、最後に昭和十年の服装大改正に關し内務省當局の發表したる、服装改正の趣旨を物語る一文を本款の末尾に附し他は現存の文書或は實物寫眞等に依りこれを窺はんとす。

警部巡查服制掲揚規定

明治八年十月行政警察規則ノ改正ニ依り從來ノ警察掛官員又ハ掛官員ヲ總テ警部ニ又選卒ヲ巡查ニ改メ其制服及提灯ヲ左ノ如ク定メラル

明治八年太政官達

第百九十四號(明治八年十一月)府縣(東京府ヲ除ク)

警部巡查服制并提灯別冊ノ通相定候條禮服用用ノ節モ制服可相用此旨相達候事

但二府開港場ハ當分其舊制服ヲ着用致シ不苦候事

別冊 制服表并圖附提灯形服制表

一等警部	銀橫筋 幅二分三筋	銀幅二分三筋	銀幅三分三筋	銀一堅筋 幅三分一筋	鍍金樓形經七分 分紋定限ナシ	銀圓形萬筋彫 込經一寸五分	同	同	同
二等警部	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三等警部	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四等警部	同	同	同	同	同	同	同	同	同

五等警部	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六等警部	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一等巡查	黃橫筋 幅二分四筋	黃幅五分三筋	黃幅五分二筋	黃一堅筋 幅七分一筋	眞鍮形經七分 前七後六個	眞鍮圓形番號 數字打出シ經 一寸五分	同	同	同
二等巡查	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三等巡查	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四等巡查	同	同	同	同	同	同	同	同	同

其後

明治九年三月廿四日内務省乙第三十七號ヲ以テ左ノ通略服用不苦旨達アリタリ

衣	地質適宜	色紺或ハ黒	徽章制服ノ通	同	同	同	同	同	同
袴	地質同上	白色	無	章	同	同	同	同	同

警部巡查服色合之義伺

明治九年三月十四日

明治八年第百九十四號ヲ以警部巡查制服御定相成表中地適宜色紺ト有之就テハ夏服冬服共紺色相用ヒ候義ニ可有之哉又ハ夏服ハ白色相用ヒ候テモ不苦義ニ候哉此段相候條早々御指揮被下度候也(内務卿宛)

右指令(明治九年四月十一日)

書面警部ノ義ハ略服用可爲適宜巡查ニ限リ本年當省乙達第三十七號之通り可相心得事

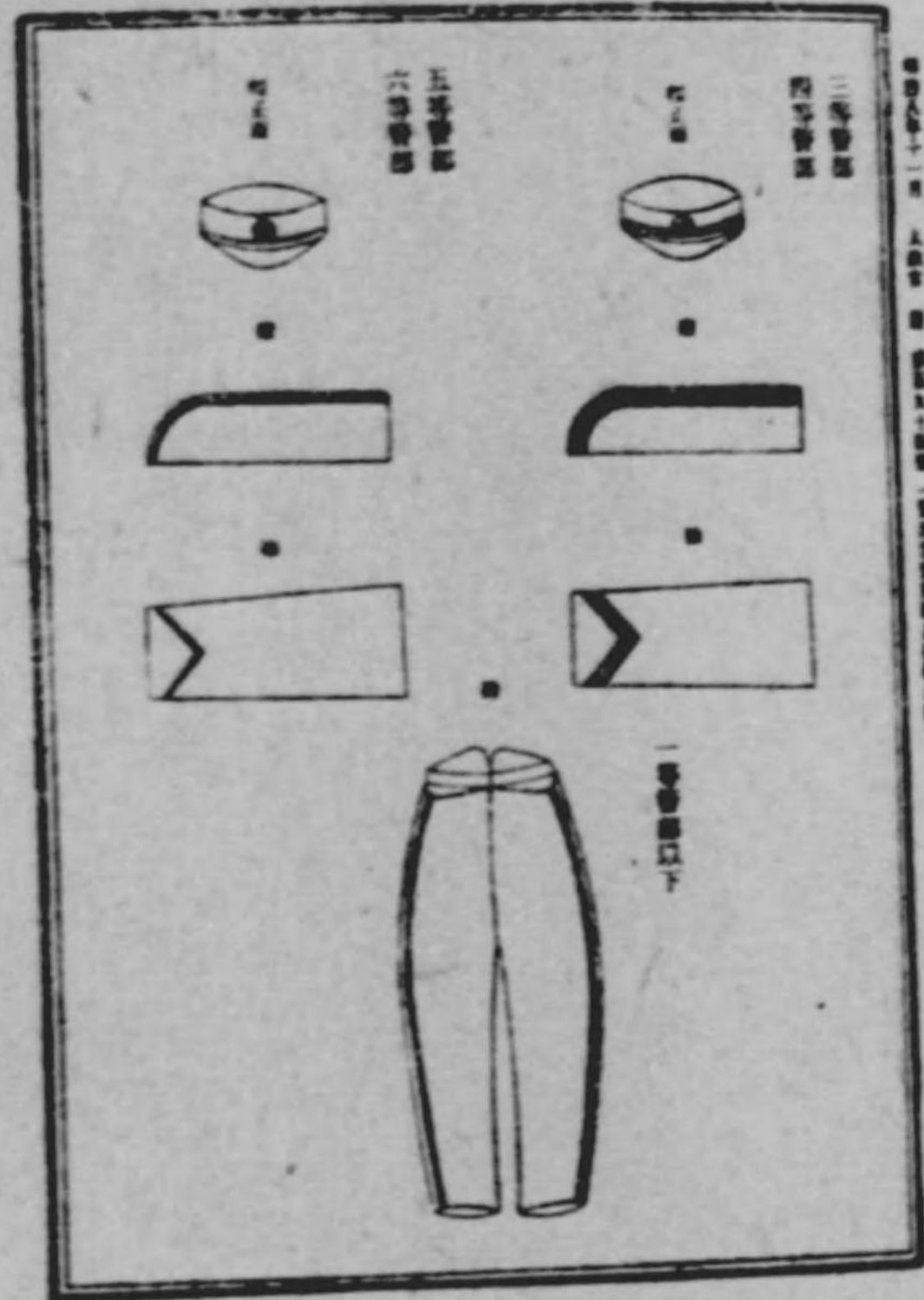
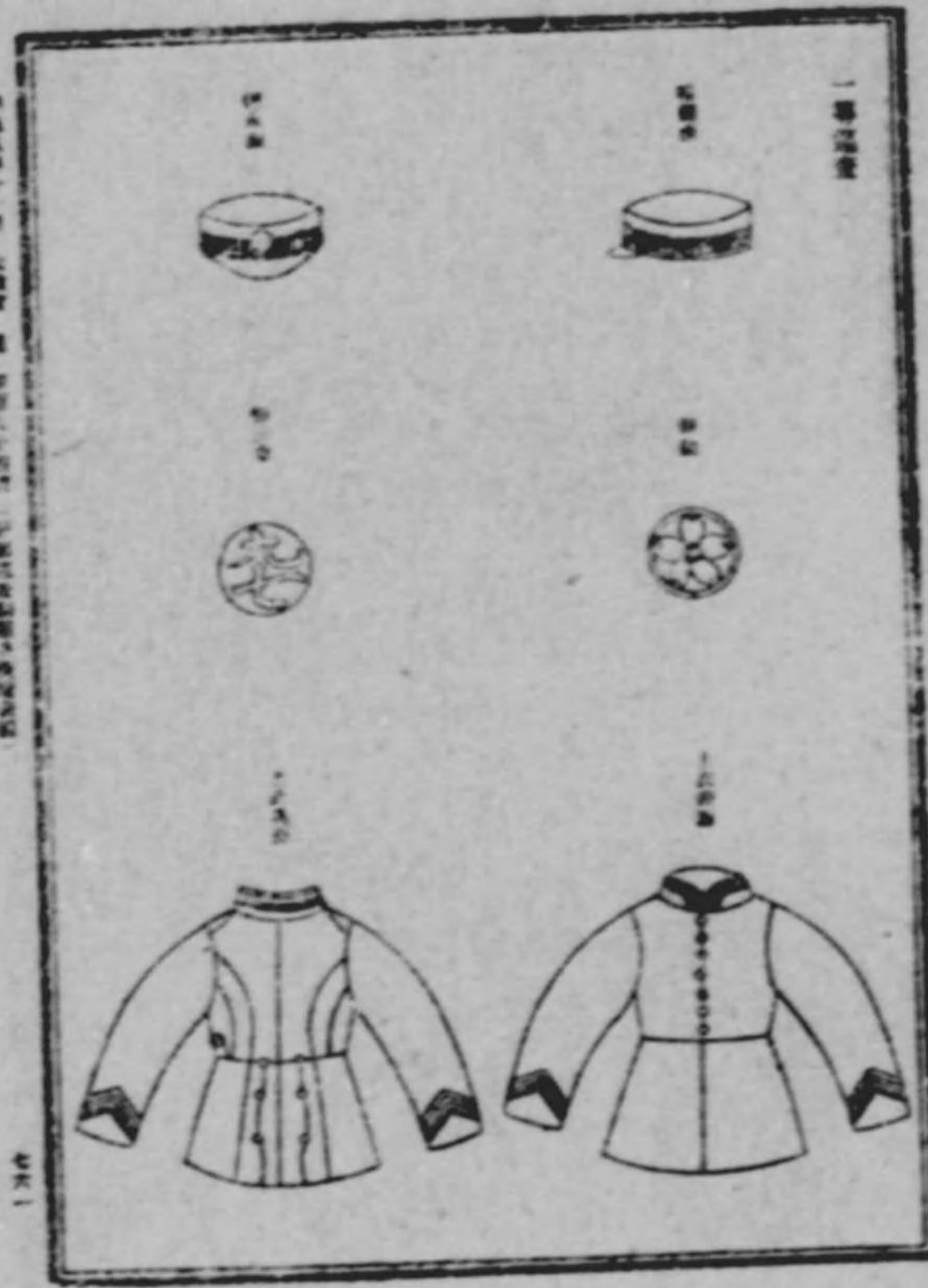
警部略服用ノ節冠帽帶劔ノ義伺

(明治九年六月六日)

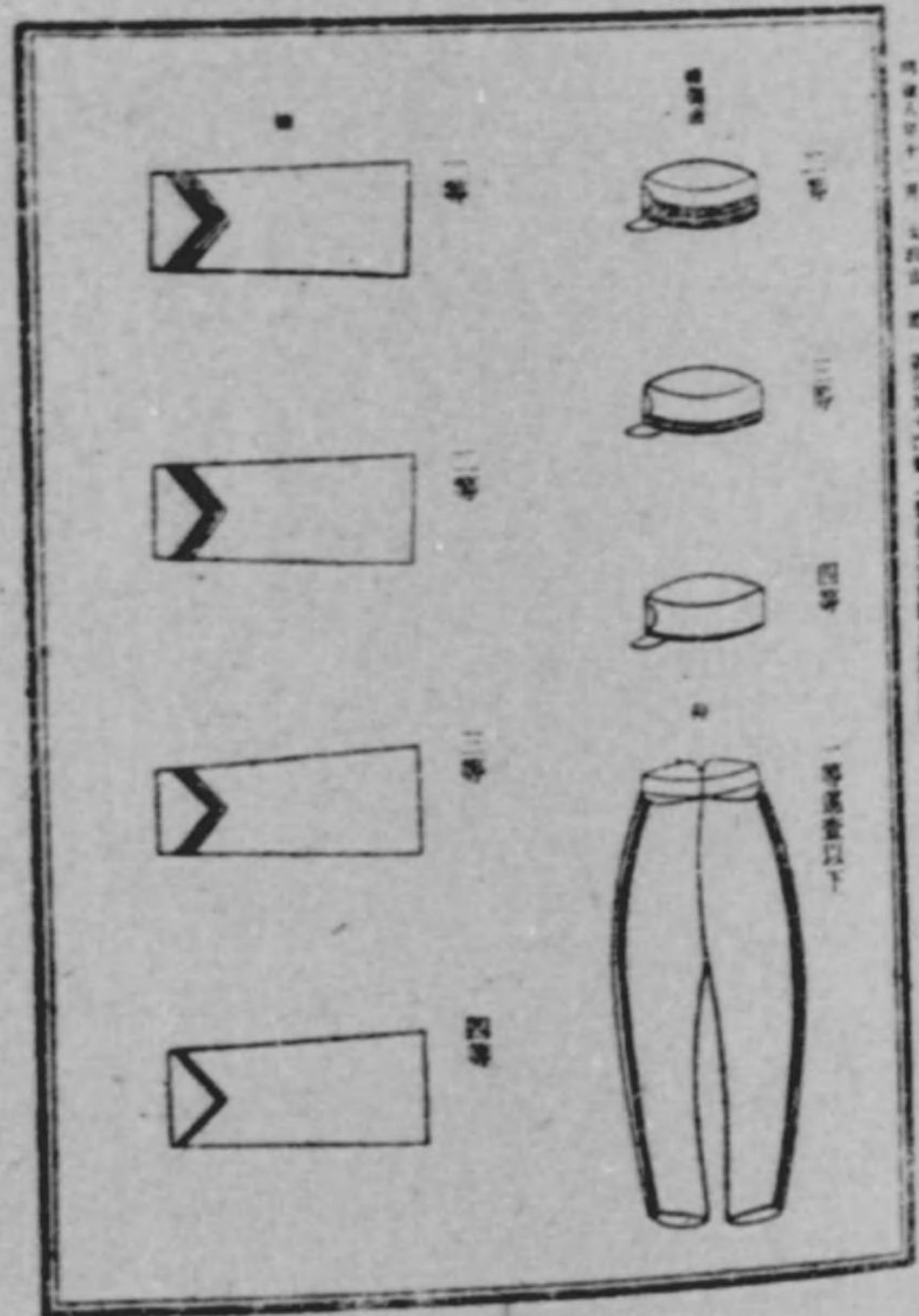
警部巡查制服色合之義ニ付本年三月十四日ヲ以テ相候處警部ノ義ハ略服用可爲適宜云々四月十一日附ヲ以テ御指令有之然ニ警部略服ノ製御達無之ニ付通常ノ筒袖着用爲致候(共失火其他巡視等ノ節徽章無之テハ不都合之義モ有之候ニ付通常筒袖ニ制帽ヲ冠リ劔ヲ帶ハセ候様致度此段相候條早々御指揮被下度候也(内務卿宛)

第二節 職制、定員及警察官の待遇

第二節 職制、定員及警察官の待遇



階級	官制	官名	官制	官名	官制	官名	官制	官名	官制	官名	官制	官名	官制	官名	官制	官名
一等	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
二等	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
三等	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
四等	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
五等	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
六等	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
七等	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
八等	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
九等	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
十等	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
十一等	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
十二等	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
十三等	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
十四等	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
十五等	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
十六等	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
十七等	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
十八等	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
十九等	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部
二十等	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部	警部

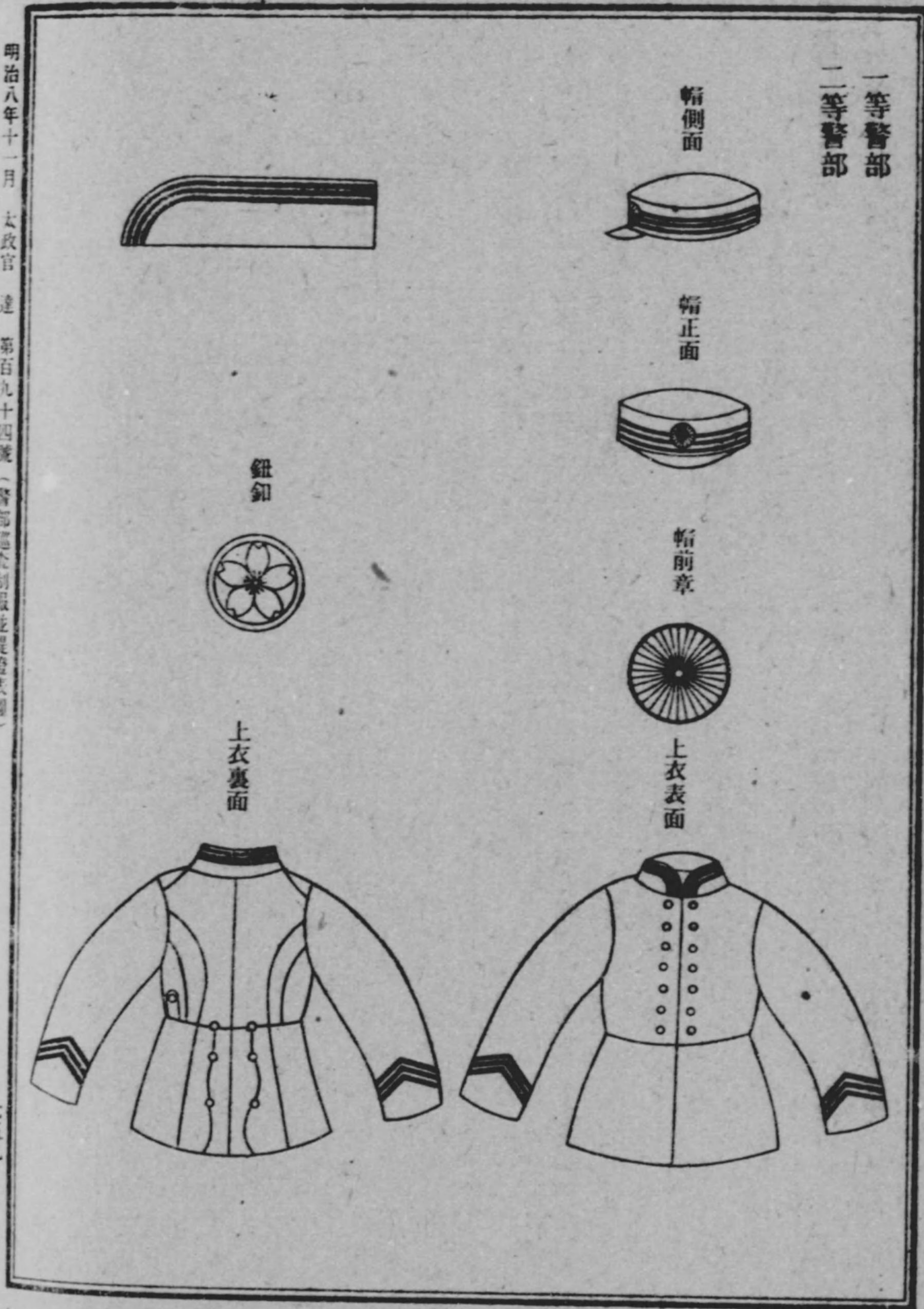


明治八年十一月 太政官 達 第九十四號 (警部制式制服並提燈式圖)

七五九

第二章 警察制度の變遷 (本縣)

一等警部  
二等警部



四四八

警部服装の變遷



明治廿三年七月十一日  
勅令第百廿三號改正(正装)



明治十年十二月廿八日  
太政官第百四號



明治廿三年七月十一日  
勅令第百廿三號改正(常装)



明治十三年十二月廿八日太政官  
達第六十五號 (十四年ヨリ實施)  
警部補服装

第二章 警察制度の變遷(本縣)

指 令 (明治九年八月七日)

書面略服帶鈕ノ義ハ難開届候ヘ共冠帽ノ義ハ不苦候事

逓査手傘提攜ノ義ニ付上申

(明治九年八月十二日)

逓査巡回ノ節手傘等提携致サセサルハ勿論ニ候ヘ共當縣ノ義ハ毎々上申ニモ及ヒ置候通土地曠漠ニシテ一屯所持區内概スルニ六七里ヲ降ラス其間山岳無人ノ地遠キハ四里強ニ至ル依テ驟雨時雨等ノ豫防ニ雨具ヲ提携セハ姿裝ヲ失シ提携セサルハ半途降雨ニ際シ時々困却シ且ハ不體裁ニモ有之候ノミナラス偶々人家在ニ地ニ達スルモ田間要借スヘキ雨具ナシ實ニ無餘義次第ニ付適宜ヲ以當分手傘相用サセ置申候何卒土地ノ景況御洞察此旨御開置被下度候(内務卿宛)

指 令 (明治九年九月五日)

書面之趣難開届候事

再 何

(明治九年九月廿六日)

逓査持區内遠地巡回ノ節手傘提携之義ニ付本年八月十二日附ヲ以テ及上申候處御開置難相成旨本月五日附ヲ以テ御指令之趣敬承仕候然ルニ最前及續陳候通降雨ノ度毎ニ制服濡穢候テハ勤務上支障不尠候條途中大雨難凌節ハ臨機手傘ヲ以テ相凌候義不若義候相心得可然哉此段奉候也

指 令 (明治九年十月三十日)

書面之趣ハ不相成遠地出務ノ節ハ必雨衣用意候様可爲致事

太政官達第三十三號 明治十年三月六日

警部制服徽章並逓査用小丸提灯大小區記載方別紙ノ通改正候  
但本文ノ外ハ總テ明治八年十一月第百九十四號通

巡査服裝の今昔



明治八年十一月改正太政官  
第九十四號 一等巡査



明治四年頃ヨリ同八年迄  
巡査(邏卒)の服裝



明治廿九年十一月五日勅令  
第三百六十八號巡査正裝  
(卅一年四月ヨリ實施)



明治十三年十二月廿八日  
太政官第六十五號 正 服  
(十四年夏服ヨリ實施)



明治十三年 二月三日  
太政官第九號一等巡査



第二章 警察制度の變遷（本縣）

官等	帽章	襟章	袖章	袴章
一 警部	銀橫筋 幅二分一筋	銀橫筋 幅三分一筋	銀橫筋 幅三分四筋	銀豎筋 幅三分一本筋
二 警部	同	同	同	同
三 警部	同	同	同	同
四 警部	同	同	同	同
五 警部	同	同	同	同
六 警部	同	同	同	同
七 警部	同	同	同	同
八 警部	同	同	同	同
九 警部	同	同	同	同
十 警部	同	同	同	同

逓査提燈之儀伺（明治十年三月十五日 丁第三十二號）

太政官本年第三十三號ヲ以警部制服徽章並逓査用小丸提燈大小區記載方改正御達有之逓査用小丸提燈圖面ノ朱線對線有之明治八年  
 第九十四號御達之圖面ノ逐線ト相違之廉有之候へ共御達本文大小區記載方云々ト有之ヲ以テ見レハ朱線ノ位置等ハ明治八年第百  
 九十四號御達ノ通ニテ只大小區ヲ警察署分署ニ改メ可然義ト被存候へ共自然對線ニ御改正ニモ候ハハ別紙圖面之通施線可然載爲念  
 此段候相候也（內務卿宛）  
 追テ對線ニ御改正別紙圖面ノ如ク線ヲ施ストキ  
 ハ赤黒線ノ寸法ハ何歩ト相心得可申哉此段添テ  
 相候也

右指 令（明治十年四月九日）

何之趣ハ本年太政官第三十三條達雛形之通改正  
 可致事  
 但追書趣ハ八年太政官第九十四號達之通可  
 相心得事

逓 査 用 小 丸



以テ渡シ來リ候處何分暴雨ノ節ハ濕潤透通シ實際其差交候儀モ  
 有之ニ付向後右一個丈ケハ警視逓査ノ桐油雨覆ニ模製シ徽章ハ  
 同ク黃色ノ換與可然哉  
 横筋ヲ施ス換與可然哉  
 指 令（明治十一年四月十六日）  
 同ノ通換與苦シカラス  
 乙第三十七號 明治十一年四月廿四日 內務卿  
 明治九年三月當省乙第三十七號逓査夏服左之通改正候條此旨相  
 達候事  
 但從前之制ニ隨ヒ既ニ調製候分ヲ本年ニ限り其儘相用不苦候

內務省乙第三十一號 明治十年三月八日 內務卿  
 逓査ニシテ警部之職務ヲ行フモノハ其節ニ限り帶廻不苦候條此  
 旨相達候事  
 但劍并屬具共警察費ヲ以テ適宜調製シ各署へ備置入用之都度  
 相渡候様可致事  
 應達第三十二號 明治十一年三月十八日  
 警察官吏ノ徽章云々達

各人民ニ於テ武官或ハ警察官吏ノ徽章アル制服帽等ヲ其儘相用  
 ルモノ間々有之不都合候條右徽章ノ分ハ悉皆取除候上着候様  
 至急告諭可致此旨相達候事  
 但容易ニ難取除分ニ限り適宜塗抹シ相用候ハ不苦候事  
 逓査帽雨覆換ノ件  
 （明治十一年三月二十日 大分縣伺）

最近逓査帽雨覆ノ儀ハ成規ノ通滿十二ヶ月間二個宛大羅紗地ヲ  
 太政官達第九號 明治十三年二月六日

明治八年十一月第九十四號逓査制服別紙ノ通改正ス 但以後新製ノ節ヨリ可改事

逓 査 制 服 表

帽章	帽前章	襟章	袖章	袴章	鈕釦	地質	色	
一等逓査	黃橫筋 幅二分四筋	眞鍮圓形 前筋彫込 徑一寸五分	黃橫筋 幅二分一筋	黃橫筋 幅五分一筋	黃豎筋 幅七分一筋	包	木綿小倉織	紺
二等逓査	同	同	同	同	同	同	同	同
三等逓査	同	同	同	同	同	同	同	同

第二節 職制、定員及警察官の待遇

第二章 警察制度の變遷(本縣)

四等巡查 同 一筋 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

太政官達第六十五號 明治十三年十二月二十八日

本年二月第九號達巡查制服ノ徽章ヲ除キ制帽徽章左ノ通改正ス 但明治十四年夏服ヨリ實施スヘシ

巡查制帽制服表

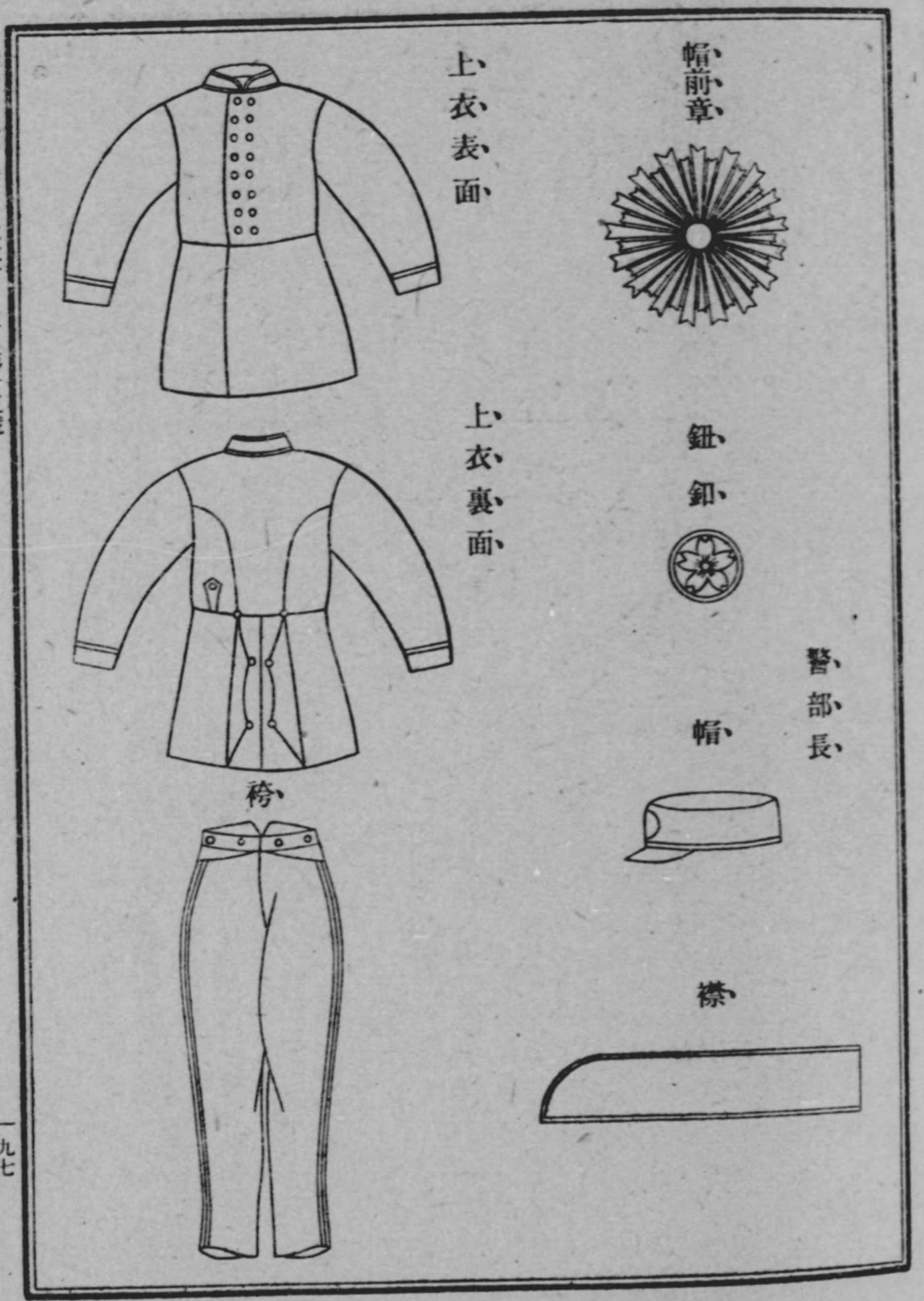
帽 同徽章 同徽章 同徽章 同徽章 同徽章  
 黄一筋 同徽章 同徽章 同徽章 同徽章  
 横三筋 同徽章 同徽章 同徽章 同徽章  
 分筋 同徽章 同徽章 同徽章 同徽章  
 條 同徽章 同徽章 同徽章 同徽章

太政官達第三十四號 明治十三年六月廿八日

明治八年十一月第九十四號同十年三月第三十三號達中警部制服夏季ニ限リ白地相用不苦候 但制服ヲ以テ禮服ニ換用之節ハ黒紺地ニ限リ候

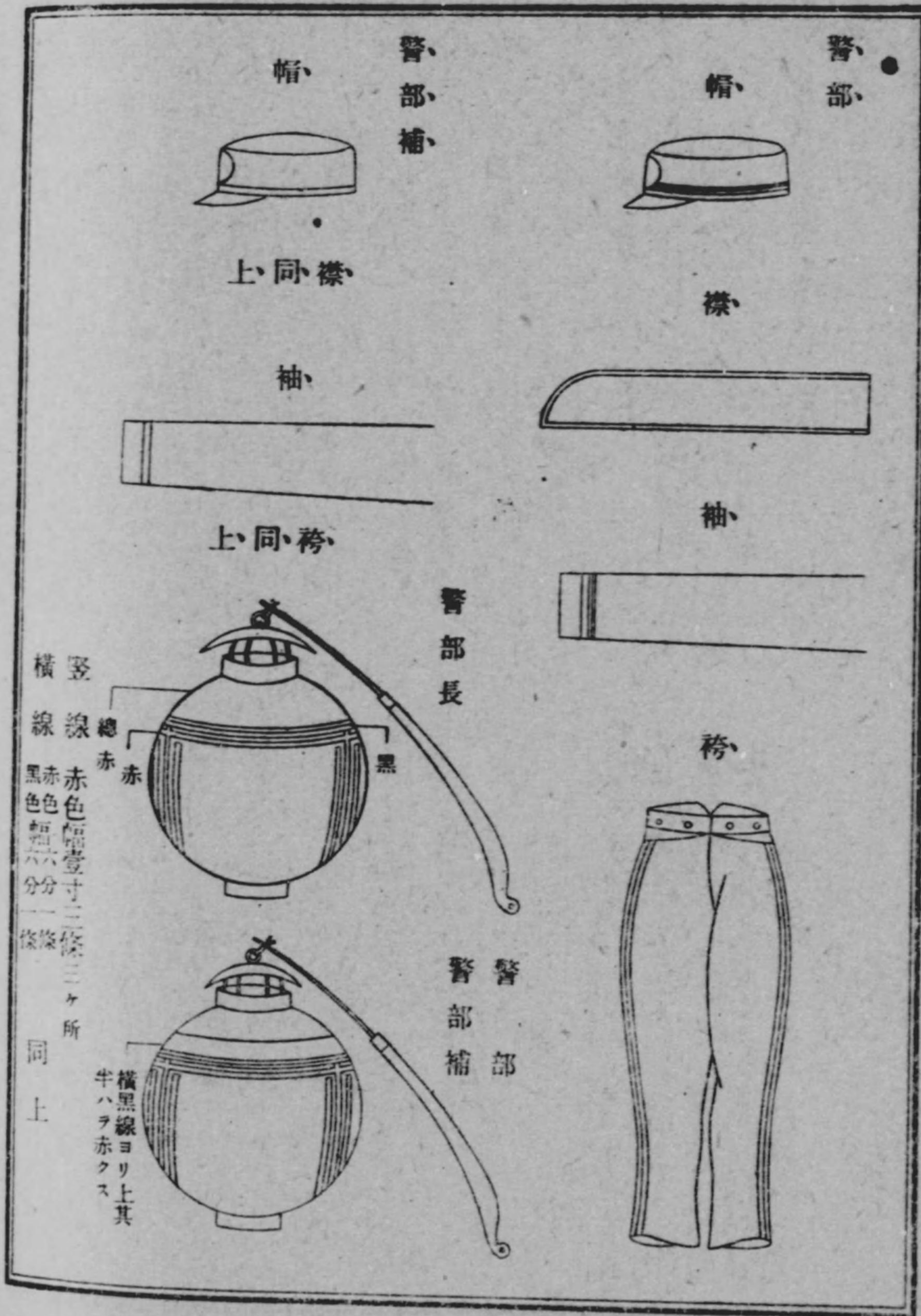
警部長以下正帽正服制式表 (表中寸法ハ都テ曲尺ヲ用フ) (明治二五、二、二二 太政官達一三號)

官等	帽	襟章	袖章	袴章	鈕釦	地色
警部長	前章 徑一寸五分 横線金幅五分一條	金幅五分一條	金幅五分一條	金幅五分一條	金機形、徑七分 分數定限ナシ	紺黑
警部	同 眞 鍍	銀幅五分一條	銀幅三分一條	銀幅四分一條	同	同
警部補	同 眞 鍍	銀幅四分一條	銀幅四分一條	銀幅四分一條	同	同



明治十五年二月 太政官 達 第十三號

第二節 職制、定員及警察官の待遇



凡例

- 一、正服ハ大禮服並通常禮服ニ適用スルモノトス
- 一、監臨檢視又ハ出火其他非常ノ場合ニ在テハ便宜正服ヲ着セスシテ正帽ヲ用フルヲ得

備考

- 一、帶劔ノ儀ハ従前ノ通
- 一、十七年太政官第十二號達ヲ以テ正帽正服制表圖式改正
- 一、二十二年勅令第百二十二號ヲ以テ警察官帶劔制定

警部長以下提燈徽章

(明治一五年二月 太政官達一六)

警部長以下正帽正服並提灯ノ儀別紙圖式ノ通制定候條此旨相達候事但帶劔ノ儀ハ従前ノ通適宜ノ制ヲ用ヒ不苦候事

(圖式略)

豎線赤色幅一寸三條三箇所  
横線赤色 幅六分一條同上  
黒色 幅六分一條同上

内務省乙第二十四號 明治十五年四月四日

警部長警部、警部補、平常執務ノ際紺又ハ黒地夏時ハ白ノ略服ヲ着シ帽ハ正帽ニ被覆シ換用スルヲ得ヘシ

但製式地質ハ適宜相定メ届出ヘシ

逓査被服保存期限表

(明治一五年六月一四日)

品目	個數	保存期限
夏服	二組	一ケ年

但本分ノ外従前ノ通

太政官達第六十三號 十五年十二月二日 廳府縣(東京府ヲ除ク)

第二節 職制、定員及警察官の待遇

自今逓査ニ帶劔セシムルコトヲ得ヘシ此旨相達候事

内務乙第七十一號 十五年十二月廿二日

警視廳府縣(東京府ヲ除ク)

今般第六十三號ヲ以テ逓査帶劔セシムル儀公達相成候ニ付テハ左ノ二項可心得此旨相達候事但調製費用ハ警察費ヲ以テ支辨ス

一、劔ハ日本刀ニシテ製作及ヒ革帶ハ圖ノ如シ但シ従前各署ニ備置ク洋刀ノ分モ當分取雜セ帶用シ苦シカラス

一、帶劔者ハ明治八年第二十九號公達行政警察規則第四章第十



第二章 警察制度の變遷(本縣)

五條ノ旨趣ニ基キ尙ホ一層慎重シ兇賊逮捕ノ際ト雖モ不得已  
場合ニ在サレハ拔劍スルヲ得ス

(圖ハ略ス)

本縣本課第八號 明治十六年一月廿七日 警察本署分署  
自今巡查制服着用ノ節帶劍セシムヘシ此旨相達候事

內務乙第三號 明治十七年一月廿一日 警視廳府縣(東京府)  
明治十五年當省乙第七十一號ヲ以テ巡查帶劍者不得止場合ニ非  
サレハ拔劍スルヲ得サル旨相達置候處尙ホ左ノ各條ノ通可相心  
得此旨更ニ相達候事但第一條ノ場合ニ非ラスシテ傷害スルニ於  
テハ假令過誤ニ出ルモ都テ法衙ノ處分ニ付スヘシ

巡查帶劍心得方

第一條 帶劍ハ左ノ場合ノ外拔劍スルヲ得ス

- 一、兇器ヲ持シ人ノ身體財產ニ對シ暴行ヲ爲シ拔劍スルニ非  
サレハ保護スルニ術ナキトキ
- 一、暴行人兇器ヲ持シ拔劍スルニ非サレハ防禦スルニ術ナキ

警部長以下正備制服表圖式

官等	前章 帽章	表寸法ハ都 テ曲尺ヲ用フ	表寸法ハ都 テ曲尺ヲ用フ
警部長	徑一寸五分 橫線金幅五分二條	鈕釦	地色
警部	同	袴章	紺黑
警部補	同	同	同
警部	同	同	同
警部補	同	同	同

トキ

- 一、犯罪人逮捕ノトキ又ハ逃囚追捕ニ際シ兇器ヲ持シテ抗拒  
シ拔劍スルニ非サレハ防禦スルニ術ナキトキ
- 第二條 前各項不得止場合ニ際シ拔劍スト雖モ兇人畏服ノ模様  
アルニ於テハ穩ニ取押フヘシ
- 第三條 不得止場合ニ際シ拔劍スト雖モ關係ナキ者ニ負傷セサ  
ル様深ク注意スヘシ
- 第四條 拔劍シタルトキハ兇人ヲ傷スルト否トニ拘ラス其景況  
ヲ速ニ所屬署長ニ具申スヘシ

外國人及本國兵士ニ對シ巡查拔劍ニ關スル件

(明治十七年一月 內務省訓令無號)

當省本年乙第三號ヲ以テ達シ及置候處外國人ニ對シテハ如何ナ  
ル場合ト雖モ拔劍不相成又兵卒暴行ヲ爲シ巡查紛紛ヲ生セシ場  
合ニ於テハ充分職務ヲ盡シ偏ニ忍耐ヲ本トシ穩ニ取扱候様可致  
前段ノ旨趣兼テ其向ヘ嚴諭候様可取扱此旨及內訓候也

(明治一七年一月廿六日)  
太政官達一二號

警部長	金幅五分一條	銀五分一條	同
警部	同	同	同
警部補	同	同	同

凡例

- 一、正服ハ大禮服並通常禮服ニ適用スルモノトス
- 一、監臨檢視又ハ出火其他非常ノ場合ニ在テハ便宜正帽ノミヲ  
用フルコトヲ得

(以下圖式ハ略之寫眞参照)

本課第二十號 明治十七年三月十七日

今般巡查一般ニ帶劍セシメ候處其使用法ヲ研究セス又ハ疎略ノ  
取扱ヲナシタル者アルトキハ署長ニ於テ一時帶劍ヲ差止ムルコ  
トヲ得ヘシ此旨相達候事

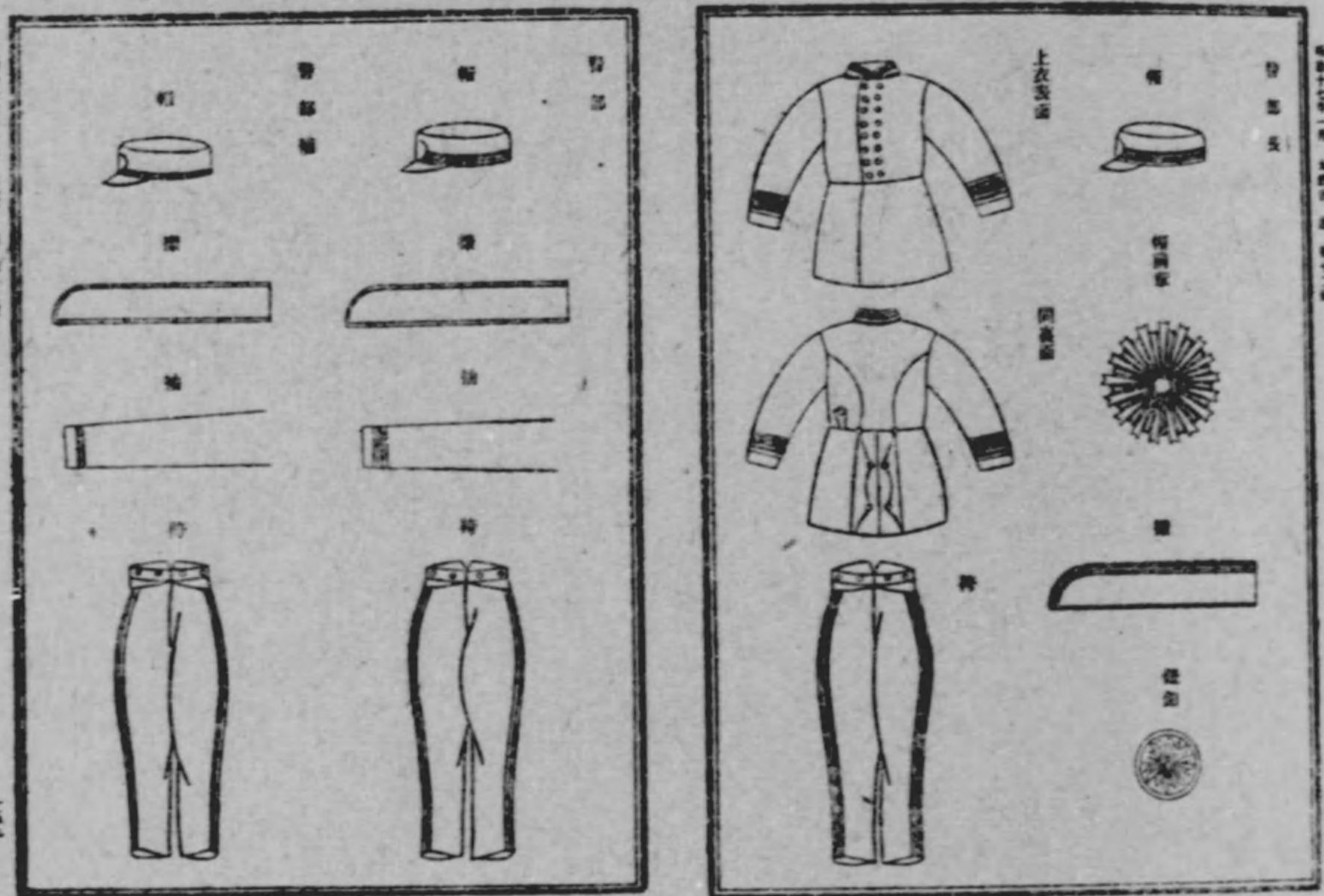
但此場合ニ於テハ長棒ヲ携帯セシムヘシ

(註) 本件ハ明治二十年一月十四日訓令文第六號ヲ以テ廢  
止サレタリ

巡查着服心得 (明治一七年五月一三日)  
本課三八號

- 第一條 執務ノ際ハ必ス制服制帽ヲ着用スヘシ  
但特別ノ命令アル場合ハ此限ニアラス
- 第二條 非直タリトモ職務上ニ付出署スルトキハ制服ヲ着用ス  
ル勿論ナリト雖モ規則講究及ヒ擊劍修業等ノトキハ袴ヲ用ヒ  
ルモ苦カラス
- 第三條 病氣ノ爲メ制服着用シ難キトキハ其旨申出署長ノ指揮  
ヲ受クヘシ
- 第四條 夏服冬服外套帽日覆着用ノ期限ハ左ノ如シ但時宜ニヨ  
リ期限ヲ伸縮スルコトアルヘシ
- 一、夏服 從六月一日至九月三十日
- 一、冬服 從十月一日至五月三十日

第二節 職制、定員及警察官の待遇



第二章 警察制度の變遷(本縣)

四六〇

- 一、外套 從十二月一日至三月三十日
- 二、日履 從七月一日至九月三十日
- 第五條 第四條ノ外々着用スルハ雨天ノ時ニ限ルヘシ
- 第六條 家屋并船室内ニ入りタルトキハ脱帽スヘシ  
但家屋内ニ於テハ外套ヲモ脱スヘシ
- 第七條 演說會其他臨ノ場所ニ於テハ着帽スヘシ
- 第八條 短靴ハ晴天長靴ハ雨天及ヒ道路泥濘ノトキニ用ユヘシ
- 第九條 劍ハ上衣ノ下帶革ヲナシ柄ヲ前方ニ向ケ佩用スヘシ
- 第十條 外套着用ノトキハ其上ニ帶劍スヘシ

- 但雨天ノ節ハ外套ノ内ニ帶ヒ柄ヲ外部ニ露ハスヘシ
  - 第十一條 劍ハ鍔ヲ生セサル様常ニ手入スヘシ
  - 第十二條 劍ハ點檢式ノ外中身ニ至ルマテ檢査スルコトアルヘシ
  - 第十三條 警棒ハ左手ニ持チ之ヲ脇挟ムヘシ
  - 第十四條 短棒ハ柄頭ヲ握リ左袖中ニ携フヘシ
  - 第十五條 服具ハ官給品ノ外私品ヲ混用スヘカラス
- (註) 本件ニ付テハ明治十四年二月本課第三十五號ヲ以テ規定シアリタルモノナルモ右本文ヲ缺ク

内務甲第三四號 明治十八年十月二十日

警部長、警部補略服ノ義ニ付明治十五年四月乙第二十四號達相廢シ更ニ製式左ノ通り定ム

但明治十九年十二月迄ハ従前ノ略服ヲ用ユルモ苦シカラス

略服表圖	略	略	略	略	略
警部長	金日章、徑一寸五分 橫線黑毛線二分一條	黑毛線	ナ	金日章	紺黒
警部	同	同	同	同	同
警部補	同	同	同	同	同
凡例	一、略服ハ總テ平常執務ノ際着用スルモノトス 二、通當禮服ニ換用スルヲ得	但練數總テ 帽章ニ同シ	ナ	但夏季ニ限白 地ヲ用フルモ 妨ナシ且袖章 モ同色トス	紺黒

(圖式略)

警部長、警部外套并帽雨日履表圖

外套 同 鈕 同地質

無徽章 金日章 紺黒絨

凡例 外套ハ文踵上五寸後裂ケ股上二寸ニ止ル但シ便宜黒色紺地引廻シ合羽ヲ以テ之ニ代用スルヲ得其丈ハ手ヲ垂下シテ手根ニ至ルヲ度トス

(圖式略)

(註) 本件ハ明治十九年六月本縣諸署八一四號ヲ以テ服地ヲ紺黒服質ヲ絨ト改メラレタリ

本課第六十三號 (明治十八年十月廿八日)

警部長警部警部補執務ノ際ハ自今必帶劍可致此旨相達候事

本縣第七二號 明治二十年四月十一日 各警察署長

巡查用サーベルノ義是迄署備付ニ有之候處右ハ自今當人へ給與ニ及ヒ候條免職ノ時ハ法ニ依リ返納セシムヘシ

服裝及帶細心得 (明治二〇年四月一五日) 縣訓令一八號

第一款 服裝

第一條 警察官吏ノ服裝ハ正當ノ職權ヲ有スルモノタルコトヲ明示スルノ標識ナレハ其職務ニ服スルトキハ必ス定規ノ服裝ヲ爲スヘシ

第二條 制服ハ悉ク鈕ヲ掛ケ帽ハ正面ニ載キ其緒ヲ頸ニ掛クヘシ

第三條 定規ノ服裝ヲ爲シタルトキハ腹巻腰帶等ヲ顯ハシ又ハ

帽雨日履 同地質

無徽章 雨覆紺黒絨 日履適宜白地

腰部ニ物品ヲ下ケ若クハ手傘杖等ヲ携ヘ容儀ヲ亂ルノ體裝ヲ爲スヘカラス

第四條 定規ノ服裝ヲ爲シタルトキハ色換リ又ハ異様ノ眼鏡呼吸器標卷上帶等用ユヘカラス

第五條 定規ノ服裝ヲ爲シタルトキハ必ス白色ノ襟ヲ着ケ靴ハ黒色ニシテ常ニ光澤ヲ帶ハシムヘシ

第六條 定規ノ服裝ヲ爲シ草鞋ヲ穿ツトキハ必ス紺色ノ足袋脚半ヲ用ユヘシ

第七條 晴天ニ長靴ヲ用ヒ雨天ニ短靴ヲ用ヒ又ハ袴ノ裾ヲ折リ裏ヲ露ハスヘカラス

第八條 巡查ハ非番タリトモ定規ノ服裝ヲ爲シタルトキハ必ス捕繩呼子笛手帖名刺ヲ携帯スヘシ

第九條 私用ノ節制制服帽ヲ着用シタルトキハ帶劍セサルモ妨

四六一

第二節 職制、定員及警察官の待遇

ナシ

- 第十條 前條ノ場合ニ於テ帶劍セサルトキハ杖及手傘ヲ用ユルヲ得
- 第十一條 外套ヲ着スルトキハ降雪霰ノ外晝間ハ必ス襟ヲ折ルヘシ但夜間及村落巡回ノ時ハ此限ニアラス
- 第十二條 外套ハ冬服着用期限防寒ノ爲メ着用スルヲ得但シ室内ニ於テハ着用スルヲ得ス
- 第十三條 外套ヲ携帶スルトキハ之ヲ細長ク卷束シ兩端ヲ締メ左肩ヨリ右腋下ニ斜擔スヘシ
- 第十四條 夏服ハ例年六月一日ヨリ冬服ハ十月一日ヲ着用ノ期限トシ日覆ヲ用フルハ夏服着用ノ期限内トス
- 第十五條 凡テ被服及ヒ職具品ハ勉メテ清潔ニ保存スヘシ

第二款 帶劍

- 第十六條 帶劍ハ護身ニ供シ濫リニ之ヲ弄シ人ヲ威嚇スヘカラス假令兇賊逮捕ノ際ト雖モ亦宜ク戒慎ヲ加フヘシ
- 第十七條 左ノ場合ニ於テハ已ムヲ得ス拔劔スルヲ得但シ兇人畏ノ模様アルトキハ穩カニ取押ヘ決シテ其勢ニ乘シ負傷セシムル等ノコトアルヘカラス(以下三項アルモ現在規定ト大差ナキニ付キ省略)
- 第十八條 已ムヲ得サルニ出テ拔劔シタル場合ト雖モ誤テ傍人ニ負傷セシメサル様注意スヘシ
- 第十九條 囚人護送罪逮捕等ノトキ不意ニ奪劔セラレル等ノ不覺アルヘカラス
- 第二十條 拔劔シタルトキハ何レノ場合ヲ問ハス其情況ヲ速ニ

上官ニ申報スヘシ

- 第二十一條 職務上制服ヲ着用シタルトキハ必ス帶劍スルモノトス但室内ニ於テ事務ニ從事スルトキハ此限ニアラス
- 第二十二條 帶劍ノトキハ革帶ハ上衣ノ下ニ締メ柄ヲ前面ニ出シ歩行スルトキハ左手ニテ其柄ヲ握ルモノトス
- 第二十三條 巡查外套ヲ着スルトキハ其上ニ帶劍スヘシ但降雨ノ節ハ其下ニ帶ヒ柄頭ヲ外部ニ顯ハスヘシ
- 第二十四條 劍及革帶ハ丁寧ニ保存シ金屬ノ部分ハ錆ヲ生セシムヘカラス

警至第九八號 明治二十一年七月十日

從今巡查佩劍ハ左之手續ニヨリ取扱フヘシ

但明治二十年警第七七二號達ハ廢止ス

- 一、巡查ノ佩劍及付屬品ハ各署備付品トス
- 一、各署定員ノ外豫備トシテ巡查十五人ニ付一本ヲ増端數五人以上ハ一本ヲ加フルヲ得ル
- 一、赴任ノ節ハ任地ニ於テ受取り轉署或ハ解職ノ時ハ其署ニ納スルモノトス
- 一、鎗ノ裏面裏面ニ付シカニ番號ヲ付スヘシ
- 一、新調品ニシテ何署ノ備付ト定メサル分ハ番號ヲ付セサルモノトス
- 一、各署ニテ修繕ヲ爲カタキ破損品アルトキハ其事由ヲ具ヒ交換ヲ請求スルコトヲ得ル
- 一、主計課ニ於テハ署別ニナシタル補助簿ヲ製シ各署ノ現在數及番號ヲ記載シ増減アル時ハ加除ヲ爲スヘシ

一、主計課ヨリ交換品送付ノ際ハ其過ルヘキ署ノ欠號ヲ付シ補助簿ノ末ニ年月日番號及署名製造人ノ氏名トモ記載スヘシ  
 一、各署備品原簿ニ豫備品ハ番號ヲ記入シ各員渡シノ分ハ補助簿ニ官姓名及番號ヲ記載シ名下ニ受取印ヲナサシム

署名	定員	豫備	備付之數	番號
本部	五	一	六	自三三三
教習所	〇	三〇	三〇	自三三三
大分	四八	三	五一	自三三三
鶴崎	一六	一	一七	自三三三
速見	二〇	二	二二	自三三三
別府	一七	一	一八	自三三三
H出	一〇	一	一一	自三三三
東國東	二五	二	二七	自三三三
西國東	二三	二	二五	自三三三
下毛	四一	三	四四	自三三三
宇佐	二五	二	二七	自三三三
長洲	一一	一	一二	自三三三
北海郡	三〇	二	三二	自三三三
關	一一	一	一二	自三三三

第二節 職制、定員及警察官の待遇

南海郡	直入	久住	大野	犬飼	H田	玖珠	小計
三三	二〇	八	三〇	九	二八	一九	四三〇
二	二	一	二	一	二	一	六三
三五	二二	九	三二	一〇	三〇	二〇	四九三
自三三三	自三三三	自三三三	自三三三	自三三三	自三三三	自三三三	自三三三

警察官及消防官服制

明治八年十月以降ニ於テモ部分的ニハ幾多ノ改正ヲ行ヒタルカ  
 明治二十三年七月ニ至リ左ノ如ク大改正ヲ斷行セラレタ  
 警察官及消防官服制左ノ通改正ス(明治二十三年七月)  
 但明治二十三年十二月迄ハ從前ノ服ヲ着用スルコトヲ得

名稱	正帽	正衣	正袴	正靴	正帶
常衣	乙種外套	肩章	夏袴	夏衣	節帶
常衣	甲種外套	日覆	夏袴	夏衣	節帶
常衣	乙種外套	肩章	夏袴	夏衣	節帶

(以下略)

警察官及消防官服制規則(明治二十三年七月廿九日)  
 改正沿革 大正四年第一〇號、六年第六號、十二年第一三號、  
 十三年第一四號、十四年第二號、十五年第一二號、昭和六年

第二章 警察制度の變遷 (本縣)

第一〇號、十年第九號

(本文略)

附則 (昭和十二年內務省訓令第九號)

本令ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス昭和十年勅令第六十七號附則第二項及明治四十三年勅令第二十一號ノ規定ニ依リ當分ノ内サージ夏服ヲ給與セサル場合ニ於テハ警部補ハ第十一條ノ規程ニ拘ラス夏期夏衣ヲ着用スルコトヲ得

明治四十二年內務省訓令第七號ハ之ヲ廢止ス

警主第七二六號

逓査佩劔及附屬品貸與取手續 (明治二六、五、二四)

警主七二六號

- 一、逓査ノ佩劔及附屬品ハ各自ハ貸與スル者トス
- 一、貸與品ノ保存期限ハ無期限タリト雖モサーベルハ七ヶ年サシチヨロ腕貫ハ三ヶ年以上保存スヘキモノト假定ス
- 一、貸與中ハサーベル錆ヲ生セサル様手入ヲ爲スヘシ
- 一、假ニ定ムル保存期限經過ト雖モ自然小破ヲ生シ修理ヲ要スルトキハ所屬署長ノ檢査ヲ經テ其署ニ於テ修理スヘシ但大破ノ修理ニテ各署ニ於テ爲シカタク場合又ハ交換ヲ要スルトキハ署長證明書ヲ添付シ警察部ヘ申稟スヘシ
- 一、故意若クハ怠惰ニ修リ修理ヲ要スル費用ハ相當料金ヲ辨償セシムヘシ
- 一、水火盜難又ハ其他ノ事故ニ依リ亡失毀損シタル場合ニ於テハ其保管上避ケ得ヘカラサル事實ヲ具シ署長ノ證明書ヲ添付請求スヘシ
- 一、罷免又ハ他ノ官吏ヘ轉セシトキハ右貸與品ハ當時ノ署長ヘ

逓査制服左ノ通改正ス

本令ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス但シ本令施行ノ際既ニ給與シタル現品ハ其保存期限中ニテ使用セシムルコトヲ得

(逓査制服制例略)

逓査服裝規則 (明治二十九年十一月二十六日)

內務省訓令第十一號

- 改正 明治三十四年第一九號、四十二年第二號、大正四年第一號、十二年第一四號、十三年第一五號、十五年第一三號、昭和元年第一號、六年一一號、昭和十年第十號

(本文略)

附則 (昭和一〇年內務省訓令第一〇號)

本令ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十年勅令第六十八號附則第二項ノ規定ニ依リ當分ノ内サージ夏衣ヲ給與セサル場合ニ於テハ第五條ノ規定ニ拘ラス夏期常裝ニ限リ白布夏衣ヲ着用スルコトヲ得

明治三十三年內務省訓令第十八號ハ之ヲ廢止ス

逓査冬衣夏袴着用ノ件 (明治三二年六月)

內務省訓令一八號

逓査ノ服裝ハ寒暑ノ度著シク相違セル地ヲ除キ一定ノ期間整一ニ冬衣夏袴ヲ用ヒシムルコトヲ得

明治三十三年一月十一日發警第四號

(警務課長ヨリ各署長宛ノモノ)

警察官吏ノ但用スヘキ靴ハ總テ黑色革製ニ限ル等ニ有之候處近來縞又ハ變色ナルゾク若クハ護謨製(黑色ナル護謨ヲ繼着シルモノニシテ外面上現ハレサルモノノ如キハ格別トス)ノモノヲ使用スル尙往々有之哉ノ趣相聞ヘ候處右ノ規定ニ反スル義

第二節 職制、定員及警察官の待遇

返納スヘシ

- 一、右返納ヲ受ケタル警察署ニ於テハ明治二十二年九月警主第一五二〇號被服返納手續ニ依ヒ五日以内ニ警務課ヘ回付スヘシ
- 一、警務課ニ於テハ貸與品臺帳ヲ製シ在來ノ分ハ其保存ノ年月日ヲ査定シ爾來新調ノ分ハ其年月分製造人ノ氏名番號トモ登錄スヘシ警務課ニ於テハ各自貸與ノ年月日番號ヲ記シタル人名簿ヲ調製シ増減アルトキハ加除ス
- 一、各署長ヨリ右貸與品交換及修理ノ請求アルトキハ警務課ニ於テ相當手續ヲ爲シ處分スヘシ

逓査部長外套劔及サンチヨロノ之義ニ付何定

明治二十七年四月二六日訓令官第八〇號

自今逓査部長外套ハ眞鍮日章劔ヲ附着シ尙刀帶ノ鈞革寸法左ノ通定ム

- 第一鈞革 幅六分五厘 長八寸
- 第二鈞革 幅六分五厘 長二尺二寸

註 外套に金釦を用ゆるは肩掛を爲す場合釦が隠れ逓査と見分けつかざる爲これを金色にしたるもの(香川縣の何に做ふ)

鈞革の長きを用ゆるは既に騎馬提灯を許されたる關係上乘馬の場合に適せしむる爲なり(高知縣何に做ふ)

逓査制服改正

明治二十九年十一月逓査ノ制服ヲ改正シタリ即左ノ如シ勅令第三百六十八號(明治二十九年十一月五日)

ニシテ不都合ト認メ候條此際自然違犯製ヲ使用致居ル者有之候ハハ可成速ニ改良セシメ尙後右等ノモノヲ新調セシメサルコトニ御注意相成度依命此段及通牒候也

逓査ノ冬衣夏袴ニ澁紺小倉織使用ノ件

內務省訓令第二號(東京府ヲ除ク) 明治三十八年二月

逓査ノ冬衣冬袴ハ當分ノ内澁紺小倉織ヲ使用スヘシ小倉織冬衣冬袴ノ給與員數、及使用期限ハ二組十二箇月間トス但シ給與員數ヲ増減シ又ハ使用期限ヲ伸縮スルノ必要アルトキハ事情ヲ具シ本大臣ノ認可ヲ受クヘシ

(註) 本制度ハ日露戰役ニ當リ時局柄絨衣ノ確保ヲ期センガ爲ノモノナリシナラン

逓査冬服ニ絨ヲ用ヒ差支ナキ件

(電報) 逓査冬服ハ經濟上ノ都合ニ依リ絨ヲ用ヒ支ナキ旨本日訓令セラル(三八、一〇、二三警保局長)

訓令第八一六號(明治三十八年十月廿三日)

逓査ノ冬衣冬袴ハ經濟上ノ狀況ニヨリ明治三十八年內務省訓令第二號ニ依ラサンコトヲ得

勅令第六十七號 昭和十年六月二十一日

警察官及消防官制服改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

警察官消防官制服

警察官及消防官制服別表ノ通定ム

附則

本令ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス從前ノ規定ニ依ル制服ハ當分ノ内仍之ヲ用フルコトヲ得

第二章 警察制度の變遷（本縣）

従前ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル短刀ノ佩用及拳銃ノ帶用并ニ主務大臣ノ認可ヲ受ケテ定メタル防塞具、特種ノ制帽及防火具ニ付テハ本令ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

（別表省略）

逓査服制（昭和十年六月二十一日）  
（勅令第百六十八號）

附 則

本令ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
従前ノ規定ニ依ル制服ハ當分ノ内仍之ヲ用フルコトヲ得  
従前ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル短刀ノ佩用及銃又ハ拳銃ノ帶用并ニ主務大臣ノ認可ヲ受ケテ定メタル防塞具、特種ノ制帽又ハ外套及腕章ニ付テハ本令ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト見做ス

（別表省略）

逓査第一三三三號 昭和十四年七月十五日

警察官吏ノ服装ニ關スル件

警察官吏ノ制服ノ際用フル手套ハ時局柄物資ヲ節約シ國策ニ順應スル必要ト職務執行ニ不便ナル場合ナシトセサルヲ以テ本省トモ照復ノ上來ル七月十五日ヨリ當分ノ間左記ノ場合ニ於テ手套ヲ着用セザルコトニ相定メ候條此段及依命通牒候也

- 一、平常勤務ノ場合
- 二、巡視、巡閱ノ場合
- 三、點檢、操練ノ場合

（前略）之等服制に就ては其の後多少の變遷を経て明治四十一年に及んで更に大改正を加へられたのである。是れ即ち現行の服制であつて、従來の正衣常衣の別を廢して大に經費を節減し又は陸軍將校に誤認せらるる點を避け、更に上衣の胸章及帽及袴の白絨線を廢して、眞に警察官吏に適應せるものを選び、以つて其職務執行に便ならしむることに努めたのである。而して此際の大改正に於て特に記念すべきことは櫻花を以て日章を抱擁せる制帽の制定である。之れ即ち、朝日に匂ふ山櫻花の古歌に因るものであつて、警察官吏は居常身を持すること極めて謹嚴に、また其職務執行に當りては、不撓不屈の大和魂を發揮

警察官吏及消防官吏の服制改正に當りて

（昭和十年八月警察協會雜誌）

内務省警務課長 中野與吉郎

して毅然たる態度を以て、事に當るの寓意に出でたるものであると聞く、近時朝野に警察の革新の叫ばれ、警察精神昂揚の機運に際會して、洵に意味深遠なるものあると思はしめることである。

服制改正の趣旨

今回改正の理由とする所は現行服制は叙上の如く幾多の變遷を経て、數次の大改正を加へられた、結果のものではあるが其後更に歲月は流れて時勢の趨向に鑑みるに相當の缺陷あることが明になつた。即ち外部に對する權力行使を以て其職責とする警察官吏としての威容を整ふるの必要上、或は繁劇なる職務を執行する必要上、或は嚴格なる規律統制の下に敏速なる行動をなす場合、其階級の表示を明確ならしむるの必要上、相當の備の點が尠くないのであつて且又從來警察官吏の待遇改善意見としても屢之れが改正を提唱せられたのである、即ち其改正を要すべき主要な點を揚ぐれば（一）白服は職務の性質上汚れ易きことは免れ難く爲に相當多額の洗濯費を要し且兎角職務の執行に際しても不便な場合が少くない。（二）警部補以下の正肩章は職務柄適切でないとの非難が多い。（三）逓査の制帽前章及刀はあまり粗末に過ぎる。（四）警部補以上の甲種外套の袖章は階級の表示が明かでない。（五）逓査の夏服及外套袖章は時に不測の傷害を及ぼすことがある。（六）服装規則は其の制定

第八款 定 員

第二節 職制、定員及警察官の待遇

古く爲に實狀に即してゐない點がある。（七）現在六大都市に於ける判任官待遇の消防手に對しては統一したる服制なき爲めに服装が區々に亘り且職務上適切でないものがある等の諸點である。就ては之等不備なる點を補正すると共に服装に關する規定を整備するの必要に基いたものである。之れが改正に依つて更に一般警察官吏をして常に清新にして緊張せる氣分を以つて職務に當らしめ以て一層警察事務の實績を擧ぐることを庶幾するものであつて併て待遇改善の一端を實現せんとするものにならぬ。更に又改正に就ては廳府縣財政の實狀に鑑み相當考慮を加ふると共に之が調製に要する準備期間をも存置せしむる爲に來年四月一日より實施のこととなつた、加之廳府縣の財政に對し俄に過重なる負擔を課する點を避け又改正に關する取扱の圓滑なる遂行を圖る爲め、従前の制服は當分の間着用することを得る旨の経過規定をも設けられたのである。然し肩章の改に付ては特に施行と同時に全國一齊に之を實施せらるゝ採依命通牒を以つて示された、尙其他のものに付ても地方財政の許す限りには速に之か改正の實現を圖りたいものである。更に従前の規定に依つて主務大臣の認可を受けた短刀佩用、銃及拳銃の帶用并主務大臣の認可を受けて定めた防塞具特殊の制帽及防火具又は腕章に付ては改正勅令に依つて認可を受けたものと看做す旨の規程が追加へられたのである。

明治五年以前に付ては的確なる記録の存在なきも同年三月五日付を以て大藏卿宛（當時は未だ内務省の獨立なく其事務は専ら大藏省の所管たり）「捕亡吏之儀に付願書提出」をなし「當管下の如きは（宇佐、下毛の兩郡編入前）土地峻嶮四方三十餘里に涉り殊に置縣の際憂慮尠なからざる」の故を以て（本願書は詳細を盡したるものにて其原文は廢藩置縣後の警察の部にあり参照）當分の處捕亡吏總計百人を置き度旨を懇請更に四月二日追願の上同年五月より九月迄を限り其一部を認められ三度六年一月に至り重て情願の結果同年二月十三日に至り漸く之を認められたる事例あり依是觀之五年度に於て始めて百名となりたるは明なる處なり。併して彼の明治十年の所謂西南戰爭の勃發するや頗る多數の警察官吏を要するに至り主として警視局（現在警保局の前身）より派遣せられたりしと雖も本縣亦臨時に多數の巡查を採用したりしが（其數明ならず）同年八月下旬頃より警視局巡查の漸次本縣引揚を開始するありて事變後縣内治安保持の必要上翌十一年一月に至り一時に大量増員を計畫し巡查二百名の募集を行ひ更に十三年に於て四月中三十五名七月に五十名と二回に亘りて計八十五名の増員を見たり。

其後は社會の進展人口の増殖等に伴ひ年々幾部宛の増員を殆ど恒例的に行ひ來りたるに過ぎざりしが（定員増加の實況に關しては本款記述の外後述第二章第六節警察費變遷の部にもあり参照）大正十五年に至り郡役所廢止の結果召集、徵發の所謂兵事々務の警察移管に依り之が事務主任として同時に警部補十二名の増員あり、更に昭和の新政に入り世界の情勢漸く複雑し來り國內事情亦之に伴ひ特高、外事、刑事等各警察力に一段の充實を必要とするに至り（註昭和七年に所謂五、一五事件。同十二年には所謂二、二六事件あり）昭和三年特高課の新設。同六年には銃砲火藥特別取締の爲専務巡查の配置。同十二年には石油規正事務、十三年には經濟警察事務及警防事務等々矢繼

早に各種警察事務の新規模擴張と其間昭和十二年支那事變勃發に依り現職警察官の應召漸次多數を算するに及びたる爲め之が補充の爲め同年度より臨時に巡查五十名の定員増加を行ふ等急速増加するに至り現在（十五年）警部補七〇、巡查七七四（内巡查部長一二七）の外前顯臨時定員五〇を合し八九四名を算し外に警察部長一警視七警部二八を合する時は専任警察官實に九三〇名に登り更に加ふるに其他警察事務に専従する技師四、屬一九、技手三二、雇三二警察書記五、其他二八計一一九を以てせば總數實に千〇四九名を算せり。以下現存の關係類を掲げ以て參考に資することとした。

判任官月給定額ノコト（明治九年一月三十一日 太政官達第九號）

判任官月給定額は迄舊草高ヲ以相定置候處右ハ相廢シ更ニ反別人口ニ基キ左ノ通相定候條本月ヨリ施行可致此旨相違候事

但從前定額外増員許可ノ分ハ悉皆廢止ノ儀ト可心得事

判任官月給割賦規則

反別四萬町 人口四拾萬人 人員六十六人ノ目安 但一人三拾圓ノ割 此金千九百八拾圓（下略）

警備第二號 明治十一年一月廿三日 權令名

今般當縣ニ於テ巡查二百名増員候ニ付志願ノ者ハ一昨九年一月相違置候召募規則ニ照準シ來ル二月十日迄最寄警察署へ可爲願出尤可成縣下ノモノニテ採用ノ積ニ付有志ノ者ヲ獎勵シ成丈多數願出候様可取計候且本人品行ノ儀ハ猶一層注意身元取組ノ上出願爲致候儀ト可相心得此段相違候事

（註）此の以前の本縣巡查の定員は二百名なり

警察本分署及交番所並人員表（明治三十三年一月三〇日 本第六九七號）

第二節 職制、定員及警察官の待遇

第二章 警察制度の變遷(本縣)

Table with columns for '本分署及交番所' (Main Office and Patrol Posts), '本署' (Main Office), '鶴崎交番所' (Karakasa Patrol Post), '野津原交番所' (Nozohara Patrol Post), '東長寶交番所' (Hachigo Patrol Post), '別府警察分署' (Beppu Police Sub-office), '川上交番所' (Kawa Patrol Post), '日出警察分署' (Hiyoshi Police Sub-office), '杵築交番所' (Kushiro Patrol Post), '立石交番所' (Tateishi Patrol Post), '鶴川警察分署' (Tsurukawa Police Sub-office), '中園交番所' (Nakazono Patrol Post), '岐部交番所' (Kibuchi Patrol Post), '姫島交番所' (Himejima Patrol Post), '高田警察分署' (Takada Police Sub-office), '香々地交番所' (Kakuchi Patrol Post), '石丸交番所' (Ishimaru Patrol Post), '四日市警察分署' (Yokkaichi Police Sub-office), '長洲交番所' (Nagashiro Patrol Post), '宇佐交番所' (Uzu Patrol Post), '佐田交番所' (Sadano Patrol Post), '中津警察分署' (Nakatsu Police Sub-office), '口ノ林交番所' (Kuchi-no-hara Patrol Post), '豆田警察分署' (Mamekita Police Sub-office). Rows list personnel counts (巡查人員, 雇同, 小使同) and various sub-offices (e.g., 西大山交番所, 栃野交番所, 森警察分署, 町田交番所, 竹田警察分署, 今市交番所, 久住交番所, 惠良原交番所, 市場警察分署, 田中交番所, 犬飼交番所, 野津市交番所, 千束交番所, 佐伯警察分署, 蒲江交番所, 浦代交番所, 下直見交番所, 白杵警察分署, 下青江交番所, 下ノ江交番所, 關警察分署). Includes a note about '本署' personnel: '本署 一 分署 四 五〇 交番所 五六一 各署長宛'.

警察署雇員左ノ通決定候條此段及連絡也

- 追テ分署ハ其署ヨリ連スヘシ
一、大分警察署 雇員三名 別府分署一名宛 日田分署一名宛 鶴川分署一名宛
一、杵築警察署 雇員三名
一、高田 右同 二名
一、中津 右同 五名 四日市分署一名宛 宇佐分署一名宛
一、豆田 右同 二名 森分署一名
一、竹田 右同 四名 市場分署一名
一、佐伯 右同 二名 蒲江分署一名
一、白杵 右同 二名 關分署一名

大分警察署外五署通配置定員 來ル十一月一日ヨリ左ノ通 相定候條此旨相連絡事 (明治一八、一〇、一四) (本課五一號)

警察配置一覽表

(明治二〇年六月八日 縣訓令二九號)

Table with columns: '署名' (Office Name), '派出所' (Sub-office), '警部補' (Police Sub-officer), '巡查' (Patrol), '雇' (Employment), '町村' (Town/Village), '人口數' (Population), '巡查一人ニ對スル人口' (Population per patrolman), '方反積別' (Area/Volume), '周圍廣裏' (Surrounding Area). Rows include '警察本部', '大分郡警察署' (野津原, 長寶, 鶴崎分署), '中戸次'.

第二節 職制、定員及警察官の待遇

市場警察署 佐伯警察署 白杵警察署 本縣警察部補定員 (明治一九、一〇、四) 官名 等 級 判任官 一 等 判任官 二 等 判任官 三 等 判任官 四 等 判任官 五 等 判任官 六 等 判任官 七 等 判任官 八 等 判任官 九 等 判任官 十 等 警部補 判任官 九 等 警部補 判任官 十 等 警部補 判任官 十 等 計

雇員 (明治一六、一七、一五) 各署長宛

第二章 警察制度の變遷(本縣)

速見郡警察署	立石	二〇	二	二九	三五、七六〇	一、五四七	二九、二四二	三五	六五
別府分署	川上	一七	一	一九	三〇、三七八	一、一八九	三二、四一		
日出分署	豐岡	一〇	一	九	二四、三七八	一、四六三	一〇、一四六		
東國東郡警察署	岐部、姫島、古市、中園	二六	二	七九	一一、二八九	一、九九五	一一、九九二	二六	六三
西國東郡警察署	香掛、松行、地	二三	二	五〇	二一、八七五	一、九九五	二〇、二二	一七	五三
下毛郡警察署	口ノ林、守實、土田、落合	三八	四	一五四	四六、五二二	二、〇二二	一〇、一四六	一七	五三
宇佐郡警察署	佐田	二六	二	一八三	四八、八七五	一、八七九	二四、五八五	二五	七三
長洲分署	岩崎	一一	一	三九	二〇、三八一	一、七〇七	二四、五八五	三〇	三七
北海郡警察署	下青江	二七	二	六四	六一、九一七	二、三八四	一五、一六七	四二	五二
關分署	市	一三	一	二一	六四、三七七	二、三九四	二二、二二		
南海郡警察署	下直見、浦江、浦代、浦住	三〇	二	八一	二五、五一一	一、九四七	一四、七〇四	六八	八九
直入郡警察署	久住	二九	四	六九	七五、六六三	二、五二二	一四、七〇四	二九	九三
大野郡警察署	田中、千束、徳田、砂田、今市	二九	二	一六	四一、〇〇七	一、四一四	二八、九八四	二九	〇六
犬飼分署	野津市	一〇	三	三七	五〇、九一二	一、八九六	六四、四三三	四六	一〇六
日田郡警察署	西大野山	二九	二	五二	一三、三五九	一、三〇九	二九、七五六	二八	八三

四七二

合 計 一六二 三七 二二 四三〇 五一、一八三 一四六、六六三 七六五、四七七 三二五、四七七 二二八、九〇三 六二

備考 一、本部警部警部補巡查ノ定員中ニハ巡查練習所係及特務巡查アリ  
 一、巡查一人ニ對スル人口統計(七六五、二九二)トナリ現在人口ヨリ一八五ヲ減スルハ端數ヲ切捨テタルカ故ナリ  
 一、反別方積周圍廣表ハ明治十四年ノ調ナリ  
 一、方積ハ地券面ニヨリ調査シタルモノナルヲ以テ山嶽河川等間々脱漏セシモノアリ今全管内ノ廣表ニヨリ算出シタルモノニヨレバ此方積ハ百四十三方里トナル  
 一、管内人口七十六萬五千四百七十七人ヲ巡查四百三十人ニ分割スルトキハ平均數千七百七十九人七步四厘トナル

警部定員表 (明治二十一年四月廿三日改定)

巡查部長配置並勤務方 (明治二三、四、二三 警一五七號定)

官名	等級	定員	月給額	警本部並警察署分署へ巡查部長ヲ置ク其人員左ノ如シ
警部	判任二等	二	八十圓	下毛郡警察署 二名
警部	判任三等	二	七十二圓	大分郡警察署 二名
警部	判任四等	二	六十四圓	大野郡警察署 二名
警部	判任五等	四	百十二圓	鶴崎分署 一名
警部	判任六等	二	百十八圓	別府分署 一名
警部	判任七等	六	百二十六圓	東國東郡警察署 一名
警部	判任八等	四	七十二圓	宇佐郡警察署 一名
警部	判任九等	八	百二十圓	北海郡警察署 一名
警部	判任十等	一五	百八十圓	南海郡警察署 一名
警部	判任十等	一五	百八十圓	久住分署 一名
計		四五	八百七十四圓	

第二節 職制、定員及警察官の待遇

四七三







第二章 警察制度の變遷(本縣)

四七八

警部補巡查定員

警部補	巡查部長	巡查	合計
市部	市部	市部	市部
郡部	郡部	郡部	郡部
配置	配置	配置	配置
一	一六	三	四〇
一	三	四〇	三三
一	四三	四七九	五二二
計	一七	四三	四七九
			五三九

- 一、市部巡查一名受持人口平均七百三十七人
- 一、郡部巡查一名受持人口平均千六百九十四人

(最近巡查増員ノ狀況)

明治三十九年度

- 五百十五名ニ改ム(三十八年十月訓令第七九三號)
- 三十九年度ヨリ向三ヶ年間に充足スヘシ(増員五十名)
- 十五名 三十九年度増員
- 十七名 四十年年度増員(四十年十二月訓令ヲ以テ充足未了ノ)
- 十八名 四十二年年度迄ニ充足スヘシ)
- 十名 四十一年年度増員
- 八名 四十二年年度増員

明治四十四年度

- 五百二十八名ニ改ム(四十三年十一月訓令第五五七號)
- 四十四年度ニ於テ充足スヘシ(増員十三名)
- 明治四十五年度
- 五百三十四名ニ改ム(四十四年十二月訓令第六一四號)
- 四十五年度ニ於テ充足スヘシ(増員六名)

訓令第八九二號 大正三年四月十八日

警察官吏配置表中左ノ通り改正ス

(大正三年度ニ於テ巡查五名ノ増員並各署部内人口ノ増減事務ノ繁閑ニ伴ヒ駐在所ノ廢止新設等ニ依ル)

一、大分警察署

- 巡查部長一増 署員監督ノ權衡上
- 巡查 二増 人口増及判田驛停車場取締ノ必要上所在地一及駐在一新設

一、別府警察署

- 巡查 五増 別府市發展ニ伴ヒ所在地へ

一、日出警察署

- 巡查部長一減 立石巡查部長派出所廢止
- 巡查 一減 日出驛停車場取締ヲ所在地受持巡查ヨリ兼シメテ特務一ヲ減

一、國東警察署

- 巡查 一増 富來町人口増ニ依リ駐在所一増設

一、高田警察署

- 巡查 一増 人口ニ比例シ所在地外勤ヲ増ス

一、四日市警察署

- 巡查 一増 高並東院内多村ヲ合シテ一駐在所トナシ駐在所一ヲ減ス

一、長洲警察分署

- 巡查 一減 停車場取締ヲ所在地受持巡查ヨリトシ特務一ヲ減ス

一、中津警察署

- 巡查 一減 山移、柿山兩村ヲ合シテ一駐在所ニシテ一駐在所ヲ減ス

一、森警察署

- 巡查 一増 南山田村ニ温泉場アリ駐在所一ヲ新設ス

一、竹田警察署

- 巡查 一減 所在地ノ人口比例ヨリ受持一ヲ減

一日ヨリ施行

(改正要領)

- 一、別府警察署 二名増 刑事二
- 一、佐伯警察署 一名増 外勤停車場取締
- 一、佐賀關警察分署 三名増 刑事一、外勤二
- 一、大分警察署 一名減 鐵道線延長爲下判田駐在所廢止
- 一、國東警察署 一名増 所在地外勤

(備考) 存廢取締トシテ國庫支辨巡查ノ配置(大分署)アル

モ本表外トス

大正七年三月三十一日 訓令警第一〇四二號ヲ以テ(改正事務

ノ都合ニ依ル)四月一日ヨリ施行ス

此時ヨリ警部補定員一九トナル

(改正ノ要領)

- 一、警務課 巡查部長二名ヲ増シ内勤巡查一名ヲ減ス
- 一、保安課 警部補一、巡查部長一内勤一、刑事一、計四名ヲ増ス
- 一、高等警察係 巡查部長一名、刑事一名ヲ増ス
- 一、衛生課 巡查部長一名ヲ増シ警部補一名ヲ減ス
- 一、巡查教習所 警部補一名増ス
- 一、別府警察署 巡查部長二名増、刑事二、特務二計四名ヲ減ス
- 一、佐賀關分署 巡查部長一名ヲ増シ特務一名ヲ減ス
- 一、大分警察署 刑事一名減ス

一、中津、日田、臼杵、高田、竹田、各警察署 特務各一計五名減ス

大正七年七月六日付ヲ以テ警部補定員増加及其後警部補派出所

新設ニ依リ同年十月十六日訓令警第二七二九號ヲ以テ改正即日

四七九

第二節 職制、定員及警察官の待遇

- 一、久住警察分署 巡查部長一減 長湯村巡查部長派出所ヲ廢ス
- 一、三重警察署 養老駐在所ヲ田中駐在所ニ合シ榮原村駐在所ヲ大洞署管ニ移シタル爲
- 一、大洞警察分署 巡查 一増 三重署ヨリ榮原村ノ移管アリタルタメ
- 一、臼杵警察署 巡查 一増 所在地人口増ニ依リ比例上
- 一、高等警察係 巡查部長一増 事務繁忙ノ爲メ
- 計 増員十四名、減員九名、差引五名ノ増員トナル

大正四年度ニ於ケル大分警察署ノ増員ト從來ノ警察書記ヲ廢シ巡查ヲシテ之ニ代ラシムル爲メ訓令警第九〇二號ヲ以テ警察官吏配置表ヲ改正シ大正四年四月一日ヨリ施行セリ

(此定員警察部長一、警視二、技師四、警部二六、警察醫六、技手二三、警部補一八、巡查部長四九(内派出所一四)内勤巡查五〇(内會計專務二)外勤巡查三八五(内駐在二六八、所在地受持一〇九、水上派出八、特務三九、刑事專務二四、吸速號乘組一)運轉士一、機關士一、雇二、總計六三二)

警部	二六
警部補	一八
巡查	五六四

大正六年度ニ於テ巡查六名増員(五七〇トナル)ニ依リ同年三月二十九日訓令警第七四五號ヲ以テ警察官吏配置表ヲ改正シ四月

第二章 警察制度の變遷 (本縣)

四八〇

施行

此時警部補定員二八名

(改正要領)

- 一、警務課 巡查部長一名減
  - 一、衛生課 警部補一名増
  - 一、別府警察署 警部補二名(内一ハ派出所)増巡查部長一名減
  - 一、日出警察署 警部補一名増巡查部長一名減
  - 一、中津警察署 警部補(派出所)一名増、巡查部長一名(派出所)及特務一名減
  - 一、森警察署 警部補一名増、巡查部長一名減
  - 一、三重警察署 警部補(派出所)一名増、巡查部長一名(派出所)減
  - 一、白杵警察署 警部補(派出所)一名増、巡查部長一名減
  - 一、佐賀關分署 警部補一名増、巡查部長一名減
- 同年八月一日ヨリ大分警察署請願巡查一名廢止ニヨリ七月三十一日付訓令警第一九七二號ヲ以テ警察官吏配置表中一部改正ス
- 大正七年十二月 警察署分署管轄區劃變更ニ伴ヒ自然關係署タル三重、佐伯、佐賀關、鶴崎、杵築、國東ノ各警察署並同分署ニ相互増減ヲ生シタル爲メ同八年一月十五日訓令警第一一一號ヲ以テ改正ス

各署監督歩合並受持人口歩合表 (大正十二年三月調)

大分署	監督者	巡查	計	監督者ニ對スル巡查數	管内總人口	警部補以下一人當人口
八	六三	七一	六・八	九四、五七六	一、三三二	

大正八年度ヨリ巡查十名増員(一月廿四日付ヲ以テ五八〇名ニ指定セララル)ニ依リ四月二十九日訓令警第一〇七三號ヲ以テ警察官吏配置表ヲ改正ス

內務省訓第一八六號 大正十年三月一日

其ノ縣巡查定員ヲ大正十年三月以降六百六十三人ニ、大正十年七月以降五百九十三人ニ改ム

(大正十年三月一日ヨリ大分市ニ於テ九州沖繩八縣聯合共進會ノ開催アル爲之カ取締ノ爲大分警察署ニ五十名、別府警察署ニ二十名ノ巡查ヲ臨時増員スル必要アル以テ養ニ申請シタルカ故ナリ)

大正十年十一月八日訓令警第五、七一四號ヲ以テ配置表ヲ左ノ通り改正ス(別府警察署長ヲ警視ニ指定セラレ且警察部專屬ノ縣屬一名増配ニヨリ二名トナリタルタメ)

(改正要領)

- 一、別府警察署 警視一増、警部一減
- 一、警務課 屬一増
- 一、衛生課 巡查部長一増、巡查一減
- 一、高等警察課 警部一増

別府署	日出署	杵築署	國東署	高田署	四日市署	長洲署	中津署	日田署	森署	竹田署	久住署	三重署	犬飼署	佐伯署	白杵署	佐賀關署	合計(平均)	
九	三	二	四	三	三	一	五	四	三	三	一	三	二	五	四	二	二	
二	三	一	二	二	二	一	四	三	一	二	一	二	一	三	二	一	二	
四四	一八	一五	二七	二六	二七	一四	四三	三一	一九	二〇	一〇	二七	一四	三七	二九	一五	一五	
二六	五三	二一	二九	三〇	一五	四八	三五	二二	二二	二二	一一	三〇	一六	四二	三三	一七	一七	
七・七	四・九	六・	七・五	八・七	九・	一四・	八・六	七・八	六・三	六・七	一〇・	九・	七・	七・六	七・二	七・五	七・五	
四八、二一六	四二、五四二	三三、三五四	二四、三三七	六一、四九四	四七、〇二六	五〇、一八五	二一、一一五	七三、一七六	六七、八五四	三二、三九四	二九、四四五	一八、〇三七	五五、四〇六	二二、九六三	九二、三七八	五九、〇三一	二四、七五一	八九八、二八〇
一、八九二・九	八〇二・六	一、五六四・四	一、四三一・六	一、九八三・六	一、六二一・六	一、六七二・八	一、四〇七・七	一、五二四・五	一、九三三・七	一、四七二・四	一、二八〇・二	一、七三〇・六	一、八四六・九	一、四三五・二	二、一九九・五	一、七八八・八	一、四五六・	四八一

第二節 職制、定員及警察官の待遇

四八一

第二章 警察制度の變遷 (本縣)

警察官定員増減年次一覽

年月日	内務省指令	調令番號	指定ノ員數	増減	理	由
大正十四年四月四日		三〇二	六二三	減四	地方行政財政整理ニ依ル	
大正十四年十月三日	分警	六	六二三	増二	警察講習所入所生ヲ定員外トシテ定メ得ルコトニ改正ノ結果	
大正十五年三月卅一日		三三八	六二五	増二	大分市人口増加、別府市發展並林野取締專任巡查ノ新設等ニ依ル	
大正十五年七月一日	發警	五四	四四	増二	巡查定員増加ト官制改正ニ依リ元郡役所々管タリシ兵事務移管ノ爲	
大正十五年七月一日		六六二	六三七	増二	前掲警部増員ノ爲	
大正十五年六月廿六日		一、一五七	六四二	増五	大分市人口増加ニ依ル	
昭和二年八月八日		八〇九	六四九	増七	警察事務繁劇ヲ加ヘタルニ依ル	
昭和二年八月廿三日	分警	四	四六	増二	前掲ニ同シ	
昭和三年三月廿四日		三五八	六六四	増一五	一般警察事務増加ト外事警察指示縣トナル	
昭和三年七月三日		九八四	二	増一	警察部ニ屬スル者ノ増員ニテ之ニヨリ計四名トナル	
昭和三年七月三日		九八六	二四	増二		
昭和三年九月一日		一、二〇七	六七七	増一三	特別高等警察課新設ノ爲	
昭和三年九月一日	分警	四	四七	増一	前同様	
昭和四年五月七日		五九三	三	増一	建築技手	
昭和四年五月廿九日		七三五	六	増一	地方警察技手	
昭和五年一月廿四日		六二	六八五	増八	中津市人口増加ニ依ル	
昭和七年三月二日	警保局發甲第二八號ヲ以テ銃砲火藥類取締特別巡查費トシテ國庫負擔ヲ以テ巡查五名配置セラレタルニ依					

リ之降定員六九〇トナル

昭和七年四月七日		七九〇	六九〇	増五	前項ノ如ク銃砲火藥類取締專務トシテ國費五名配置ニ依
昭和七年十月六日		二、五三五	二二	減二	行政整理ニ依ル
昭和七年十月十日		二、六九二	六九一	増一	特高外事警察事務充實ノ爲メ國費警部補一名配置サレタルニ依ル
昭和八年三月六日		五四二	六九四	増三	特高外事警察充實ノ爲メ
昭和八年五月二日		一、二二三	三	増一	警察部ニ屬スル者二名合シテ五名トナル
昭和八年五月二日		一、二二四	二一	減一	地方警視ニ昇格シタルニ依ル
昭和十年二月八日		七五	七〇〇	増六	人口増加事務繁劇ニ依ル
昭和十年五月三日		五二七	七〇二	増二	指紋採取規程ニ依リ導務巡查新設ノ爲メ
昭和十一年一月卅一日		五五	七〇八	増六	別府市附近町村ノ合併ニ依リ市部人口増加ト犯罪手口カード取扱專務巡查配置ノ爲メ
昭和十一年七月四日		六七六	二二	増一	
昭和十一年七月廿九日		六九六	七二二	増四	特高、外事、刑事警察、擴充ノ爲國費負擔警部補増加ニ伴フ
昭和十一年八月廿八日		七八二	七二三	増一	警察事務繁劇ノ爲警察補以下ノ増員ノ必要上
昭和十二年二月廿七日	分署	一	五五	増八	巡查定員増加ト國費警部補四名配置ニ依ル
昭和十二年二月廿七日		八五	七二八	増五	防空演習ノ統制指導、保健衛生事務充實等ニ依ル
昭和十二年六月七日		四六六	二四	増二	警察事務繁劇増定員増加等ニ依ル
昭和十二年十二月廿日		九四四	七七八	増五〇	事變應召ノ爲缺員補充ノ意味ニ於テ
昭和十三年三月廿二日		一七五	七九六	増一八	石油消費規正實施ニ依リ國費ヲ以テ十八人分豫算配賦アリタルニ由ル
昭和十三年五月九日		四一二	七九七	増一	防空事務ニ專任セシムル爲メ巡查部長一ヲ増
昭和十三年八月四日	訓第五三七	臨時警部	一	増一	

第二節 職制、定員及警察官の待遇

第二章 警察制度の變遷(本縣)

昭和十三年九月二日 六八二 八一五 増一八 經濟保安係設置ニ依ル  
 昭和十三年九月二日 分署 六 警部補 五六 増一 經濟保安係設置ニ依ル  
 昭和十四年五月十日 四九八 警部 二六 増一 防空事務ノ爲  
 昭和十四年五月十六日 三九八 八一八 増三 經濟保安係トシテ國費警部補一、巡查二増配ニ依ル  
 昭和十四年五月十六日 分署 二 警部補 五七 増一 經濟保安係ニ國費配置ニ依ル  
 昭和十四年五月廿九日 九四八 八二三 増五 內鮮警察及海港警備機構整備ノ爲國費ヲ以テ巡查五名増員サル  
 昭和十四年五月十三日 一、〇〇二 八七〇 増四七 經濟警察機構整備ノ爲メ

大正十五年七月一日訓令警第一七〇〇號ヲ以テ改正(兵事々務ノ爲警部補十二名、衛生事務屬一名、請願巡查一名計十四名増員ノ爲メ)

(改正要領)

一、衛生 課 屬一名増  
 一、森警察署 警部補一、請願巡查一、計二名増  
 一、大分、日出、國東、高田、四日市、中津、日田、竹田三重 佐伯、臼杵ノ各署 警部補一名宛計十一名増

昭和二年八月二十二日訓令警第二三四三號ヲ以テ改正(刑事課新設及事務激増ニ依リ巡查七名内警部補二名増員ニ依ル)  
 昭和三年三月二十六日訓令警第五〇四號ヲ以テ改正(定員十五名増加ニ依ル)

特別高等警察施設充實ノ爲警部補増員ニ關スル件通牒

(昭和三年八月二日 警保局長發甲一一八號) 本件ニ關シテハ七月二十一日内務省發警第二九號ヲ以テ依命通

牒相成候處當省ニ於テ大正七年四月秘第九八三號依命通牒ノ範圍外トシテ増員ヲ認可スヘキ證議ノ標準ハ總數百十五人ヲ限度トシテ大體特別高等警察事務ノ爲増員セラルヘキ巡查五人以内ハ一人、十人以内ハ二人十人ヲ増ス毎二人一人ヲ加ヘタル數ニ有之右御了知相成度

昭和三年九月四日 訓令警第二三四三號ヲ以テ改正(前同様ニテ警部補巡查増員(十三名)ニ依)

昭和七年三月十四日 訓令警第九五二號ヲ以テ改正三月二日ヨリ施行(國費、銃砲火藥類取締巡查五名配置ノ爲メ)(改正ハ保安課内勤及別府、中津、三重、臼杵各署特務巡查一名宛計五名ヲ増置)

昭和七年四月一日 訓令警第一、四二二號ヲ以テ改正(行政整理ニ依リ衛生技師三名減員ノ爲)  
 (改正)大分、國東、臼杵ノ各警察署技師一名宛ヲ減ス、之ニ依リ技師ノ計數二十七名トナル)

昭和八年五月一日 訓令警第二、四八二號ヲ以テ改正(警視一名増、警部三名減、巡查二名巡查部長一名ノ増員等ニ依ル)

(改正要領)

一、警視一名ノ増ハ中津警察署長ニ  
 一、警部三名ノ減ハ別府、中津、長洲ヲ一名宛減其他適當ニ按配ス

昭和十年五月二十八日 訓令警第一三三四號改正四月一日ヨリ施行(巡查増員等ノ爲)

(改正要領)

一、竹田、高田、中津、國東、臼杵ノ各警察署ヨリ各警部補一名宛ヲ減シ之ヲ杵築、佐賀關ノ各警察署及警務、特高、衛生ノ各課ニ一名宛ヲ配ス(其他略)

昭和十年六月十八日 訓令警第一八五二號ヲ以テ改正六月十二日施行(高等警察課廢止警察部長書記室新設等ニ依ル)

昭和十一年四月一日 訓令警第八〇九號改正即日施行(巡查定員増加ニ依リ實情ニ適セシムル爲メ)

昭和十一年九月三十日 訓令警第二六八三號改正八月一日施行(特高並刑事警察擴充ノ爲警部補以下定員増加ノ爲メ)

內務省分警第四號 昭和十二年十二月二十日 警保局長 大分縣知事宛

巡查定員改正ニ關スル件通牒

兼ニ稟請ニ係ル今次事變ニ於ケル陸海軍應召警察官吏ノ補充ノ爲ニ要スル巡查定員ノ改正ニ付テハ本日別途訓令相成候處本増員ニ付テハ事變終了後警察上特殊ノ事情ヲ有セサル限ニ適宜之

第二節 職制、定員及警察官の待遇

カ整理ノ方途ヲ講セラルル様致度爲念右申進候也

昭和十二年四月一日 訓令警第九三四號改正(防空演習統制指導及警備警備ノ完壁ヲ期スル爲メ警部二名巡查三名増員)

昭和十二年六月十七日 訓令警第一四六〇號改正六月七日施行(警部二名増員ニ付ヒ實情ニ即スル様改正ス)

警第三二五號 昭和十二年十二月二十七日 各課署長宛

警察部長名

警察官吏配置表改正ニ關スル件

本日別途訓令ヲ以テ警察官吏配置表改正セラレタルカ右ハ防空係專任警部並今次事變ニ付テ應召警察官吏補充ノ爲ノ臨時的増員ナルヲ以テ事變終了後特段ノ事情ヲ有セサル限り今回増員ノ分ハ防空係專任警部一名ヲ除キ當然減員トナル筈ニ付了知相成度此段及通牒候也

昭和十二年十二月二十七日 訓令警第三二〇五號改正(防空係專任トシテ國費警部一名ト應召員補充ノ爲メ巡查五十名増員ニ付ヒ實情即應ノ爲メ臨時配置ヲナシタリ)

昭和十三年一月三十一日 訓令警第一九八號大分署管庄内警部補派出所ニ刑事巡查一名配置  
 昭和十三年三月三十日 訓令警第八二一號田正四月一日ヨリ實施(石油消費規正實施ニ依リ十八名増員ノ爲メ)

(改正要領)

一、増員十八名中二名ヲ巡查部長トシ  
 一、保安課 巡查部長二、巡查三計五名増  
 一、大分、別府、鶴崎、日出、杵築、高田、四日市、中津、

日田、森、竹田、三重、佐伯ノ十三警察署へ各巡查一名宛増

昭和十三年五月十六日 訓令警第一三三三號改正(防空事務專任ノ爲メ巡查部長一名増員ニ依ルモノニシテ警務課ニ配置ス)

昭和十三年十月十三日 訓令警第二四〇二號改正(經濟保安係新設ニ依リ巡查十八名(内部長六名)増員ト外ニ警部、屬、技手等ノ増員ニ依ル)

(改正要領)  
一、保安課 經濟保安係トシテ警部、警部補各一、巡查部長二、巡查一、計五名及技手一名増

一、大分警察署 巡查部長一、巡查一、合計二名増  
一、別府警察署 巡查部長一、巡查一、計二名増

一、中津警察署 巡查部長一、巡查一、計二名増  
一、日田警察署 巡查部長一、巡查一、計二名増

一、杵築、三重、臼杵、佐伯、國東、四日市ノ各署ニ巡查各一名宛(計六名)ヲ増

一、衛生課 屬一、技手一計二名増技師一名減

一、健康保險課 技手一名ヲ減シ技師一名増

昭和十四年二月一日 訓令警第五二八號改正(工場課新設、警察部長書記室廢止ニ依ル)

(改正要領)  
一、工場課ニ屬三、技手八、巡查一、雇三計十五名ヲ保安課ヨリ外ニ巡查一ヲ書記室ヨリ移ス  
一、警察部長書記室ノ警部一ハ警察官練習所ニ巡查部長一ハ

特高課ニ巡查ハ工場課ニ配置

昭和十四年五月二十日 訓令警第一二三號改正(經濟保安係屬一、警部補一巡查二、國費ヨリ配置サレタル爲メ)

一、工場課 屬一増  
一、警務課 巡查部長二増

一、佐伯警察署 巡查部長一増巡查一名減  
一、佐賀關署 巡查一増

昭和十四年七月十三日 訓令警第七四號改正(警防課ノ設置ニ伴ヒ警務課ヨリ警部一、巡查部長三、雇一、ヲ移シタリ)

昭和十四年十二月十九日 訓令警第二三三六號改正(内鮮警察及海港警備及經濟機構整備ノ爲増員)

警務課員配置表改正ノ件何(一六、三、二二)

現行警察職員配置表は昭和十四年十二月十九日附ヲ以テ訓令相成居候處其ノ後ニ於テ賃金臨時措置令關係事務ノ爲屬一名雇二名、石油規正事務ノ爲技手一名、土木建物建築統制規則施行事務ノ爲技手一名雇一名ノ配置アリ尙四月一日付ヲ以テ經濟保安課ノ新設工場課ノ名稱變更并分掌事務ノ一部變更等有之更ニ四月十一日付内務省訓令第三五四號ヲ以テ本縣巡查定員ヲ八百七十五人ニ改正ノ旨訓令有之候ニ付テハ

一、賃金臨時措置令關係屬一、雇二及燃焼指導事務ノ爲技手一ハ之ヲ勞政課ニ  
二、石油規正事務ノ爲屬一、雇一ハ之ヲ經濟保安課ニ  
三、土木建物建築統制規則施行ノ爲ノ技手一雇一ハ之ヲ保安課

(配置表省略)  
右に依り改正された定員数は

- 四、經濟保安課ノ新設ニ依リ保安課定員中警部二、警部補三、巡查部長六、巡查七、屬一、警察書記一、石油規正事務囑託三ハ之ヲ經濟保安課ニ移シ
  - 五、建築警察事務ノ主管課變更ニ依リ工場課ニ配置シ居タル建築技手三名ハ之ヲ保安課ニ配置替トシ
  - 六、増員ノ巡查五名ハ之ヲ警防課、大分、長洲、日田、佐伯ノ各警察署ニ配置シ
  - 七、尙事務ノ都合ニ依リ四日市、三重ノ各警察署會計係ハ之ヲ巡查部長トシ、警務課定員中ノ警部補一ハ之ヲ大洞署ニ配置替トシ
- 昭和十五年四月以降實施相成様致度右案ノ通り訓令相成可然哉
- 案 訓令警第五九七號

警察部長	一	技師	四
警部	五	屬	一九
警部補	二八	技手	三二
巡查部長	六三	運轉手	一一
巡查部長	一一七	機關手	二二
巡查部長	六九五	防疫醫	二二
巡查部長	一一七	衛生主事補	一一
計	九〇九	防疫監吏	三三
計	一、〇二八	細菌検査助手	一一
計	一	視察員	二二
計	一	警察書記	三一
計	一	石油規正事務囑託	一六
計	一		一九

### 第九款 警察官の待遇

本項に於ては官等の點は以下載録の各文書に依り別に説明を加へず専ら其他の事項に就き其概略を摘記すること

#### 第二節 職制、定員及警察官の待遇

警部は明治八年十月始めて府縣官中に被置當時は明治八年十月始めて府縣官中に被置し當時一等警部より六等警部迄とし一等警部を九等官月俸(五十圓、四十七圓、四十四圓の上中下三段に分つ)二等警部十等官月俸(四十圓、三十七圓、三十四圓、の三段)と以下順を逐ひ六等警部十四等官月俸(十五圓、十三圓、の二段とす)としたりしが後十年一月に至り一等警部を八等官月俸(七〇、六三、五七、の上中下)以下前顯同様十等警部十七等官迄に改正し更に十四年十二月改めて警部を五十圓より一階五圓宛低下の二十圓迄七階級とし警部補を十五圓十二圓の二段として待遇せり。十九年七月勅令第五五號を以て一等(四十五圓)より七等(二十一圓)迄警部補八等(十八圓)九等(十五圓)十等(十二圓)に改正以下幾多の改正を経て明治三十九年及大正九年の大改正並昭和六年の減俸となりたるものなり以下原文に就て知られたし。

巡査に就ては現存文書中最古と思料せるは明治五年三月本縣より大藏卿宛「捕亡吏の義に付願書」(原文は廢藩置縣後の警察の部にあり参照)中「一人毎に月五圓宛差遣シ」云々とあるより見て當時捕亡吏(現在の巡査)の月給五圓なりしを知るべく而して明治八年六月太政官達第百九號を以て始めて等外吏に準じて取扱を爲し更に同年十月同第百八十二號に依り選卒を巡査と改めて等外吏とし一等巡査を等外一等月俸七圓二等巡査等外二等同六圓三等巡査同三等同五圓、四圓等巡査同四圓と定めらるゝと共に十二月更に内務省令第百六十八號警部巡査給與規則の制定を見て被服並屬具、及旅費の支給其他給貸與の事を定められ、更に十三年に至り各等毎月給に上下の制を設け一等上給十圓より四等下給六圓五十錢迄八階級とし。十四年十二月警部警部補と共に復改めて十圓、九圓、八圓

七圓、六圓、の五階となしたり。明治二十四年八月勅令第百六十九號は巡査俸給令を制定して一級(月俸十圓)二級(同九圓)三級(同八圓)の三種とし同時に勅令第百七十號を以て巡査看守は判任官を以て待遇することとせられたり。尙其間並其後幾改正を経て明治三十九年及大正九年八月勅令第三三三號の改正に依り巡査の月俸は三十圓乃至七十圓(巡査部長たる巡査の月俸は其最上額を八十圓とす)に改められて今日に及べるが此間功勞加俸、精勤加俸の制を始めとし旅費、文具、其他(宿直辨當料、刑事事務巡査特別手當、巡査訓練手當、宿料、臨時勤務手當、巡回並門燈用油代、傳染病豫防救治從事手當等)の諸給與。恩給扶助弔祭及療治料。叙位敘勳。休暇等の制を設けられ更に之が改正屢々なりしも一々列擧するの繁を避け單に其沿革を想起せしむるべき資料のみを採り左にこれを掲記する事とせり。

太政官達第百九號(明治八年六月二十二日)

選卒ノ儀自今等外吏ニ準シ取扱候條此旨相達候事

太政官布告第百五十八號 明治八年十月廿四日

府縣(東京府ヲ除ク)官中左ノ官ヲ被置候條此旨布告候事

但人員ハ各地方ノ適宜ニ任スヘキ事

一等 警部	九 等
二等 警部	十 等
三等 警部	十一 等
四等 警部	十二 等
五等 警部	十三 等
六等 警部	十四 等

第二節 職制、定員及警察官の待遇

註、本布告ハ明治十年太政官第十一號達ニヨリ消滅ス

太政官達第百八十二號 明治八年十月廿四日

選卒ヲ巡査ト改メ等級月俸左ノ通相定候條此旨相達候事

一等 巡査	官 等	月 俸
二等 巡査	等 外 一 等	七 圓
三等 巡査	等 外 二 等	六 圓
四等 巡査	等 外 三 等	五 圓
注 十年太政官第十一號達ニ依リ消滅	等 外 四 等	四 圓

警部巡査給與規則(明治八、二二、二二) 内務省一六八號



第二章 警察制度の變遷(本縣)

巡查月俸ノ事 註本則ハ明治十年十月十五日内務省乙  
 第九三號ヲ以テ改正サル  
 第一條 授任轉免ノ月ハ日割ヲ以テ俸金ヲ給スヘシ  
 第二條 月俸ハ毎月二十五日ヲ以テ支給ノ定日トス  
 但免職旅行等非常ノ事アルトキハ此限ニアラス  
 第三條 臨時出張セシムルトキハ日數ヲ見込ミ俸給ニケ月分迄  
 マテハ繰上ケ給與スルモ妨ケナシ猶滞在ヲ要スルトキハ右ニ  
 準シテ送致スルコトヲ得ヘシ  
 第四條 出張中又ハ願濟歸郷中轉免スルトキハ連書到達ノ日迄  
 ヲ計算シテ支給スヘシ  
 第五條 免職ノ上奉職中ノ事ニ付滯留申付ルトキハ手當トシテ  
 其日數ヲ算シ舊俸ノ半高ヲ給スヘシ  
 第六條 不正ノ事アルヲ以テ滯留申付ルトキハ一切給セサルヘシ  
 但病氣ノ者到底奉職ニ堪ヘサル見込アラハ日數ノ多寡ニ拘  
 ハラス退職セシムヘシ尤職務上ニ於テ傷ヲ被リ療養スル  
 者ハ日數ノ長短ヲ問ハス全額ヲ給スヘシ  
 第七條 糾問又ハ預ケ中ノ者日數八日以上ニ及フ時ハ月俸日割  
 ノ半額ヲ給スヘシ其無罪ニ歸スルトキハ其減額ヲ追給スヘシ  
 但處刑中ハ一切給セサルヘシ  
 巡查積金ノ事  
 第八條 積金ハ適宜ニ金高ヲ定メ每人月俸ノ内ヨリ(大約十五  
 分ノ一)積置キ滿年解職或ハ轉免辭職ノ節之ヲ下渡ス奉職中  
 若シ官物ヲ破毀スルコトアレハ積金ノ内ヨリ其價金ヲ取立ツ

巡查被服器具支給ノ事  
 第九條 巡查一年ノ被服並ニ屬具ハ現品ヲ以テ給與スヘシ  
 第十條 物品支給別表保存期限ニ照シ支給スト雖モ期ニ至リ猶  
 ホ用ニ堪ユル物ハ用ニ堪ヘサルヲ待テ後ニ引替ユヘシ  
 但シ被服ハ此限ニ非ス  
 第十一條 副締手繩呼子笛等保存期限ニ至ラスト雖モ職務上  
 ニ關シ破損スル者ハ速ニ換與スヘシ  
 但本條物品ノ外現品支給ノ分破損スト雖モ轉ク換與スルコ  
 トヲ許サス然レトモ職務ニ關シ事情止ヲ得サルモノハ檢査  
 ノ上換與スルコトアルヘシ  
 第十二條 滿一年以上勤續解職ノ者ハ被服及屬具等總テ之ヲ付  
 與シ其徽章ノミヲ返納セシムヘシ  
 警部巡查旅費ノ事  
 第十三條 警部ノ旅費ハ一般ノ定規ニ依ル其區内巡回ハ一日辨  
 當料十二錢五厘旅籠十八錢七厘五毛手當二十五錢ヲ給ス猶ホ  
 適宜ニ減少スルモ妨ナシ  
 第十四條 巡查旅費ハ明治八年十一月第百九十五號御達ニ依リ  
 里數日數等計算支給方ハ一般ノ規則ニ依ルヘシ  
 但持區内巡回ハ總テ給セサルヘシ  
 第十五條 巡查免職スルトキハ滿二年以上勤續ノ者ニ非ラサレ  
 ハ總テ旅費ヲ給セス  
 (註) 明治十年二月十五日内務省乙第十五號ヲ以テ  
 「但勤續二年未滿ト雖モ職務上重傷ヲ受ケ不具トナリ免職ス

ル者ハ歸國旅費ヲ給シ職務上ニ死シ及ヒ奉職中死去スル者  
 ハ歸國旅費ノ額ヲ手當トシテ給スヘシヲ追加ス  
 巡查被服器具保存期限表

品目	保存期限	品目	保存期限
冬 上 衣	六ヶ月	靴	六ヶ月
冬 下 衣	一ケ年	長 靴	一ケ年
同 袴	一ケ年	白 革 制 靴	三ケ年
大 羅 紗 外 套 雨 衣	一ケ年	手 帖	六ヶ月
メ リ ャ ス 肌 着	四ヶ月	捕 縛 繩	三ケ年
同 股 引	四ヶ月	呼 子 笛	三ケ年
夏 上 衣	六ヶ月	提 灯 或 提 ラ ン プ	六ヶ月
同 袴	六ヶ月	棒 長 三 尺 五 寸	三ケ年
同 日 覆	一ケ年	靴	半ケ月
同 雨 覆	六ヶ月	眞 鍮 帽 章	三ケ年

○明治九年三月廿五日内務省乙第三十九號ヲ以テ前掲給與規則  
 第十四條但書巡查持區内巡回ノ節ハ旅費支給不致成規之處未  
 タ警察出張所屯所等ノ設置過カラス一屯所ノ管轄數里ニ涉リ  
 候場所モ有之候付道テ過ク設置候迄ハ持區内ト雖宿泊ヲ要ス  
 ル節ニ限リ一泊旅籠料十五錢迄一晝膳料三錢五厘迄ヲ以テ支  
 給候義不苦旨ヲ達セラル

勤第千貳百參拾七號 第四課 (明治一二年一〇月一日)  
 監獄署守卒等給左之通相定候條此旨相達候事

職階	月給
一等守卒	金五圓五十錢
二等守卒	金五圓
三等守卒	金五圓

勤第千貳百參拾七號 第四課 (明治一二年一〇月一日)  
 監獄署守卒等給左之通相定候條此旨相達候事

職階	月給
一等守卒	金五圓五十錢
二等守卒	金五圓
三等守卒	金五圓

勤第千貳百參拾七號 第四課 (明治一二年一〇月一日)  
 監獄署守卒等給左之通相定候條此旨相達候事

職階	月給
一等守卒	金五圓五十錢
二等守卒	金五圓
三等守卒	金五圓

第二節 職制定員及警察官の待遇

第二章 警察制度の變遷(本縣)

三等 守卒 月給 金四圓五十錢

二等 巡查 下等 月給九圓

四等 守卒 月給 金四圓

三等 巡查 上等 月給八圓

(註) 明治十三年六月一等六圓、二等五圓五十錢、三等五圓四角四分七十五錢、一等獄丁四圓五十錢、二等獄丁四圓二十五錢、三等獄丁四圓十錢

四等 巡查 下等 月給六圓五十錢

富縣巡查月給是迄一等七圓二等六圓三等五圓四等四圓外ニ二里已外ニ在勤ノモノヘ手當金一圓五十錢ヲ、支給致來候處昨十年懸擬已來ハ警察事務多劇且諸色高價ニシテ實際差支不尠候ニ付來ル七月ヨリ更ニ左之通改正致候間此段及御届候也(長官名)

明治十一年七月ヨリ改正高

一等巡查 二里巡查 三等巡查 四等巡查

月給 九圓 七圓 六圓 五圓

本第七十二號 (明治一三年六月一九日)

警察本署 警察分署

本年七月一日ヨリ巡查月級左之通改定候條此旨相達候事

(註) 明治十四年三月十七日日本諸第十二號ヲ以テ四等巡查上

但合宿手當金ハ本文同日ヨリ廢止候事

明治十八年度巡查人員及月俸平均表

府縣	種日	地方警察費支辨		巡查人員	平均額	一人月俸	巡查人員	平均額	巡查合人員	人口	巡查一人ニ付
		一人月俸	平均額								
東京府	府縣	三、二九三	八、〇〇〇	〇	〇	〇	三、二九三	一〇二〇、四一一	三〇九		
京都府	府縣	一、一二五	七、四四五	四七	六、五六三	〇	一、一七二	八四五、四〇八	七二二		
大阪府	府縣	一、六〇〇	八、〇〇〇	一八八	八、〇〇〇	〇	一、七八八	一六〇一、四〇四	八九五		
神奈川縣	府縣	四七〇	八、四五一	三〇	九、七三三	〇	五〇〇	八一四、八三四	一、六二九		
兵庫縣	府縣	八四〇	八、〇〇〇	二五	一一、四〇〇	〇	八六五	一四四七、八八六	一、六七三		
長崎縣	府縣	三二八	七、一八二	一	一二、〇〇〇	〇	三二九	七〇二、三三七	二、一三四		
新潟縣	府縣	五五〇	八、〇〇〇	四六	八、〇〇〇	〇	五九六	一六〇六、八五五	二、六九六		
函館縣	府縣	二〇四	七、六四一	六四	六、一六三	〇	二六八	一一九、七七八	四四六		
埼玉縣	府縣	五九五	八、〇〇〇	一〇	八、〇〇〇	〇	六〇五	九八四、六二三	一、六二七		
群馬縣	府縣	四一五	八、〇〇〇	一六	一〇、〇〇〇	〇	四三一	六二五、四〇六	一、四五二		
千葉縣	府縣	五七〇	七、三〇〇	三五	七、五〇〇	〇	六〇五	一一二四、二七四	一、八五八		
茨城縣	府縣	五〇〇	八、〇〇〇	七〇	八、〇〇〇	〇	五七〇	九三〇、七三一	一、六三二		
栃木縣	府縣	三一〇	七、五〇〇	三〇	八、〇〇〇	〇	三四〇	六二〇、七四五	一、八二五		
三重縣	府縣	四五三	七、八〇〇	五八	八、〇〇〇	〇	五一一	八八〇、一八九	一、七二二		
愛知縣	府縣	六四四	七、一六〇	〇	〇	〇	六四四	一三七五、八一四	二、一三六		
靜岡縣	府縣	五二五	七、五〇〇	〇	〇	〇	五二五	九九七、七三九	一、九〇〇		

第二節 職制定員及警察官の待遇

四九三

四九二

内務省乙第十二號 明治十四年二月二十六日 内務卿

明治十年十月當省乙第九十三號達警部巡查給與規則第十三條左ノ通改正増補シ來ル三月一日ヨリ施行ス

第十三條 警部ノ旅費ハ一般ノ定規ニ依ル共區内出張及ヒ巡回ハ一日金一圓同滞在日當ハ一日金五十錢トシ右支給方ハ一般ノ定規ニ依ルヘシ

但各廳ニ於テ適宜減省候儀苦シカラス(註改正ハ巡回一日六十錢日當一日三十五錢ナリ)

建部百十一號 明治十四年十二月二十八日 府縣(東京府)ヲ除ク

警部巡查ノ等級ヲ廢シ俸給左ノ通相定候條此旨相達候事

但巡查奉職滿九年以上十二年以下ハ月給十二圓、滿十二年以上ハ月給十五圓ヲ給スルコトヲ得(十九年二月廿五日第十(三)號達ヲ以テ但書追加)

依リ消滅ス(註 本達ハ巡查ノ件ノミ現存他ハ十九年勅令第五十四號ニ依リ消滅ス)

第二章 警察制度の變遷(本縣)

山梨縣	二二〇	七、五〇〇	二三	九、七四三	二四三	四一六、七三二	一、七一四
滋賀縣	四三七	八、〇〇〇	二九	九、〇〇〇	四六六	六四七、五一二	一、三八九
岐阜縣	三九六	七、四〇〇	二八	八、五〇〇	四二四	八七九、八二四	二、〇七五
長野縣	五七〇	八、〇〇〇	二〇	八、〇〇〇	五九〇	一〇四四、三六〇	一、七七〇
宮城縣	三八四	七、一八七	三四	七、八八二	四一八	六四三、七七〇	一、五四〇
福島縣	四五〇	七、五〇〇	四七	九、六五九	四九七	八五三、四七六	一、七一一
岩手縣	三〇〇	七、〇〇〇	二七	七、五〇〇	三二七	六二一、三四〇	一、九〇〇
青森縣	二七一	七、〇〇〇	一九	八、〇〇〇	二九〇	四九八、八八二	一、七二〇
山形縣	四〇七	七、四六三	三六	八、五〇〇	四四三	七〇七、六七一	一、五九七
秋田縣	二八二	六、八八八	二〇	七、九五〇	三〇二	六四一、六六五	二、一二四
福井縣	三〇四	七、二六七	二五	七、五〇〇	三二九	五八九、七四九	一、七九二
石川縣	四四四	七、一五〇	四三	五、八〇〇	四八七	七四三、六七六	一、五二七
富山縣	三一七	七、三〇〇	一二	七、六〇〇	三二九	七〇二、九四五	二、一三六
鳥取縣	二一五	七、五〇〇	三一	七、二二五	二四六	三八三、三七〇	一、五五八
島根縣	三三二	七、〇〇〇	三六	八、〇〇〇	三六八	六八〇、一五五	一、八四八
岡山縣	五〇〇	七、〇〇〇	四八	六、一六六	五四八	一〇三八、七八〇	一、八九五
廣島縣	五二一	六、六六四	五二	六、七一	五七三	一二六二、五六二	二、二〇三
山口縣	四五〇	七、一三一	六二	七、八二九	五一二	九〇〇、〇一三	一、七五七
和歌山縣	二四〇	七、〇四一	三八	七、六三一	二七八	六一六、〇八三	二、二一六
徳島縣	四〇〇	六、九九五	四五	八、〇四四	四四五	六五三、一八四	一、四六七

四九四

愛媛縣	七九一	六、九二六	四四	七、五四五	八三五	一五一五、四一五	一、八一四
高知縣	三〇五	七、〇〇〇	二三	七、〇〇〇	三二八	五四八、一三三	一、六七一
福岡縣	五〇〇	七、四〇〇	四二	六、八二二	五四二	一一三六、六九四	二、〇九七
大分縣	四五〇	七、五三三	四七	八、〇〇〇	四九七	七五二、六八七	一、五一四
佐賀縣	二五四	七、一五〇	二〇	八、〇〇〇	二七四	五一九、九四四	一、八九七
熊本縣	五八〇	七、〇〇〇	四三	七、四八八	六二三	一〇〇〇、八九一	一、六〇六
宮崎縣	二〇一	七、二〇〇	二六	八、〇〇〇	二二七	三八一、五八五	一、六八〇
鹿兒島縣	四五〇	七、二〇〇	三八	七、二〇〇	四八八	九三七、一九九	一、九二〇
沖繩縣	一一一	七、七一	一七	一〇、六七三	一一八	三六三、八三六	二、八四二
札幌縣	一五三	八、三二〇	四二	九、二三八	一九五	六五、一二一	三三三
根室縣	一〇〇	七、五〇〇	二五	一二、八四〇	一二五	六、〇三九	四八
合計	二三、七五七	七、四四四	一、六六二	八、二一三	二五、四一九	三、七四五一、七二七	一、四七三

備考

一、巡查及雇人員(御用掛共)並月俸平均ノ額ハ十八年度警察費豫算ニ基キ算出(沖繩縣ハ概算)セシモノナリ  
 一、合計欄内ニ掲クル雇 巡查一人月俸七圓四十四錢四厘及巡查雇合ハセ一人ニ付人口千四百七十三人ハ即チ全國總數ニ付キ平均セシ員額ナリ  
 一、人口ハ十七年一月一日調ニ依ル  
 一、表中金額ノ部( )ハ千位ヲ示スモノナリ ( )ハ圓位ヲ示スモノナリ

高等官俸給

(明治十九年三月一七日 勅令六號)

第二節 職制定員及警察官の待遇

勅任官		奏任官					
内閣總理大臣 九千六百圓	一 等	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等	六 等
	二 等	上	中	下	上	中	下
各省大臣 四千五百圓	四 千 四 百 圓	三 千 八 百 圓	三 千 四 百 圓	三 千 零 圓	二 千 八 百 圓	二 千 四 百 圓	二 千 零 圓
六 千 圓	三 千 五 百 圓	二 千 六 百 圓	二 千 二 百 圓	一 千 八 百 圓	一 千 四 百 圓	一 千 零 圓	七 百 圓

判任官官等俸給令 (明治十九年四月廿九日) (勅令三六號)

第一條 判任官ヲ分テ十等トシ一等ヨリ十等トス  
 第二條 判任文官ノ俸給ハ別表ニ依ル

(別表)

判任官	官	俸給
一 等	判任官	五十五圓
二 等	判任官	四十五圓
三 等	判任官	四十五圓
四 等	判任官	四十圓
五 等	判任官	三十五圓
六 等	判任官	三十圓
七 等	判任官	二十五圓
八 等	判任官	二十圓
九 等	判任官	十五圓
十 等	判任官	十二圓

勅令第五十五號 (内務大臣連署) 明治十九年七月十二日 (摘要)

第四條 書記官警部長收稅長郡區長ノ叙任同等内ノ順序定員半俸及陞叙特例ハ前條 (勅令第六號) ニ同シ  
 第六條 警部警部補看守長看守副長及收稅屬ノ俸給ハ別表定ムル所ニ依リ昇等毎等ノ定員及在官死亡者ノ賜金ハ前條 (勅令第三十六號) ニ同シ

(別表)

官等	判任官	俸給
一 等	警部	四十五圓
二 等	警部	四十五圓
三 等	警部	三十六圓
四 等	警部	三十二圓
五 等	警部	二十八圓
六 等	警部	二十四圓
七 等	警部	二十一圓
八 等	警部	十八圓
九 等	警部	十五圓
十 等	警部	十二圓
一 等	警部補	四十五圓
二 等	警部補	四十五圓
三 等	警部補	三十六圓
四 等	警部補	三十二圓
五 等	警部補	二十八圓
六 等	警部補	二十四圓
七 等	警部補	二十一圓
八 等	警部補	十八圓
九 等	警部補	十五圓
十 等	警部補	十二圓
一 等	看守長	四十五圓
二 等	看守長	四十五圓
三 等	看守長	三十六圓
四 等	看守長	三十二圓
五 等	看守長	二十八圓
六 等	看守長	二十四圓
七 等	看守長	二十一圓
八 等	看守長	十八圓
九 等	看守長	十五圓
十 等	看守長	十二圓
一 等	看守副長	四十五圓
二 等	看守副長	四十五圓
三 等	看守副長	三十六圓
四 等	看守副長	三十二圓
五 等	看守副長	二十八圓
六 等	看守副長	二十四圓
七 等	看守副長	二十一圓
八 等	看守副長	十八圓
九 等	看守副長	十五圓
十 等	看守副長	十二圓
一 等	收稅屬	五十圓
二 等	收稅屬	四十五圓
三 等	收稅屬	四十圓
四 等	收稅屬	三十五圓
五 等	收稅屬	三十圓
六 等	收稅屬	二十五圓
七 等	收稅屬	二十圓
八 等	收稅屬	十五圓
九 等	收稅屬	十二圓
十 等	收稅屬	十圓

羅紗外套 (但肩掛共)

一、巡查外套ハ是迄單ノ羅紗ニテ保存期限二ヶ年之處自今同質ノ肩掛ヲ付着シ保存期限ヲ二ヶ年六ヶ月ト改正見込尤モ一組ニ付六圓六十五錢七厘ヲ要スル積リニ付本年年度豫算ニ對シ二百五十組分金三百二十六圓七十五錢ノ増費ヲ要スル積リ  
 一、巡查羅紗ハ是迄紙製ノ品ニテ保存八ヶ月ノ處自今羅紗ニテ調製シ保存二年六ヶ月ト改正ノ見込尤モ一個ニ付金四十五錢七厘ヲ要スレトモ個數ハ四百三十個ニ減少スルヲ以テ本年度豫算ニ對シ差引金八十圓六錢ノ増費ヲ要スル積リ

說明

巡查職務ノ義ハ晝夜ノ別ナク戶外ノ勤務多ク在來ノ品ニテハ大雨ノ節雨水ヲ着服ニ通シ勤務上ハ勿論衛生上ニモ差支アルニヨリ外套ハ肩掛ヲ附ケ帽雨覆ハ羅紗地ヲ用ヒ保存期限ハ總シテ二年六月ヲ改正シ是迄自月へ渡置ノ品滿期ニ至リ漸次交換セント欲ス費用ハ廿年度ニ在テハ警察費中ニテ取賄得ヘキ

第二節 職制定員及警察官の待遇

第一條 巡查看守ノ月俸ハ毎月二十八日ヲ以テ支給ノ定日トス  
 但休日ニ當ルトキハ繰上トス  
 第二條 巡查教習中ハ認可ヲ經テ定額ノ俸給ヲ減少支給スルコトヲ得  
 第三條 免職ノトキハ當月分ノ俸給日割ヲ以テ支給スヘシ  
 第四條 願濟休暇旅行ノ者及ヒ私事ノ故障 (自己病氣ヲ除ク) ニ由リ出署セサルモノ日數二十日後ハ日割ヲ以テ俸給ノ半額ヲ減スルモノトス  
 第五條 豫備及後備軍籍ニアル者召集ノ節其出發ノ日ヨリ歸署ノ前日迄ハ俸給ヲ支給セス  
 第六條 右ニ掲ケルモノ、外ハ判任官俸給支給細則ニ依ル

巡查被服保存期限改正 (明治二十年六月二十二日) (訓令文第二一號)

帽 雨 覆 (但羅紗) 二年六月

見込

警至第八四五號 警察署 (明治二十一年六月八日)  
巡查給與品ノ内莫大小靴下代金渡ノ義別紙寫之通訓令相成候ニ付該金額本三度中左ノ通定ム

- 一、莫大小一組代金三十八錢五厘 保存期限 毎月廿八日渡
- 但轉免ノ節ハ月割ヲ以支給
- 一、靴下代一人 一ヶ月金十一錢七厘 毎月廿八日渡
- 但一足金三錢九厘ツ、三足分本行ノ通
- 尤モ轉免ノ節ハ該月十日前一足 二十日前ハ二足二十一日後ハ全部支給ス

(別紙) 訓令文第十八號 (明治二十一年六月七日)

警察本部

巡查給與品ノ内メリヤス靴下ハ本月ヨリ代金渡ニ定ム  
但新ニ拜命ノ者ハ其限現品給與

給與品之ニ付訓令示按圖

巡查給與品ハ保存期限ヲ過ル分ハ本人ハ放棄スルノ慣習ニ候處右ニテハ數年間勤績ノ者モ着替品所持不致式日等ニ不體裁ノ着服有之候間左案ノ通御訓示可相成哉相伺候也

警至第一〇〇六號 警察署 (明治二十一年七月一日)

凡ソ巡查給與品ハ保存期限經過ノ後ト雖モ其使用ニ堪ル中ハ着  
用シ若シ使用スヘカラサルモノハ署長點檢シテ其廢用ヲ定ムヘ  
シ

右訓示ス

教習巡查月給減額之範圍

本縣巡查ハ一時多人數募集セシ事無之幸ニ是迄ハ志願者ヲ以テ  
試驗ノ上合格ノ者ヨリ缺員ノ度毎ニ漸次御採用相成候ニ付職務  
上教授之如モ新拜命之者十人或ハ二十人ニ滿ルヲ待テ教習候都  
合ニテ實際差支不尠候間自今試驗合格者ハ直ニ巡查教習所ニ於  
テ教授シ卒業ノ上實務ニ服役候様相成度然レハ右教習中ハ月給  
減額御支給相成候テモ可然乎ニ見込候間御申渡案ヲ起草シ此段  
相伺候也

(按) 巡查新拜命者教習中月給減額

何 (明治二十一年七月三十一日)  
(警至一〇九七號)

本縣巡查採用直ニ巡查教習所ニ於テ教習中ノ者ニ限リ十九年十  
月御省令第廿三號巡查看守俸給支給規則第二條ニ依リ別表之通  
適宜減額支給致シ度此段相伺候也

月給減額表

名稱	一等	二等	三等
月給額	金五圓	金四圓	金三圓

右指令  
何之趣認可ス

明治二十一年八月十三日

內務大臣

判任官官俸給令 (明治廿四年七月廿四日)  
(勅令八三號)

第一條 判任文官ノ月俸ヲ別テ十級トシ別表ニ依リ毎月下旬ニ  
於テ之ヲ支給ス (下略)

附 則  
第八條 本令ハ明治二十四年八月十六日ヨリ施行ス

明治十九年勅令第三十六號判任官官等俸給令ハ本令施行ノ日  
ヨリ廢止ス

別表	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
別表	六十圓	三級四十五圓	五級三十五圓	七級二十五圓	九級十五圓	二級五十圓	四級四十圓	六級三十圓	八級二十圓	十級十三圓

地方官官俸給令 (明治廿四年七月廿四日)  
(勅令一二〇號)

第一條 府縣知事書記官警部長收稅長及典獄ノ年俸左ノ如シ

東京府知事	四千圓
京都府知事、大阪府知事、神奈川縣知事、兵庫縣知事、長崎縣知事、新潟縣知事、愛知縣知事、宮城縣知事、廣島縣知事、熊本縣知事	三千五百圓
其他ノ縣知事	三千圓
三府及神奈川、兵庫、長崎、新潟、愛知、宮城、廣島、熊本ノ八縣	二千圓
其他ノ諸縣	千五百圓

書記官	千四百圓
警部長	千四百圓
收稅長	千四百圓
典獄長	八百圓
其他ノ官	六百圓

第六條 本令ハ明治二十四年八月十六日ヨリ施行ス  
明治二十三年勅令第二百二十六號地方官官等俸給令ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

巡查俸給令 (明治二十四年八月十日)  
(勅令一六九號)

- 第一條 巡查ノ月俸ハ左ノ如シ
- 一級 十圓
- 二級 九圓
- 三級 八圓

第二節 職制定員及警察官の待遇

巡查の判任官待遇 (明治二十四年八月一〇日)  
(勅令一七〇號)

巡查看守ハ判任官ヲ待遇ス

右に依リ當時內務大臣ハ次の通り訓令してゐる

訓令第七〇九號 (明治二十四年八月一五日)

今般勅令第七十號ヲ以テ巡查看守ハ判任官ヲ以テ待遇スルコ  
トニ相成タルハ全ク巡查看守ノ其職任ノ重ニ對シテ相當ノ待遇  
ヲ與ヘタルト同時ニ又之ヲシテ十分ノ實效ヲ舉ゲシメントノ主  
旨ニ外ナラサルニ付巡查看守ハ其待遇ヲ與ヘラレタルカ爲メニ  
苟モ微憂ニ流ルルコトナク此際益々奮勵シテ其職任ノ重ヲ盡サ  
マルヘカラス殊ニ巡查ニアリテハ公衆ニ直接シテ其職務ヲ行フ  
モノナレハ一層此注意ヲ加ヘテ常ニ公正ト誠實トヲ以テ其職務  
ニ當リ親切ト丁寧トヲ以テ公衆ニ接シ以テ益々警察ノ實效ヲ舉  
ケンコトヲ勉メサルヘカラス宜ク此意ヲ體シ心得違ノ者無之様  
厚ク訓諭セララルヘシ

右訓令ス

訓令第四十三號

內務部	警察部	直稅署
四九九		

第二章 警察制度の變遷 (本縣)

間 稅 署

文官俸給令改正相成候處現在判任官ハ更ニ辭令ヲ用ヒス新俸給令ニ依リ現月俸ニ相當スル俸給ヲ受クル儀ト心得ヘシ

明治二十四年八月十五日

大分縣知事 岩崎 小二郎

訓令第十四號 明治二十五年三月廿一日

本年四月一日ヨリ巡查俸給令實施ニ付テハ從前月俸十圓ヲ給與セシ巡查ハ一級俸ヲ、九圓ヲ給與セシ巡查ハ二級俸ヲ、八圓、七圓又ハ六圓ヲ給與セシ巡查ハ三級俸ヲ給スルモノトシ更ニ辭令ヲ用ヒス

手帖取扱手續 (明治三六、五、二三番主七二二號定)

- 一、巡查ノ手帖ハ各署ニ於テ需用ヲ見積リ警察部ヘ請求ノ上消耗品原簿ヘ登記シ受拂ヲナス者トス
- 一、警察部ニ於テハ右請求ニ依リ部印ヲ捺シ配布スヘシ
- 一、右下渡ス手帖ニハ左圖書式ノ如ク番號ヲ付シ官姓名渡年月日ヲ記載スヘシ
- 一、各署ニ於テ下渡ストキハ兼テ手帖渡明細簿ヲ備ヘ置キ官姓名番號渡年月日ヲ記載スヘシ但シ番號ハ一ヶ年ヲ限リ改號スル者トス
- 一、手帖ハ使用ノ出來得ル迄ハ保存シ使用出來サルヲ待テ交換シ轉署スルモ携帯シテ差支サルモノトス
- 一、手帖交換及辭職ノ際ハ番號渡年月日及官氏名ヲ便宜書留置キ

五〇〇

認證ハ其都度當該署ニ於テ廢棄スヘシ

一、遺失紛失又ハ賊難ニ罹リタルトキハ其姓名番號並ニ下渡年月日ヲ記シ届出ツヘシ

(左圖ハ省略)

勅令第八八號 明治二十七年七月六日

豫備後備ノ軍籍ニ在ル巡查看守ニシテ戰時若クハ事變ニ際シ召集セラレタルトキハ其ノ間休職ヲ命スルコトヲ得但俸給ヲ支給セス休職中ノ日數ハ在職日數ニ算入ス

註 本令ニ對シテハ明治三十七年ニ至リ休職給ヲ支給スル規定出ツ (明治三十七年縣令三七號參照)

巡查給與品目 (明治三一年二月一日)

代料渡品目	數量	單價	金員	一ヶ月割金員
下 襟	一二	一〇〇	一、二〇〇	一〇〇
手 套	四	一一〇	四四〇	〇三六
冬夏肌着	四	六〇〇	二、四〇〇	二〇〇
靴 下	二四	〇六〇	一、四四〇	一二〇
長 靴	一	三、二〇〇	三、二〇〇	二六六
短 靴	二	一、六七〇	三、三四〇	二七八
計			一、二〇二〇	一、〇〇〇

大分縣令第三十七號 明治三十七年六月十四日

巡查休職給支給規則

第一條 戰時又ハ事變ニ際シ陸軍又ハ海軍ニ召集セラレタル爲休職ヲ命シタル巡查ニハ解除ニ至ル迄休職給ヲ支給ス

第九條 巡查ニハ一箇月五圓以内ノ官料ヲ給スルコトヲ得 (下略)

訓令警第一五七三號 明治四十二年三月廿三日

巡查給與規則左ノ通定メ明治四十二年度ヨリ施行ス

巡查給與規則

第一條 刑事又ハ通譯專務ノ巡查ニハ左ノ等級ニ依リ特別手當ヲ支給ス

- 一等 一箇月十圓 警察部
  - 二等 一箇月四圓 警察部及大分(二人)中津(二人)別府(二人)日田、竹田ノ各署
  - 三等 一箇月三圓 日出、國東、高田、四日市、森、三重
  - 四等 一箇月二圓 杵築、長洲ノ各署
  - 五等 一箇月一圓五十錢 鶴崎、久住、犬飼、佐賀關ノ各署
- 第二條 隔日勤務ノ巡查ニシテ非番ノ日ニ於テ臨時勤務ヲ命セラレタル者ニハ左ノ區別ニ依リ勤務手當ヲ支給ス但警察署警分署職務規程第三十條ノ勤務ハ臨時勤務ニ包含セス
- 一日五時間以上勤務ニ服シタルモノ二十五錢
  - 一日十時間以上勤務ニ服シタルモノ二十五錢
- 第三條 毎日勤務ノ巡查ニシテ休暇其他規定ノ勤務時間外特ニ臨時勤務ヲ命セラレタル場合ハ警察部長ノ認可ヲ經テ前條ニ據リ勤務手當ヲ支給スルコトヲ得
- 第四條 巡查練習生ニシテ入所ヲ命セラレタル者ニハ一箇月六圓ノ練習手當ヲ支給ス但練習所々在地ニ在勤スル巡查ニシテ

巡查給與令 (明治三十九年九月二十五日)

第七條 本則ハ明治三十七年四月一日ニ週リ之ヲ施行ス

附 則

- 第一條 巡查ノ月俸ハ十二圓乃至二十圓トス但シ巡查部長タル巡查ニハ二十五圓迄ヲ給スルコトヲ得
- 第二條 初メテ巡查ヲ命セラレタル者ノ月俸ハ十五圓以下トス判任官以上ノ官職ニ在リタル者又ハ巡查ノ職ニ在リタル者カ巡查ヲ命セラレタル場合ニハ第一條ニ定メタル範圍内ニ於テ其ノ前俸給額以内ノ月俸ヲ給スルコトヲ得
- 第三條 月俸ノ増給ハ三圓ヲ超ユルコトヲ得十五圓以上ノ月俸ヲ受クル巡查ニハ六箇月ヲ經過スルニ非サレハ増給スルコトヲ得十五圓未満ノ月俸ヲ受クル巡查ニシテ十五圓以上ニ増給スル場合亦同シ
- 第四條 巡查部長タル巡查及刑事通譯其ノ他特別ノ技能ヲ有スル巡查ニハ第二條及第三條ヲ適用セス (中略)
- 第八條 訓練中ノ巡查ニハ一箇月七圓以内ノ訓練手當ヲ給スルコトヲ得

第二節 職制定員及警察官の待遇

五〇一

自宅通勤ヲ爲ス者ハ一箇月二圓ノ練習手當ヲ支給ス  
第五條 部署所在理勤務ノ警部補、巡查又ハ水上派出所勤務ノ  
巡查ニシテ左ノ町村内ニ居住スル者ニハ一箇月一圓ノ宿料ヲ  
支給ス

警察部

(大分町)

大分警察署

(同上)

中津警察署

(中津町一圓)

別府警察署

(別府町)

別府水上警察署

(同上)

臼井警察署

(臼井町)

竹田警察署

(竹田町)

日田警察署

(日田町)

第六條 臨時勤務ヲ命セラレタルトキト雖モ普通旅費ノ支給ヲ  
受タル者ニハ手當金ヲ支給セズ

第七條 警察署警察分署ニハ前記様式ノ非番勤務簿ヲ備ヘ整理  
スヘシ(中略)

附 則

第十條 刑事事務巡查特別手當支給規則、同部署等級別、巡查  
臨時勤務手當支給規則、巡查訓練手當支給規則ハ本則施行ノ  
日ヨリ之ヲ廢止ス  
(非番巡查勤務簿様式略)

警部補巡查給與規則 (大正四年度ヨリ施行)

(大正四年度四月一四日 訓令警一〇二二號)

刑事事務及特務巡查ニシテ警察部長ニ於テ特ニ指定シタル者  
ニハ帽、夏服、冬服、甲乙種外套、日履ハ使用及保存期限終  
了ノ翌日ヨリ二號表ニ依リ代料ヲ支給ス

第八條 給與金ハ左ノ規定ニヨリ之ヲ支給ス

一、特別手當ハ發令ノ翌日ヨリ計算シ病氣其他私事ノ爲執務  
セサルコト一箇月十五日ヲ超ユル者及轉免、休職、死亡ノ  
場合ハ日割ヲ以テ支給ス但シ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病  
ニ罹リ又ハ服忌ヲ受ケルモノハ此ノ限ニアラス

二、訓練手當ハ巡查練習所ニ入所シタル日ヨリ支給シ卒業又  
ハ退所、退職、休職、死亡ノ場合ハ日割ヲ以テ支給ス

三、宿料ハ新任、着任、歸任ノ日ヨリ支給シ第三條但書以外  
ノ者ニシテ練習所ヘ入所ヲ命セラレタルモノ及轉免、休職  
死亡ニ際シテハ月ノ十五日前後ヲ區分シ其十五日前ナルト  
キハ半額ヲ給シ十六日後ナルトキハ全額ヲ給ス但シ支給開  
始ノ月ニ於テ入所、轉免、死亡ノ場合ハ日割ヲ以テ支給ス

四、宿料ハ病氣其他私事ノ爲居住セサルコト引續キ三十日ヲ  
超ユルトキハ支給ヲ停止ス此場合ニ於テハ日割計算トス

五、燈油代ハ巡查駐在所勤務日數一ケ月中十六日以上ノ者ハ  
全額十六日未満ノ者ハ半額ヲ支給ス但シ引續キ一箇月勤務  
セサルトキハ支給セズ

六、給與品代料ハ新拜命ノトキハ全額ヲ支給シ轉免、休職、  
死亡ノトキハ月ノ十五日前後ヲ區分シ十五日前ナルトキハ  
半額ヲ給シ十六日後ナルトキハ全額ヲ支給ス  
給與金ヲ支給スルニ當リ計算上錢位未滿ノ端數ヲ生シタル

第二節 職制定員及警察官の待遇

第一條 刑事事務ノ巡查ニハ一箇月一圓乃至四圓ノ特別手當ヲ  
支給ス

第二條 隔日勤務ノ巡查ニシテ非直ノ日ニ於テ臨時勤務ヲ命セ  
ラレタル者又ハ毎日勤務ノ警部補巡查ニシテ休日其他規定ノ  
勤務時間外特ニ臨時勤務ヲ命セラレタル者ニハ左ノ勤務手當  
ヲ支給スルコトヲ得但シ普通旅費ノ支給ヲ受ケル場合又ハ警  
察署警察分署職務規程第二十九條ノ勤務ハ之ヲ給セズ  
一日五時間以上勤務ニ服シタルモノ二十五錢  
一日十時間以上勤務ニ服シタルモノ二十五錢

第三條 巡查練習生ニハ一箇月六圓ノ訓練手當ヲ支給ス但シ練  
習所々在地ニ在勤スルモノニシテ自宅通勤ヲ爲ス者ニハ之ヲ  
給セズ

第四條 教習巡查寄宿舎監督ノ爲宿直スル警部補巡查ニハ一夜  
十錢ノ監督手當ヲ給ス  
(第五條ハ宿料ノ規定ナルモ明治四十二年巡查給與規則第五  
條ニ差異ナキニ付略)

第六條 巡查駐在所勤務ノ巡查ニハ左ノ燈油代ヲ支給ス但シ門  
燈用燈油代ハ點燈ノ認可ヲ經タル地ニ限ル  
一 巡回用燈油代 一箇月金十錢

一 門燈用燈油代 一箇月金二十錢  
第七條 警部補巡查給與品中下襟、手套冬肌着、夏肌着、靴下  
長靴、短靴ハ一號表ニ依リ代料ヲ支給ス但シ新ニ拜命ノ者ニ  
ハ短靴、長靴ノミ初期ニ限り現品又ハ現品ニ相當スル代料ヲ  
其際支給ス

トキハ之ヲ切捨ルモノトス日割計算ノ法ハ其月ノ現日數ニ  
依ルモノトス

第九條 給與金ハ別ニ定ムルモノノ外左ノ定日ニ於テ支給スヘ  
シ但シ轉免、休職、死亡ノ場合ハ其際之ヲ支給ス

一、第七條給與金巡查月俸支給定日  
二、前號以外ノ給與金 翌月一日ヨリ七日迄

附 則

警察署警察分署ニ第三號様式ノ帳簿ヲ備ヘ非番勤務ノ事項ヲ登  
記スヘシ

第一號表

代料渡品目 一ヶ月割支給金額

下襟	〇八〇
手 套	〇四〇
冬 肌 着	二〇〇
靴 下	一二〇
長 靴	二七〇
短 靴	二九〇
計	一、〇〇〇

第二號表

代料渡品目	一ヶ月割支給金額
帽	〇七五
冬 服	三七五
夏 服	三四〇
甲乙種外套	三九五
計	五〇三

第二章 警察制度の變遷（本縣）

計 一、〇〇五  
一、一九〇

（第三號様式非番巡查勤務簿省略）

訓令第三三六號 大正八年二月十四日

大正四年四月訓令第一、〇二二號警部補巡查給與規則中左ノ  
通改正シ大正八年度ヨリ施行

第一號表中 月額七十錢ノ額支給區分ノ内

森警察署ノ下ニ「及鶴崎、并築、長洲、久住、大飼分署」ヲ  
加ヘ月額五十錢ノ額支給區分ノ内

「長洲水上派出所」ヲ削ル

第三號表及第四號表ヲ左ノ通改正ス

第三號表

代料渡品目

下

一ヶ月割支給金額  
八〇厘

手	冬	夏	肌	着	五〇四
靴	長	靴	下	靴	五〇
短	靴	靴	靴	靴	三二五
計					三七五
					二二〇
					四五〇
					一、五〇〇

第四號表  
代料渡品目

一ヶ月割支給金額

七〇厘

七二〇

三一一

八四〇

七

一、九五〇

日	甲	乙	種	外	套	覆
計						

巡查給與令の改正

（大正九年八月  
勅令第三三三號）

本令は明治三十九年九月勅令第二五九號を以つて定められた給與令の全面的改正である即ち夫れ迄の巡查は最低十二圓最高十八九圓の月俸であつたが、彼の歐洲大戰の結果所謂好景氣に煽られ一般の物價が非常に昂騰した處々に米騒動さへ起つた爲俸給生活者殊に薄給の警察官は非常に生活困難を訴へた、そこで當局では緊急對策として大正六年九月から月俸十五圓以上の者には一圓五十錢其他の者には一圓の臨時手當を給し更に翌七年五月か

ら妻子ある者に三圓、なきものに一圓の手當を支給したが、日上りの物價に對しこれ程の手當では二階から目録である。そこで同年十一月から手當俸給三十圓以上の者には二割五分、以下の者には三割増の手當を増給したが尙追付かないので翌八年四月から手當俸給五割増といふことにし、更に翌大正九年四月からは俸給年額三百圓を超える者には百二十圓及俸給年額の二分の一を合せたる額三百圓以下は十割増の手當を支給することにしたのである。之れが即ち大正九年の給與令改正の前提をなしたもので、大體夫れ迄の本俸に諸手當を合したものが改正俸給となつたものである。

運 査 給 與 令

第一條 巡查ノ月俸ハ三十圓乃至七十圓トス但巡查部長タル巡  
査ノ月俸ハ其最上額ヲ八十圓トス

最上額ヲ受ケ二年ヲ超ヘ事務練熟優等ナル巡查ニハ月額七圓  
以内ヲ加給スルコトヲ得但シ巡查部長タル巡查ニハ月額十圓

以内ヲ加給スルコトヲ得

教習中ノ巡查ノ月俸ハ二十圓乃至三十六圓トス

第二條 削除

第三條 月俸ノ加給ハ十圓ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條 巡查部長タル巡查及刑事通譯其他特別ノ技能ヲ有スル  
巡查ニハ前條ノ規定ヲ適用セス特別ノ事由アル場合ニ於ケル

巡查ノ増給ニ付亦同シ

第四條ノ二 功勞記章ヲ附與セラレタル巡查ニハ一ヶ月二十圓  
以内ノ功勞加俸ヲ給ス

第二節 職制定員及警察官の待遇

第四條ノ三（省略）

第四條ノ四（省略）

第六條 刑事通譯其他特別ノ技能ヲ有スル巡查ニハ一箇月五十  
圓以内ノ特別手當ヲ給スルコトヲ得

第七條 非番ノ日ニ於テ臨時勤務ニ服シタル巡查ニハ一日二圓  
以内勤務訓手當ヲ給スルコトヲ得

第八條 訓練中巡查ニハ一箇月二十圓以内ノ訓練手當ヲ給スル  
コトヲ得

第九條 巡查ニハ一箇月二十圓以内ノ宿料ヲ給スルコトヲ得

（以下略）

附 則

本令ハ大正九年八月分ヨリ之ヲ適用ス

判任官俸給令（大正九年十月勅令）

（第四六三號改正）

五〇五



第二章 警察制度の變遷 (本縣)

- 第一條 判任官ノ月俸ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外別表ニ依ル
- 第二條 (軍人關係ニ付省略)
- 第三條 判任文官ハ毎歳在職一年以上ニ至ラサレハ増給スルコトヲ得ス但六級以下ノモノハ此ノ限ニアラス
- 第四條 判任文官ニシテ一級俸ヲ受ケ五年ヲ越ヘ事務練熟、優等ナル者ハ特ニ二百圓迄ヲ給スルコトヲ得
- 第五條 判任文官ノ俸給ハ月俸七十五圓未滿ノ者ニ限リ級俸ニ拘ラス適宜ノ金額ヲ定メ之ヲ給與スルコトヲ得但各所定ノ最低俸給額ヲ下ルコトヲ得ス
- 第六條 各廳技手ハ判任トシ各廳事務ノ繁閑ニ依リ別表最低額以下ヲ給スルコトヲ得
- 第七條 (前略) 府縣判任官(中略)ニハ別表最低額以下二十圓迄ノ月俸ヲ給スルコトヲ得但書(省略)
- 第八條 (省略)
- 第九條 各廳警部補ノ月俸ハ四十圓以上八十五圓以下トス
- 第十條 (省略)
- 第十一條 (省略)
- 第十二條 前四條ノ判任文官最上級ヲ受ケ三年ヲ超ヘ事務練熟優等ナル者ハ特ニ月俸十圓以内ヲ加給スルコトヲ得
- 第十三條 判任官死亡シタル時ハ在職最終月俸三分ノ額ニ相當スル死亡賜金ヲ其遺族ニ給ス

序ニ依リ同順位内ニ在リテハ家督相續人ハ其他ノ者ニ男ハ女ニ、長ハ幼先ツ

第十四條 月俸ハ每月下旬之ヲ支給ス前項ノ外俸給ノ支給ニ關シテハ高等官々等俸給令ニ依ル

第十五條 俸給支給ニ關スル細則ハ大藏大臣之ヲ定ム

(別表)

級	俸	月	額
一	級	俸	百六十圓
二	級	俸	百三十五圓
三	級	俸	百十五圓
四	級	俸	百十五圓
五	級	俸	百十五圓
六	級	俸	八十五圓
七	級	俸	七十五圓
八	級	俸	六十五圓
九	級	俸	五十五圓
十	級	俸	四十五圓
十一	級	俸	四十五圓

附則 (大正九年八月 勅令第二五八號改正)

本令ハ大正九年八月分ヨリ之ヲ適用ス(中略)

明治二十四年勅令第八十三號判任官俸給令ノ例ニ依リ五級以上ノ俸給ヲ受クル地方稅支并ニ屬スル判任文官ノ級俸ノ對等ニ付テハ前數次ノ規定ニ拘ラス左表ノ區分ニ依ル、但文武判任官等級令ノ適用ニ付テハ仍從前ノ等級ヲ保有ス

現行俸給	改正俸給
特別給	一級俸
一級俸	二級俸
二級俸	三級俸
三級俸	四級俸
四級俸	五級俸
五級俸	六級俸

(參考) 高等官官等俸給令 (明治四十三年三月 勅令第一三四號)

- 第一條 親任式ヲ以テ叙任スル官ヲ除ク外高等官ヲ分チテ九等トス親任式ヲ以テ叙任スル官及一等官二等官ヲ勅任官トシ三等官乃至九等官ヲ奏任官トス
- 第二條 奏任官ノ任免及叙等ハ内閣總理大臣之ヲ奏薦シ其各省及各省所屬ノ官廳ニ關スルモノハ内閣總理大臣ヲ經由シテ主任大臣之ヲ奏薦ス
- 第三條 高等官ノ官等ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外別表第一表ニ依ル
- 官制上他ノ官ニ在ル者ヲ以テ兼任セシムル官ニシテ別ニ官等ヲ定メサルモノハ本官ノ官等ニ依ル
- 第四條 初メテ高等文官ニ任セラレタル者ノ官等ハ六等以下トス

第二節 職制定員及警察官の待遇

- 高等文官ニシテ退官シタル者再モ高等文官ニ任セラレル場合ニ於テハ其官等ハ前官ノ官等以下トス但シ前官々等在職ニ數
- 二等ヲ超ヘタル者ハ前官ノ官等ニ一等級ヲ進ムルコトヲ得前官々等七等以下ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス陞シテ六等官ニ至ルコトヲ得
- 第五條 高等文官ノ官等ハ別ニ進級ノ例ヲ定メタルモノ及七等以下ノモノヲ除キ在職二年ヲ超ユルニ非サレハ陞叙スルコトヲ得ス
- (中略)
- 第十二條 奏任文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除ク外別表第二表各號ノ一ニ依ル
- 第十三條 別表第二表第一號ニ依ル官ノ官等ハ高等官三等乃至七等同第二號ニ依ルモノハ高等官四等乃至八等同第三號ニ依ルモノハ高等官五等以下トス
- 第十四條 別表第二表第一號ニ依ル諸官左ノ如シ(抄録)
  - 府縣理事官
  - 府縣理事官
  - 各廳技師
- (中略)
- 第十八條 前數條ノ規定ニ依ルモノヲ除クノ外高等文官ノ年俸ハ別表第四表又ハ第五表ニ依ル但シ別段ノ定メアルモノハ此限ニアラス
- (中略)
- 第三十三條 高等文官死亡シタルトキハ在職ニ俸三分ノ一ノ額ニ相當スル死亡賜金ヲ其遺族ニ給ス(中略)
- 第二十四條 三俸ハ十二分シテ毎月之ヲ支給ス

（以下略）

第一表（略）

第二表

奏任文官俸表

級俸	第一號	第二號	第三號
一級	四、五〇〇 <sup>円</sup>	三、八〇〇 <sup>円</sup>	三、一〇〇 <sup>円</sup>
二級	四、一〇〇	三、四〇〇	二、七〇〇
三級	三、八〇〇	三、一〇〇	二、四〇〇
四級	三、四〇〇	二、七〇〇	二、〇〇〇
五級	三、一〇〇	二、四〇〇	一、八〇〇
六級	二、七〇〇	二、〇〇〇	一、六〇〇
七級	二、四〇〇	一、八〇〇	一、四〇〇
八級	二、〇〇〇	一、六〇〇	一、二〇〇
九級	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇
十級	一、六〇〇	一、二〇〇	九〇〇
十一級	一、四〇〇	一、〇〇〇	
十二級	一、二〇〇		

第三表（略）  
第四表（略）

第五表（抄録）

廳府縣警視

級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
一級	三、一〇〇	二、八〇〇	二、六〇〇	二、四〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但俸給ニ關スル改正規程ハ大正九年八月分ヨリ之ヲ適用ス（中略）

明治二十四年勅令第六十五號ハ之ヲ廢止ス（下略）

警部補ノ俸給及給與ニ關スル件

（昭和八年二月二十三日 勅令一八號改正）

巡查給與令第四條ノ二乃至第四條ノ四及第六條乃至第十三條ノ規定ハ警部補ノ俸給及給與ニ關シ之ヲ準用ス

附則

本令ハ昭和八年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 警察手帳の沿革

抑々警察官吏に對しては、整然たる制服の存する所ではあるが時に司法、刑事、高等或は其の他の警察等特殊の

勤務に服する者は其職務の性質上私服を着用することを便宜とする場合甚だ尠くないので之等私服勤務者が職權を行使する場合、固より警察官たることを告ぐるのみで足る場合なしとせざるも併し時に刑事と偽る不逞漢も絶無とは謂ひ難く、依て民衆をして納得せしむる行政の見地よりしても或は更に公人に對する場合に於ても警察官吏たるの證票を提示して職務を行ふことが蓋し策を得たるものたるべし。

故に由來直接警察取締の任に當る者に對しては古代は扱て置き、明治の初警察制度を布かれし當時より、既に印鑑又は木札を交付して當該官吏たるの證明に用ひたり。警察手帖を始めて使用せしめた年月に付ては、其記録明ならざるも相當早くより認められしものゝ如く。即ち明治七年一月の太政官特達巡查規則に依れば、其の第七に「巡邏中職務に關する大小の事故は逐一手帳に記して警部若は一等巡查に報知すべし」とあり更に其の第八に於ては「當番のときは正服並に帽を着し手棒、手繩、手帳呼子笛を携帯す可し」とある。この巡查規則は、大區少警視、小區警部及一等巡查職務章程並に巡查心得と共に現行行政警察規則の母體ともなるべきものにして、即ち翌八年三月太政官達第二十九號を以て、行政警察規則を制定せらるゝに及んで其の第三章巡查勤方之事第八條に於て「巡邏中職務に關する大小の事故は逐一手帳に記し警部へ報知すべし」と同一主旨を明規せられて居る。更に進で明治三十年十月勅令第三百十九號を以て巡查給與品及貸與品規則を制定せらるゝに當りては、第二條に依て帽徽章、肩章及刀等と共に「一手帖」として貸與品の一に掲げられた。尙明治三十三年六月行政執行法を制定せらるるに際しては、内務省訓第六百十號を以て「行政執行法及其の施行令制定に關する訓令」中に於て「本條に依り警察官の職務執行を爲すに當り制服を着用せざるときは警察官たるの證票を携帯し請求する者あるに於ては之を示すべし」とありて

行政執行法の如き、警察官に對して廣汎なる強制權を認められたるに際しても、私服を以て其の職權を行使せんとする場合に於ける措置に付ては、尙手帳を提示せしむる等周到なる注意を規定せられたり。然るに之等重要なる使命を有する手帳の制式及取扱等に付ては、中央に於て何等規定せらるゝ所なく現在に至らんとしたので茲に昭和十年十一月内務省訓第九二二號を以て警察手帳規程を見るに至つたのである。

本縣元より其附則に則り十一年一月一日より同規程を實施したりしが本縣としては先之前顯巡查給與品及貸與品規則に據り巡查に下渡し來りし巡查手帖は本規程に據る警察手帳と殆ど其制式を同ふしたること及明治二十六年五月警主第七二二號を以て之が手帖取扱手續の制定ありしを記憶すべきである。

### 警察手帳規程

（昭和十年十一月二十六日）  
（内務省訓第九二二號）

第一條 巡查給與品及貸與品規則第二條第一項及明治四十三年勅令第二十一號ニ依り警部補及巡查ニ貸與スヘキ手帳ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 手帳ノ制式左ノ如シ（左記略）

第三條 手帳ニハ職務ニ關スル事項ニ限リ之ヲ記載スヘキモノトス

第四條 職務ノ執行ニ當リ警察官タルノ證據ヲ示スノ必要アルトキハ手帳ニ依リ官職氏名及廳府縣印押捺ノ部ヲ提示スヘシ

第五條 手帳ハ其ノ取扱ヲ慎重ニシ職務ニ服スルトキト否トヲ問ハス之ヲ携帯スヘシ

第六條 廳府縣長官必要アリト認ムルトキハ警視及警部ヲシテ本規程ニ準シ手帳ヲ携帯セシムルコトヲ得

（附圖省略）

附 則

本規程ハ昭和十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス從前ノ手帳ハ當分ノ内仍之ヲ用フルコトヲ得

右に則り本縣に於ては昭和十一年一月一日より實施せり

### 官吏の減俸

それは昭和六年の事である。政府は月俸五十五圓の官吏（囑託等も含む）に六月一日から減額を斷行した、判事は身分保障の關係あり翌年四月一日から小學校教員は、月俸百圓以上に對し七月一日から夫れ々々減額を斷行した此減俸に依りて政府の益する處は八百二十萬圓であつた、同時に恩給法を改正して文官二十年、武官十五年、巡查十一年、教員二十年に夫々年限を延長したが、當時の減俸に對し眞先に反對したのは鐵道職員で門鐵三萬の従業員百名は猛烈に反對決議し（彼等は其専用電話を以つて相呼應して氣脈を通じたのである）上京した實行委員廿五名は警視廳に檢束され、大阪では昂奮の餘り割腹自殺をした者もある。

本縣では七月十三日臨時縣會を招集して減俸案及これに關聯せる豫算更正を可決し縣立病院は減俸と同時に入院料藥價の値下を行ひ、縣會議員は歳費手當の減額を自發的に行ひ範を示した。さうした内政の行詰りが原因したのか若槻内閣は十二月十一日總辭職し翌十二日犬養内閣が出來た、本縣では十二月十八日最終日の縣會中、阿部（嘉七）知事が休職となり閉會の挨拶が圖らずも訣別の挨拶となつた、とは當時を語る新聞記事の一節

### 警察官の待遇に就て

内務省警保局が警部級の増收を考へ、極力、その實現を期すると謂ひ。それでどれほどの豫算だといふと、たつた二十七萬圓だから均霑の程度は知れたものだ。警部となれば被服が自辨で、その上、相當の體面を保たねばならす一切が官給の巡查と比較して所得はたゞ内心の矜持に止るから辛い。明治四年、由利公正子が鹿兒島から三千人の

壯丁を呼んで、その大小を取上げ、椶の棒をもたせて市中見廻りをさせてゐたのが邏卒の最初、警察官の發端だ。  
 (中略) 明治五年十月から東京をはじめ各地の邏卒取締、捕亡吏すべてが一様に巡查と改稱されて警察の威容は漸く整ひ、内容の複雑化は世相に正比例し。治安の上から絶対必要はもとより、時には身命の危害あるに拘はらず、依然たる低給は不可能の強制で、官紀弛廢は從つて起る。「わがものと思へば輕し椶の棒、かみの恩義を笠に着て、雪のあしたや風の夜は、ソギ袖さむくボリス泣く、待つ身につらきお給金、實にやるせがないわいな。」明治初年、邏卒時代の都々逸だ生活内容は今にかはらず。云々

註

本文は昭和九年頃大阪朝日新聞天聲人語欄の記事なり題名は便宜上筆者に於て之を名付く

## 二、旅費關係

第二百九十九 明治二年三月二十三日

諸官々員在勤先へ家族引連候節へ旅費トシテ當人御用旅行御手當ノ通被下候事

但當人家族引連旅行ノ節へ御用旅行御手當ノ一倍被下候事

第九十五號 明治八年十一月十二日(太政官達)

巡查旅費別表ノ通相定候條來ル十二月一日ヨリ施行可致此旨相達候事

但地方ノ見込ヲ以適宜減省候儀不苦候事

巡查旅費日當定則表

等級	管外並旅行	旅行並 回滯留	巡 回	管 內 並旅行	管內旅 中滯留 並回滯留	巡 回	早 道	官船乘組御 國內航海但 一切官費 歸縣	召募 赴任 免職 臨時 辨當料
一 等	一圓二十五錢	三十錢	六十二錢五	八十八錢	二十錢	五十六錢	一圓九十錢	六十錢	五十錢
二 等	一圓	廿五錢	五十五錢	八十錢	十五錢	五十錢	一圓四十錢	五十錢	五十錢
三 等	一圓	廿五錢	五十五錢	八十錢	十五錢	五十錢	一圓四十錢	五十錢	五十錢
四 等	一圓	廿五錢	五十五錢	八十錢	十五錢	五十錢	一圓四十錢	五十錢	五十錢

本件へ九年一月二十八日達第七號ヲ以テ左ノ通増補二月一日ヨリ施行ノ旨達セララル

東京ヨリ横濱間片道汽車料) 一等八十八錢 二等八十八錢 三等八十錢 四等八十錢

### 巡查旅費定則中管内滯留日當

(明治九年二月二十七日 太政官達二十一號)

明治八年十一月第一號明治八年十一月第五十五號達巡查旅費定則中管内滯留日當ノ儀出張所、屯所等見廻リ設置候迄當分各地方ノ適宜ニ依リ左ノ通増加不苦候云々

等級	管内旅行滯留 并巡回滯留	管内旅行滯留 并巡回滯留
一 等、二等	二十 五 錢	二十 五 錢
三 等、四 等	十 錢	十 錢

巡查旅費料其外給與之儀ニ付同(明治九、三、一八)

警察之義道々御達之御旨趣ニ基キ出張所屯所ヲ設置事務取扱罷在候處當縣之義ハ土地ノ曠漠ナル廣袤約スルニ四十里ニ向ントス其間山岳互綿險峻坂ニテ出張所屯所持區内モ概スルニ大ナルハ凡十里方小ナルモ五六里方ヲ降ラス依テ巡查ノ警邏スルモ止宿セサル能ハス然ルニ旅籠料支給無之候テハ實際難澁ニ付昨

第二節 職制定員及警察官の特遇

五一三

明治八年御省日誌第七十號新潟縣へ御指令之趣ニ依リ當縣ニ於テモ一泊旅籠料金十五錢一晝賄料金三錢五厘ヲ支給致度  
 巡查制服器具中スボンツリト稱スル品豫算表日中ニ無之處山間險難ノ地ヲ跋涉巡邏スルニ該品無之候テハ屢々脱下シ着服ノ姿裝ヲ亂スノミナラス急劇追捕ノ際機ヲ後レ蹠ヲ失フ等ノ義モ有之彼足不都合ニ付半ケ年保存ノ見込ヲ以テ現品支給致度  
 右兩條相伺候條早々御指揮相仰候也  
 右指令 (明治九年四月四日 内務卿名)  
 書面何之趣ハ左之通可相心得事  
 第一條 何之通  
 第二條 關占可相渡管ニ付スボンツリ不及給與候處尤自費ヲ以支辨用候義ハ適宜ニ任セ不苦候事

內務省乙第三九號 明治九年三月廿五日

明治八年十二月廿二日内務省乙第六十八號警部巡查給與規則第十四條但書巡查受持區内巡回ノ節ハ旅費支給不致成規之處未

第二章 警察制度の變遷 (本縣)

夕警察出張所屯所等ノ設置通カラス一屯所ノ管轄數里ニ涉リ候  
場所モ有之ニ付追テ通ク設置候迄ハ持内ト雖宿料ヲ要スル節ニ  
限リ一泊旅籠料十五錢迄一晝賄料三錢五厘迄ヲ以テ支給候義不

苦此旨相違候事  
(註) 警部巡查給與規則ハ前項「官等俸給ノ關係」ノ部ニア  
リ參照

巡査旅費日當定則表 (明治九年八月一日 太政官達八〇號)

官名	並旅行	赴任旅行	晝夜急行	滯留	官船渡海	同賄料	府縣管 内並旅行	同滯留	召集 免職 歸國	東京横濱 大阪神戸 片道汽車	臨時 辨當料
巡查	一圓廿五錢	一圓五十錢	一圓九十錢	三十錢	六十錢	五十錢	八十錢	廿五錢	五十錢	八十錢	三錢五厘

備考 本表は明治八年十一月第一九五號達巡査旅費規則及九年一月第七號二月第二一號増補の分を改正したるものである。

明治十年三月七日大分縣令

警察官吏及巡査旅費片道三里以内六里未滿ノ地へ出張日歸ノ向ハ日當支給不致候處非常中ハ勿論平素ニテモ賊徒追蹤或探偵ノ事件  
ニ依リ急行ヲ要スルムキハ晝夜ヲ論セス舟ヲ買ヒ車ヲ賃ハステハ其機ヲ失スル儀往々有之ニ付舟車賃錢ノ當否ヲ論定スルノ遲ナク  
シテ三里以内ノ地へ往復急行シ或ハ一晝夜ニ數度往復スルト雖モ旅費規則第二章中第五項ニ準據スルニ一泊以上ニ非サレハ日當支  
給不致候ハ勿論ノ事ニ有之然ルニ警察官吏等ハ他ノ官吏ト異ニシテ前陳ノ通り現場不得已ノ情狀有之ニ付急行ニ限リ往復六里未滿  
ト雖モ一日分ノ旅費ヲ支給シ再三往復スルモノハ其里數ヲ通算シ相當ノ旅費ヲ給シ可然カ又ハ舟車賃錢其他ノ雜費ヲ別途相渡可然  
カ相伺候也

(指令)

書面往復六里未滿ノ地へ出張日歸ノ向ハ急行ト雖モ旅費支給ニ不度尤警察上不得已場合ニ於テ辨用候舟車賃等ハ警察費ノ内ヲ以テ  
實費仕拂ニ相立不苦儀ト可相心得事

警部巡查旅費支拂方伺定

(明治十四年一月十二日 大分縣令)  
當縣警察分署長心得ノ巡查在務中警部會議定日ヲ誤リ出張途中

ニ於テ其誤期タルヲ覺知シ直ニ引返シタルモノ則ニ依ル處分  
可致ハ無論ニ候得共右往復旅費支給シ不苦義ニ候哉

指令 (明治十四年五月廿七日)  
故意ニ出サルモノハ伺ノ通

內務省乙第十二號 明治十四年二月廿六日

明治十年十月當省乙第九十三號達警部巡查給與規則第十三條左  
ノ通り改正増補シ來ル三月一日ヨリ施行ス

第十三條 警部ノ旅費ハ一較ノ定規ニ依ル其區内出張及巡回  
ハ一日金一圓同滯在日當ハ一日金五十錢トシ右支給方ハ一  
般ノ定規ニ依ルヘシ

但各廳ニ於テ適宜減省候儀苦シカラス

旅費 (明治十九年六月八日 閣令第一四號ノ内)

等級	汽車賃	汽船賃	管外車馬賃	管內車馬賃	管外日當	管內日當
一等親任官	一哩毎ニ 金十五錢	一海里毎ニ 金五十六錢	一里毎ニ 金三十二錢	金四圓	一日毎ニ 金三圓	一日毎ニ 金三圓
二等勅任一等官	一哩毎ニ 金十二錢	一海里毎ニ 金四十二錢	一里毎ニ 金二十四錢	金三圓	一日毎ニ 金二圓	一日毎ニ 金二圓
三等奏任一等官	一哩毎ニ 金九錢	一海里毎ニ 金二十八錢	一里毎ニ 金十六錢	金二圓	一日毎ニ 金一圓五十錢	一日毎ニ 金一圓
四等奏任二等官	一哩毎ニ 金九錢	一海里毎ニ 金二十二錢	一里毎ニ 金十二錢	金一圓四十錢	一日毎ニ 金一圓	一日毎ニ 金一圓
五等判任四等以上	一哩毎ニ 金六錢	一海里毎ニ 金十四錢	一里毎ニ 金八錢	金九十錢	一日毎ニ 金七十錢	一日毎ニ 金七十錢
六等判任五等以下	一哩毎ニ 金六錢	一海里毎ニ 金八錢	一里毎ニ 金六錢	金七十錢	一日毎ニ 金五十錢	一日毎ニ 金五十錢

警察官吏其他内國旅費概則 (明治一九、六、二六) 內務省令二一號

第一條 警視警部長警部警部補ノ旅費ハ閣令第十四號内國旅費

第二節 職制定員及警察官の特遇

第二章 警察制度の變遷(本縣)

規則ニ據リ支給スヘシ但警部長ハ四等旅費府縣ノ警部月俸四十圓以上ハ五等旅費月俸四十圓未滿及警部補ハ六等旅費ヲ支給スルモノトス

第二條 警視及警部補ノ持区内ヲ巡回スルトキハ旅費ヲ給セス一切ノ費用トシテ日當ヲ支給スヘシ但其給與方ハ左ノ各項ニ依ルヘシ

警視日當 金一圓二十錢 警部補日當 金八十錢  
第一項 十二里以上ノ巡回ハ其日數ニ應シ日當ヲ支給スヘシ  
第二項 六里以上十二里未滿ノ巡回ハ其日數ニ應シ日當半額ヲ支給スヘシ

第三項 六里以上ニ渉ル巡回中滞在スルトキハ其滞在ノ日數ニ應シ日當ノ半額ヲ支給スヘシ  
第四項 六里未滿ノ巡回ハ日當ヲ給セス但宿泊ヲ要スルトキハ其泊數ニ應シ日當ノ半額ヲ支給スヘシ

第五項 官有ノ舟車馬及各官廳ニ於テ借入備入タル舟車馬等ニテ派出シ又ハ特ニ舟車馬等ノ實費拂フ許可シタルトキ日數ニ應シ日當ノ半額ヲ支給スヘシ但里程六里未滿ノトキハ第四項ニ依ル

第六項 水上警察署ノ区内ハ里數ニ拘ハラズ一泊毎ニ日當ノ半額ヲ支給スヘシ  
第七條 巡查ノ旅費ハ左ノ各項ニ依ルヘシ  
第一項 巡查ハ甲號表面ノ旅費ヲ支給スヘシ  
第二項 召集旅費及免職歸國旅費(給助例施行ノ期迄)ハ一里毎ニ金五錢ヲ支給スヘシ但里程三里未滿ハ給與セス

第三項 免職歸國旅費ハ奉職期限ニ至ラサル者ニハ支給セスト雖モ職務上重傷ヲ受ケ又ハ官ノ都合ニヨリ免職スルモノハ支給スヘシ  
第四項 職務上ニ死シ及奉職中病死スル者ハ奉職期限ニ拘ラズ歸國旅費ノ額ヲ手當トシテ支給スヘシ  
第五項 巡查持区内ヲ巡回スルトキハ旅費ヲ給セス一切ノ費用トシテ日當ヲ支給スヘシ但其給與方ハ左ノ各項ニ依ルヘシ  
第一項 巡回中宿泊スルトキハ其泊數ニ應シ日當ヲ支給スヘシ  
第二項 至急ノ派出ヲ要シ特ニ舟車馬ノ備入ヲ許可シタルトキハ該實費ヲ支拂フヘシ但此場合ニ於テハ日當ハ前項ニ依ル  
第五條 集治監及假留監典獄副典獄書記看守長御用掛ノ旅費ハ左ノ各項ニ依ルヘシ(以下第七條迄省略)  
第八條 支給ノ方法ハ第二條及第三條ノ第二項第三項第四項第四條及第七條ノ第二項ヲ除クノ外總テ附令第十四號内國旅費規則ニ依ルヘシ  
第九條 地方ノ狀況ニ依リ認可ヲ經テ定額ノ旅費ヲ節減スルコトヲ得

甲 號 表

汽車賃	汽船賃	管外車馬賃	管内車馬賃	管外日當	管内日當
一日每二金五錢	一日每二金五錢	一日每二金五錢	一日每二金五錢	一日每二金五錢	一日每二金五錢
一日每二金五錢	一日每二金五錢	一日每二金五錢	一日每二金五錢	一日每二金五錢	一日每二金五錢

(乙號表略)

內務省丙第一三號 明治十九年九月廿一日

今般地方官々制公希セラレ候ニ付テハ當省令第十一號警察官吏其他内國旅費概則第一條警部長及警部補ノ旅費ハ其官等相當ノ額ヲ支給セラレヘキ筋ニ有之候條此段及通知候也

大分縣管内日當額 (明治二十一年四月二十一日) (訓令文第十一號)

等級	管内日當
三等奉任	一圓二十錢
四等奉任	七十錢
五等奉任	五十錢
六等奉任	四十錢

官 名 持区内日當 六十錢  
警部及警部補 六十錢

訓令文第七號 明治廿三年三月三日  
本縣管内旅費日當之儀本年二月十五日ヨリ總テ定期ニ復ス

今般警察執行事務規程修正相成巡查兼配置ノ法ヲ解テ周到配置ノ法ニ依リ派出所ヲ被廢更ニ駐在所ヲ設置候付テハ巡查持区内巡回日當從前之通御支給相成リテハ第一號參考書ノ通多額ノ増員ヲ要スヘキニ付該日當ヲ手當ト爲シ月額ヲ定メ巡回ノ度數持区内ノ廣狹ニ因リ別表等級範圍内ノ金額適宜御支給相成候

第二節 職制定員及警察官の待遇

ハハ第二號參考書之通巡查旅費ニ金九百八十圓増費ヲ要スヘキ處ニ各署日勤ノ巡查減少爲ニ夜警辦當料ヲ減シ又派出所ヲ被廢候ニ付臨時辦當料及備用品消費費等ヲ減殺スルヲ以テ支際ノ支出ニ於テハ増減無之候間右ニテ御探聽相成候ハハ當置委員ヘモ御諮問可相成該按起草此段相伺候也  
但右御裁可上ハ内務省へ上申案ハ更ニ可相伺運ニ候

警察執行ノ都合ニ依リ從來ノ派出所(四十四)ヲ廢シ更ニ巡查受持ヲ定メ三百六十二ヶ區トシ各其区内ニ居住セシメ全ク集合ノ法ヲ解テ管内一般警察ノ周到ヲ計レリ故ニ巡回ノ度數モ各村共ニ大ニ増加シ之ヲ前巡回日數一萬二千六百六十九日ニ比セハ三萬二千二百九十九日ノ多キニ至レリ然ルノ之レニ成規ノ日當ヲ給與スルトキハ旅費ニ九百六十五圓七十錢ヲ増加スルニヨリ精々節減ノ見込ヲ以テ右日當ヲ月手當トナシ支給セントスルモ九百七十八圓二十錢増費ヲ要セリ然レトモ各署在勤巡查ヲ減シ各村へ派駐セシニヨリ夜警辦當料ニ四百五十四圓九十錢又派出所ヲ廢セシニヨリ巡查臨時辦當料ニ三百三十二圓八十錢備用品費ニ五十六圓、消耗品費ニ百三十六圓三十錢ヲ減少スルニヨリ實際ノ支出ニ在テハ増減ナキニ依リ左表金額内ヲ以テ月手當ヲ給與セントス

巡查持区内巡回日當手當月額表

名稱	一等	二等	三等	四等	五等
月額	三圓五十錢	三圓	二圓五十錢	二圓	一圓五十錢
備考	本件は明治二十一年八月廿五日警主第一二三一號を以				

第二章 警察制度の變遷 (本縣)

て内務大臣に伺ひ同九月七日認可となつてゐる。依て同九月より施行の旨を訓令してゐる。  
参考書ハ略ス

註

本書に對しては別に「駐在所位置受持町村巡回線路及里程

訓令文第五十四號 明治廿三年十一月十一日

明治二十三年度本縣管内外旅費額別表之通相定メ本日ヨリ實施ス

内國旅費表

官 部 名	管内車馬賃		管外車馬賃	
	管内日當	管外日當	管内日當	管外日當
警 官	金二圓	金二圓	金二圓	金二圓
二 等 勅 任 一 等	金九錢	金九錢	金九錢	金九錢
三 等 奏 任 一 等	金九錢	金九錢	金九錢	金九錢
四 等 奏 任 一 等	金九錢	金九錢	金九錢	金九錢
四 等 奏 任 一 等	金九錢	金九錢	金九錢	金九錢
五 等 判 任 四 等 以 上	金六錢	金六錢	金六錢	金六錢
六 等 判 任 五 等 以 下	金六錢	金六錢	金六錢	金六錢
雇 員	金五錢	金五錢	金五錢	金五錢
給 仕 小 使 職 工	金三錢	金三錢	金三錢	金三錢
但 地 方 稅 經 濟 二 屬 ス ル 分 ハ 此 限 ニ ア ラ ス				
給 仕 小 使 職 工	金三錢	金三錢	金三錢	金三錢
持 區 内 日 當	金六十錢			

泊數人員配置表なるものがあるかそれは省略し左に巡回度數勤務方法の標準を掲ぐるに留めて置き度い。  
○警察署分署所在地受持巡查ハ其区内一晝夜八回以上巡回ス  
○同上所在地外ニ在ル町村受持巡查ハ其在勤所ニ在ル時晝夜四回以上所在地ヲ巡回シ一周間二回以上受持區ヲ巡回ス  
但其線路往復七里外八十日間ニ二回以上トス

運 査 並 雇 費 (明治二五、二六、二七、二八、二九、三〇)

理由 本年内務省令第十五號ヲ以テ内國旅費概則改正ノ處運査旅費ノ義ハ本秋以來惡疫流行豫防取締ノ爲メ巨額ノ増費ヲ要スルニ付キ適宜減額從テ雇旅費ノ義モ其權衡上併セテ左記ノ通主務省へ稟申セリ

警主第一〇二四號 明治廿五年十二月廿五日 (内務大臣宛)

運査旅費節減ノ義ニ付稟申

本年御省令第十五號ヲ以テ警察官吏以下内國旅費概則改正相成候處本縣運査ノ義ハ改正概則ノ通給與セントスルトキハ多額ノ増費ヲ要シ候ニ付車馬賃及日當ニ限リ左表ノ通減額來ル二十五

年一月一日ヨリ支給致度候條御許可相成度此段稟申候也

(左表ハ訓令ノ通)

右ニ對スル内務大臣指令

内務省指令甲第三號 明治二十五年一月十三日

客年十二月廿五日警主第一〇二四號稟申運査旅費節減ノ件認可ス

巡査持区内巡回日當月額支給細則

(明治二五年四月五日 訓令官二七號)

第一條 巡査持区内定規之巡回臨時出張等ノ日當ハ月額ヲ以テ支給ス其額左ノ如シ但持区内ノ等級ハ別ニ定ムル處ニ據ル

第一等 金二圓五十錢 第二等 金二圓三十錢

三等 金二圓 四等 金一圓五十錢  
五等 金九十錢  
第二條 月額ハ毎月分ヲ翌月五日ニ支給ス但休日ニ當ルトキハ繰上トス (以下略)

○訓令官第廿九號 明治廿五年四月六日  
國庫支辨ニ屬スル内國旅費支給額本日ヨリ廿五年度中別表ノ通相定ム

名 稱	旅 費 額	汽 車 賃	汽 船 賃	車 馬 賃	日 當
勅 任 官 七 錢	一哩毎ニ	一哩毎ニ	一哩毎ニ	一哩毎ニ	一日毎ニ
奏 任 官 六 錢	八 錢	八 錢	八 錢	八 錢	十六 錢
判 任 官 四 錢	六 錢	六 錢	六 錢	六 錢	十二 錢
雇 員 三 錢	五 錢	五 錢	五 錢	五 錢	八 錢
給 仕 小 使 職 工 二 錢	四 錢	四 錢	四 錢	四 錢	六 錢
持 區 内 日 當	三 錢	三 錢	三 錢	三 錢	四 十 錢
持 區 内 日 當	三 錢	三 錢	三 錢	三 錢	三 十 錢

國費支辨ニ屬スル管内旅費

(明治二六年三月二九日 訓令官第四四號)

名 稱 持区内日當  
警 部 六十 錢  
○明治二十六年十一月廿九日訓令官第一〇一號ヲ以テ右表中ニ左ノ一項ヲ加フ

第二章 警察制度の變遷(本縣)

判任官 月俸十二圓以上 八錢 六十錢  
 判任官 月俸十二圓未満 七錢 四十錢  
 ○明治三十一年十月廿五日訓令内四國第五一四號ヲ以テ左ノ通り改正セラル

在勸業ヨリ三里以上ニ亘ル車馬賃(國費)

勅任官 五十錢  
 奏任官 四十五錢  
 判任官 三十五錢  
 雇員 二十五錢

警察官更下出張所行程 (明治三五、四、四) 指示書六號

自今本縣警察官吏(雇員トモ)廳下出張行程左ノ通定ム

一、鶴崎分署 別府分署

右御用當日出發歸任

但出務ノ都合ニ依リ第二項ニ據ルコトヲ得

二、速見郡警察署 杵築分署 東國東郡警察署  
 西國東郡警察署 宇佐郡警察署 長洲分署  
 下毛郡警察署 直入郡警察署 久住分署  
 大野郡警察署 犬飼分署 南海部郡警察署  
 北海部郡警察署 佐賀關分署

甲 號表

普通旅費

第廿五條 本則ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス(以下略)

附則

大分縣旅費規則 (拔萃) (明治四〇、三、二一) 縣令一八號  
 第一條 官吏吏員及職員等ノ旅費ニシテ縣費支辨ニ屬スルモノハ本則ニ依リ之ヲ支給ス但シ別段ノ規定アルモノハ此限ニ在ラス  
 第二條 旅費ハ分テ普通旅費及特別旅費ノ二種トシ左ノ各項ニ依リ之ヲ支給ス  
 普通旅費ハ甲號表ニ依リ特別旅費ヲ支給セサル場合ニ之ヲ支給ス(以下條文略)

管外旅費  
 汽車賃 一哩ニ付 一哩ニ付 一哩ニ付 一哩ニ付 一哩ニ付 一哩ニ付  
 船賃 一哩ニ付 一哩ニ付 一哩ニ付 一哩ニ付 一哩ニ付 一哩ニ付  
 車馬賃 一哩ニ付 一哩ニ付 一哩ニ付 一哩ニ付 一哩ニ付 一哩ニ付  
 宿泊料 一日ニ付 一日ニ付 一日ニ付 一日ニ付 一日ニ付 一日ニ付  
 當 七〇 五〇 五〇 五〇 五〇 五〇

二等	四〇	一・二〇	六〇	四〇	四〇	一・五〇	一、〇〇〇	五〇〇
三等	三〇	一・〇〇	五〇	三〇	三〇	一・〇〇	七〇〇	三〇〇
四等	二〇	陸路雜費二里ニ付六〇						

區別	月額旅費	日額旅費	食卓料(一日ニ付)	管內	管外
巡査	一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇				
居査	六 五 四 三 二 一				
水上警察署巡査	二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇		五〇〇	八〇〇	一、〇〇〇
油指夫、水夫、火夫	二〇〇		二〇〇	六〇〇	八〇〇

一、食卓料支給ノ定メナキモノニシテ其支給ヲ要スルトキハ普通旅費ノ一等ヲ給スル者ニハ水産試驗場技師ト同額、二等ヲ給スル者ニハ水産試驗技師ト同額、三等ヲ給スル者ニハ巡査ト同額、四等ヲ給スル者ニハ油指夫ト同額ヲ給ス

二、滞在日當ハ知事ノ認可ヲ得適宜減額スルコトヲ得

(編者註) 本則に對しては其條文又は旅費類に就て爾來殆ど毎年の如く改正せられ居るも一々之を擧げんには倒

第二節 職制定員及警察官の待遇



底紙數の許さざる處なるを以て以下點々比較的概要と認むる部分のみを略記することとせり。

訓令第一三三四號 明治四十年四月十二日

明治四十年三月縣令第十八號大分縣旅費規則第二條第一號第一月額旅費ヲ受クヘキ人員及等級町村名ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ支給ス

大分警察署 巡査部長派出所及巡査駐在所町村名

- 月額人員
- 二等 一 阿南(部長)
- 三等 五 判田、西庄内、南庄内、諏訪、湯平
- 四等 四 野津原、阿南、谷、石城川
- 五等 三〇 西植内、植田、東植田、狭間、由布川、賀來、荏隈、瀧尾、八幡、東庄内、東大分、派出所(八人)署(十一人)豐府
- 計 四一

別府水上警察署  
別府警察署

- 五等 九 大分、佐賀關、白杵、佐伯、國東、長洲、中津、署(二人)
- 計 九
- 三等 三 南由布、北由布、石垣
- 四等 三 御越、朝日、石垣(南石垣)
- 五等 一四 署(十四人)
- 計 二〇

杵築警察分署

- 三等 一 戸次(部長)
- 四等 三 吉野、竹中、河原内
- 五等 四 松岡、明治、戸次(上戸次)戸次(中戸次)
- 六等 九 桃園、三佐、高田、日岡、別保、署(四人)
- 計 一七

國東警察署

- 二等 一 立石(部長)
- 三等 二 南端、上
- 四等 五 東山香、山浦、立石、中山香、立石(向野)

- 二等 二 安岐、竹田津(部長)
- 三等 三 富來、西安岐、熊毛
- 四等 一〇 來浦、竹田津、姫島、中武藏、西武藏、武藏、奈
- 五等 六 上國崎、伊美、大内、安岐、旭日、上伊美
- 六等 四 署(四人)

計 二五 高田警察署

- 三等 五 岬(部長)田原、上眞玉、岬、朝田
- 四等 一〇 三重、三浦、白野、中眞玉、西眞玉、西都甲、東都甲、河内、田染(眞中)田染(相原)草地
- 五等 一 草
- 六等 八 吳崎、美和、來繩、署(五人)
- 計 二四

森警察署

- 二等 一 安心院(部長)
- 三等 四 南院内、明治、津房、院内
- 四等 八 安心院、龍王、佐田、西馬城、南院内、兩川、高並、麻生
- 五等 五 宇佐、高家、天津、長峯、横山
- 六等 八 驛館、糸口、署(六人)
- 計 二六

計 二六 長洲警察分署

- 四等 一 北馬城
- 五等 四 封戸、八幡、柳ヶ浦、和間
- 六等 七 署(七人)
- 計 一二

- 二等 一 三郷(部長)
- 三等 八 下郷、三郷、槻木、柿山、城井、山移、津民、溝部
- 四等 六 山口、深株、東城井、上津、東谷、西谷
- 五等 一八 鶴居、三保、大幡、眞坂、署(十四人)

久住警察署

第二節 職制定員及警察官の待遇

第二章 警察制度の變遷(本縣)

五二四

四等 五 都野、長湯、白丹、阿蘇野、署(一人)  
六等 二 署(二人)  
計 一〇

三重警察署

二等 一 田中(部長)  
三等 一 長谷川、小野市(木浦)上井田、今市、重岡、白山  
四等 五 西大野、上緒方、大野、小野市(小野市)土師  
五等 六 合川、南緒方、小富士、田中、中井田  
六等 六 新田、緒方、菅尾、牧口、養老、柴原  
計 二八

犬飼警察分署

三等 二 川登、南野津  
五等 四 長谷、田野、野津市、戸上  
六等 四 井田、署(三人)  
計 一〇

佐伯警察署

二等 一 蒲江(部長)  
三等 七 東上浦、因尾、名護屋、東中浦、蒲江、上入津、下入津  
四等 八 明治、中野、川原木、直見、青山、米入津、西中  
五等 八 鶴岡、上堅田、下堅田、上野、切畑、西上浦、八幡、木立  
六等 五 署(五人)  
計 二九

白杵警察署

三等 一 四浦  
四等 四 (上浦)津組(南津留)日代  
五等 七 青江、下浦、佐志生、下ノ江、上北津留、下北津留(中白杵)  
六等 二 (望月)海邊(市濱)署(八人)保戸島  
計 二五

佐賀關警察分署

三等 三 市(部長)川添、丹生  
四等 一 神馬木  
五等 八 大志生木、佐賀、市、東大在、西大在、小佐井、一尺屋、署(一人)  
六等 三 署(三人)  
計 一五

一等 一 (派出所) 一五  
二等 一〇 (駐在所) 二六五  
三等 七五 (署在地) 一三三  
四等 九〇 (内所在地) 一  
五等 一三九 (内所在地) 四九  
六等 一〇八 (内所在地) 八三  
計 四三三 (合計) 一三三三

鐵道乘車券

達警第四三五號 明治四十四年十二月七日(警察部長)  
明治四十五年一月一日ヨリ鐵道乘車通券使用方左ノ通心得フハ

一、甲種通券ハ警察官吏公務乘車スルコトヲ證スル爲メ發行スルモノトス

二、乙種通券ハ囚徒及監守官吏ノ乘車スルコトヲ證スル爲メ發行スルモノトス

三、勸合證ハ汽車ニ於ケル拘獲犯其他犯罪捜査ノ際無賃乘車證請求ノ爲メ使用スルモノトス

四、乘車等級ハ左ノ制限ニ依ルヘシ  
警視以上 一等若クハ二等  
警部警部補 二等若クハ三等  
巡査 三等

五、警察上秘密ヲ要スル事件ニシテ等級制限ニ由リ難キ場合

大分縣令第十二號 大正六年三月三十日

明治四十年三月大分縣令第十八號大分縣旅費規則中左ノ通改正シ大正六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

甲號表中普通旅費額ヲ左ノ如ク改ム

等	級	鐵道賃	船賃	車馬賃	宿泊料	日當	移轉料
一	奏任官五等以上 千五百圓以上ノ年俸給與ノ者	四〇	五〇	二二〇	一、七〇〇	一、二〇〇	五十圓
一	奏任官六等以下 千五百圓未滿年俸給與ノ者	四〇	五〇	二二〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	五十圓
二	管內	四〇	五〇	三〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇	五十圓
二	管外	四〇	五〇	三〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇	五十圓

第二節 職制定員及警察官の待遇

五二五

ハ特種通券ヲ發行シ優等ノ車室ニ乘車スルコトヲ得  
六、勸合證使用期間ハ一週間以内トシ一往復ニ限ルモノトス  
七、勸合證使用區域ハ左ノ如シ  
大分、門司、博多間  
田川線  
筑豐線

八、警察署警察分署ハ鐵道乘車通券受拂簿ヲ設ケ整理スヘシ  
但シ旅行者所要ノ員數ヲ豫知シ難キ場合ハ概算渡ヲ爲シ歸署後整理スルコトヲ得  
九、警察署警察分署ニ於テ使用スル通券ハ所要ノ員數ヲ警察部(請求スヘシ)  
(通券及勸合證雜形)省略

第二章 警察制度の變遷(本縣)

等級	職名	給仕、小使、其他小者	月俸	年俸	給與	待遇	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内
一	警部補	判任官年俸三十六圓以上	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
二	警部	判任官月俸三十五圓以上	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
三	警部補	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
四	警部	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
五	警部補	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
六	警部	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
七	警部補	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
八	警部	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
九	警部補	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
十	警部	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
十一	警部補	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
十二	警部	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
十三	警部補	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
十四	警部	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
十五	警部補	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
十六	警部	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
十七	警部補	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
十八	警部	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
十九	警部補	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
二十	警部	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
二十一	警部補	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
二十二	警部	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
二十三	警部補	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
二十四	警部	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
二十五	警部補	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
二十六	警部	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
二十七	警部補	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
二十八	警部	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
二十九	警部補	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
三十	警部	判任官月俸三十五圓以下	三〇〇	三六〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇

六等 給仕、小使其他小者

一、乃至六(省略)

七、巡查ニシテ新ニ採用ノ場合又ハ他府縣ヨリ轉任ノ場合ニ於ケル赴任手當ハ支給セズ

八、外國ニ旅行スル者ニハ左表ニ依リ宿泊料及日當ヲ加給ス

(左表省略)

職名	等級	月額旅費	日額旅費	食卓料	管內	管外
警部補	一	二〇〇〇	一〇〇	七〇〇	七〇〇	九〇〇
警部	二	一八〇〇	九〇	六〇〇	六〇〇	八〇〇
警部補	三	一六〇〇	八〇	五〇〇	五〇〇	七〇〇
警部	四	一四〇〇	七〇	四〇〇	四〇〇	六〇〇
警部補	五	一二〇〇	六〇	三〇〇	三〇〇	五〇〇
警部	六	一〇〇〇	五〇	二〇〇	二〇〇	四〇〇
警部補	七	八〇〇	四〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
警部	八	六〇〇	三〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇
警部補	九	四〇〇	二〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部	十	二〇〇	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部補	十一	一〇〇	五	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部	十二	五〇	二	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部補	十三	二〇	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部	十四	一〇	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部補	十五	五	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部	十六	二	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部補	十七	一	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部	十八	〇	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部補	十九	〇	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部	二十	〇	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部補	二十一	〇	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部	二十二	〇	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部補	二十三	〇	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部	二十四	〇	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部補	二十五	〇	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部	二十六	〇	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部補	二十七	〇	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部	二十八	〇	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部補	二十九	〇	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
警部	三十	〇	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

第二節 職制定員及警察官の待遇

第二章 警察制度の變遷（本縣）

一、乃至四（省略）

五、食卓料支給ノ定ナキ者ニ對シ其支給ヲ要スル場合ハ普通旅費ノ一、二等云々（略）三、四等ヲ給スル者ニハ水産技手ト同額  
五等ヲ給スル者ニハ巡查ト同額、六等ヲ給スル者ニハ油指夫ト同額ヲ支給ス

大分縣警部補及巡查旅費規則（大正一〇年一月二〇日 縣令三號）

第一條 警部補及巡查ノ旅費ハ本則ニ定ムルモノノ外内國旅費規則及内務省所管旅費規則、警察官吏内國旅費規則、大分縣旅費規則ノ規定ニ依ル

第二條 旅費ハ普通旅費及特別旅費ノ二種トシ普通旅費ハ一號表ニ依リ特別旅費ヲ支給セサル場合ニ之ヲ支給シ特別旅費ハ二號表ニ依リ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ支給ス（中略）

附 則

本則ハ大正九年十月一日以後ノ旅行ニ付之ヲ適用ス大正九年十月一日前轉任ヲ命セラレタル者同日以後ニ着任シタルトキハ本則ニ依リ赴任手當及移轉料ヲ支給ス

前項ニ規定スル者ノ家族大正九年十月一日以後新任地ニ到着ルトキハ本則ニ據リ家族移轉料ヲ支給ス

第一號表

等	級	區分	車馬賃 一里ニ付	宿泊料 一夜ニ付	日當 一日ニ付
一	警部補 月俸六十五圓以上ノ者	縣内	五〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇
		縣外	六五〇	三、五〇〇	二、〇〇〇
二	月俸六十五圓未満ノモノ	縣内	五〇〇	二、五〇〇	一、五〇〇
		縣外	六五〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇

等	級	區分	月額旅費	食卓料 一日ニ付	滞在日當 一日ニ付	縣外
二	巡查部長タル巡查及月俸五十五圓以上ノ巡查	縣内	五〇〇	二、五〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
		縣外	六五〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
三	月俸五十五圓未満ノ巡查	縣内	四五〇	二、五〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
		縣外	六〇〇	三、〇〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇

縣外旅費ハ警部補ニハ内國旅費規則ノ別表判任官六級俸以下ノ額巡查部長タル巡查及巡查ニハ警察官吏内國旅費規則ノ定額ヲ支給ス

第二號表

區	特別旅費額	月額旅費	食卓料 一日ニ付	滞在日當 一日ニ付	縣外
警部補	二一〇〇	七九〇〇	一、八〇〇	三、〇〇〇	三、七〇〇
巡查	一一〇〇	七二〇〇	一、八〇〇	三、〇〇〇	三、七〇〇
水上勤務警部補	二一〇〇	七九〇〇	一、八〇〇	三、〇〇〇	三、七〇〇
同上巡查部長タル巡查月俸五十五圓以上ノ巡查	二一〇〇	七九〇〇	一、八〇〇	三、〇〇〇	三、七〇〇
同上月俸五十五圓未満ノ巡查	一一〇〇	七二〇〇	一、八〇〇	三、〇〇〇	三、七〇〇
警部補、巡查部長タル巡查及巡查	二一〇〇	七九〇〇	一、八〇〇	三、〇〇〇	三、七〇〇

第二節 職制定員及警察官の待遇

第二章 警察制度の變遷(本縣)

第四號表 (所屬署轄内轉勤ノ場合)

區分	移轉料	轉料
一里以上十里未滿	十圓	三十圓以上
十里以上三十里未滿	二十圓	三十圓
三十里以上	三十圓	五十圓

普通旅費額

(大正十四年十二月二十一日 縣令第九二號大分縣旅費規則)

等級	區分	車馬賃	一日當	宿泊料	區分	移轉料	轉料	料金
等一	縣內	六〇〇	三、五〇〇	五、〇〇〇	甲地方六、〇〇〇	三十里未滿	三十里未滿	六〇、〇〇〇
	縣外	九〇〇	五、〇〇〇	八、〇〇〇	乙地方七、〇〇〇	三十里以上	三十里以上	一〇〇、〇〇〇
等二	縣內	六〇〇	三、五〇〇	四、〇〇〇	甲地方五、〇〇〇	三十里未滿	三十里未滿	六〇、〇〇〇
	縣外	九〇〇	五、〇〇〇	七、〇〇〇	乙地方六、〇〇〇	三十里以上	三十里以上	一〇〇、〇〇〇
等三	縣內	五〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	甲地方四、〇〇〇	三十里未滿	三十里未滿	二〇、〇〇〇
	縣外	七五〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	乙地方五、〇〇〇	三十里以上	三十里以上	六〇、〇〇〇
等四	縣內	五〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	甲地方三、〇〇〇	三十里未滿	三十里未滿	二〇、〇〇〇
	縣外	七五〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	乙地方四、〇〇〇	三十里以上	三十里以上	六〇、〇〇〇

等五 一等乃至四等以外ノ者  
 縣內 四〇〇  
 縣外 六〇〇  
 三〇〇  
 一、〇〇〇

六等 給仕、小使其他小者  
 十四、課長ニ對シテハ縣内ニ限リ宿泊料ヲ五十錢増額支給ス  
 乙號表中(省略)

大分縣令第六十號 昭和十五年十一月

大正十年一月大分縣令第三號大分縣警部補及巡查規則中左ノ通改正ス

第八條 赴任ノ場合ニ於テハ別ニ日當五日分宿泊料五夜分ニ相當スル赴任手當、移轉料及家族移轉料ヲ支給シ但シ警察練習所巡查ノ赴任ニ付テハ赴任手當及家族移轉料ヲ給セス家族移轉料ハ一人毎ニ舊任地又ハ本人居住地ヨリ新任地ニ至ル本人相當ノ鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料、食卓料ノ金額及赴任手當ノ三分ノ二ニ該當スル金額トス但シ十二歳未滿ノ家族ニ付テハ其ノ半額トス  
 家族ノ數三人ヲ超過スルトキハ其ノ超過スル者ニ付支給スル家族移轉料ハ前項ノ規定ニ係ル給額ノ半額トス  
 第十條 但書中「及家族移轉料」ヲ削ル  
 第十一條 削除  
 第十三條ノ區分ヲ左ノ如ク改ム(管轄内出張旅費)  
 區分 日當一日ニ付 宿泊料一夜ニ付  
 警部 一、一〇〇 三、二〇〇  
 警部補 一、一〇〇 三、二〇〇

第二節 職制定員及警察官の待遇

巡查部長タル巡查 九〇〇 二、八〇〇  
 附則 本令ハ昭和十五年十一月一日以降ノ旅行ニ付之ヲ適要ス  
 第一號表乃至第三號表ヲ左ノ如ク改ム  
 第一號表 普通旅費  

區分	別	區分	車馬賃	宿泊料	一日當
警部	縣內	四〇〇	三、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
警部補	縣內	四〇〇	三、四〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
巡查部長タル巡查	縣內	四〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
巡查部長タル巡查	縣外	四〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇

 縣外旅費ハ警部補ニハ内國旅費規則ノ別表判任官六級以下ノ額、巡查部長タル巡查並巡查ニハ警察官吏内國旅費規則ノ定額ヲ支給ス  
 第二號表中月額旅費四等「四、〇〇〇」ヲ「四、五〇〇」ニ五等「三、五〇〇」ヲ「四、〇〇〇」ニ食卓料「二、四〇〇」ヲ「二、五〇〇」ニ「二、二〇〇」ヲ「二、三〇〇」ニ「二、三〇〇」ニ改ム  
 「一〇〇」ニ滞在日當「三、〇〇〇」ヲ「三、五〇〇」ニ改ム

第二章 警察制度の變遷(本縣)

五三二

第三號表

區	分	移轉料	警部補	巡查部長及巡查
十里未滿	三十里未滿	三十里以上	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
			四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
			六〇、〇〇〇	四五、〇〇〇

三、恩給扶助弔祭及療治料ノ關係

乙第百三十四號 (明治八年一〇月一五日 内務卿)

警察上賞與弔祭扶助療治料等之内運卒へ給與候分ハ當七月以降警察費之内ヲ以別途當省ヨリ可相渡候條自今右賞與等ニ付何届之節一般人民へ給與候分ト不相混別紙ニ區別致シ可申出此旨相達候事

但一般人民へ給與候分ハ本年第三十六號公達之通額外當費ヲ以支給可致候事

一般人民ニ對スル弔祭及扶助給與方 (明治十一年二月廿八日内務省乙第十七號達)

一般人民時機不得止場合ニ於テ身ノ危難ヲ不圖巡查同様ノ備ヲナシ死傷ノ者弔祭及扶助料給與方ニ付明治八年太政官第百八十六號御達之趣有之候處自家ノ賊難ニ罹リ死傷スル者ハ給與ノ限ニアラス候條此旨爲心得相達候事

但特ニ慰諒ノ事情アツテ救恤セサルヲ得サルモノハ其都度事實具狀可何出事

乙第二十五號 (明治一二年五月二三日 内務、大藏兩卿連名)

明治七年内務大藏兩省第四七號手當金五圓以下給與ノ成規ヲ廢シ自今巡查滿年賜金左之通相定候事

一 巡查奉職滿二年勤續ノ者ハ明治七年第六一號公達ニ照シ滿年賜金給與スヘシ

一 官ノ都合ヲ以テ免職シ又ハ病死スル時勤續二年未滿ト雖モ已ニ滿一年ニ至ル者ハ滿年賜金ノ例(即月給半ヶ月分)ニ照シ給與スヘシ

一 該資金ハ府縣警察費ヨリ支辨スルモノトス右規則ハ來ル六月一日ヨリ施行スヘシ此旨相達候事

乙第二十六號 (明治一二年五月二三日 内務、大藏兩卿)

本年五月乙第二十五號内務兩省達第三項ノ費金ハ警察官費及ヒ地方稅中警察費ノ内ヨリ可支辨ト雖モ地方稅中警察費支辨方既ニ府縣會

議ニ於テ決定シ差支候向ハ本年度并十二年度中ハ該官費ノミヲ以テ支給候義ト可心得此旨相達候事

○明治十三年四月八日太政官達第二十五號

一、水火防禦ノタメ死傷ヒラ巡查ハ明治八年一月第三號達ニ照シ弔祭扶助料ハ達ニ掲ケル所ノ半額以内ヲ給シ療治料ハ疵傷ノ輕重ヲ量リ支給スヘシ

但水火防禦ノ際ト雖人命救援ニ係ル分ハ仍ホ八年第三號達ノ定規ニ依ルヘシ

一、人民前項ノ場合ニ於テモ其弔祭扶助料及療治料ヲ給スルハ之ニ準スヘシ但消防組ノ別ニ規則アルモノハ此限ニ在ラス

達第四十一號 十五年七月十一日

警視廳府縣(東京府神戶縣函館札幌根室四縣ヲ除ク)

巡查看守給助例別紙ノ通相定候條各地方ニ於テ給助金額ヲ定メ内務卿ノ認可ヲ經テ施行可致此旨相達候事但實施ノ府縣ハ八年一月第三號達並ニ九年八月第八十號達別表中免職歸國旅費ハ相廢候義ト相心得ヘシ

(別紙)

巡查看守給助例

第一條 給助ハ退職給助、傷疾給助、死亡給助、療治料、祭祀料ノ五種トス

第二條 給助ヲ與ル者ハ左ノ如シ

一 退職給助、勤續巡查ヨリ看守ニ看守ヨリ巡查滿五年以上ニシテ退職スル者ニハ一時之ヲ給シ滿十年以上ニシテ退職スルモノニハ終身之ヲ給ス

二 傷疾給助、職務ノ爲負傷スル者ニ終身之ヲ給ス

第二節 職制定員及警察官の待遇

五三三

三 死亡給助、職務ノ爲重傷死ニ至ル者及ヒ負傷後其傷痕ニ原シテ死亡スル者又ハ職務上傳染病ニ罹リ死亡スル者ノ遺族ニ之ヲ給ス

四 療治料、職務ノ爲メ負傷シ若クハ傳染病ニ罹ル者ニ之ヲ給ス

五 祭祀料、奉職中死亡スル者ニ之ヲ給ス

第三條 退職給助ノ額

一 勤續滿五年ノ者ハ一時金十圓ヨリ少カラス三十圓ヨリ多カラサル額ヲ給ス滿六年以上九迄ハ一年毎ニ金三圓ヨリ少カラス五圓ヨリ多カラサル額ヲ増給ス

二 勤續滿十年ノ者ハ年金二十五圓ヨリ少カラス三十圓ヨリ多カラサル額ヲ給ス滿十一年以上ハ一年毎ニ金五十錢ヨリ少カラス一圓ヨリ多カラサル額ヲ増給ス

第四條 傷疾給助ノ額

一 一等傷ヲ辨スル能ハサル者ハ年金三十圓ヨリ少カラス四十圓ヨリ多カラサル額ヲ給ス

第二章 警察制度の變遷(本縣)

五三四

二 二等傷終身不具トナリ自ハ年金二十圓ヨリ少カラス三十圓ヨリ多カラサル額ヲ給フ

第九條 左ノ各項ニ該ル者ハ其時間給助ヲ停止ス  
一 俸給ヲ受クルノ官職ニ就キタル者  
二 公權ヲ停止セラレタル者  
三 失踪シタル者  
四 許可ヲ得スシテ外國ニ出テ一年以上歸朝セサル者

第五條 死亡給助ノ額  
一 寡婦又ハ相續ノ孤兒アル時ハ年金三十圓ヨリ少カラス五十圓ヨリ多カラサル額ヲ給フ寡婦再嫁シ孤兒二十歳ニ至レハ廢止ス但寡婦アレハ孤兒ニ給セス  
二 寡婦又ハ孤兒ノ給助ヲ受クル者ナク祖父母父母又ハ二十歳未滿ノ兄弟姉妹ニシテ死者ニ依リ從來生計ヲ爲セシ者アルトキハ一時金五十圓ヨリ少カラス百圓ヨリ多カラサル額ヲ給ス

大政官達第五五號 明治十六年十二月十三日  
明治十三年四月第二十五號ヲ廢止候條明治十五三月第四十一號達ヲ實施セサル府縣ニ於テハ水火防禦ノ爲ニ死傷セシ巡査ハ同八年一月第三號達ニ照準處分スヘキ旨ヲ達セラレ

三 相續者タル孤兒滿二十歳ニ至ルモ廢篤疾ナルトキハ年金ヲ廢止スルニ際シ一時金五十圓ヨリ少カラス百圓ヨリ多カラサル額ヲ給ス

(註) 一、明治十三年第二五號ハ水火防禦ノタメ死傷セシ巡査及人民ニ對スル弔祭・扶助・療治料等支給方ノ件  
二、明治十五年第四十一號ノ巡査看守給助例  
三、明治八年第三號達ハ原文缺

第六條 療治料ハ傷疾又ハ病症ノ輕重ニ依リ其適度ヲ量リ之ヲ給ス

官吏恩給令 (太政官達第一號) (明治十七年一月四日)  
第一條 官吏恩給ハ文官勳任官奏任官判任官其本官奉職ノ年數及其年齡ニ依リ退官後之ヲ支給ス但出仕ハ本官ニ準ス

第七條 祭祀料

官吏恩給令

一 奉職一年未滿ニシテ死亡スル者ハ一時金十圓ヨリ少カラス十五圓ヨリ多カラサル額ヲ給ス一年以上一年毎ニ金三圓ヨリ少カラス五圓ヨリ多カラサル額ヲ増給ス  
二 職務ノ爲メ死亡スル者ハ前項ノ外一時金五十圓ヨリ少カラス百圓ヨリ多カラサル額ヲ給ス

第二條 恩給ハ官吏滿十五年以上奉職シ三齡六十歳ニ至リテ退官ヲ許シタル者又ハ年齡六十歳ニ至ラズト雖モ滿十五年以上奉職シタル後廢官廢職若クハ不治ノ疾病ニ罹リ其職ニ堪ヘサル確證アル者ニ終身之ヲ給ス(以下略)

第八條 左ノ各項ニ該ル者ハ給助ヲ受クルヲ得ス  
一 公權ヲ剝奪セラレタル者  
二 懲罰ニヨリ免職セラレタル者

第六條 祭祀料支給額左ノ如シ  
一 奉職一年未滿ニシテ死亡シタル者ハ一時金十圓ヲ給シ滿一ケ年以上ハ一年毎ニ金三圓ヲ増給ス  
二 職務ノ爲メ死亡シタル者ハ前項ノ外一時金七十圓ヲ給ス

給助法

明治十五年七月第四十一號御達巡査看守給助例ニ基キ給助法及給助施行順序左ノ通相定メ來ル四月一日ヨリ施行ス

第六條 祭祀料支給額左ノ如シ

第一條 退職給助支給額左ノ如シ

第七條 年金支給計算方ハ死亡者退職者及傷疾者ハ其翌月ヨリ起算シ年額ヲ月割ニシテ之ヲ給ス其給與ヲ止ムルトキハ日割ヲ以テ支給ス

一 勤績滿五年ノ者ハ一時金二十圓ヲ給ス滿六年以上九年迄ハ一年毎ニ金三圓ヲ増給ス  
二 勤績滿十年ノ者ハ年金三十圓ヲ給シ滿十一年以上ハ一年毎ニ金五十錢ヲ増給ス

第八條 奉職年數計算方巡査明治八年十月遷卒ヲ巡査ト改稱ノ時ヨリ看守ハ明治十四年七月ヨリ起算ス但本縣ニ於テ巡査ヨリ看守ヘ看守ヨリ巡査ヘ互ニ轉任スル者ハ總テ勤績トス

第二條 傷疾給助支給額左ノ如シ  
一 一等傷ハ年金三十五圓ヲ給ス  
二 二等傷ハ年金二十五圓ヲ給ス

第九條 退職給助ト傷疾給助トハ併セ行フモノトス  
第十條 年金ハ會計年度ニ依リ之ヲ給ス前期ハ九月(其年四月ヨリ九月迄ノ分)後期ハ三月(前年十月ヨリ其年三月迄ノ分)各半額ツツ巡査ハ警察本部看守ハ監獄課ニ於テ下渡スヘシ

第三條 死亡給助支給額左ノ如シ  
一 職務ノ爲メ死亡シタル者ノ寡婦又ハ相續ノ孤兒アルトキハ年金三十圓ヲ給ス

附 則  
一 人員減少等ニ依リ免職スルコトアルトキハ奉職五年未滿ト雖モ免職當日迄ノ勤績年數ニ應シ滿半賜金ノ例ニ依リ一時慰勞金ヲ支給ス

二 職務ノ爲メ死亡シタル者ノ寡婦又ハ孤兒ノ給助ヲ受クル者ナク祖父母父母又ハ二十歳未滿ノ兄弟姉妹ニシテ死者ニヨリ從來生計ヲ爲セシ者アルトキハ一時金七十圓ヲ給ス  
三 相續者タル孤兒二十歳ニ至ルモ廢篤疾ナルトキハ年金ヲ廢止スルニ際シ一時金七十圓ヲ給ス

一 本例施行ノ期ニ際シ現在職滿二年以上五年未滿ノ者引續キ五年未滿奉職ノ日ヨニシテ退職スルトキハ其施行日ヲ限界トシ勤績年數ニ應シ滿年賜金ノ例ニ據リ現時ノ月俸額ヲ以テ一時慰勞金ヲ支給ス

第四條 療治料ハ傷疾又ハ病症ノ輕重ニヨリ其適度ヲ計リ一日金一圓ヨリ多カラサル額ヲ給ス

(巡査看守給助例施行順序ハ略ス)

第五條 職務ノ爲メ六種傳染病ニ感染死ニ至ラサル者ハ明治十九年閣令第二十三號ニ據リ月俸三ケ月ノ額ヲ給ス

五三五

第二節 職制定員及警察官の待遇

文官判任以上ノ者退官賜金

(明治二十三年六月二十日 勅令九八號)

文官判任以上ノ者在官滿一年以上ニシテ退官シタル者ニハ退官現時ノ俸給半箇月分ヲ以テ在官年數ノ一箇年ニ當テ其年數ニ應スル金額ヲ一時支給ス但非職滿期ニ由テ退官シタル者ハ其在職最終ノ俸給額ニ依リ之ヲ給ス本令施行前ニ滿半賜金若クハ一時賜金ヲ受ケタル者又ハ前項ノ賜金ヲ受ケタル者再ヒ任官シ自後退官シタルトキハ前項ニ掲クル在年數ヲ其再任ノ日ヨリ起算ス恩給ヲ受クル者並自己ノ便宜ニ依リ退官シタル者又ハ懲戒處分若クハ刑事裁判ニ由リ免官シタル者ニハ本令ノ賜金ヲ給セス本令ハ明治二十三年七月一日ヨリ施行ス

勅令第八〇號 明治廿五年九月廿六日

官吏ニシテ職務ノ爲メ傷痍ヲ受ケタル者ハ特別ノ規定アルモノヲ除ク外療治料實費ヲ以テ給與ス但府縣ノ收入ヨリ給料ヲ受ケタル者ノ療治料ハ其府縣ノ負擔トス

巡查看守給助法施行順序

(明治二十九年九月一八日 縣告示八七號)

第一條 巡查看守給助法ニヨリ給助ヲ受ケントスルモノハ左ノ手續ニヨリ當廳ニ出願スヘシ  
一 退職者傷痍者ニシテ年金ヲ受ケントスルモノハ第一號書式(寡婦孤兒ニシテ年金ヲ受ケントスルモノハ第二號書式ニ

依ルヘシ但寡婦孤兒ニ係ル分ハ願書ニ町村長證明シタル戸籍寫ヲ添付スヘシ

二 一時給助金ヲ受ケントスル者(祖父母、父母、二十歳未満以上ノ)ハ別紙第三號第四號書式ノ願書ニ町村長ノ證明シタル戸籍寫ヲ添付スヘシ

三 療治料ヲ請求セントスル者ハ全治ノ上負傷ノ原因(傳染病ニ罹リタルモノハ發病ノ事由)ト治療日數トヲ詳記シタル請願書ニ主治醫ノ藥價表及療治料任譯書其他證書類ヲ添付シ所屬署ヲ經由スヘシ

第二條 職務上負傷シ年金ヲ受ケントスル者アルトキハ所屬署長立會ノ上警察醫(警察醫アラサルト)又ハ監獄醫ヲシテ診定セシメ第六號書式ノ傷等檢定書ヲ本人ヘ下付シ置クヘシ

第三條 年金ヲ受クヘキ者ニハ第五號書式ノ證書ヲ附與スヘシ

第四條 年金ハ毎年三月九月ノ兩度巡查ハ警察署看守ハ監獄署又ハ監獄支署ニ於テ半額宛テ下付スルモノトス尤モ其給與ヲ止ムルトキハ渡期月ニ拘ハラス其時々下付スルモノトス

但シ他管下在住ノモノハ本人ノ望ニヨリ直ニ在住地ヘ送金スルコトアルヘシ

第五條 年金受給者給助金請求ノトキハ第七號書式ノ請求書、金額領收ノトキハ第八號書式ノ證書ヲ差出ヘシ

第六條 年金ヲ受ケルモノ左ノ各項ニ該當スルトキハ本人又ハ家族ヨリ書面ヲ以テ速ニ届出ヘシ  
但シ戸籍上ノ異動ニ係ルモノハ町村長ノ證明ヲ受ケヘシ  
一 療給ヲ受ケル官職ニ就キタルトキ

式死亡給助願。第四號書式廢篤疾給助願。第五號書式給助之證。第六號書式傷等檢定證書。第七號書式給助金請求書。第八號書式給助金額領收證。以上省略)

勅令第一四九號 明治三十四年七月

巡查看守療治料給助料及吊祭料給與令

第一條 巡查又ハ看守職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ職務ニヨリ健康ニ有害ナル感動ヲ受ケルヲ願ミルコト能ハスシテ勤務ニ從事シ爲ニ疾病ニ罹リ本屬長官ニ於テ治療ヲ要スルモノト認ムルトキハ其ノ治療中療治料ヲ給ス療治料ハ一日二圓以内トス但シ治療費一日平均二圓ヲ超過シタルトキハ適當ト認ムヘキ實費ヲ精算シテ之ヲ追給スルコトアルヘシ

第二條 療治料ヲ受ケル者左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ給助料ヲ給ス  
一、治療二十日以上ニ涉リ引續在職シ治療ヲ要セサルニ至リタルトキ

二、療治料給與ニ係ル傷痍疾病ニ依リ職ニ堪ヘス退職シ治療ヲ要セサルニ至リタルトキ(中略)

附 則

本令ハ明治三十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一號書式 退職給助願。第二號書式 寡婦孤兒給助願。第三號書式 傷痍給助願。

右に依り本縣では翌三十五年八月縣訓令五十一號を以てこれが取扱手續を定め居るも單に事務的のものなればこれを省略す。

- 二 公權ヲ剝奪又ハ停止セラレタルトキ
- 三 寡婦再嫁又ハ復籍シタルトキ
- 四 轉籍寄留又ハ改氏名ヲ爲シタルトキ
- 五 孤兒滿二十歳ニ達シタルトキ
- 六 失踪シタルトキ
- 七 許可ヲ得スシテ外國ニ出テ一ケ年ヲ經過スルモ歸朝セザルトキ
- 八 死亡シタルトキ

第七條 改氏名ノトキ又ハ年金受領ノ權利消滅シタル者ノ届書ニハ年金證書ヲ添付差出スヘシ

第八條 水火盜難其他ノ事故ニヨリ年金證書ヲ亡失シタルトキハ市町村長ノ證明ヲ受ケタル届書ヲ差出スヘシ  
前項ノ場合ニ於テハ新ニ證書ヲ作り其裏面ニ再度授與ノ旨ヲ記載シ下付スヘシ但シ死亡シタル證書ヲ發見シタルトキハ直ニ返納スヘシ

第九條 職務ノタメ負傷シタル者及負傷ニ原因シ若クハ傳染病ニ罹リ死亡シタル者又ハ孤兒二十歳以上ニ達スルモ廢篤疾者ナルトキハ其最寄公立病院長又ハ開業醫ノ診斷書又ハ檢案書ヲ添付スヘシ  
(第一號書式 退職給助願。第二號書式 寡婦孤兒給助願。第三號書式 傷痍給助願。)



給助料及吊祭料給與ニ關スル件圖書 (大正一一年六月二二日 内務省分書一三號)  
四月廿五日附警第一一五四號ヲ以テ御照會相成候本件ハ御見込ノ通、精勤加作ハ巡查看守療治料給助料及吊祭料給與令ニ於ケル給助料及吊祭料ノ算定ニ付テハ之ヲ月俸ニ通算可相成義ト御承知相成度候

(參考書類)

乙第五十二號 (明治一一年八月五日 内務卿)

客歲西南之役警視局管理ニシテ九州地方へ出張戰地ニ於テ死傷之者恩給扶助之義兼而太政官へ及上申候處陸軍恩給令並ニ同附錄相當扶助等ニ照據可致旨今般御指令相成候然ルニ戰死者遺族及ヒ項内傷痍ニシテ廢官免職之者日下生計困難之趣相聞候ニ付本令之手順相立候迄別紙假條例之基ツキ該處豫備金ヲ以テ遺族遺族ハ當七月ヨリ傷者ハ其廢免之翌月ヨリ夫々表面之内扶助料支給方可取計此旨相達候事

内扶助料新舊條例

第一條 西征ノ役出戰死亡ノ者及ヒ傷痍四項以上ニシテ廢官免職等ニ係ル者陸軍官ヨリ兼任ノ者ハ甲號表面ニ警部警部補巡查等ハ乙號表面ニ據リ死者ハ其遺族(寡婦)月々月額ノ内扶助料ヲ支給シ傷者ハ本人へ月々月額十分八之内扶助料ヲ支給スヘシ  
第二條 父母祖父母又ハ幼少ノ弟妹ノミ在テ之ヲ養育スル者ナキハ前條ニ基ツキ月額十分八之内扶助料ヲ支給スヘシ  
第三條 凡此内扶助料ヲ受クヘキ者ハ別紙雛形ノ願書ヲ以テ各自居住地又ハ寄留地ノ管廳へ出願シ該管廳ニ於テ審按ノ後副書ヲ爲シ之ヲ警視局ニ移シ照査ヲ經相當ノ取扱ヲ爲スヘシ  
第四條 前各種ノ内扶助料ヲ受クル者恩給金下附ノトキニ至レハ前ニ支給スル所ノ分ハ精算ヲ遂ケ返納セシムヘシ  
(甲號乙號及願書雛形ハ略ス)

吊慰金之義 従前之協議ニ依レハ雇ハ之ヲ除ク尤篤志之者ハ此限ニ非ストノ事ナリシカ今般官制改正ニ付元等外吏雇ト相成タルヲ以テ中各課雇員ハ都テ除盟ニ相成タリ然ルニ巡查看守ハ従前之通り依然盟約中ノモノニ有之其身分ヨリ云ヘハ雇巡查看守共共同資

格ノ様ニ相見ヘ且今般巡查看守ハ救助令施行ニ候旁々以其權衡ヲ得サルモノト相見込候ニ付自今巡查看守ハ除盟致候方穩當ト存候依テ今日ヨリ斷行致度此段及協議候也  
明治十九年十二月一日

議者	福地隆春	桑原平八
	財津準一	井上榮彦
	近藤宗次	後藤義知

各部各課御中  
同意不同意左ニ御記載御捺印有之度  
(左記省略するも皆同意し居れり)

四、傳染病豫防救治ニ關スル手當其他

第八十九號 (太政大臣) 明治十三年十二月一日

流行病豫防救治ノ爲諸官廳ニ於テ該事ニ從事セシムル雇ノ醫師、檢疫委員並ニ地方公立病院醫師其他從事ノ者該病ニ感染及ヒ死亡候節ハ本令ヨリ左ノ規則ニ照準シ處分可致此旨相達候事

但本文手當金之義省使ハ經費金ノ内、府縣ハ豫備金ノ内ヲ以テ繰替仕拂置追テ大藏省へ受取方可申出事

流行病豫防救済ニ備使スル醫師以下感  
染及ヒ死亡手當規則  
第一條 凡ソ流行病アル節諸官廳ニ於テ豫防救治ノ方法ヲ施行スル爲メ備使スル醫師、檢疫委員、官員ニテ委員トナル看護人並地方公立病院醫師其他入夫等該病ニ感染及死亡スルモノハ此規則ニ照ラシ手當金ヲ給スヘシ  
第二條 手當金ヲ分テ療養、埋葬及ヒ遺族扶助料ノ三種八等トシ病者ハ療治料ヲ給シ死者ハ埋葬料及ヒ扶助料ヲ給スヘシ  
第三條 手當金ノ差等ハ其月給ノ多寡ニ因リテ之ヲ定ム則チ二百圓以上、百五十圓以上、百圓以上、七十圓以上五十圓以上二十圓以上十圓以上、十圓未滿トナシ等級ニ應シテ支給スヘシ

第二節 職制定員及警察官の待遇

第二章 警察制度の變遷(本縣)

五四〇

但日給ノモノハ一ヶ月ヲ平均三十日ト看做シ該日數ヲ乘シ  
テ本條月給ノ等差ニ準スヘシ

第四條 療治料ハ自宅ニ於テ治療スルモノニ一日ニ付一圓ヲ給  
シ其官公立病院ニ入ルモノハ適宜官費ヲ以テ支給スヘシ

第五條 遺族扶助料ハ戸主ニシテ家族ナキ者及戸主ニアラスシ  
テ妻子ナキ者ハ給セス尤死者戸主ニアラス且妻子ナキ者ト雖  
モ其死者ニ依リ活計ヲ營ミ來ル遺族アルモノアレハ之ヲ給  
スヘシ

第六條 埋葬料ヲ給スルニ獨身ニシテ且親戚ナキ者ハ病院或ハ  
同僚或ハ區戸長ニ下付スヘシ

第七條 流行病ノ節履入ルル醫師ノ月給ハ明治八年第四十九號  
達ノ通タルヘシト雖モ現ニ十五圓以上ノ給料ヲ以テ府縣公立  
病院ニ從事スル醫師ヲ臨時該流行病ノ治療ニ任スル者並ニ虎

(右に對する大分縣例) 明治二十五年十一月廿八日 官恩第廿九號

明治十年十二月第八十九號公達第一條ニ備使スル醫師、檢疫委員  
ト有之候ハ傳染病流行ニ際シ一時備使スル所ノ醫師、檢疫委員等ニ適用スヘキモノニシテ縣廳、郡役所等へ奉職スル職員ニシテ偶  
々傳染病流行ニ際シ豫防救治ニ從事セシメ爲メニ感染又ハ死亡セシモノ等ハ適用スヘキ筋ノモノニ無之右等ハ其執ル處ノ職務毫  
モ一般官吏ト異ナル處ナキヲ以テ去ル十九年閣令第二十三號官吏准官吏公務ニ依リ云々トアルニ準據シ其身分所屬ノ經費縣廳雇ハ  
所雇ハヨリ手當金給與致候筋ノモノト相見込候得共爲念此段及御問合候也

(右ニ對シ縣治局長ノ回答) 明治廿五年十二月三日 縣分戌第十三號

本年十一月廿八日官恩第廿九號御照會ノ件雇員ハ准官吏ニ包含セサルニ付縣廳雇ハ十年第八十九號公達ニ依リ其他ハ十九年當省訓  
第五九八號訓令末項ニ依リ支給方取計相成可然義ニ候此段及回答候也

追テ右ニテ御了知相成候ハ本年十一月十四日官進第六十一號手當金給與ノ義報告ハ一先御取下相成候様致度此段申込候也

(右回答ニ對シ再照會) 明治二十五年十二月七日 官恩第三三號

本月三日縣分戌第一三號ヲ以テ雇員ハ准官吏ニ包含セサル旨御回答ノ趣了承然ルニ本年九月山梨縣何指令ニ據レハ雇員ニシテ其職  
務ノ爲メ受ケタル傷損ノ本年勅令第八十號ニ依リ取扱不苦旨御指令有之均シク其執ル處ノ職務一般官吏ト異ナル處ナクシテ單ニ疾  
病ト傷損ノ差有之候ノミニテ一ハ官吏ニ準シ一ハ官吏ニ準セサルカ知キハ少シク穩當ナラサル様被存候ニ付重テ御問合候條今一應  
御教示相仰度此段及御照會候也

(之ニ對スル縣治局長ノ回答) 明治二十五年十二月十二日 縣分戌第一三號ノ内)

本年十二月七日付御照會ノ件明治十九年閣令第廿三號ニ依リ給與スヘキ場合ハ別ニ雇員ニ對スル給與方法(即チ明治十九年八  
月訓令第五九八號)モ存  
スル義ニ付各其職務ノ爲メ傷損ヲ受ケタル者ヲ本年九月勅令第八十號ニ依リ取扱ハ該令ニ限りタル義ニシテ他ニ準用スヘキニ無之  
義ト存候此段及回答候也

(閣令第二十三號) 明治十九年七月十三日

官吏准官吏公務ニ依リ傳染病豫防救治ニ從事シ爲メニ感染シ又  
ハ死亡シタルトキハ左ノ區別ニ從ヒ手當金ヲ給ス

一、手當金ヲ分ケ弔祭料、救助料、療治料ノ三種トス

一、救助料ハ感染者又ハ死亡シタル者ノ遺族ニ之ヲ給ス

一、療治料ハ感染者治療看護ノ雜費トシテ之ヲ給ス

一、弔祭料ハ年俸十二分ノ一若クハ月俸一箇月分若クハ日給三  
十分分ヲ給ス但官ヨリ埋葬スル者ハ之ヲ給セス

一、救助料ヲ分テ二等トス

一等 俸給五箇月分日給百五十日分

二等 俸給三箇月日給九十日分

第二節 職制定員及警察官の待遇

手當 表

月給 等級 療治料 埋葬料 扶助料

二百圓以上 一等 一日ニ付一圓 五十圓 二百五十圓

百五十圓以上 二等 一日ニ付一圓 四十圓 二百圓

百圓以上 三等 一日ニ付一圓 三十五圓 百五十圓

七十圓以上 四等 一日ニ付一圓 三十圓 百二十五圓

五十圓以上 五等 一日ニ付一圓 二十五圓 百圓

二十圓以上 六等 一日ニ付一圓 二十圓 八十圓

十圓以上 七等 一日ニ付一圓 十五圓 六十圓

十圓未滿 八等 一日ニ付一圓 十圓 四十圓

一、感染者死亡シタルトキハ一等救助料ヲ給シ死亡セサルトキ  
ハ二等救助料ヲ給ス

一、療治料ハ一日一圓ヲ給ス但官ヨリ治療スル者ハ之ヲ給セス  
内務省訓令第五九八號 明治十九年八月十九日

傳染病豫防救治ニ從事シ爲メニ感染シ又ハ死亡シタル者等へ手當  
金給與ノ義ハ左ノ手續ニ依リ支給スヘシ

一、官吏准官吏ハ本年七月第二十三號閣令ニ依リ廳府縣ノ定額  
經費内ヨリ支給シ直ニ内務大臣ニ報告スヘシ(傍線)ノ分  
ハ明治三〇、五月二九日訓令四九五號ニ依リ削除トナル)

但高等官ニ係ルモノハ其都度具申スヘシ

一、該閣令ハ恩給令及一時賜金ノ法ニ拘ラス特ニ其手當金ヲ支

五四一

第二章 警察制度の變遷(本縣)

給スルモノトス

一、巡查看守ハ明治十五年七月第四十一號公達巡查看守給助例ニ依リ巡查ハ警察費ヨリ看守ハ監獄費ヨリ支給シ其感染死亡ニ至ラサル者ハ該閣令ニ依リ二等給助料ヲ支給シ直ニ内務大臣ニ報告スヘシ(傍線一分前同斷)

但該給助例實施以前ニ在テ未ダ支給セサル者ハ明治八年第三號公達ニ依リ巡查ハ警察費看守ハ監獄費ヨリ支給スヘシ  
一、該閣令以前ニ係ル者ニシテ給與未済ノモノハ此手續ニ據リ具申スヘシ  
一、醫師檢疫掛、看護夫、人夫等ハ總テ明治十三年第八十九號公達ニヨリ地方稅中衛生費若クハ身分所屬ノ地方費ヨリ適宜支給スヘシ  
右閣令ス

傳染病豫防救治ニ従事スル者ノ手當金

(明治三十三年三月六日 法律三〇號)

第一條 判任以上ノ官吏ニ非スシテ傳染病ノ豫防救治ニ従事スル者公務ニ因リ病毒ニ感染シ又ハ之ニ原因シテ死亡シタルトキハ本法ノ規定ニ依リ手當金ヲ給ス

第二條 手當金ハ左ノ四種トス

- 一、療治料
- 二、給助料
- 三、弔祭料
- 四、遺族扶助料

五四二

第三條 病毒ニ感染シタル者ニハ療治料ヲ給ス感染者治癒シタルトキハ給助料ヲ給シ死亡シタルトキハ其遺族ニ弔祭料及遺族扶助料ヲ給ス遺族ナキトキハ葬儀ヲ行フ者ニ弔祭料ヲ給ス遺族中遺族扶助料ヲ受クヘキ者ノ順位ハ官吏遺族扶助法ノ例ニ依ル

第四條 遺族扶助料ノ死者ノ受ケタル給料ノ金額ニ應ジ別表ニ依リ一時之ヲ給ス其ノ給料ヲ受ケサル者ニ在リテハ別表ノ範圍内ニ於テ本屬長官適宜之ヲ給ス

第五條 療治料ハ命令ノ定ムル區別ニ依リ一日三圓以内ヲ給ス給助料ハ遺族扶助料ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ給ス弔祭料ハ月給一箇月又ハ日給三十日分ニ相當スル金額ヲ給ス其給料ヲ受ケサル者ニ在リテハ本屬長官適宜之ヲ給ス

第六條 手當金ハ國庫支辨ノ事務ニ従事スル者ニ在リテハ國庫ノ負擔トシ府縣費支辨ノ事務ニ従事スル者ニ在リテハ府縣ノ負擔トス

第七條 地方長官ハ市區町村ニ指示シ本法ノ規定ニ準シ其傳染病豫防救治ニ従事スル者ノ手當金支給ニ關スル規定ヲ設ケシムルコトヲ得

等級	月給	遺族扶助料
一 等	二百圓以上	千圓
二 等	百六十圓以上	九百圓
三 等	百三十圓以上	八百圓
四 等	百圓以上	七百圓

五 等	八十圓以上	六百圓
六 等	七十圓以上	五百圓
七 等	六十圓以上	四百五十圓
八 等	五十圓以上	四百圓
九 等	四十圓以上	三百五十圓

五、其他ノ給與

宿直辨當料

本第二百五十一號 明治十三年七月廿九日

巡查臨時辨當料給シ候儀自今相廢候事

但非常出火水等ハ此限ニアラス

註 「相廢候」とあるも前記録なし

内務省乙第五十七號 明治十四年十一月廿一日

明治十三年十月當省乙第九十三號警部巡查給與規則へ左ノ通追加本年十二月一日ヨリ施行

警部巡查辨當料ノ事

第十六條 外勤警部巡查夜警ノ節辨當料一度金三錢五厘以内ヲ以適宜其給否ヲ定ムルコトヲ得

(註) 警部巡查給與規則本款「官等俸給ノ關係」ニアリ參照

本課第十八號 明治十五年一月廿五日

本年一月廿六日ヨリ同年四月三十日迄巡查當直夜警ノ節ニ限リ辨當料金三錢支給候條此旨相達候事

關令官第二十一號 明治廿四年四月廿四日

第二節 職制定員及警察官の待遇

五四三

第二章 警察制度の變遷（本縣）

判任官以下宿直并徹夜勤務使役ノ者食料左之通相定メ本年四月一日以降實施ス

- 一 判任官并雇員ノ食料ハ一度三錢五厘トシ給仕小使同金二錢五厘トス
- 一 宿直ノ者ハ食料二度分ヲ給シ徹夜勤務使役ノ者ニハ同三度分ヲ給ス

訓令會第廿三號 明治廿四年四月廿八日（廿五年三月十五日訓令官第十號ヲ以テ廢止サル）

地方稅經濟ニ屬スル吏員諸雇等辨當料ノ儀本年四月卅日限り相廢止宿直并徹夜勤務使役ノ者食料左ノ通相定メ本年五月一日ヨリ施行ス

- 一 吏員學校職員及ヒ雇員ノ食料ハ一度金三錢五厘トシ給仕小使ノ食料ハ一度一錢五厘トス
- 一 宿直ノ者ハ食料二度ヲ給シ徹夜勤務使役ノ者ニハ食料三度分ヲ給ス
- 一 夜勤務ノ巡查看守ニハ食料金三錢五厘ヲ給シ女監取締押丁ニハ食料金二錢五厘ヲ給ス

警部補巡查及小使宿直辨當料支給規程（訓令地第一六五六號 大正四年四月二十八日改正）

第一條 警察署分署ニ宿直勤務ノ警部補、監督巡查、縣立病院、縣立治療院及大分地方測候所ニ宿直勤務ノ吏員、職員ニハ辨當料トシテ一夜ニ付金十錢ヲ支給ス

第二條 警察部、警察署、警察分署、郡役所、縣立學校、縣立病院、縣立治療院及大分地方測候所ニ宿直勤務ノ門監、小使ニハ辨當料トシテ一夜ニ付金五錢ヲ支給ス

第三條 辨當料ハ一箇月分ヲ翌月五日迄ニ支給スルモノトス但轉免死亡等ノ場合ハ其ノ時々又十二月分ハ翌月十日迄ニ支拂フコトヲ得

前支給規程中改正（昭和五年四月二二日 訓令庶第九六四號）

第一條中 「警察分署」ヲ削リ「大分警察署及別府警察署」ヲ「大分警察署、別府警察署及中津警察署」ニ改メ「日田農林學校」ヲ削ル

第二條中 「警察分署、郡役所」ヲ削リ「巡查教習所」ヲ「警察練習所」ニ改ム

文具給與

本縣訓令文第十四號 明治廿二年三月廿三日

文具給與規則ヲ定メ本年四月一日ヨリ施行

但從來貸渡若クハ已ニ買入アル分ハ本人ノ望ミニ依リ拂下又ハ公賣スルモ妨ナシ

文具給與規則

第一條 此規則ニ於テ文具ト稱スルハ左ノ物品ヲ總稱ス

筆	ペン	鉛筆	墨	朱墨	インキ
檢印用印肉	卷紙	押紙	硯箱	水入	字消護謄
簿記用海綿	小刀	筆	硯	水入	文鏡
檢印用肉池	定木	尺度	機拂用ブラツシユ	綬金並留針	コンパス
紙挾	火燧斗				

第二條 地方稅ヲ以テ給與スル文具ハ現品ヲ給セス文具料トシテ左ノ等級ニ應シ代料ヲ以テ給與ス

- 一 等 一ヶ月 金二十五錢 簿記事務者
  - 二 等 一ヶ月 金二十錢 書記事務者
  - 三 等 一ヶ月 金十五錢 普通ノ官吏職員及備員但製圖者製表者ノ類モ此内ニ包含ス
  - 四 等 一ヶ月 金十錢 駐在所巡查測候所技術者工場監督者及右ニ該當スル職ヲ存スルモノ
- 第三條 他職ヨリ兼任ノ者ハ兼官相當ノ半額ヲ給與シ一ヶ月兼務ノミニ從事スルトキハ全月分ヲ給ス（以下四條ヨリ十條迄アルモ省略）

第二節 職制定員及警察官の待遇

精勤加俸

警部補逡査加俸給與規則

(大正八年三月廿五日 縣訓令警七三五號)

- 第一條 明治四十三年勅令第四百三十八號ニ依リ功勞記章ヲ附與セラレタル者ニ對シテハ一箇月五圓以内ノ功勞加俸ヲ支給ス
- 第二條 本縣ニ於テ五年以上勤績シ明治二十二年內務省訓令第二十一號逡査看守精勤證書授與規則又ハ大正八年大分縣訓令警第七百號警部補精勤證書授與規則ニ依リ精勤證書ヲ授與セラレタル者ニシテ其成績優秀ナルモノニ對シテハ左ノ區別ニ依リ精勤加俸ヲ支給ス
  - 一、五年以上勤績 一ヶ月貳圓以内
  - 二、十年以上勤績 一ヶ月參圓以内
- 第三條 警部補ニシテ逡査ヨリ引續任命セラレタル者ハ前ノ逡査奉職期間ハ之ヲ警部補ノ勤績年數ニ通算ス
- 第四條 功勞加俸精勤加俸ハ之ヲ併給ス
- 第五條 精勤加俸ヲ受クル者ニシテ未ダ精勤證書ヲ沒收セラレタルニ至ラサル者ト雖モ文官懲戒令ニ依リ減俸以上又ハ逡査懲罰令ニ依リ一ヶ月百分ノ十五以上ノ懲罰ヲ科セラレ若クハ受給後ノ成績佳良ナラサルトキハ其ノ支給ヲ停止又ハ廢止スルコトアルヘシ
- 第六條 前條ニ依リ精勤加俸ヲ支給ラ廢止セラレタル者ト雖モ

- 更ニ一年ヲ經過シ成績優良ト認ムル者ニ對シテハ再ヒ第二條ニ依リ加俸ヲ給スルコトヲ得
- 第七條 警察部各課所長及警察官署長ハ各所屬ノ警部補逡査ニシテ本則第二條
- 又ハ第五條、第六條ニ該當スル者アルトキハ詳細ヲ具シ即時報告スヘシ
- 第八條 本則ニ依ル支給方法ハ俸給支給ノ例ニ依ル

本則ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

警部補長 宿料支給規則 (訓令警第五〇四號) (大正五年三月十一日)

- 第一條 警察署長、警察分署長タル警視、警部、警部補ニ宿料ヲ支給ス但シ官舎ニ居住スルモノハ此ノ限ニアラス
- 第二條 宿料ハ月額トシ支給金額及箇所ハ別表ニ依ル
- 第三條 宿料ハ每翌月七日迄ニ支給ス但シ轉免、休職、死亡ノ場合ハ其ノ際之ヲ支給ス
- 第四條 宿料ハ着任ノ日ヨリ起算シ轉免、休職、死亡ノトキハ其當日迄日割ヲ以テ支給ス
- 警部補逡査給與規則ニ依リ既ニ當月分ノ宿料全額若クハ半額ヲ給セラレタルモノニハ其間ニ相當スル宿料ハ之ヲ給セス
- 日割計算法ハ其月ノ現日數ニ依ルモノトス(五、四、一日ヨリ施行)

月額	大分	支	給	地
四	圓			

- 三 中津
- 二 日出、國東、日田、森、竹田、佐賀關
- 一 一圓五十錢 杵築、長洲、鶴崎、犬飼
- 久住

六、級位 級 勳

級勳内則取扱手續 (明治二十五年 賞勳局總裁通牒)

- 第一條 級勳内則ニ掲クル等差及期限ハ積年勤勞シ成績顯業ナル者ヲ待ツ所以ナルヲ以テ縱令年限ニ滿ツルモ其ノ成績ヲ認ムルニ不充ナルモノハ論ナク平素疾病其他ノ事故ニ依リ曠職多キ者又ハ屢々懲戒セラレ其他操行上議スヘキ事蹟アル者ハ年限ノミニ拘泥シテ選ヲ失スルコトナキヲ要ス
- 第二條 級勳内則第十九條第一項ニ據ル級勳ノ上奏書又ハ具申書ニ添付セル履歷書ハ左ノ書式ニ依リ任免陞降後ノ増減賞罰ノ要領級位授爵等勤功勞ノ成績ヲ徵スヘキ事項ヲ字體明瞭ニ記載スヘシ
- 第三條 削除
- 第四條 級勳上奏又ハ具申後授賜以前ニ於テ轉免陞降死亡ノ者アルトキハ速ニ其ノ事由ヲ賞勳局總裁ニ通知スヘシ
- 前項異動ノ通牒ニハ官名及有勳者ナルトキハ其ノ勳等ヲ記入スヘシ
- 第五條 級勳内則第十九條第一項ニ據ル級勳ノ上奏書又ハ具申書ニハ書式ニ依リ名簿ヲ添フヘシ

第二節 職制定員及警察官の待遇

更ニ一年ヲ經過シ成績優良ト認ムル者ニ對シテハ再ヒ第二條ニ依リ加俸ヲ給スルコトヲ得

第七條 警察部各課所長及警察官署長ハ各所屬ノ警部補逡査ニシテ本則第二條

又ハ第五條、第六條ニ該當スル者アルトキハ詳細ヲ具シ即時報告スヘシ

第八條 本則ニ依ル支給方法ハ俸給支給ノ例ニ依ル

本則ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

警部補長 宿料支給規則 (訓令警第五〇四號) (大正五年三月十一日)

- 第一條 警察署長、警察分署長タル警視、警部、警部補ニ宿料ヲ支給ス但シ官舎ニ居住スルモノハ此ノ限ニアラス
- 第二條 宿料ハ月額トシ支給金額及箇所ハ別表ニ依ル
- 第三條 宿料ハ每翌月七日迄ニ支給ス但シ轉免、休職、死亡ノ場合ハ其ノ際之ヲ支給ス
- 第四條 宿料ハ着任ノ日ヨリ起算シ轉免、休職、死亡ノトキハ其當日迄日割ヲ以テ支給ス
- 警部補逡査給與規則ニ依リ既ニ當月分ノ宿料全額若クハ半額ヲ給セラレタルモノニハ其間ニ相當スル宿料ハ之ヲ給セス
- 日割計算法ハ其月ノ現日數ニ依ルモノトス(五、四、一日ヨリ施行)

月額	大分	支	給	地
四	圓			

名簿ハ進級及初級ニ區分シ進級ノ者ハ勳等初級ノ者ハ官等ノ順序ニ依リ記載スヘシ

第六條 級勳内則第二十四條第一項第二號ニ該當スル者ナルトキハ其ノ准官等待遇又ハ日常職務ニ服事セサル事等ヲ明記スヘシ

(奏狀又ハ具申書式、進級人名簿、履歷書、ノ各様式略)

級勳ニ關スル件

- 一、級勳ノ計算ハ一ヶ月十五日前ノ任命ハ一ヶ月ニ算シ十六日以後ノ任命ハ半ヶ月ト算ス退官者ノ場合ハ月ノ十五日前退官シタル者ハ半ヶ月トシ十六日以後退官シタル者ハ一ヶ月ニ算ス
- 一、級勳、進級内申ノ場合其ノ他ノ起算ハ級勳ヨリ起算ス其級勳十五日以前十六日以後ニ不拘級勳ノ月ハ一ヶ月ト算ス
- 一、級勳内申後身分ニ異動アルトキハ直ニ報告スルコト同時ニ右ハ在官中職務精勤勳勞不尠ニ付級勳ノ詮議アリタキ旨内申ヲ要ス
- 一、官吏退官ノ際級勳年限ニ達シ居ル者アルトキハ退官後直ニ在官中ノ勤勞ヲ具シ級勳内申セハ詮議セラルルモノナリ一ヶ月以上ヲ經過セハ或ハ詮議六ヶ數コトトナルニ付退官シタルトキハ時機ヲ失セサル様注意ヲ要ス

級勳算數表

現官職	資格	在職年數	通算
判任	判任ニ對シ	三分ノ一減	初級二十年官等ニ依リ一年減(實際年數三十年ヲ要ス)
待遇	判任ニ對シ	三分ノ一減	

判待 / 奏任ニ對シ 奏任ニ對シ  
 判任 / 奏任ニ對シ 奏任ニ對シ  
 奏任 / 奏任ニ對シ 奏任ニ對シ  
 待遇 / 奏任ニ對シ 奏任ニ對シ  
 奏任 / 奏任ニ對シ 奏任ニ對シ  
 判任 / 奏任ニ對シ 奏任ニ對シ  
 奏任 / 奏任ニ對シ 奏任ニ對シ  
 官 / 奏任ニ對シ 奏任ニ對シ

昭和二、三、一丙二二一 及 昭和二、二、二五  
 内務省 勅令七七八  
 ○ 敍勳内申ノ履歷書ニ記章ヲ受領シタル者ノ記載方  
 内 務 省 及 大正六、四、一三  
 大正六、四、一三二 勅令發四四二  
 右何レモ本文記載省略  
 敍位敍勳ニ關スル件 (昭和十四年七月十五日)  
 (警内六二二號)  
 敍位敍勳ニ關シテハ從來何等指示シタルモノナク初級進級等ノ  
 資格ノ有無及履歷書記載方等ノ判斷資料トナルモノナカリシ爲  
 其取扱區々ニ互リ延テハ内申漏並内申ノ遅延ヲ招來シ支障殊カ  
 ラサリシカ爾今可成聖恩ニ浴セシメ得ル者ハ其ノ恩命ニ浴セシ  
 メ一層ノ感激ヲ以テ職務ニ精勵セシムル様致度ニ付別紙要綱參  
 照ノ上遺漏ナキヲ期セラレヘシ  
 追而七月十日現在ニ依リ其課、所、署ニ於ケル有位帶勳者ヲ  
 各左記様式ニ依リ折返シ報告シ敍勳(位)有資格者ニ對シテ  
 ハ履歷書ニ通添付ノ上速ニ内申セラレヘシ  
 (有位、帶勳者名簿略)  
 ○ 敍位進階要綱  
 一、現ニ判任官以上ノ職ニアリ判任官待遇ノ年數ハ之ヲ三分ノ  
 二ノ年數ニ折算シ判任官在職年數ハ其ノ實在年數ヲ算定シ併  
 セテ滿二十年以上タルコト兵役ニ服シ若ハ召集ヲ受ケ在營シ  
 タルモノノ年數ハ判任官以上ノ年數ノミヲ算定ス  
 一、履歷書記載提出方ニ關シテハ敍勳内申ノ場合ト同様  
 ○ 敍勳内則要綱

一、私事ヲ除キ其ノ他ハ總テ内申ヲ要ス  
 一、判任官待遇者モ敍勳セラレル  
 ○ 敍勳内則第十六條ニ依リ賜ハルヘキ  
 勳二等以下ノ旭日章及實冠章取扱例  
 一、敍勳内則第十六條ニ依リ勳二等以下ノ旭日章又ハ實冠章ヲ  
 賜フ場合ハ勳等進級ヲ伴フヘキ官等ニ昇進セシメ退官退職若  
 ハ病氣危篤ノ場合ニ限リ取扱フコト  
 一、退官退職ノ際勳二等以下ノ旭日章又ハ實冠章ヲ賜ハリタ  
 ル者再ヒ任官、就職シタル場合ハ勳等進級ヲ伴フヘキ官等ニ  
 在官在職滿一年以上ニアラサレハ勳等進級ノ取扱ヲナサス  
 ○ 敍勳内申添付ノ履歷書記載方  
 大正一四、一一、一六 秘發二七五 商工省 並 大正一四、一一、一四  
 大正一四、一一、一八 秘 一九七 文部省 勳内發一一五九  
 ○ 敍勳者ニ對スル勳記傳達方

判任官待遇年數ハ判任官ニ對シ三分ノ一ヲ減ス  
 階級別 官 等 級 別 初 級 進 級  
 進 級  
 巡 査 四 等 待 遇 (五十四圓以下) 三 〇 年 一 三 年 六 月  
 三 〇 年 一 三 年 六 月

第三百十八號 明治六年九月十四日 太政官  
 自今諸官員父母ノ祭日ニハ休暇ヲ賜リ候此旨相達候事  
 右之通

巡 査 三 等 待 遇 (五十五圓以上) 二 八 年 六 月 一 二 年  
 警 部 補 判 任 四 等 (五十四圓以下) 二 〇 年 九 年  
 警 部 補 判 任 三 等 (五十五圓以上) 一 九 年 八 年

七、休 暇 其 他

御布告相成候修管下一圓無洩布達候事  
 明治六年十一月廿二日  
 太政官第百八號布告 明治七年十月十七日  
 服忌ノ儀追テ被仰出ノ品モ可有之候得共差向京家ノ制武家ノ制兩様ニ相成居候テハ法律上不都合有之ニ付自今京家ノ制被廢候此旨  
 布告候事  
 右ニ依リ京都府ヨリ明治七年十一月十八日左ノ伺ヲ爲シタリ  
 服忌令ノ儀ハ追テ被仰出ノ品モ可有之云々本年第百八號ヲ以テ御布告相成有武家制服服忌令ノ義ハ元錄年中改正元文中増補ノ別册  
 相用ヒ可然哉爲念伺

大分縣權令 森 下 景 端  
 第一條 一年勤續ノ者ハ休暇二十日ヲ賜フ之ヲ通常休暇トス其  
 不勤ヲ算シ休暇ノ日數ヲ減スル左ノ例ニ依ル

(別册) 服 忌 令 (内容は現行のものと同じに付省略)  
 巡查休暇規則 當分左ノ通相定候條此段相達候事  
 但日數起算ハ本月一日ヨリト可相心得事  
 巡查休暇規則 (明治九年七月二四日)

十六日以上 三十日以下 賜暇日數 十七日  
 五四九

第二節 職制定員及警察官の待遇

第二章 警察制度の變遷(本縣)

三十一日以上 四十五日以下 十四日  
 四十六日以上 六十日以下 十一日  
 六十一日以上 七十五日以下 八日  
 七十六日以上 九十日以下 五日  
 九十一日以上 休暇不賜

第二條 通常休暇ノ外滿三ヶ月以上皆勤ノ者ハ別ニ慰勞休暇ヲ賜フ其例左ノ知シ

皆勤年數 賜暇日數

一季 五日  
 半年 十五日  
 一年 三十五日  
 二年 五十五日  
 三年 六十五日  
 四年 八十五日  
 五年 九十五日

第三條 凡ソ休暇ハ其月數勤濟ノ上之ヲ賜ハルヘシ之ヲ分賜又ハ合賜スルモ本人ノ願望ニ任スヘシ

第四條 休暇中ハ旅行又ハ歸郷スルコトヲ許ス其行先必ス管理ノ警部ニ届出ヘシ

第五條 職務傷痍ヲ受ケ療養中ノ不勤又ハ父母祭日忌引等ノ給暇ハ不勤ノ部ニ算入セス

第六條 慰勞休暇ノ日數ハ次後ノ休暇ヲ計算スルニ及ヒ勤務ノ部ニ算入シ通常休暇ハ其日數ヲ除キ出勤ノ日ヨリ起算スヘシ

第七條 休暇中旅行及歸郷ノ者歸郷延期願ハ何等ノ事故アルモ

公務ニ係ル外一切許スヘカラス

第八條 休假期限ヲ過キ出勤セサル者ハ相當處分ニ及フヘシ

第九條 休暇ハ公務ノ都合ニ依リ一時延引又ハ停止スルコトアルヘシ

第十條 休暇中旅行又ハ歸郷中ト雖モ深ク行狀ヲ慎ミ尤職務上ニ注意シ異開變事アレハ速ニ本廳又ハ管理ノ警部ニ報呈シ時機ニ依リ直ニ具狀スルコトアルヘシ

警部廿七號 明治九年九月十九日 大分縣

巡査奉職中祖父父母病氣看護ノ爲メ歸省並歸省中本人病氣ニテ暇願ノ者ハ執匙醫員ノ診察書ヘ區戸長及親戚ノ保證書無之テハ難開屆規則ニ候條此旨相心得巡査奉職致シ居候親戚ノ者ヘ無遺漏可相達置此段相達候事

父母病氣看護ノ場合歸省ノ件

(明治四一年四月二十五日縣令名) 警察課長

警察署在勤ノ者父母病氣危篤ノ旨急報ノ節歸省願書差出指令ヲ俟テハ往復時日ヲ費シ病親死後ニ至ルモ難測情實懸然ニ付親戚ノ報知狀又ハ醫師診斷書等同僚警部一名ノト確實ナリト見認ル時ハ指令ヲ俟ス歸省默許可致候條其旨各署在勤ノ向ヘ相示シ置可申此段及内達候也

本第六十九號 (明治一三年六月一六日)

巡査通常及慰勞休暇之儀十人以下詰合ノ警察分署ニ於テハ自今一人ノ外休暇不相成候條此旨相達候事

但父母看病ハ本文ノ限ニ非ス

巡査看守休暇規則

(明治一八年七月三〇日) (内務省令)

第一條 巡査看守ハ常ニ定員ノ充足ヲ要スルヲ以テ休暇ヲ許ササルヘキモノナレトモ其勤務上差支ナキニ於テハ皆勤ノ者ニ限リ特ニ慰勞ノ爲メ休暇ヲ與ルコトヲ得

第二條 休暇ノ日數ハ左ノ割合ニ從フ

休暇日數

一ヶ年間皆勤ノ者 三週間 半ヶ年皆勤ノ者 一週間

第三條 非番父母祭日及職務上負傷者ノ缺勤ハ缺勤日數ニ算入セス

第四條 休暇日數ハ數年ニ通算シテ併與スルコトヲ得ス

巡査休暇規則

(明治一八年一〇月一四日) (縣本課五六號)

第一條 巡査ハ常ニ定員ノ充足ヲ要スト雖モ勤務上差支ナキ場合ニ於テハ皆勤ノ者ニ限リ其勤務ヲ區別シ慰勞ノ爲メ休暇ヲ與フヘシ

第二條 休暇日數左ノ如シ

一ヶ年皆勤ノ者 三週間以内 半ヶ年皆勤ノ者 一週以内

巡査消防手休暇規則の改正に就て

(内務省警保局 柳垣新六)

昭和八年十月三十一日内務省訓令第九號を以つて巡査消防手休暇規則が公布せられて來年一月一日より之を施行されることになつてゐる就ては實施に當つて聊かこれ規則改正の趣旨とせられる所を記述し尙訓令の内容解説を試みたいと思ふ(中略)

巡査看守官休暇規則の沿革を尋ねるに古く明治十八年七月内務省達番外を以て制定せられ其後明治二十八年一月内務省訓令第一號を

第二節 職制定員及警察官の待遇

以つて一部改正に依り五年又は十年皆勤の者に對する特別休暇の規定を加へられ又判任官の待遇を受ける消防手に對しては大正七年三月同訓令第四號を以て右規則を準用すべき旨規定せられて現在に至つたのである

規則改正の趣旨とせらるゝ所は訓令と同時に警保局長より各廳府縣長官宛發せられた依命通牒に依つて明かなる所であつて申すまでもなく休暇に關する規定を整備し受休暇者に對する待遇改善の一端を實現しやうとする主意に外ならぬ云々(昭和八年十二月警察協會雜誌)

八、參考事項

甲第二百二十七號 明治八年十二月十二日 大分縣令名

今般人民保安之爲管内各所へ警部出張所及巡查屯所ヲ設ケ日夜巡查經過爲致候ニ付テハ川々渡場橋賃舟賃共巡查制服ヲ着シ候者ニ限リ以來無賃通行爲致候修其旨相心得區内渡守橋番等之者共へ無洩可相達置候事

但當分之内ハ儘札ヲ示シ通行爲致候事

道橋賃渡津等ニ於テ警部巡查區内通行ノ節賃續請求ヲ禁ス (明治九年三月五日 内務省布達甲四號)

道橋賃渡津等ニテ公私ノ別ナク賃續請求ノ儀許可致置候場所モ有之候處自今警部並巡查持區内巡視ノ節制服着用ノ者ニ限リ賃續請求不相成候條此旨布達候事

警察官渡橋賃舟賃之件 (明治一九年三月一八日 縣乙三〇號)

人民私費ヲ以テ架設ノ橋賃渡津自今府縣自他ノ差別ナク警察官巡查制服着用ノ節及看守押丁ハ囚人護送ノ節ニ限リ其囚人一同賃續請求不相成候條條テ許可有之架橋賃船願人共へ無洩相達スヘシ

警起第六九號

從來公文ニシテ當都課所長若クハ課所名ヲ以テ發送スルノ例有之候處右ハ相續シ候事ニ決定候條條來當都ニ發送スル文書ハ總テ警

都長宛ニ取扱ハルヘシ

右訓示ス

明治廿九年十月六日

警發第七〇號 明治三十年六月十二日

明治二十九年十月警起第六九號課所長名等ニテ公文往復廢止方ノ件ハ取消ス

運賃ニ對シ慰勞金贈與ノ件 (明治二九年四月一七日)

四日市收第一四六號 (四日市署長ノ具申)

四日市警察署 署 長 名

巡查 佐 田 光 多

右ハ昨二十八年八月六日ヨリ虎列刺病流行ニ際シ部下驛館村ニ助勢トシテ出張セシメ數人ノ發患者アリテ消毒取締ニ從事セシメ置キタルニ今般同村長永松普吾ヨリ慰勞金五圓贈與致度旨願出候條別紙許可願進達致候間御許可相成候様致度此段具申致候也

(別紙) 慰勞金寄贈御許可願 (明治二九、四、一六 驛館村長ヨリ)

四日市警察署 署 長 名

字佐郡驛館村出張

巡查 佐 田 光 多

慰勞金 五圓

右明治廿八年夏秋ノ候各地惡疫流行ノ慘憺タル悲境ヲ見ル現ニ本村工處列刺病患者發生直ニ署長ノ命ヲ受ケ本村ニ出張シ專ラ豫防消毒ニ盡力セラル然ルニ勢頗ル劇烈ナル爲メ數多ノ死亡者ヲ生シ他ニ傳染ノ兆候之レアルモ終ニ其病毒ヲ撲滅ニ至ラシメ村民ヲ高枕安臥ニ來ラシメタルハ全ク署長ノ命ヲ受ケ氏ノ患者ニ接スル職務上盡ス可キモノトスルモ取扱ニ係ル頗ル叮嚀深切眞ニ慈母ノ赤子ヲ愛スルカ如シ人ノ尤モ忌ムヘキ嫌フヘキ汚穢物消毒ニ自ラ手ヲ下セル等ハ公衆ノ銘肝スル處ナリ之レ獨リ氏ノ豫防消毒ヲ督勵スル處置ノ宜シキハ平素公衆安寧ニ意ヲ用ユルノ致ストコロナリ本村有志者ヨリ其勞ヲ謝スル爲メ何出候得者事情御洞察ヲ以テ願意御探臨相成度此段奉願候也

第二節 職制定員及警察官の待遇



(右ニ對シ知事裁決警部長名ヲ以テ訓示スルコト左ノ如シ)  
警收第九九號 (明治二九、四、二〇) 警部長名)

去ル十七日付四日市收第一四六四號ヲ以テ字佐郡驛館村長ヨリ其署巡查佐田光多へ慰勞金贈與ニ關スル願書進達ノ處巡查職務上ノ行爲ニ對スル金錢ノ贈與ハ受收セシメラレス候條同村長ニハ一應其厚意ヲ謝シ該願書返戻方取斗ハルヘシ  
右依命訓示ス

(註) 尙之ト前後シ中津署詰岡本巡查外二名ニ對シ同様ノ事柄アリ所轄中津署長ヨリ何アリ前文同様訓示 (同年八月三重署詰巡查野仲虎勝ニ對シテモ同様ノコトアリ。其他ニモ時々散見ス)

警收第五四號 (明治三十年五月十八日 警部長ヨリ各署長宛)

(註) 本件ハ明治三十七年七月廿七日指示警第六號ニテ消滅トナル

駐在巡查慰勞ノ爲メ町村會ノ議決ニ依リ金品等ヲ寄贈スルモ差支ナキ旨決定セリ

但巡查ニ於テ長官ノ認可ヲ受ケ受贈スヘキハ勿論ニ付コノ場合ニ在ツテハ篤ト其寄贈ノ内情等ヲ取調開申スル儀ト心得ヘシ  
右内訓ス

訓示警第一六五號 明治三十二年六月十六日 警 部 長 名

巡查ノ功勞ニ對シテハ既ニ賞與ノ規定アリ私人ノ報酬ヲ受クヘカラサルノ原則ナルヲ以テ假令厚意上禮ヲ以テ贈遺ヲ願出ル者アルモ異常ノ勤勞アルニアラサレハ其受理ヲ許スヘカラアルコトニ決定候條從前ノ訓示ニシテ本文ニ抵觸スルモノハ凡テ廢止ス  
追テ贈遺アリタルトキハ其内情及勤勞ノ如何ヲ調査シ詳悉具申セラルヘシ

警察官ノ醫療ニ就テ 大正十年十一月一日施行

警察官ノ健康保全ト一而經濟的醫療ノ平易ヲ圖ル爲メ大正十年十一月一日左ノ通り警察部員及大分警察署員トヲ以テ醫療組合ヲ組織シ之カ規程ヲ設ケタリ

警察部員大分警察署員醫療組合規程

第一條 本組合ハ醫療上相互救済ノ目的ヲ以テ警察部員大分警察署員ヲ以テ組織ス但家族ニ及ハス

第二條 治療投業従事員ハ警察部技術員中公務ニ餘暇アル者ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 治療ノ場所ハ警察部衛生試驗場技術員室トス

第四條 組合員ニシテ診察治療ヲ受ケントスルモノハ右診療室へ出頭受診治療ヲ受クヘシ但シ往診セス

第五條 藥品及治療器械ハ別表ノ品目ヲ以テ之ニ充ツ

前項ノ經費ハ差當リ協會費ヲ以テ之ヲ支辨ス

第六條 藥價ハ一日實費十錢トス但シ高價藥ハ此ノ限ニアラス

第七條 藥價及其ノ他ノ料金ハ毎月、月俸、月割額給料ヨリ之ヲ控除徵收ス

大分警察署ニ於テハ右ニ依リ毎月之ヲ徵收シ翌月五日迄ニ警務課會計係へ送付スヘシ

前項ノ送付ヲ受ケタル警務課會計係ハ之ヲ取纏メ其月十日迄ニ取扱主任者へ交付スヘシ

第八條 組合ノ財産ハ確實ナル銀行ニ預入レ保管ヲ爲スモノトス

第九條 組合ハ別記第一號様式並ニ第二號様式ノ明細簿ヲ備ヘ

第二節 職制定員及警察官の待遇

各主任者ニ於テ夫々整理スヘシ

第十條 本規程ハ大正十年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表省略)

警保局警發甲第一四九號 昭和十三年十二月五日

應召警察消防官吏公務傷病ノ爲召集ヲ解除セラレタル者ノ取扱ニ關スル件

警察官吏又ハ消防官吏ニシテ今次支那事變ニ際シ陸海軍ニ召集セラレ公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ召集ヲ解除セラレタル者ノ身分取扱ニ關シテハ左記御參酌ノ上遺憾ナキヲ期セラレ度爲念申候

記

一、身體ニ多少ノ機能障害又ハ缺所アルモ執務上差支ナキ程度ノ者ハ巡查(消防手)採用規則ノ條件ニ拘ラス原則トシテ原職ニ復歸セシムルコト

二、不具又ハ身體ノ機能障害ニ依リ外勤ニハ多少支障アリト雖モ内勤トシテ適切ナル勤務ニ就クコトヲ得ル者ハ警察消防官吏ニ復歸セシムルコト

三、不具又ハ身體ノ機能障害ニ依リ警察消防官吏トシテ服務セシメ難キ者ニ付テモ警察書記其ノ他ノ警察消防職員トシテ採用シ得ル者ハ十分考慮スルコト

四、不具者ニシテ到底警察消防職員トシテ復活セシメ難キ者ニ付テハ他ニ適當ナル轉職又ハ適切ナル職業輔導ノ斡旋等ニ付遺憾ナキ方途ヲ講スルコト

第二章 警察制度の變遷（本縣）

五、戦病全治ニ至ラスシテ召集解除トナリ警察消防關係員トシテ在職セシメ難キ病狀ノ者ニ付テハ平常ニ於ケル取扱慣例ニ比シ相當期間現職ニ置キ治療セシメ尙恢復ニ至ラサル場合ハ退職セシムルコト  
 右ノ場合大日本傷痍軍人會身上相談所戰病軍人醫務機關其ノ他保護機關トノ連絡等本人ノ治療及生活上ニ十分ノ注意ヲ拂ヒ遺憾ナキヲ期スルコト  
 右ニ依リ縣トシテハ不取敢其旨同年十二月二十三日警第五七號ヲ以テ縣下各警察署長ニ示達シタリ  
 尙  
 昭和十四年一月二三日連警第二三二號ヲ以テ左ノ追加示達ヲ爲ス

仕度料の融通

警察官の待遇が其職務の性質から見て他の官吏に比し其酬ひらるゝ處の薄いことは今も昔も變りなく従つてこれが優遇の問題は中央地方を通し常に喧しく言はれてゐる所であるが兎角聲のみに終つてゐる事は事實が證明してゐる所である、大正七、八年の物價騰貴の頃等米は一升五十錢をはね越さうといふ時家内子供を抱へた巡查で月俸僅かに十七八圓（これも高教者である）で一家の經濟を切り盛りした様なことは最近の實例である。殊に一署の署長級で二十四内外の俸給を受けて其地位を保つてゐた事は氣の毒さを通り感して一つの悲惨事ではなかつた。此の一片は警視又は警部級の人で、服制改正の當時被服の新調困難を感じ警察協會から其貸與を受けたといふ記録で警察官の薄給を物語る一つの例話なれば稍個人の名譽を毀つる感じはあるが、摘録して見たい。

記

被服料貸付金償還之件

大協第五號（大正七年三月二日 警察協會支部副長名）

今般警察協會ノ事業トシテ種々ノ計畫有之候ニ付テハ被服料トシテ先キニ御貸與致置候左記金員乍御面倒來三月二十日迄ニ御返金相成度及照會候也  
 （左記氏名については特に伏字とす）

金貳拾五圓	同	同	同	同	同	同	同
金拾圓七拾五錢	同	同	同	同	同	同	同
金貳拾五圓							
金貳拾四圓							

（以上退職者）

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

次はこの督促に對する一つの斷り狀である、警察官の窮境以つて察すべきである。

拜啓秋冷の候御勤勞如何に候哉御何申上候爾來御左右御何不申失禮仕り候不惡御海容被下度奉願候次に小生事不相變縁々消光致居のみにて面目無之候例の酒量も年のせいと胃の工合とに依り漸く減退致御縣在職中の如き勇氣は無御座候却説先年服制改正の

第二節 職制定員及警察官の待遇

節警察協會大分支部より拜借せし金子共儘に相成過日支部より御督促を受け赤面至極に存候實に永年御猶豫を御願申候事故早速皆済可仕之處不相變の貧乏にて閉口仕り候付ては何とか今暫く御猶豫之途有之候はゞ來月四五日頃迄御見合被下問敷哉誠に勝手  
の申分にて恐入候へ共宜敷御願申上候○○君漸くのことにて復職致され先は結構と存候○○分署と云へは先年休職警部の二人も  
出し候處にて餘り繰起よき處には無之候へども氏の手腕を以つてせばレコードを破ることも出来るならんと存候御上京の節は是  
非御枉駕被下度御待申候兩國驛より僅か一時間餘にて到着する處に御座候○坂君外舊友各位に宜敷御風聲奉願候 勿々敬具  
十一月六日（大正五年）

○ 澤 殿

（氏 名 略）

### 第三節 警察部と其機構

明治四年廢藩置縣前後に於ける諸制度の變遷は眞に複雑にして併かも頗る急變なものであつたが其の詳細に至りては既に「廢藩置縣の狀況」の歟を始めとし「警察制度の變遷」其の他の章節に於て述べし處あるを以て此處に其の再録を省き單に本節の題名に依る概況を記することとする。

廢藩に依り我大分縣も明治四年七月從前の藩を廢し、更めて大分縣を置き、同年十一月之が初代の縣令として森下景端の來任を見たるものなるが、是より先同年十月二十八日太政官第五百六十を以て府縣官制の發布せらるゝありて府縣に聽訟課を置くこととなりし爲め本縣政は乃ち縣令の着任を待ち翌五年三月一日より之を實施したり是實に現代警察部の濫觴たり。後八年十一月三十日太政官第二百二府縣職制の發布に依り第四課と改められ翌九年一月より之を實施せり。

今試みに聽訟課以來其の變遷の狀況を記すれば

- 一、聽 訟 課 自明治五年三月一日 三年一ヶ月半間  
至明治九年一月六日
- 二、第 四 課 自明治九年一月七日 二年十ヶ月間  
至明治十一年十月卅一日
- 三、警 察 課 自明治十一年十一月十日 一年六月十日間  
至明治十三年五月十日
- 四、警 察 署 自明治十三年五月十一日 二十 日 間  
至明治十三年五月卅一日
- 五、警 察 本 署 自明治十三年八月六日 六年二ヶ月間  
至明治十九年八月六日
- 六、警 察 本 部 自明治十九年八月七日 四年三ヶ月間  
至明治廿三年十月卅一日
- 七、警 察 部 自明治廿三年十一月一日 十四年六ヶ月間  
至明治卅八年四月十七日
- 八、第 四 部 自明治卅八年四月十八日 二年三ヶ月間  
至明治四十年七月十二日
- 九、警 察 部 自明治四十年七月十三日 現 代

以上の如くにして明治五年三月一日本縣廳内の一隅に聽訟課の名を以て誕生以來昭和十五年末の今日迄時を閱すること實に六十八年十ヶ月其間改名せらるゝこと九回にして今日に至つたものである。

以下其間に於ける機構の改變に就き歟を追ふて述べんとす。

### 第一款 聽訟課時代

一口に聽訟課時代と云へば自明治五年三月一日三年一ヶ月餘の間を云ふのであるが、抑も此課の設置された由縁は、明治五年三月朔日各縣事務統合の精神に基き、設置されたもので、前年の即ち廢藩置縣の直後なれば凡ての施設改革樹立の年である。則ち同年正月十八日には初代の縣令森下景端氏が着任第一歩舊縣大參事を一堂に集め縣治改革の目安を樹てた年で獨り警察の事のみならず、凡ての部門に就き具體的方針を定めたのである、左に其狀況を述ぶることとする。

#### (一) 職制關係

明治五年正月二十八日局中假規則を設けて縣令以下諸員の職務を定め日常勤務の時限、處務の大要民衆處遇（即聽訟）の事を規定し同二月廿八日を以つて府内遊藝館（現武武會のある所）に置かれた縣廳は同年八月六日これを舊府内城に移された今當時の記録を見ると「明治六年九月廿四日四課十三專務ヲ置ク即ち庶務課（簿書、戶籍、驛遞、學務ノ四專務）聽訟課（訴訟、鞠獄ノ二專務）租稅課（收稅、土木、勸業、印紙ノ四專務）出納課（統計、用度、賑貸ノ三專務）トス」とありて一見此時初メテ聽訟課の創設を見たるか如きも一面先之「明治五年十一月二十三日是迄小分課ヲ掛リト唱ヘシヲ專務ト改メ社寺、貫族二係ヲ廢シ戶籍專務ニ合シ賑貸專務ノ二掛ヲ賑貸專務ト改メ、驛遞係ヲ雜務專務ニ、徒囚係ヲ鞠獄專務ニ、徒場係ヲ用度專務ニ合シ、庶務課、學校、戶籍、雜事、簿書、調律、訴訟、鞠獄、收稅、土木、勸業、統計、賑貸ノ十三專務トス」とあり更に「按スルニ調律ノ上ニ「聽訟課」收稅ノ上ニ「租稅課」統計ノ上ニ「出納課」ノ字ヲ脫スルナラン是ヨリ先キ諸掛ノ廢置考ヲ可ラス」とあり即ち明治五年十一月既に調律、訴訟、鞠獄等專務の名稱に於て警察監獄の事務を統掌し來りしは明かにして併かも其附記に於て筆

者も亦大に首肯する處ありと信ず、果して然らば聽訟課の起原は實に明治五年十一月廿三日なりとするも適當ならずと信ず、而して同八年四月十五日聽訟課中に當分警察專務を置き同八月三十日之を庶務課に屬せしめ同年十二月二日遂に警察專務を廢したり、明治八年十一月三十日太政官達第二百三號府縣職制の發布ありて同九年一月七日更に制度を改め

第一庶務、第二勸業、第三租稅、第四警保、第五學務、第六出納ノ六課を置き、監獄は第四課の管理に屬す

然らば其時聽訟課は第四課と改められたるか如きも別に同九年二月八日太政官布告第十號を以て「府縣官中ニ警部ヲ置ク」明治九年三月十九日司法省指令に依り聽訟課を大分裁判所と稱し民事刑事の二課ヲ置クとあり従つて前記第四課創設後裁判所と改稱さるゝに至る間聽訟課の名稱も亦全廢に至らざりしものゝ如し。

#### (二) 當時の世相

當時本縣に於ては維新後所謂縣治直しの時れば其統制には當路の人にも相當に頭を悩したものと如く従つて法規以外に出した諭文諭告の如きも其世相を物語るものか相當多い、殊に明治初年以來連年勃發した農民一揆の如き猶其跡を斷たず、五年十一月には庄内郷一帶に亘り大なる一揆か起り不撓世間を騒かし六月には明治刑典の嚆矢ともいふべき改定律例の公布があり更に窃盜條例如か發せられ、同年十月には違式註違條例如か公布され、同十一月には内務省の設置同七年二月には佐賀亂勃發して人心の不安は縣下にも及び、八年三月には行政警察規則の公布あつて、同五月には警察署設置ノ件を内務省に伺、同十二月には邏卒を巡査と改稱し社會保安に任せしむる等縣治の内外頗る多事多端であつた。

左に此期間内に於ける特種の記録二三を參考として附記して見たい。

明治元年七月二十五日（辨事五八七）

諸願伺屆等一六之外辰刻ヨリ午刻迄ニ可差出事

但差向候儀ハ此限ニアラス

同年十二月十七日（一〇九三）

第三節 警察部と其機構